

博士学位論文

アメリカにおける **Military Social Work** に関する研究
—**Military Social Work** の意義と専門職養成—

鹿 児 島 国 際 大 学 大 学 院
福祉社会学研究科 社会福祉学専攻

田中 顕悟

2016 年 3 月

アメリカにおける Military Social Work に関する研究
—Military Social Work の意義と専門職養成—

目次

序章 研究目的・研究対象・研究方法	1
第1節 研究の目的と領域.....	1
1 目的と課題	1
2 研究の背景	1
3 社会変動とソーシャルワーク	3
4 ソーシャルワーク実践の対象領域	4
第2節 研究対象.....	5
1 Military という用語に関する解釈	5
1) 語彙の視点から	6
2) 自衛隊の役割・機能から	6
2 研究対象の設定とその事由	7
1) 既存のソーシャルワーク実践の領域.....	7
2) 自衛隊における支援活動の現況と先行研究.....	7
3) 自衛隊が直面している状況	8
3 本研究における仮説	8
第3節 研究方法と本論文の構成.....	10
1 研究方法	10
2 本論文の構成.....	10
3 本研究のベース	12

第1章 ソーシャルワーク実践の一領域としての MilSW	13
はじめに	13
第1節 ソーシャルワーク実践の対象とその領域	13
第2節 MilSW のソーシャルワークにおける位置づけ	16
1 ソーシャルワーク専門職のグローバル定義より	16
1) ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の概要	16
2) 定義の改訂から考える「多様性」と「グローバリゼーション」	17
2 Occupational Social Work の視点より	19
第2章 MilSW 概論 ー歴史の変遷と概要ー	22
はじめに	22
第1節 MilSW の歴史の変遷と現代を取り巻く状況	22
1 南北戦争から第二次世界大戦集結まで	22
2 第二次世界大戦以降～ベトナム戦争終結まで	24
第2節 ベトナム戦争終結以降のアメリカ各軍の MilSW の歴史の変遷	25
1 U.S.Army における MilSW の歴史	26
2 U.S.Air Force における MilSW の歴史	30
3 U.S.Navy における MilSW の歴史	32
第3節 アメリカ同時多発テロ事件の MilSW への影響	34
1 SM・MF・VT への調査からみる 9.11	35
2 MilSWer の活動概要と 9.11	37
3 「退役軍人自殺防止のためのクレイ・ハント法」	39

第3章 先行研究にみる MilSW の概要ならびに定義.....	41
第1節 MilSW の定義および概要.....	41
1 MilSW に関する主要文献における定義.....	41
2 Oxford Bibliographies による MilSW に関する主要文献.....	45
3 MilSWer の業務・活動の概要.....	46
第2節 諸外国における MilSW の概要.....	50
1 カナダにおける MilSW.....	50
2 イギリスにおける MilSW.....	51
3 オーストラリアにおける MilSW.....	53
4 フィンランドにおける MilSW.....	55
5 南アフリカにおける MilSW.....	56
第4章 MilSW の活動の全体像.....	58
第1節 MilSW の対象者に関する整理.....	58
1 対象者に関する定義.....	58
2 MilSW の対象者のニーズ調査から.....	59
3 調査結果から明らかとなった SM のニーズ.....	60
4 調査結果から明らかとなった MF のニーズ.....	63
5 Military Social Work の対象者としての MF の特徴について.....	66
6 Military Social Work における SM の Well-Being モデル.....	71
第2節 MilSW が活動するシステム.....	74
1 支援に関わるソーシャルワーカーに関する定義.....	74

2	MilSWer が活動を行うシステムに関する先行研究	75
1)	Micro MilSW	75
2)	Mezzo MilSW	76
3)	Macro MilSW	76
3	MilSW における実践モデルに関する先行研究	77
第3節	MilSWer の活動内容	81
1	MilSWer の活動の概要	81
2	Re-Integration の過程における MilSW の支援対象となる要因	82
1)	複数回にわたる異動・転居	82
2)	一人親家庭での子育てと離婚	83
3)	退役軍人の失業	83
4)	MF の子どもへの支援の欠如	84
5)	予備兵と州兵の困難	84
6)	身体的・精神的障害	85
7)	Military Sexual Trauma	86
3	MilSW における倫理的ジレンマ	86
1)	MilSWer の 2 つの専門性	87
2)	MilSW の目的の多様性	87
3)	軍の法律に支配された階級的な組織	88
4)	2 種類の対象者（現役軍人と民間人）	88
5)	地理的、専門的孤立	89

第5章 MSW の支援過程における Deployment および Military Culture	92
はじめに	92
第1節 MilSW における「Deployment」	92
1 Deployment という用語.....	92
2 Deployment Cycle と Deployment サポートの実際.....	94
1) DeDeployment cycle に関する各種の Stage Model	94
2) Seven Stage Model に関する Department of the Army の通知と見解.....	97
3) Seven Stage における SM と MF が直面する事態	100
4) Deployment が MF に与える影響.....	107
5) Deployment Cycle における Emotional Cycle	111
6) 我が国における Deployment に関わる支援状況.....	115
第2節 MilSW における「Military Culture」	117
1 Military Culture の概要と先行研究の動向.....	117
1) 我が国における社会福祉専門職養成課程における Culture.....	117
2) Military Culture に関する先行研究の動向	118
2 支援過程における Military Culture の知識・視点	120
1) National Guard のメンバーとその MF を対象とした Military Culture の講習	120
2) Military Culture の講習内容の構成.....	121
3) ソーシャルワーク実践における Military Culture の知識の必要性	122
第6章 アメリカにおける MilSW に関わる専門職養成の現状と実践のガイドライン .	130
はじめに	130

第1節 CSWEによるMilSWに関わる教育機関における専門職養成の概要.....	130
1 アメリカにおけるMilSWerの養成にかかわる機関.....	130
1) ソーシャルワーク専門職の養成を行う教育機関.....	130
2) 『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』の背景.....	132
2 CSWEのEducation Policyの概要と考察ー『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』にもとづいてー.....	134
第2節 NASWによるMilSWに関わる専門職の実践ガイドラインの概要.....	140
1 ガイドラインの意義と全体像.....	140
1) NASWのガイドライン.....	140
2) 『NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans, & Their Families』の全体像.....	141
3) ガイドラインの各項目の概要.....	142
第3節 USCにおけるMilSWに関わる専門職養成体系.....	150
1 USCにおけるMilSW専門職の養成課程.....	150
2 MilSWの実践に関わる特徴的な科目の概要.....	151
1) Military Culture and the Workplace Environment.....	151
2) Human Behavior and the Social Environment I.....	152
3) Social Work Practice with Individuals.....	152
4) Social Work Practice with Families, Groups and Complex Cases.....	153
5) Crisis Intervention and Brief Therapy.....	153
6) Substance Abuse with Consideration of Other Addictive Disorders.....	154
7) Clinical Practice with SM and VT.....	154

8) Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening	155
9) Domestic Violence	155
第4節 「Clinical Practice with the Military Family:Understanding and	156
Intervening」の構成と MilSW の展開.....	156
1 「Clinical Practice with the Military Family:Understanding and Intervening」の受講 状況より	156
2 Clinical Practice with the Military Family の全15回の講義概要	158
1) Unit2 Systemic Approach to MF の講義内容.....	159
2) Unit3 Military Deployment の講義内容	161
第7章 「MilSW」の実践展開に向けた研修プログラムの構築にむけて	167
はじめに	167
第1節 我が国における「MilSW」の展開の検討を要する背景.....	167
1 防衛省・自衛隊における隊員・家族支援の概要	167
1) 隊員支援の概要.....	167
2) 家族支援の概要.....	169
2 「MilSWer」という新たなスペシャリスト養成に関わる課題.....	170
1) 衆議院質問趣意書からみる隊員の自殺の現状から.....	170
2) 第1次イラク復興支援活動における派遣前中後の隊員への支援概要より	174
3) 我が国における「MilSW」の導入に関する試論.....	175
第2節 社会福祉士・精神保健福祉士を対象とした「MilSW」研修プログラムの試案	176
1 「MilSW」研修プログラムの目的と全体像.....	176

1) 現任者に対する研修の必要性と目的.....	176
2) 研修プログラムの全体像.....	177
2 「MilSW」研修プログラム試案.....	178
1) オリエンテーション・自衛隊概論.....	178
2) 「MilSW」概論（定義・CSWE・NASW）.....	178
3) 「MilSWer」の活動の全体像について.....	179
4) Military Culture とは.....	179
5) Deployment Cycle とは.....	180
6) 事例紹介・倫理的ジレンマ.....	180
終章ーおわりにー.....	182
1. 本研究の立ち位置.....	182
2. MilSW への視座と研究の意義.....	183
3. 本研究の今後の課題と展望.....	185
謝辞.....	187
資 料.....	188
文献一覧.....	212

凡例

1. 本研究における資料の引用は下記によることとした。
 - ①本研究においては、和書・洋書を問わず、本文の中で（著者名 出版年：頁）の順で示した。
 - ②雑誌掲載論文についても、和書・洋書を問わず、（著者名 出版年：頁）の順で示した。
 - ③本文中で用いるアメリカの **Military** に関わる用語については略語一覧を参照されたい。
 - ④引用文中の省略は……で示した。
2. 脚注は可能な限り同頁末に、文献は巻末に章別に示した。

略語一覧

Air Force	……	United. States. Air Force
Army	……	United. States. Army
CIR	……	Center for Innovation and Research on Veterans and Military Families
CSWE	……	Council on Social Work Education
DoD	……	Department of Defense
Marine	……	United. States. Marine Corps
MF	……	Military Family
MilSW	……	Military Social Work
MilSWer	……	Military Social Worker
NA SW	……	National Association of Social Workers
Navy	……	United. States. Navy
SM	……	Service Members
USC	……	University of Southern California
VA	……	United States Department of Veterans Affairs
VT	……	Veterans

図表一覧

図 1	SSAFA の支援対象および課題等に関する概念図.	52
図 2	Soldier Combat and Well-Being Model.	72
図 3	Military Social Work Practice Model.	78
図 4	Deployment 中の Service Member の負傷と死の不安を感じる配偶者の対処モデル. 85	
図 5	Deployment Cycle : Five Stages.	96
図 6	Deployment Cycle : Seven Stages.	96
図 7	軍人の配偶者が日常生活で感じること.	110
図 8	軍隊内部における立場の変化と支援の継続に関する概念図.	124
図 9	退役軍人に適切な品質の高いメンタルヘルスケアを提供するための準備. 125	
図 10	支援者の Military Culture の能力に関する概念.	126
図 11	支援者のエビデンスに基づいた支援を行う能力に関する概念.	127
図 12	USC School of Social Work MSW Culliculum(2011-2012).	157
図 13	University of Southern California Schedule of Classes Archive(2012).	158
図 14	自衛官の自殺死亡率 (概数)	173
図 15	自衛隊の階級表図.	179
表 1	介護者によって必要とされる主要なサービス.	37
表 2	Service Members と彼らの家族に関する社会心理学的懸念.	61
表 3	Military Culture と Civilian Culture の差異.	122
表 4	支援者により報告された軍と退役軍人の文化における知識.	128
表 5	専門性の自己申告.	128
表 6	2003～2014 年度までの各年度における自衛隊員の自殺者数.	170
表 7	2003～2014 年度までの各年度における自衛隊員の自殺者数とその原因.	171

序章 研究目的・研究対象・研究方法

第1節 研究の目的と領域

1 目的と課題

本研究の目的は、ソーシャルワークの原理原則を主軸に置きつつ、アメリカにおける Military Social Work（以下、MilSW）の構成ならびに専門職としての Military Social Worker（以下、MilSWer とする）の養成体系を実証的に検証し、MilSW の意義および専門職養成の特徴を明らかにするとともに、それらの我が国における活用の可能性と展望について試論を展開することにある。

その目的のために、以下の3つの研究課題を設定した。

1) 我が国においては、先行研究の実績が十分に見られないアメリカの MilSW の概要を整理・分析することで、MilSW が、理論的ならびに実践的見地からソーシャルワークの一領域としての固有性を有していることを確認する。（第1・2章）

2) 1) を基盤に、現在のアメリカにおける MilSW の活動に従事する専門職に必要とされている知識・技術ならびに教育機関における MilSWer の養成課程において教授されている知識・技術の体系と概要の把握ならびに分析を行い、その特徴および独自性を明らかにする。（第3・4・5・6章）

3) 1)・2) 課題から明らかとなった事項を基盤に、我が国の状況に即した類似または関連するソーシャルワーク領域における、それらの活用の可能性とその展望に関し試論を展開する。（第7章）

2 研究の背景

我が国のソーシャルワーク実践の対象領域は、これまでも従来の範疇にのみとどまることなく拡大してきており、しかもその対象領域での実践活動は、支援を必要とする利用者の生活実態ならびにニーズへの対応にともないより深化しつつある。まさに、人間の生活の様々な場面において、ソーシャルワーク実践の専門的な視点からの支援の必要性が認識され、そして活動が積み重ねられてきていると言えよう。

これは、近年の急激な社会変動により人々の生活が複雑化・多様化し、そこに存在する生活問題そのものも複雑化・多様化していることに起因しているものと考えられる。そのため、それら様々な生活問題を抱えながら生活を営む人々への支援内容や過程も複雑化・多様化・高度化しつつあり、それにともない支援者には常に専門知識・専門技術の習熟を

はかり、より高い福祉倫理を保有することが求められている。そして、このような状況は
いわば我が国におけるソーシャルワークの機能の拡大と支援者の役割の多様化という現状
からも見てとれると考えられる。ここでいうソーシャルワークの機能の拡大とは、大きく
分けて以下の二つの側面が考えられる。

まず第一の側面として、これまでソーシャルワーク実践の領域において、従来、支援者
が行ってきた実践活動に新たな機能が付加されるものと、それまで十分に機能されてい
なかった部分の強化という側面である。

そして第二の側面として、これまでソーシャルワーク実践の領域として十分には認識さ
れていなかった対象（個人ならびに集団・組織等）が抱える顕在的・潜在的な生活問題に
対して、ソーシャルワークの機能を活用していくこと、もしくはあるソーシャルワーク実
践の領域の一部として認識されていた対象への支援に関して、「ソーシャルワークの立
場性、独自性」（岡本 2010：3）を重視しながら、より専門分化・特化した形でソーシ
ヤルワーク実践を展開していく側面があげられるのではないだろうか。

特に、後者については、いわばソーシャルワーク実践の対象領域の拡大とも解釈でき
ると言え、ソーシャルワークの歴史的過程においても、それぞれの時代における様々な社会
変動にあわせて行われてきたものと考えられる。

それまで明確にソーシャルワーク実践の領域として認識されていなかった、もしくはあ
る生活問題や対象（個人・集団）が、その社会状況における必要性等から、新たにソーシ
ヤルワーク実践の対象領域として確立されてきた経過はこれまでも複数の例が確認される。

例えば、「アメリカのニューヨーク、ボストン、ハートフォードの3都市で1906年～1907
年に始まった「訪問教師（visiting teacher）」を活動の起源」（半場 2008：12）とする
スクール（学校）ソーシャルワークは、我が国では現在、ソーシャルワーク実践の一領域
として確立されていると言える。その起源については諸説あるが¹、現在のような本格的
な実践について門田（2010：96）は、「2008年度の文部科学省『スクールソーシャルワ
ーカー活用事業』を受けて、本格的に学校でのソーシャルワーク実践が開始されることとな

¹ 学校ソーシャルワーク（スクールソーシャルワーク）については、1950年代に『社会事業用語辞典』で「学校社会事業」として紹介されており、さらにより具体的な活動としては、山下英三郎が1986年（昭和61年）から埼玉県所沢市において、当時の所沢市教育長の要請により嘱託の教育相談員として「スクールソーシャルワーク」の実践を始めた（大崎 2008：27）ことがあげられる。

った」としており、さらに現在では、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会において「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」が展開されている²。

このように、ソーシャルワーク実践の領域は固定化されるものではなく、ある一時期の社会情勢や時代背景において対象とされた領域にのみとどまるものでもないと言えよう。

ソーシャルワーク実践の有する「人間の生活とその環境との関係性」という基本的視点から考えても、人間の生活領域のあらゆる場面においてソーシャルワークの機能は展開しうるものであり、その展開に影響を及ぼすものの一つに社会変動があげられる。

3 社会変動とソーシャルワーク

佐藤（2001：130）は、社会変動とソーシャルワークとの関連について、「社会変動は、ソーシャルワークに活動の場を提供する」としており、さらに「ソーシャルワーカーは人びとの生活支援に携わる専門職として期待が寄せられている。ソーシャルワーカーは、社会正義に敏感で、人びとの権利の回復や権利の擁護を図り、ライフの質を維持し、向上させるという大儀と使命感を兼備していることが期待される」としている。

さらに、佐藤（2001：130）は社会変動と環境との関連について、チェトコフ＝ヤーヌフ（Chetkoff-Yanoov）の説を取り上げ、社会変動は「家族環境、生活環境、地域環境、国家環境、国際環境、宇宙環境という『6つの環境』のシステム間で生起する」とし、「社会変動は、ソーシャルワークに活動の場を提供する」と指摘している。

また、社会変動と家族という視点から、日米の人口動態の変化から見た日米の比較について論じる中で、米国社会や米国の家族に発生した社会問題等へ対応する諸サービスの時代の変化について追求することで、山崎（1996：26）は「今後の我が国の変動を予想し、対応する上で役に立つだろうと考える」としている。

今日の我が国の状況においては、「家族環境、生活環境、地域環境、国家環境、国際環境」の変化は著しく、まさに過去に類を見ないほどの早さでの変化に連続的に直面している。そのような様々な環境下では、これまでの生活場面の中では直面することの無かった多様な生活問題が噴出しており、その対応に社会全体が追われる傾向にある。

² この事業は、社会福祉士及び精神保健福祉士が対象となっており、文部科学省及び地方公共団体等が実施する「スクールソーシャルワーカー活用事業」等と連動されている。詳細は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（2014）のWebサイト（<http://www.jascsw.jp/ssw.html>）を参照。なお、これらスクールソーシャルワークの歴史的変遷については、門田：2010、中：2007、日本学校ソーシャルワーク学会：2008、日本スクールソーシャルワーク協会：2008、文部科学省：2006に詳しい。

しかしながら、環境の変化の過程等をふり返ると、そこには、それまでの各環境下において、現在、噴出している生活問題の「素因」が潜在的に存在していたことが多く見てとれる。そして、これまでのソーシャルワークは、それら生活問題が、表面化した際の「事後的」な対応にとどまっておき、潜在的な素因に対する対応、つまりソーシャルワークの予防的な機能は十分に展開されていなかったと考えられる。結果、これからのソーシャルワークに求められるのは「事後的」な対応はさることながら、生活問題の更なる混迷化・複雑化を防ぐ「予防的」もしくは「事前的な」な対応であり研究活動と言えよう。

また、今後のソーシャルワーク研究の課題と展望に関連し、岩間（2011：17）は「ソーシャルワーク研究の成果がクライアント一人ひとりの生活や人生の質の向上に還元できるかどうかという視点が何よりも重視されなければならない」としており、本研究において、アメリカにおける MiLSW の実践の概要等について論究をすすめることで、今後、我が国において将来的に生じる様々な社会変動に対して、ソーシャルワークの深化ならびに拡大が必要とされた際に、より効果的かつ効率的に対応をすすめていくことが可能になるのではないかと考える。

そこで本研究では、我が国が、戦後からソーシャルワーク実践に関わる様々な知識・技術等の導入を進めており、なおかつこれまで数多くの多様な社会変動に直面した歴史を経て、その結果様々な生活問題をソーシャルワーク実践の領域としていると言える、アメリカにおけるソーシャルワーク実践の状況を参考に、我が国で必要とされる新たなソーシャルワーク実践の領域ならびにその対象について考察する。

4 ソーシャルワーク実践の対象領域

アメリカにおけるソーシャルワークの状況を把握する方法として、本研究では National Association of Social Workers（全米ソーシャルワーカー協会、以下、NASW とする）に着目した。NASW は、機関誌『Social Work』や『Encyclopedia of Social Work』など専門誌及び学術誌を発行しており、それらによる検証も一つの方法として考えられるが、本研究では、現在の情報社会の中で多くの人々の目に触れ、今日では情報入手の第一段として定着している Web サイトを参考にした。NASW の Web サイトでは 2008 年当時「Socialwork Profession」についての記述があり、そこではソーシャルワーカーは地域生

活の中のあらゆる場面においてその活動が見いだされるとしており、「42」³の領域をあげていた。

一方、我が国では、福祉関係法規による分類もあげられるが、成清（2005：10）が「ソーシャルワークの場」として、「第1次分野」（低所得者福祉・身体障害者福祉・知的障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉・女性福祉・精神障害者福祉）、「第2次分野」（精神障害者福祉 精神保健福祉・医療福祉・司法福祉・教育福祉・職業福祉）をあげ、それぞれに関わる機関・施設（福祉関係法規による分類も含む）を組み合わせ整理している。

日本とアメリカのそれぞれの歴史的背景や社会状況の違いから、両国のソーシャルワーク実践の領域が一致することはあり得ないが、両者の分類された領域を対比してみると、我が国のソーシャルワーク実践の領域では見られない幾つかの領域名が見受けられる。

その一つとしてあげられるのが、「Military Social Work」である。ここでいう、「Military」とは直訳では「軍・軍隊」であり、我が国においては「軍・軍隊」という言葉については様々な解釈があり、多岐に分かれるところではあるが、アメリカにおける「Military」がその国防にたずさわる集団・組織を意味するものであることから、我が国における「自衛隊」⁴を、類似する機能・役割を保有する集団・組織として解釈しても差し支えはないものと筆者は考える。

第2節 研究対象

1 Military という用語に関する解釈

本研究では、「MiSW」を研究対象としているが、その理由を提示する前に、先ずここで「Military」という用語について整理を行う。リーダーズ英和辞典によると「Military」とは、「軍の、軍隊的な；軍事（上の）、軍人の、軍用の(opp. civil)；軍人に向いた；軍人らしい；陸（空）軍の」と表記されており、さらに、オックスフォード新英英辞典では、「adjective relating of soldiers or armed forces , noun(the military) the armed

³ 本研究において取り上げたNASWのホームページの「Socialwork Profession」の内容は下記のとおりである。以下、具体的な領域名の一部を文のまま列挙する。Mental Health Therapy・Disaster Relief・Military Social Work・Rural Social Work・Adoption & Foster Care・Child Welfare Services・Family Preservation Services・Homeless Family Assistance・Eating Disorders・Genetics・Hospital Social Work・Crisis Intervention・School Violence・Hospice and Palliative Care・Depression・Institutional Care・Chronic Pain・Outpatient Treatment・Development Disabilities・International Social Work・Advocac

⁴ 自衛隊の英訳は、JSDF=Japan Self-Defense Forcesとされており、アンカー英和辞典(学研)によると、Forceとは、「力・暴力・腕力・軍隊・部隊・気力・迫力・影響力・効果」とされている。

forces of a country」とされている。また、この「armed force」のうちの「force」についてリーダーズ英和辞典では、その語意の一つとして、「兵力、武力、戦力、；部隊；軍隊、軍勢；《一国または一司令官の》陸・海・空軍、全軍、軍隊；《共同活動をする》隊、集団」とされている。

我が国ではこれら「軍・軍隊」または「armed force」・「force」の語意に該当する存在・集団・組織については様々な解釈があり多岐に分かれるところではあるが、原則として我が国にはいわゆる「軍隊」は存在しないとされている。しかしながら、本研究では、アメリカにおけるMilSWを基盤とし、最終的に、我が国におけるソーシャルワーク実践の領域に関する考察においては、下記の点からその対象を自衛隊とすることが、あながちまちがいではないと思う。

1) 語彙の視点から

防衛省(2015)によれば対外的な文書等においても自衛隊の英訳は、J S D F = Japan Self-Defense Forcesとされており、前述の語意においても矛盾は生じないと考えられるため。

2) 自衛隊の役割・機能から

アメリカにおける「Military」はアメリカ合衆国という国家の平和・安全の確保ならびに国防の役割・機能を担う組織・集団と解釈でき、我が国においてはそれを「自衛隊」が担っていると考えられ、その根拠としては、「自衛隊法」第三条があげられる（e-Gov（電子政府の総合窓口）：自衛隊法）。

「自衛隊法」第三条（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動。

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動。

3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

と示されており、我が国の自衛隊は、アメリカにおける MilSW の対象となる「Military」と多くの部分で同等の役割・機能を担うと考えられるため、本研究の主軸としてアメリカにおける「MilSW」の実践枠組み・知識・技術等を基盤とし我が国の現状に即して比較考察する際に、自衛隊をその対象とすることについて齟齬は生じないものと考えられる。

2 研究対象の設定とその事由

本研究を進める事由とその必要性については、以下の3点に整理される。

1) 既存のソーシャルワーク実践の領域

アメリカにおける Military についても、我が国における自衛隊についても、いわゆる「国防」を担う「職業集団」との解釈は可能であり、これまでも我が国のソーシャルワーク実践の領域の一つとして、何らかの職業に従事している人々の、その職場環境下ならびに業務従事下における福利の向上と、そこに発生する生活問題への対応については、メンタルヘルスの観点からも従来よりソーシャルワーク実践の対象として対応が進められている経過も見られ、この点においても整合性は確認される。

2) 自衛隊における支援活動の現況と先行研究

現時点において、陸上・海上・航空自衛隊には、対人援助に関わる専門職としては、医師・看護師そして臨床心理士等の有資格者が採用・配属されており、これら専門職は、医療機関としての自衛隊病院だけでなく総監部や一部駐屯地においてもその活動が展開されている⁵。特に、海上自衛隊における臨床心理士の活動については、山下（2010）に詳しい。

また、ソーシャルワークの専門的知識・技術をもつ専門職においては、防衛省・自衛隊の関連機関である防衛医科大学校病院ならびに複数の自衛隊病院における医療ソーシャル

⁵ 自衛隊における臨床心理士の採用は2010年より始まり、2015年12月の時点では、陸上・海上・航空自衛隊においてそれぞれ活動が展開されている。また、自衛隊に関わる病院は、防衛医科大学校病院ならびに自衛隊中央病院をはじめ、全国に合計17カ所が設置しており、その一部は一般開放も行われており、社会福祉士の配置も見られる。

ワーカーによる長年にわたる実践活動の蓄積は認められ、その功績は非常に大きいものといえるが、例えば既に陸上・海上・航空自衛隊も配属されている臨床心理士のように総監部や駐屯地および師団の内部におけるソーシャルワーカーとしての活動は十分には見られず、また先に挙げた専門職種のように技官等としての採用も現時点（2015年）では確認されていない。さらに、本研究において研究対象の一つである自衛隊については、メンタルヘルスの領域に関連して実践・研究が進められているが（佐野 2003, 高橋 2003, 福浦 2012）、アメリカの「Mi1SW」と比較すると、今後、更なる拡充の余地が見受けられると言えよう。

3) 自衛隊が直面している状況

自衛隊が直面している状況の詳細については、第7章で整理するが、我が国の自衛隊は近年、「Mi1SW」が既に展開されているアメリカ軍の活動に類似するような、いわゆる国益に関連するようなハイリスクの活動場面が年々増加しており、例えば、国内においては基本的な防衛に関わる業務だけでなく、記憶に新しい2011年3月の東日本大震災への対応をはじめとする各種の災害救助活動への従事があげられる。さらには、PKOなどの国外における活動が要求され、その活動は時として、生命の危機に直面するようなハイリスクを包含している。このような、ハイリスクな業務に従事することは、その業務に従事する期間だけでなく、その前後、つまり業務開始前と業務終了後の生活時間においても、自衛隊員とその家族の生活に多大なる影響を与える可能性が高く、当事者だけでは対応が困難な生活問題の発生につながることも予見される。

なお、本論文を執筆している時点（2015年10月）で、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」ならびに「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」が成立したが、それによる自衛隊員ならびにその家族への影響は大きいものと推測される。

3 本研究における仮説

本研究は、我が国において現時点では十分にソーシャルワーク実践の対象領域としても、またソーシャルワークの研究対象としても十分に展開されていない「Mi1SW」の視点・技術・実践枠組みを素材に考察を進めるが、ここでは研究目的の整理を行うとともに、研究対象のさらなる焦点化と、それらを基盤とした本研究の仮説について整理を進める。

「MilSW」における支援対象者は主として「現役の軍人（以下、Service Members⁶=SM）・Military Families（SMの配偶者・子ども・親族等、以下、MF）・退役者（Veterans、以下、VT）ならびに彼らが居住するコミュニティ」と考えられる。

ソーシャルワークの研究における対象への視点の第一としては、本研究のように現時点ではソーシャルワーク実践の展開が十分に把握されない領域に関しては、先ずはその支援対象となる利用者ならびに家族への直接的な支援活動またはそれに関連する状況等の把握・分析等を優先すべきという研究視点もあげられよう。しかしながら、自衛隊という組織の特殊性等を考慮した場合、外部の研究者が拙速に自衛隊の内部において、隊員および彼らの家族を対象とした調査や支援活動を展開することは困難と考えられる。

第二の視点としてアメリカにおけるMilSWを参考にした場合、ソーシャルワークのSkillの一つであるコンサルテーションにより、ソーシャルワーカー以外の専門職または非専門職（具体的には、Military内の上官）に対し、MilSWの視点やそれに関連する社会資源・コミュニケーション等の知識ならびに活用可能なスキルの紹介およびトレーニング等が行われている現状があげられ、自衛隊におけるこのような立ち位置からの実践活動の可能性に関する論究も研究課題の一つとして提示できる。しかしながら、そのためにはソーシャルワーカーとして、自衛隊関係者と十分に連携をとるための知識・技術ならびに視点が必要であろう。

そこで本研究では、この第二の視点を基盤として、我が国においては先ず、社会福祉専門職がMilSWならびに自衛隊員とその家族を対象とした専門的なソーシャルワーク実践に対する関心と認識を高める必要があると考える。さらに、自衛隊では既に一定の研修・トレーニングや講習会を経て、いわゆる部内カウンセラーや相談員等が配属され、さらに部外カウンセラーおよび医師・看護師・臨床心理士等の専門職も活動を展開している状況を鑑み、それら専門職と、従来より各地域で活動している社会福祉専門職（ここでは社会福祉士及び精神保健福祉士とする）が、ソーシャルワークの原理原則に基盤をおきながら、より効果的・機能的に連携・協働を進めることができるよう、アメリカにおけるこれまでのMilSWの実践経過から、MilSWの支援視点・知識・技術を基盤とした研修プログラムの構築ならびに導入が有効であるという仮説のもと、我が国の情勢に応じた研修プログラムの試案と展望について提言を試みることを目的とする。

⁶ Military Social Workに関わる文献では、Militaryに属する軍人・兵士について、Service Membersの他 Active Dutyといった表現も用いられており、いずれも現役の軍人・兵士を意味するものと解釈できる。

第3節 研究方法と本論文の構成

1 研究方法

本論文では、先に挙げた研究目的にそって、まずはアメリカのMilSWの概要ならびに実践状況さらにMilSWerの養成体系に関わる文献・資料を基に論究をすすめた。その際に、MilSWに関わる各種専門書ならびに原著論文だけではなく、アメリカにおけるMilSWの実践においては、様々な機関が、MilSWの対象となるSM・MF・VTへの情報発信をWeb上で行っているため、そこで公開されている資料・情報を活用することとした。我が国では実践ならびに研究の経過が見られないMilSWについて、本研究では将来的には、我が国の情勢に即したMilSWの知識・技術の活用を展望することから、アメリカにおいて実際に利用者がどのような情報に接しさらに支援者ならびに支援機関側がどのような視点で情報を提供しているかについて把握を進める意義は高いものと考えられたため、MilSWに関わる各種Webサイトの情報についても、把握・分析を行った。

また、アメリカにおいては既に複数の大学院でMilSWerの養成課程が設置されているが、筆者はその一つである南カリフォルニア大学(University of Southern California: School of Social Work, 以下, USC)のSub concentrationsの「Military Social Work & Veterans' s Services」(2011年当時)にて、1年間(2011年8月中旬~2012年8月中旬)聴講生として複数の科目を受講すると共に、その関連機関であるCenter for Innovation and Research on Veterans & Military Families(以下, CIRとする)の研究者よりMilSWに関する話を伺う機会ならびにそこで開催された複数のMilSWに関わるプログラムに参加できたため、そこで得られた資料ならびに情報を総合的に分析することとした。

2 本論文の構成

本論文は、以下のような章で構成されている。第1章では、MilSWがソーシャルワークの原理原則に則して展開されているソーシャルワーク実践の一領域であることを論証することを目的とし、ソーシャルワーク実践の対象領域に関する先行研究について若干の整理を行い、さらに2014年に改定された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を基盤に、MilSWについて論究を行う意義について整理を行う。さらに、各種先行研究において、MilSWに関連するソーシャルワーク実践の領域として取り上げられているOccupational Social Workに着目し、その相関性について把握することで、MilSWが伝統的なソーシャルワークの理論体系に根ざした展開を行っている点について整理する。

第2章では、アメリカにおけるこれまでのMilSWの歴史的変遷について概観を整理すると共に、さらに今日のアメリカでのMilSWの展開について集約を行うことを目的とし、アメリカ同時多発テロ事件以降のMilSWの先行研究ならびに調査結果を素材とし、それが現在のアメリカにおけるMilSWの展開に与えた影響及びそこから把握されるMilSWerの活動内容の全体像について集約する。

第3章では、各種先行研究を元にMilSWの概要と定義について論究する。詳細としては、各種の文献ならびに実際にSM・MF・VTへの支援を行っているアメリカの各種機関の資料におけるMilSWに関する記述を整理する。これは、我が国においては、MilSWそのものが十分に紹介されていないためと、以下の章においてMilSWの活動と、その活動に従事する専門職の養成プログラムの紹介を行い、我が国の情勢に応じた活用に関する提言を行うために必要と考えるからである。さらに、本研究においては我が国におけるMilSWの知識・技術の活用について試論を展開することから、その対象として仮定する自衛隊の現状と課題についてまとめる。

第4章では、第3章での論考を基盤に、MilSWの構造と活動内容について、まずはアメリカでMilSWにかかわるソーシャルワーカーを対象に行われた調査結果を基に、SM・MFのニーズについて論究を進める。さらに、MilSWの対象としてのMFの特徴について、MilSWに関する様々な先行研究で参照されている資料について検討する。さらにMilSWに関わる各種機関の資料からMilSWerの活動内容についてまとめ、その活動の中で直面する可能性の高いジレンマについても論究する。

第5章では、MilSWをさらに詳細に理解するために必要とされる「Deployment」⁷と「Military Culture」について整理を進める。これは、我が国のソーシャルワーク実践の領域ではこれらの用語についての情報が十分でなく、また認知されていないためである。しかしながら、いずれの用語についても、アメリカのMilSWを基盤としたものであることを前提としながら、先行研究を元に整理を進め、第4章においてそれらの我が国の情勢に応じた活用のための基礎的な論証を行うことが主軸となる。

第6章では、アメリカにおけるMilSWerの養成課程の現状に関し、Council on Social Work Education（全米ソーシャルワーク教育協議会、以下、CSWEとする）が作成し公表しているMilSWの専門職養成の指針である『Advanced Social Work Practice in Military Social

⁷ Deploymentとは、Militaryにおける活動としての派遣・展開・配置・配備ならびに派兵等をあらわす語句として使用されることが多いが、本研究では平時及び有事における米国内ならびに国外への任務における移動ならびにその活動をあらわすものとして理解し使用する。

Work』を基礎的資料として、その概要と特徴を整理・分析する。また、USCにおけるMilSWerの養成課程の体系についても目を向け、その独自性について論究する。

第7章では、第1～6章で論証された事項をもとに、我が国の情勢に応じたMilSWの固有の知識・技術等の活用の可能性と展望について試論を提起するために、先ず、自衛隊における隊員・家族支援活動の現状と、MilSWの適用の必要性と可能性について論証を進める。さらに、それらをもとに、社会福祉士および精神保健福祉士を対象とした「Military Social Work 研修プログラム」について試案を提起する。

3 本研究のベース

本研究のベースとなったものを列挙すると以下のようになる。

1) 科研費

(1) 科学研究費助成事業・挑戦的萌芽研究 課題番号 23653164 (平成23～25年度)

(ミリタリーソーシャルワークにおけるDeploymentサポートプログラムの研究)

(2) 科学研究費助成事業・挑戦的萌芽研究 課題番号 26590124 (平成26～28年度)

(自衛隊員と家族の派遣活動段階に即したソーシャルワーク支援システム開発に関する研究)

2) 論考

(1) アメリカにおけるMilSW実践に関する一考察 —Military Social Workerの養成課程をふまえて— 『九州社会福祉学年報 第6号』 平成26年10月30日

(2) Military Social Workにおける家族支援活動に関する一考察—陸上自衛隊の家族支援活動— 『九州社会福祉学年報 第2号』 平成23年3月25日

(3) Military Social Workerの養成課程とMilitary Cultureに関する一考察 『福祉社会学部論集』 第32号第2号 平成25年11月1日

(4) Military Social WorkにおけるDeployment Cycle Supportに関する一考察(その1) 『福祉社会学部論集』 第32号第3号 平成26年2月1日

(5) Military Social WorkにおけるDeployment Cycle Supportに関する一考察(その2) 『福祉社会学部論集』 第32号第4号 平成26年2月1日

上記の論考は、本研究をまとめる段階でいずれも大幅に加筆修正されている。

第1章 ソーシャルワーク実践の一領域としての MILSW

はじめに

戦争が非人間的・反人権的な行為であることは自明の理である。ソーシャルワーク実践が人々の権利を擁護することに使命があるとすれば、戦争行為はソーシャルワーク実践の対局にある残虐な行為であると言えよう。

しかし、この戦争によって発生する犠牲者や難民の救済は、ソーシャルワークおよび社会福祉が向き合うべき課題であり、そこでは人権や生命に例外を設けるべきではない。本研究ならびに本章では、そうした観点からアメリカの軍人、退役軍人、その家族を支援する MILSW の概観と、その支援に携わる MILSWer 養成の現状とについて論証をする。

その際に、過去ならびに現時点において、世界の各地で活動しているアメリカ軍に関わる MILSW に着目するが、それはアメリカ軍の活動の是非の判断を前提に進めるものではなく、むしろ、様々な背景を持つ人々の思想・観念等が要因となり、ともすると、Military に関係する人々の周縁化・排除が生じる可能性を考慮し、ソーシャルワークの原理である「人権と人間の尊厳」・「社会正義」をすすめるためにも、Military Social Work について論じることとする。

第1節 ソーシャルワーク実践の対象とその領域

本研究では「Military Social Work」を研究対象としているが、現時点の我が国のソーシャルワーク実践のその範疇においては、他のソーシャルワーク実践の領域と比較すると十分に認識されていない。そのため、法的な規定ならびにその実践の対象となる Military そのものの「場」における専従のソーシャルワーク専門職の配置も見られず、さらに研究対象として一般化し論じたものも少ない

しかしながら、そもそもソーシャルワーク実践の領域は、各時代の人々の生活状況および社会的・文化的背景、そしてその中において顕在化した生活困難・生活問題に即して対応を進めることで、柔軟にその領域を拡大ならびに深化し、さらに各時代の国政の時勢により、新たな領域に対応するための制度改革などが伴われてきた。

そのため、ソーシャルワーク実践の対象領域として確定されていない「場」において生活を営んでいる人々ならびにその環境およびそこに顕在的・潜在的に把握され、または発現の可能性のある生活困難・生活問題が永続的に、ソーシャルワーク実践の対象たり得ないということは断定できないと言えよう。

例えば、ソーシャルワーク実践の対象領域に関する変化について、平成 20 年（2008 年）7 月 14 日に日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会が示した「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について ―ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて―」の中では、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の急増、自殺者や路上生活者ならびに引きこもりや孤立、ワーキングプアの増加、さらには過疎化の進行といわゆる限界集落の発生等をあげ、「生活課題が多様化・拡大化・複合化する現状」（日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分科会 2008：2）を指摘し、これらの課題に対応するためにより高度な専門性を有したソーシャルワーカーの人材確保が社会的に強く要請されていると述べるとともに、同時に、「労働、司法、教育等の新たな領域においても、ソーシャルワーカーに対する期待が高まっている」（日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分科会 2008：ii）としている。なお、この「新たな領域」に関連しては、2013 年 4 月から東京地検・社会復帰支援室において 3 名の社会福祉士が活動を開始しており、松友（2015）がその活動の概要について報告を行っている。

さらに、「ソーシャルワーカーの社会的必要性」の部分においては、近年の社会福祉制度改革は、ソーシャルワーカーの重要性を再認識させるものであり、そこにはソーシャルワーカーの高度化が求められているとし 6 点の指摘を行った（日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分科会 2008：2-3）。

その中で、今後はさらにソーシャルワークについて、自立支援に向けての専門性が期待されるとし、ニート、障害者、母子家庭、生活保護受給者、刑期を終えた人々に対して、就労を核とした自立生活支援をいかに進めていくかが大きな課題となると提起し、この点について、「今までは必ずしもソーシャルワークの範疇に含まれていなかった側面もあるが、今後はソーシャルワークの領域となってきた」（日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分科会 2008：2）と指摘している。

この指摘が示唆しているような、それまで明確にソーシャルワーク実践の領域として認識されていなかった生活問題や対象（個人・集団・地域社会等）が、各時代の必要性に応じて新たにソーシャルワークの対象として確立されてきた経過は複数見られ、以上のことから、ソーシャルワーク実践の領域は固定化され、ある一時期の社会情勢や時代背景において対象とされた領域にのみとどまるものではないと言える。

一方、「国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟によるソーシャルワークの定義」（国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）・国際ソーシャルワーカー連

盟（IFSW）・社団法人日本社会福祉教育学校連盟 2009：11）でも、「21世紀のソーシャルワークは、動的で発展的であり、従って、どんな定義によっても余すところなくすべてをいいつくすことはできないといっただいであろう」とされている。

このことから、様々な定義について、それらは必ずしも絶対的なものではないと言え、今後もこれらの定義については、「Mi1SW」の実践つまりその時代背景に応じた実践活動の展開もしくは実践が展開される国・地域等によっても異なるものと考えられる。

また、昨今、我が国においては喫緊の課題となっている福祉人材の確保に関する「福祉人材確保対策検討会」では、平成26年10月3日に開催された第6回の検討会において「資質の高いソーシャルワーカー養成と任用の拡大への期待」という議題のもと、「3. 資質の高いソーシャルワーク人材に対する社会の期待と、任用拡大について」の中で、大嶋(2014：2)が「社会福祉諸問題(特にこれまでのアプローチでは対応できない多様な社会問題・福祉問題等)の課題解決のために活動する非営利団体、福祉地域事業所におけるソーシャルワーク人材」が今後必要とされると指摘しているように、新たなソーシャルワーク実践の領域におけるソーシャルワーク専門職の活動について更なる期待が高まっていると考えられる。

このような見解は、ソーシャルワークの機能の拡大等につながるものと考えられ、つまり、これまでソーシャルワーク実践の領域として認識されていなかった対象（個人・集団・地域社会等）がかかえる顕在的・潜在的な生活問題に対して、ソーシャルワーク機能の活用に関する検証を進めていく必要性が高いことを指し示していると言えよう。

このような視点から本研究においては、我が国の現状では、ソーシャルワーク実践の経緯が見られていない「Mi1SW」について、ソーシャルワーク実践の機能の一つでもある「予防的」な側面からも、その必要性を検証していくことが他のソーシャルワーク実践の領域における諸活動においても、様々な観点から相乗効果をもたらすのではないかと考えた。しかしながら、ソーシャルワークが人間の現実の生活とそれを取り巻く環境への関わりを主とするものである以上、上記のように今後必要と考えられるソーシャルワーク実践の領域に関する提言については、現実の生活場面に対応するものでなければならないが、我が国においては、このMi1SWが現実の生活世界におけるソーシャルワーク実践の対象領域であることを検証していくための柱ともなるべき「定義」および、その「定義」を基盤として展開される実践内容についても、十分に認識されているとは言えない状況が見られる。

第2節 MiISW のソーシャルワークにおける位置づけ

1 ソーシャルワーク専門職のグローバル定義より

1) ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の概要

2014年7月9日～12日、オーストラリア・メルボルンで開催された国際ソーシャルワーク連盟(IFSW)、国際ソーシャルワーク教育学校連盟(IASSW)、国際社会福祉協議会(ICSW)の主催による、ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同世界会議2014のIFSW総会ならびにIASSW総会において「ソーシャルワークのグローバル定義」が14年ぶりに改定され採択された。

この改訂に関連し、福島(2014:1)は、「日本のソーシャルワークは誰を対象に、何をするのか、その根底にある価値や理念は何なのか、専門職としての専門性をどのように高めていくのか」とし、今後の議論の必要性を指摘している。

ここでは、今回新しく採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の中でも特に「定義」と「原則」に注目し、本研究における研究対象について考察する。日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会(公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会)が翻訳した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟:2015)の中でも特に「定義」および「注釈」⁸を構成する「原則」は以下の通りである。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および**多様性尊重**の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、**多様性の尊重**、人権と社会正義の支持である。
と示されている。

⁸ この「注釈」は、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に用いられる中核概念を説明するとされており、ソーシャルワーク専門職の中核となる「任務・原則・知・実践」について説明されている。

ここで着目すべきはいずれも「多様性」(diversity)という文言が含まれていることであり、これは、旧定義⁹⁾においては見られないものである。

2) 定義の改訂から考える「多様性」と「グローバリゼーション」

この多様性について三島(2015:1)は、「今後、日本でも広義の「多様性の尊重」という価値観がソーシャルワークの実践や社会福祉教育のなかでさらに重要視されるようになるだろう」としており、さらに、「多様な属性をもつ人々を抑圧する社会構造を批判的に分析できる知識を身につけ、ソーシャルワーカーとして多様性を尊重した配慮をおこなう能力を養う必要性」を示している。

また、漆田(2012:8)は、このグローバル定義における「多様性」(diversity)について直接言及してはいないが、米国ソーシャルワーク教育協議会の「教育方針および認定基準(Educational Policy and Accreditation Standards)」を例にあげ、「認定基準(Accreditation Standards)の項目で構成されている教育方針および認定の機能の章の「2. Accreditation」では、非差別と人間の多様性(Nondiscrimination and human diversity)¹⁰⁾を基準の一つとして示している」と紹介している。

筆者は、この「多様性」はこの定義の改訂において強調されるべき一つのポイントであると考え、木村(2015:15-16)は、この「多様性」の視点の導入も含めて、今回の定義の改訂にあたって、「グローバリゼーションがもたらす社会経済的、政治的、文化的影響や課題をめぐり、2000年に採択された旧定義の内容と時代の要請について議論された」としており、さらに「グローバリゼーションが加速度的に進展する中、ソーシャルワーク・社会開発の課題が生み出されている」(木村 2015:16)と指摘している。また、このグローバリゼーションが引き起こす影響としてIFSW(2012:1)はソーシャルワークのグローバルな課題を示した「グローバル・アジェンダ」¹¹⁾の中で、「不平等や、国際的な対

9 この旧定義とは、国際ソーシャルワーカー連盟が2000年7月に採択した「Definition of Social Work」を示しており、本研究ではhttp://www.ucc.ie/archive/hdsp/ifsw_Definition_Of_Social_Work.htmを参照した。なお、旧定義の日本語版は公益社団法人日本社会福祉士会(https://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryo/teigi.html)を参照。

10 「2. Accreditation」における「人間の多様性(Nondiscrimination and human diversity)」に関する詳細は、「クライアントの年齢、階級、肌の色、文化、障がい、エスニシティ、家族構造、ジェンダー、結婚歴、生まれた国、人種、宗教、性および性的指向に対して、差別をせず、尊敬し、それらに関連する知識や技術を持って実践するための準備すること」とされる。

11 「グローバル・アジェンダ」は、IFSW・IASSW・ICSWが、ソーシャルワークのグローバルな課題として、2012年から2020年までのソーシャルワークの行動目標を定めたものであり、日本語版はhttp://www.icsw.org/images/docs/GlobalAgenda/GA_J_8Mar.pdfより閲覧できる。

応が不十分な気候変動・公害・戦争・自然災害・暴力に関する持続不可能な環境の結果、人々の健康や福祉が脅かされている」としている。

このように「グローバリゼーション」またはいわゆる「グローバル化」の波は、人々の生活ならびにそれにかわるソーシャルワークのあり方に対しても大きな影響を与えていると考えられるが、この影響に関連し、本研究の対象とする Military ならびに自衛隊について若干の考察をしてみたい。

Military ならびに自衛隊が関わる「防衛」および「安全保障」は、昨今「グローバリゼーション」・「グローバル化」の影響を多く受けており、この点について、外務省（2015）は日本の安全保障政策について、「21世紀に入り、グローバル化の進展に伴って世界のパワーバランスは急激に変化している。このような中、日本を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮による核・ミサイルの開発など、一層厳しさを増している。また、技術が進歩し、国際テロ、サイバー攻撃といった国境を越える脅威が増大している。現在の世界では、どの国も一国で自らの平和と安全を維持することはできない」としており、また内閣官房（2013）は、「我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題」の中で、我が国を取り巻く安全保障環境に関し、①グローバル化の進展や技術革新の急速な進展により、非国家主体の相対的影響力の増大、非国家主体によるテロや犯罪の脅威が拡大しつつある、②グローバル化の進展により、国際テロの拡散・多様化が進んでいる、と指摘している。

これら安全保障について、必ずしも自衛隊のみが関わるとは言えないが、少なくとも自衛隊の活動一つである安全保障を取り巻く環境は「グローバリゼーション」の影響を多く受けざるを得ず、その意味では自衛隊員とその家族は、民間人と比較するとより多くのグローバリゼーションの影響をその生活の中で享受すると言えよう。

以上のことから、我が国ならびに世界的な基準においても今後のソーシャルワーク実践においては、ますます「多様性」（diversity）および「グローバリゼーション」について、臨床ならびに専門職養成の教育の場においても目を向ける必要があると考えられる。

そこで本研究においては、我が国では「多様性」（diversity）および「グローバリゼーション」が与える影響に関し十分な考察が進められていないと考えられる Military ならびに自衛隊に関わる人々へのソーシャルワーク実践およびそれに関わる専門職養成について、特に彼らを取り巻く環境ならびに文化の多様性と、グローバリゼーションにより影響を受ける彼らの生活に着目し、その特徴ならびに固有性について整理を行い、支援過程ならびに専門職養成課程への活用のあり方について考察を進める。

2 Occupational Social Work の視点より

MilSW の構成について Occupational Social Work の視点からの論究は複数確認されており (Applewhite, Hamlin, BrintzenhofeSzoc, Timberlake:1995, Du Plessis: 2001, Kruger, Van Breda:2001), いずれも MilSW の基盤の一つとしての Occupational Social Work との関係ならびに MilSW の発展過程における Occupational Social Work との関連について論考が行われているが, MilSW に対する Occupational Social Work からの考察として, MilSW が一般的な Occupational Social Work と完全に同一視することが困難な理由として, ①対象者として Uniform を着用している軍人があげられること・②軍務, 戦争, 国家防衛に関するものであること Madiebn(2001:145), をあげている. 特に, ②の理由から我が国ではソーシャルワークならびにソーシャルワーク専門職が Military という場において展開・活動することについて違和感を生じることが多いと推測される.

しかしながら, 上記の事項を前提としつつも, Madiebn(2001:145)は続いて, MilSW をソーシャルワークの一領域として位置づける事が可能な理由として「実際に MilSW は, Occupational Social Work の大部分に当てはまるものである. **軍は単に別の種類の労働環境であり, 本質的には非民間人である軍人への支援サービスである**」と指摘している.

これは, 第2章においても論証を行うが, アメリカ軍においては, 南北戦争の時代から現代にいたるまで兵士へのソーシャルワークは展開されていたとされており, 他のソーシャルワーク領域と同様に実践の蓄積はなされてきたと考えられる.

また, MilSW は Occupational Social Work がモデルであるとして提示されることが多いとし, その上で MilSW のこれまでの活動が, メンタルヘルスや薬物乱用の治療プログラムを展開してきたことを前提に「MilSWer と軍隊組織との関係は, Occupational Social Worker を雇用する機関との関係と同等である」 (Garber, McNelis 1995:1726)という見解も確認される.

さらに, MilSW の構成要素との関係から, 「MilSW は一般的に, ソーシャルワークの構成要素と考えられている7つの分野の実務を網羅する. つまり, 子どもと家族, 職業, 健康, 精神衛生, 高齢, 教育, そして矯正である」 (Garber, McNelis 1995:1726)としており, さらに, これまでの MilSWer の活動を振り返り, 「Military では, 多くの MilSWer に万能な臨床者としての柔軟な対応力を求めている. MilSW の歴史的変遷からみても, MilSWer ジェネラリストとしての技術により彼らはシステム上の全てのレベルで兵士とその家族の

福祉や質の高い暮らしに対して豊かな貢献を行ってきた」 (Garber, McNelis 1995 : 1726) と指摘している。

また、南アフリカにおける MilSW に関する先行研究¹²の中では、MilSW の実践モデルの一つとして、Occupational Social Work が示されている。その中で、南アフリカにおける MilSW はその発展の過程で、Googins , Godfrey (1987) ならびに Prentice , Ozawa (1980) の影響を受けたとしており、「南アフリカで MilSW の進化を形作る上で、特に高度な組織ベースのマクロな活動に向かってソーシャルワーカーを挑ませていく点で、これらのモデルには価値があった」 (Vvan Breda 2012 : 22) とし、その後、南アフリカでは 1997 年に MilSW の実践経緯の中で、1997 年に新たに「MilSW Practice Model」 (以下、MilSWPM) を開発したとし、この MilSWPM については MilSW の実践における『ミクロ・マクロの分断を連結し、ミクロ・マクロの連続性を直線から円に変え、潜在的なクライアントシステムに取り組み、社会福祉の要求に即して、Occupational Social Worker のさまざまな「ステージ」を統合する』 (Vvan Breda 2012 : 22) としている。

そしてこの MilSWPM の理論体系としては、Occupational Social Work だけでなく、エコシステム、サイバネティックス、精神分析的理論等との関わりがあるとし、その理論の中から選んだ要素を MilSW の中へ批評的に統合していく事がすすめられていると、あらわしている。

そこで本章の最後に、Military の持つイメージとソーシャルワークの持つイメージの相反する立ち位置から、Military という場におけるソーシャルワークについて、様々な意見があることを考慮し、よりソーシャルワークの視点に立脚した理解のあり方について、いくつかの先行研究から紹介を行う。

例えば、Hazle, Wilcox, Hassan (2012 : 229) は、Military という場におけるクライアントへの視点として、「軍隊に入った理由、または争いの背後にあるポリシーが何であれ、これは助けを必要としているハイリスクな集団であり、私たちには彼らを支援しケアする道徳的義務がある。彼らが直面する多くの困難を解決するにはコミュニティ規模での活動が必要であり、この闘いに勝利するために、協調して献身的にこの闘いを闘わなくてはならない。」と指摘している。

さらに、Hassan , Flynn (2012 : 277-279) は、MilSW が他の領域のソーシャルワークとの大きな違いとして、MilSW の対象となる軍隊が「①戦争と暴力とのはっきりとしたつなが

¹²南アフリカにおける MilSW については、本研究第 3 章・第 2 節および第 4 章・第 2 節において詳述する

り、②職場の全体像の強い影響を受ける、③社会学的、政治学的、心理学的な変化の影響へ焦点をあてること」と言及し、その上で、Militaryにおけるソーシャルワークの役割について整理を進める過程で「ソーシャルワーカーは戦争または侵略を支持しない。ソーシャルワーカーは軍の存在によって最も影響を受けている人たちに対する意味のある支援を行う」（Hassan, Flynn 2012: 280）として、MilSWが保有する戦争ならびにクライエントへの視点について言及している。

以上のようなことから、MilSWの実践の基盤は伝統的なソーシャルワークの理論体系に根ざしていることは明らかである。また現代のソーシャルワークの「人と環境の接点」という根幹となる視点にもとづき、より広範囲にその対象の認識を行い実践を行っている領域としてとらえることが可能と考える。

第2章 MiISW 概論 —歴史的変遷と概要—

はじめに

我が国のソーシャルワーク実践に関する研究では、アメリカにおける MiISW の歴史的変遷ならびに定義・全体像に関する論究は十分ではない。そこで、本章では MiISW について基本的な理解を深めるためにもその定義のまとめを行う。先ず『広辞苑（第六版）』によると、定義とは「概念の内容を明確に限定すること。すなわち、ある概念の内包を構成する本質的属性を明らかにし他の概念から区別すること。その概念の属する最も近い類を挙げ、さらに種差を挙げて同類の他の概念から区別して命題化すること」とされており、それを整理・集約することは、MiISW への理解を深める上では必要不可欠と考えられる。また、現在に至るまでの MiISW の歴史的変遷と現況、特に全世界に大きな影響を与えた 9.11 以降の現況について目を向けることで、第3章以下において論証する MiISW ならびに Military そのものについての認識を深めることにつながると考える。

本章における論証の方法としては、アメリカにおける MiISW にかかわる先行研究のレビューならびに MiISW にかかわる様々な団体が公開している資料等に着目し論究する。それにより、ソーシャルワーク実践の一領域としての「MiISW」の本質的属性を明らかにしていくことを目的とする。

第1節 MiISW の歴史的変遷と現代を取り巻く状況

本節では、NASWが監修・発刊し、長年にわたり版を重ねている『*Encyclopedia of Social Work*』の 17th(927-931)・19th(1726-1736)・20th(270-273) Edition 等を参考に、MiISW の歴史的変遷の概要について整理する。

1 南北戦争から第二次世界大戦集結まで

MiISW の起源は南北戦争中にあるとされており、それは 1861 年に連邦軍兵士の福祉への要請に応えるために、U.S. Sanitary Commission（アメリカ合衆国衛生委員会）を任命したところにあるとされている。この機関は、大統領により任命された医薬、社会変革、宗教分野のリーダーたちによる設立した団体とされ、その創設者は当該機関の任務を、兵士達の病気の予防と療養のためのシステム提供としており、具体的な活動内容としては負傷し入院した兵士を任務に戻すことであった。さらにその後、The Army Relief Society（連邦軍救済協会）が、兵士の夫を亡くした妻や保護者を失った子ども等の要支援者のために

1900年に創設された。また、現在においても MiISW にかかわりの深いアメリカ赤十字社は 1881年に設立され、第一次世界大戦および第二次世界大戦を通じてソーシャルサービスの主要な提供機関になったとされる(19th)。

なお、このアメリカ赤十字社における活動は、第二次世界大戦までは特に精神医療分野におけるソーシャルワークの活動が主とされており、その後、訓練を受けた軍人のソーシャルワーカーが、軍人の心理学者や精神科医と共に非公式に精神医療にかかわるチームを結成して活動を開始したことにより、ソーシャルワーカーの活動範囲が拡大されていったとされる(17th)。

アメリカ軍における最初の精神衛生部は 1942年10月にニュージャージー州フォートモンマスに設置され、その後、同様の部署がアメリカ軍全体で展開され始めた。そして1943年には精神医療ソーシャルワークは、軍人の職業上の専門分野となった。なお、この中で、軍医総監局(Surgeon General's Office)付の民間人としてのソーシャルワークのコンサルタントとして活動していた Elizabeth, Ross. は、Militaryにおけるソーシャルワークプログラムの開発に重要な役割を果たしたとされ、そして第二次世界大戦終了時には、711名ものソーシャルワーカーたちが下士官の地位で働いていたとされる(17th)。

その後、1945年6月、MiISWプログラムは軍医総監局の一部として統合され、1946年1月には最初のソーシャルワーカーが陸軍士官として任命された。これらの段階を経たことにより、現在のアメリカ軍において実践展開がされている幅広いソーシャルワークの道が開けるようになったと考えられる(17th)。

しかしながら、以上のような過程は決して平坦なものではなく、先にあげた Elizabeth, Ross. は第二次世界大戦後に次のように述べたとされている。

"Time and again the refrain has rung out: 'Where is the profession? What are the professional organizations doing in this war if they leave it up to each GIMPSW [military psychiatric social worker] to explain to the army what social workers are trained to do?'" . 「何度も繰り返し同じ文句が叫ばれている。専門家はどこにいる? ソーシャルワーカーが何の訓練を受けているのかを軍隊に説明することを、それぞれの GIMPSW [軍隊精神医学ソーシャルワーカー] に任せてしまうとしたら、専門家組織はこの戦争において何をするつもりだろうか?」 (19th) .

これは、当時のアメリカにおいて、この MiLSW については十分な理解が得られない側面があったことを示しており、つまり、初めてソーシャルワーカーを受け入れる軍隊だけでなく (American Public Welfare Association and the American Association of Social Workers からは支援を得られたものの)、同業者組織からも十分な支援を得ることができたわけではなかったことをあらわしていると言えよう。しかしながら、第二次世界大戦時における初期の MiLSW 達は非常に素晴らしい活動を展開したとされており、それにより軍隊および同業者組織における自分たちの役割を確立させたとされている(19th)。

2 第二次世界大戦以降～ベトナム戦争終結まで

第二次世界大戦後、Army Medical Service Corps (陸軍医療看護局) の特別職として PSW が創設され、それにより今日の MiLSW が本格的に始動し始めたといえる。最初の士官はこの専門職位として 1946 年 1 月に任命され、ソーシャルワーク士官が SM と MF への支援活動を展開するためにその能力を発揮し始め、ここにおいて第二次世界大戦後の MiLSW のプログラムの目的としては、より高いレベルのソーシャルワークとしての専門サービスを平和時の軍に提供することと、即応力の観点から強力な予備役兵のグループを組織することだったとされている(19th)。

さらに、1950 年に始まった朝鮮戦争では MiLSW の活動の拡大化され、1952 年の 5 月までに 165 名の軍人のソーシャルワーカーが活動し、65 名の専門的訓練を受けた民間人のソーシャルワーカーが軍隊におけるソーシャルワーク実践に従事し、さらに 260 名の下士官ソーシャルワーク・テクニシャンが専任ソーシャルワーク・スタッフを支援したとされている。また、この間に 1951 年にはアメリカ赤十字社はアメリカ軍における医療ソーシャルワークサポートからの撤退(Harris 1999:10)したことにより、アメリカ軍のソーシャルワークプログラムが医療と精神医療との両分野に分化されることとなり、1954 年には、ソーシャルサービス・コンサルタントオフィスが企画され、1955 年に「ソーシャルワーカー」という分類および下位専門分野として「精神医療」と「医療」が確立された。その後、博士号の資格が求められる Army 専属のソーシャルワーカーというポジションが陸軍に確立された(17th)。

その後、ソーシャルワーク活動の現場は、陸軍病院、精神衛生コンサルタントサービス、軍刑務所、医療分野サービス、そして軍医総監局に広がり、軍人のソーシャルワーカー達は朝鮮戦争において様々な病院の現場に参加した。彼らは精神医療チームに配属されたも

の、正式には戦闘部門には配属されず、朝鮮戦争後、ソーシャルワークの地位は戦闘医療組織に統合されたとしている。また、ベトナム戦争中、軍人のソーシャルワーカーはすべての戦闘師団、機動精神医療チーム、そして病院現場に従軍したとされている。(17th)。

また、1970年代半ば、MiLSWはMF、ヘルスケア、薬物乱用などの領域における調査をすすめる、それにより更にサポート体制は安定化することとなった。また、ソーシャルワークオフィサーは国防補佐官局、陸軍省参謀本部人事部、そして最も主要な司令本部に配置され、薬物乱用対策プログラム政策、ソーシャルワークサービスの開発と調整、MFへのサービスの展開について、より尽力をすることとなった(17th)。

アメリカでは、第二次世界大戦後からベトナム戦争終結に至る間に、軍隊の活動の影響が社会のあらゆるレベルで見られており、アメリカ軍はその社会的機関としての位置づけを、様々な意味において確立していったとされ、同時に社会的役割の変化も生じたとされる。これは、Richard Titmussの提言「防衛の名の下に行われるものが、社会福祉の役割と機能における実効的な対策の幾分かを決定づける」を反映している。軍隊組織におけるソーシャルワークプログラムの歴史と発達は、このような時代の潮流に適合すると考えられるが、ベトナム戦争終結に伴いアメリカ軍は全体的に規模を大幅に縮小されることとなった。しかし、ソーシャルワークに関する人員については削減されなかったとされる(17th)。

第2節 ベトナム戦争終結以降のアメリカ各軍のMiLSWの歴史の変遷

本節では、ベトナム戦争終結以降のアメリカのMiLSWの展開の経過について、第1節と同様に『*Encyclopedia of Social Work*』の17th(927-931)・19th(1726-1736)・20th(270-273) Edition等を参考に各軍別に歴史の変遷の概要について整理を行う。これは、各軍の特色によりその後の経過に相違がみられるためである。なお、本節で着目するベトナム戦争とMiLSWの関係について整理をすると、ソーシャルワークと軍の関係はベトナム戦争によって大きな影響を受け、多くのソーシャルワーカーが反戦運動に賛同し、さらに戦争への反対に従軍した兵士(男女問わず)への否定につながり、最終的に彼らがトラウマに直面したことへの理解を深めることに失敗し、同時に、専門職においても軍でのソーシャルワークへの関心は、学術分野からほぼ消滅し、軍で活動をしていたソーシャルワーカーの数は徐々に減り、その仕事は臨床心理士や職業的セラピスト、看護師、牧師、その他の関連する職業の人たちに引き継がれた(Daley, 1999)とされている。このような全体的な経過を踏まえて、アメリカ各軍におけるMiLSWの変遷を整理する。

1 U.S.Army における MILSW の歴史

Army においては、1950 年代には医療、精神医療分野でのソーシャルワーク活動の基礎が固まった。この方向性への重要なきっかけは、1951 年に起こったアメリカ赤十字社の医療ソーシャルワークサポートからの撤退である。これにより、Army のソーシャルワークプログラムが医療と精神医療との両分野に分化されることとなり、1954 年には、ソーシャルサービスコンサルタントオフィスが企画され、1955 年に「ソーシャルワーカー」という分類、下位専門分野として「精神医療」と「医療」が確立された。その後、博士号の資格が求められる Army Social Worker というポジションが確立された。1976 年 1 月時点で、活動していた 42 名の士官が民間の大学に入学を許可され博士課程の訓練を受け、このうち 31 名は学位を取得した。さらに、1976 年には 5 名の Army の士官が大学のソーシャルワークの博士課程訓練に参加した。Army の医療および精神医療現場は、正式な規定で専門のソーシャルワーカーを完備し、その多くは士官であった(17th)。

なお、Army Social Worker の活動の広がり根底には、1960 年代に民間のソーシャルワーク実践の過程において起こりつつあったソーシャルワークの役割の広がりをも反映していたとされ、これにより、ソーシャルワークは医薬や精神医療内のサブセクションから専門的サービスの管理者へと直接報告書を提出する地位へと向上したとされる(17th)。

さらなる変化として、新しいプログラムである「The Army Community Service」の開発があげられ、これによりソーシャルワークは医療の現場から組織的に外され、Army の参謀本部人事部の一部となった。その任務は、個人的または家族問題の救済に利用できるすべて軍および民間資源を動員するための組織化されたシステムの開発であった。スタッフのほとんどはボランティアで、運営担当あるいはソーシャルワーク担当士官から指導・訓練を受け、小規模な駐屯地ではソーシャルワーク士官でない者がプログラムを担当し、病院の現場にいるソーシャルワーク士官が The Army Community Service プログラムの専門コンサルタントとして働くこととなった。この The Army Community Service の構造は非常に柔軟なものとされており、そこでの企画等は基地のロケーション、組織、そしてその任務に基づいて個々のミリタリーコミュニティのニーズとライフスタイルに沿ったものとなった。サービスの集権化がなされたコミュニティサービスセンターが設置され、基地内では、法務官や看護師、軍医などの重要な司令官と重要サービス士官からなる協働的な議会を確立するように強く奨励されたとされる。これにより、彼らは定期的に会合を開いてそのミリタリーコミュニティでの健康および福祉の問題に対処することになる(17th)。

さらに当時の陸軍省では、ソーシャルワーク士官は一般のスタッフ士官として The Army Community Service を指揮するようにされ、このポジションは、陸軍省レベルでの人事政策策定機構との連動を可能にしてきた。これにより、健康と福祉に関連のある他の政府機関と相互に作用する機会がもたらされたとされる。これらの動きから、専門職としてのソーシャルワークの見解が認知され、軍関係者における社会福祉に関する多くの課題を可視化する機会が得られたとされる(17th)。

その後、冷戦の終わりを迎えることにより、Army だけでなく軍全体の規模の縮小などの変化が起きるようになった。これは、ソーシャルワーカーも同様で、1990年から1993年の間に軍全体で22パーセントの削減が行われたといわれている。なお、この時点で、すべてのMilitaryのソーシャルワーカーがついにソーシャルワーク学修士を有することになり、さらに15パーセント以上が博士号を持っている状況となった。その後、1995年当時のArmyでは250人の修士号または博士号を有した軍人および民間のソーシャルワーカーが国内または海外で活動していたとされる。この時期はおりしも世界各地における人道上的または平和維持活動など米Armyの活動が増加している時期にあたり、それともない、軍人と家族の離別ならびに任務後の帰還に伴うサポートが急増することとなり、軍隊の縮小が大きな影響を与えることとなった(19th)。

Armyのソーシャルワーカーが携わる精神衛生活動ではソーシャルワーカーが結婚や家族カウンセリング、子どもと成人のカウンセリング、また危機介入サービスを提供している。Armyではいずれの基地にもサービス機関が駐在し、ソーシャルワーカーが隣保館をモデルとして利用して、コミュニティーサービスを開発し、コミュニティーへの参加または離脱の各過渡期において兵士とその家族を支援している。地域で解決できない課題は指揮系統の上部へと運ばれArmyの将官の諮問機関へ送られるが、そこでは政策の発見、予算、もしくはその件に対するプログラムとしての回答についてソーシャルワーカーがアドバイスを行っていた。さらに、ソーシャルワーカーは多彩な軍事研究・評価機関へと配属され、そこではSMとMFの生活やそのコミュニティーに影響する多岐にわたる事例の研究が行われた。また、捕虜の送還、災害復旧、そして人道支援の実施にも関与しており、Armyは、世界中に派遣先に同行するソーシャルワーカー、精神科医等による特別チームを編成している。彼らはSMが戦争による感情的なストレスに対処することをサポートし、またSMが自宅およびコミュニティーへ帰り再会することにかかわる支援活動を担うものとされ、これらの活動は、心的外傷後ストレス反応や心的外傷後ストレス障害を予防し、改善が目的

とされていた(19th)。なお、Armyにおけるソーシャルワークの概要については、Dashkina (1996)が North Atlantic Treaty Organization (NATO) の研究報告¹³の中で当時の全体像を示しており、以下にその概要を提示する。

U. S. Army のソーシャルワーカーは、直接的な臨床的サービス、退院計画の手配、危機介入や、情報や紹介の提供、高リスク・グループへの支援サービスの拡張、地域ネットワークの教育と開発を提供しているとし、さらに家庭内暴力、薬物やアルコール、雇用機会の均等、組織効率、地域サービス、学術部門のコンサルテーション・プログラムの指揮やその他数多くのプログラムを管理していると紹介している。

また、U. S. Army におけるソーシャルワークは、1980年代には軍の組織の一部として切り離せないものになっており、それにより次の4つの成果がもたらされた。

①1965年の Army Community Service の設立。

これにより、個人及び家族の問題を軽減する為の全ての利用可能な軍事及び民間の資源をまとめるシステムが展開されたとしている。この活動に従事するスタッフの大部分は、民間のソーシャルワーカーであったとされ、さらに Army Community Service Centers は、世界の全ての主要な米国軍事施設に配置されたとしている。なお、当時スタッフは U. S. Army のソーシャルワークの指導者より指導を受けていたとされる。

②1960年代中盤陸軍病院に、独立した社会福祉サービスの創設。

これにより、ソーシャルワークを医療または精神科サービス内のサブセクションから、臨床サービスの病院の司令官代理に直接報告する完全なサービスになったとされる。その結果、政策レベルでの参加の機会が多く発生するようになったとしている。

③1960年代後半と、1970年代前半に始まった軍人の薬物やアルコール乱用の問題に取り組むためのプログラムを開発。

U. S. Army では、当時「Alcohol and Drug Abuse Prevention and Control Programme」と呼ばれており、これは薬物等の乱用の発生を予防し、再発を防ぎ、個人に可能性を与え、可能となればいつでもその任務に戻らせる事とされていた。これは、現役勤務の軍人と、民間のソーシャルワークの指導者の両者が、このプログラム用の政策を開発する事や、入

¹³ NATO Research Fellowships Programme として公表している資料において、1990年代までの U. S. Army の Military Social Work の状況について、The System of Social Support and Help to ex-officers and their families in Great Britain, the United States of America and Russia の中で報告されている。

院患者のリハビリ施設や外来のカウンセリング・センターで働く事に深く関わるようになったとしている。

④家族擁護プログラムの発足。

このプログラムは、1975年当初は、子どもの虐待とネグレクトのプログラムとして始まり、1980年代初頭には、配偶者間の虐待についてもその対象となった。このプログラムでは、予防、リハビリ等に重点を置いている。(Dashkina : 1996)

さて、9.11以前も、Armyのソーシャルワーカーは、積極的にArmyの任務に協力し、兵士やその家族を支援してきた。それは、軍の展開状況（平和状態、戦争状態）に関わらずである。具体的には、個人カウンセリング、集団カウンセリング、作戦に関する相談などが挙げられ、特に重視されているのが「予防」的視点とされてきた。そこには、鬱病や、その他の心理的、心理社会的な問題を検査することも含まれているとされ、さらにArmyのソーシャルワーカーは、担当する兵士たちとともに派遣されることもあり、それに伴い「最前線」において活動する場合もある。彼らソーシャルワーカーを支援するのは、同じソーシャルワーカーの予備役兵であり、予備役兵は、野戦病院や、戦闘ストレス制御部隊に配置され、民間のソーシャルワーカー志望者と契約スタッフを合わせると400人近くになり、それぞれが軍のソーシャルワーカーとともに（直接の戦地でなくとも）実地訓練にあたっていた(20th)。

2008年当時、既にArmyのソーシャルワーカーは、軍隊と完全に融合した存在として機能していたと言え、その一つとして9.11ならびにそれにかかわる「イラクの自由作戦」(2003年から)等の様々なArmyの活動にかかわる支援があげられる。この世界的規模の大きな変動に伴い、米Armyもその活動等にかかわる重大な方針転換を行うこととなりそれはソーシャルワークの実践に大きな影響を与えた。つまり、これまで以上にはるかに重要視されるようになったのが、戦闘ストレスにかかわる支援であった。これに伴い、「戦闘および作戦ストレス制御チーム」の活動もすすめられ、合衆国Army訓練・理論司令部と、合衆国Army中央衛生学校は、戦闘部隊に戦闘ストレスについて習得させる責務を共有することとなり、さらにソーシャルワーカーが旅団へ編入される傾向が多くなったとされ、これは、作戦区域にいる兵士を支援するには非常に効果的とされている(20th)。

2 U.S.Air Force における MiISW の歴史

Air Force では、1947 年に別部門として設立されたため (Jenkins 1999 : 27), それまでのソーシャルワークの基本的な任務は、Army の医療施設におけるメンタルヘルス部門に対する支援サービスであった (17th).

そして、Air Force 独自のソーシャルワークプログラムは 1952 年に始まり、その基本的な使命は空軍の医療施設内の精神衛生部門への支援的な臨床サービスの提供であった。

1975 年には、専門的な訓練を受けたソーシャルワーカーが 128 名、そして専門的訓練を受けた 7 名および未訓練の 5 名の民間人ソーシャルワーカーが常勤で配属された。これらの人材は、病院でのメンタルヘルスサービス、精神衛生、およびコミュニティでのメンタルヘルスクリニック、家族医研修プログラム、集権型矯正施設、薬物・アルコール対策プログラム、そして Civilian Health and Medical Program of the Uniformed Services¹⁴ や軍医総監局のスタッフ配置などの様々な現場で機能した。数名のソーシャルワーカーたちは、アルコール対策センタープログラムのディレクターやメンタルヘルスサービスのチーフとして配属された。Children Have a Potential (以下、CHAP) は、1961 年に障害のある子どもたちのための空軍全体のプログラムとして設けられ、またその目的の一つとしては、ハンデを抱える家庭を支援することで、軍の士気を高めるとされていた。CHAP 担当者のほとんどは、専門的訓練を受けた軍人または民間人のソーシャルワーカーであった。彼らは、カウンセリング、専門医紹介、配属に際しての特別な配慮、医療および教育サービス、または経済的援助といった形態で支援を提供する。プログラムを開発するため、ローカルリソースとの連携も維持された (19th)。

1975 年、Air Force において児童擁護プログラムが創始された。このプログラムの地域での管理責任が CHAP 担当員たちに付与された。この CHAP および児童擁護員たちは、CHAP プログラムとともに、児童虐待やネグレクト向けの基礎レベルプログラムの運営を管轄することとなった。1969 年まで、CHAP の運営管理は参謀本部人事部長が担当した。現在、CHAP、児童擁護、そしてアルコール対策センタープログラムはソーシャルワークプログラム管理者、臨床医療部門、軍医総監局によって管理されていた。さらに、1981 年には、配偶者虐待プログラムが追加され、その後の名称は家族の権利擁護プログラムへと変更された。当時の本プログラムの構成要素としては、(1) 家族の虐待に対する介入、(2) 疎外され

¹⁴現在は TRICARE に変更されており、これは米国軍が運営している機関で、米国軍に所属する兵士およびその家族の健康管理及び医療サービスを管理する DoD の一部門とされる。

た家族メンバーのプログラム，そして（3）訪問/予防サービス，とされていた．近年では Air Force のソーシャルワーカーの数は急増しており，彼等のソーシャルワーク・サービスと責任範囲は拡大されてきた．1993 年には 214 人の従軍ソーシャルワーカーと 215 人の文民ソーシャルワーカーが常勤で空軍のプログラムに配属された．米空軍では採用した専門職に対し臨床系の大学院卒レベルの訓練を要求しており，Air Force のソーシャルワーカーは，病院の精神衛生診療所，家族医療研修医プログラム，薬物とアルコール治療プログラム，家族サポートセンター，また矯正施設など，様々な場での活動が期待されている．さらに，彼らはまた職員としてアメリカ合衆国空軍医療総監室（ソーシャルワーク，家族の権利擁護，そして薬物・アルコール乱用プログラム），人事部長室（空軍の家族に関して），そして国防省次官補医療問題室（MF のための情報センター）において活動し，さらに，Air Force のソーシャルワーカーは アルコール・リハビリテーションセンターの所長を務め，そのうちの一つは外来患者専用病院である（19th）．

また，Air Force ではソーシャルワーカーを「砂漠の盾作戦」と「砂漠の嵐作戦」の支援のため，または自然災害（ハリケーン・アンドリュー）や人道目的の活動（ソマリアでの希望の回復作戦）のために，空輸可能な病院の一部として派遣した（19th）．さらに，1996 年，Air Force では，Integrated Delivery System（IDS）を作成した．このシステムは，空軍基地の援助機関を代表して活動するグループである．ソーシャルワーカーは，彼らの地域組織化活動やネットワーク活用技術を利用して，ただちに IDS の協力者となり，空軍のコミュニティが直面している課題に協調的な対応をすすめた（20th）．

2006 年，Air Force では，もっとも多い人数の現役ソーシャルワーカーを要求した．190 人の士官が世界中で任務にあたっており，Air Force の医療機関に所属するソーシャルワーカーの数は過去最多となっている．空軍生物医学科学隊の隊員として，16 人の医療関連のソーシャルワーク士官がいる．彼らは，指導的地位を勝ち得てきたエリートで，空軍司令部に在籍する者もいれば，全医療施設およびそれに関連する飛行中隊の指揮にあたる者もいるとされる．さらに，2011 年 9 月の世界貿易センタービルおよびペンタゴンへのテロ攻撃の影響により，Air Force のソーシャルワーカーの役割は劇的に変わったと言え，ソーシャルワーカーに対して，Air Force のメンバーとその家族を支援してほしいという要望が高まったと言われている．それにより，家に出向き，家族支援プログラムとして Deployment 等の影響による分離や別居の影響への支援に取り組むこともあれば，時には，海外での対テロ世界戦争の最前線に出向くこともあった（20th）．

また、心的外傷ストレス反応チームは、最新の危機管理の概念を取り入れ、爆弾テロ事件や、ハリケーン・カトリーナのような自然災害の影響で活動を開始した。ソーシャルワーカーは、悲嘆カウンセリングや心的外傷後ストレス傷害に関する特別訓練を受け、空軍軍人がこのような出来事の影響に対処するのを支援した。彼らはまた、湾岸戦争症候群の再発防止を目的とした Deployment 後の健康リスク評価において、重要な役割を果たした。また、Re-Integration¹⁵プログラムを通じて、家族の関係回復についても支援したとされる。その他、OEF および OIF¹⁶における支援、ならびに中東地域をはじめとするあらゆる担当地域で任務にあっていた経過があり、その中では、実際に前線基地に出向き、Army, Navy, Marine Corp のメンバーを支援し、同じように常に Air Force のメンバーも支援していた経過が把握される(20th)。

3 U.S.Navy における MiISW の歴史

Navy においてソーシャルワーカーが初めて雇用されたのは、1945 年、第二次世界大戦後であったとされる。当初、Navy のソーシャルワークプログラムは、赤十字および Navy Relief Offices に配属された民間のソーシャルワーカーによって、また、「Wives' clubs」やファミリーサービスセンターなど Navy におけるその他のボランティア組織によって実現していた。Navy のソーシャルワークプログラムは、(1) 薬物・アルコールリハビリプログラム、(2) Navy の士官および SM に対し行動科学的なサポートを提供するために設けられた人材開発プログラム、(3) 医療ソーシャルワークサービス、(4) Navy の各基地での地域医療センターでの精神医療ソーシャルワークサポート、そして (5) MF に対する調査を含んできた。また、1973 年には、アメリカ兵捕虜の東南アジアからの帰還に伴い、Navy では、行方不明兵の家族および帰還した捕虜とその家族に対するアウトリーチを提供するための、予防目的のソーシャルワークプログラムを開発した。主な地域センターに配置されてこのプログラムに携わったソーシャルワーカーたちは、これら家族を支援するための軍および民間のサービスを主催した(17th)。

1980 年に Navy Medical Department (海軍医療部) は、12 名の軍人のソーシャルワーカーを任用し選抜された海軍病院と診療所へ配属した。1983 年春には Navy Medical

¹⁵本研究第 4 章・第 3 節でも述べるが、海外等での活動から帰還した SM が通常の生活に復帰するため、ならびに VT が Military を離れ地域において生活を営むための、再統合ならびにそれにかかわる支援を指す。

¹⁶ OEF とは、米軍によるアフガニスタンでの「不朽の自由作戦 (Operation Enduring Freedom)」を指し、また OIF とは「イラクの自由作戦 (OIF : Operation Iraqi Freedom)」を指す

Department の大規模な組織再編の一部として、ほとんどの海軍病院でソーシャルワーク部門が創設され、1994 年当時は、30 人のソーシャルワーク士官が活動していた。Navy の家族の権利擁護プログラムは 1970 年代後期に Navy Medical Department（海軍医療部）で始まり、そのプログラム創設の指導（軍規）は 1979 年に公布され、このプログラムでは児童虐待やネグレクト、また配偶者虐待などにも取り組んできたとされる。1984 年 1 月には、Navy Military Personnel Command（海軍人事司令部）は家族の権利擁護プログラムについて全権を委任され、家族サービスセンターではこのプログラムの医療外の側面を監督することになったとされる。さらに 1994 年には 80 箇所の家族サービスセンターが世界中で運営され、これらのセンターはオンサイトでも運営され、家族サポート・プログラムがこれによって施行されたことになる。これらは複数機能を備えたセンターで、Navy によって運営されており、情報の閲覧、家族教育、雇用と財務カウンセリング、そして家族の権利擁護を含む多種類のサービスが提供された。このセンターの目的としては、予防と教育にあったとされ、約 250 人の民間のソーシャルワーカーが常勤で活動していた(19th)。

そこでの、ソーシャルワーカーの具体的な活動としては、Navy のメンバーとその家族のための Deployment 準備サービス、隊員の家族を支援するために作成されたオンブズマン・プログラム、子どもが生まれたばかりの夫婦の支援プログラム（任務からの帰還後に）、一般の生活に戻る準備をしている隊員とその家族のための移行支援サービス、家族雇用サービス、軍隊が頻繁に移動する場合における家族の転居支援、子どもへの虐待・育児放棄、および配偶者への虐待の防止・介入を目的とした家族支援サービス、性的暴行の防止および被害者支援を目的としたサービス、生活技能プログラム、そしてさまざまなボランティアサービスなどがあげられる(20th)。

そして、Navy のソーシャルワーカーが初めて戦地に展開されたのは、2007 年、クウェートで戦闘任務が行われている時のこととされる。ソーシャルワーカーは、海軍兵士帰還プログラムを支援するために展開された。このプログラムの目的は、Navy および Marine Corp のメンバーについて、潜在的な戦闘ストレスと精神衛生の問題を発見することと、彼らが精神的・感情的な側面において適切に米国に帰還する準備ができるよう支援することだった。当時の Navy におけるソーシャルワーカーの任務は、海軍軍司令部の参謀将校、内科・外科部の家族支援プログラムおよび Navy の人事局のレイプ・性的暴行プログラムのマネージャー、各地域の海軍・海兵隊基地における家族支援プログラムのマネージャー、病院に

におけるソーシャルワークの指導員および専門家、家族支援プログラムのマネージャー、家族サービスセンターの専門家などであった(20th)。

以上、主に『*Encyclopedia of Social Work*』 17th・19th・20th Edition等を参考にアメリカにおけるMiLSWの概要をまとめた。これにより、アメリカ各軍による特徴に応じて、それぞれのMiLSWの発展の歴史があることが確認された。

しかしながら、現在のアメリカにおけるMiLSWについては上記で整理したような状況とは著しく異なる国家・社会情勢において展開されており、さらにそれにより本研究で研究対象にしたMiLSWの専門職養成がさらに必要とされた背景があると考えられる。

そこで、MiLSWの概要ならびに歴史的変遷の一環として、9.11以降のMiLSWの概要について、次に若干の整理を試みる。

第3節 アメリカ同時多発テロ事件のMiLSWへの影響

「アメリカ同時多発テロ事件」ならびに「9.11」とあらわされる、2001年9月11日にアメリカ合衆国内で同時かつ多発的に発生した航空機等によるテロ事件は、全世界に大きな影響を与えそれは現在も継続していると言えよう。

事件後は、多くの民間人ならびに消防士・警察官の犠牲が確認され、なおかつその後のいわゆる「対テロ戦争」の経緯の中で、多くのアメリカ兵が、アフガニスタン及びイラクに派遣されることとなった。

この、アフガニスタン(2001年10月より)およびイラク(2003年3月より)における10年を超える長期にわたる戦争は、これに直接的・間接的に関係したSM・MF・VTならびにその関係者および地域そして全てのアメリカ国民に対して、通常の世界生活とは異なる特異なストレスならびに出来事をもたらすこととなったといえる。特に、心的外傷後ストレス障害(PTSD)および外傷性脳損傷(TBI)は、このアフガニスタンおよびイラク紛争における特徴的な課題であるといえ、SM・MF・VTに様々な身体的・心理的・社会的な苦痛を生じさせている面が見られる。

そこで、本節においては、アメリカのMiLSWの状況に関連し、この9.11がアメリカ軍のSM・MFそしてVTに与えた影響の外観を整理するとともに、そこから現在のアメリカにおけるMiLSWの概要について述べることにする。

さて、この9.11以降に開始されたイラク・アフガニスタン戦争は、第二次世界大戦・朝鮮戦争・ベトナム戦争等の戦争よりも、SMが被る被害の数や種類、Deploymentの頻度、そしてそれらにともない、MFへの影響も大きく異なるものがあるとされ、さらにそれによりアメリカ社会そのものに対して、「危機」を作り出していると見られる。

さらに、身体的な外傷に苦しむSMの生存者の割合は第二次世界大戦時は2対1とされていたが、現在では8対1になったと報告されている(Flynn, Hassan 2010:169)他、2003年以降に派遣された者の170万人について、50万以上が重度の不安を抱えそれによりうつ病につながる可能性のある戦闘ストレス障害を発症するとしている(Tanielian, Jaycox eds : 2008)。この紛争からの全ての帰還した兵士がこれらのような状況に直面するわけではないが、上記のような状況にあるSMへの適切な対応がなされない場合は、対象者は長期的にそのような症状を抱える可能性があり、なおかつこれは本研究第5章で論究するDeploymentへの視点を無くしては、適切な対応は難しいと考えられる。

1 SM・MF・VTへの調査からみる9.11

また、上記のような状況と関連し、SMとMF・VTの現状についてより明らかにしているものとして2014年にアメリカのBLUE STAR FAMILIES(以下、BSF)とTHE INSTITUTE FOR VETERANS AND MILITARY FAMILIES(以下、IVAF)が行った調査(BLUE STAR FAMILIES, THE INSTITUTE FOR VETERANS AND MILITARY FAMILIES : 2014)がある。これは、2014年2月に、BSFおよびIVAFがMFが直面する現在の生活における課題を明らかにするために行ったオンライン調査である。ここではこの調査結果について基づいて考察する。

回答結果の概要(BLUE STAR FAMILIES, THE INSTITUTE FOR VETERANS AND MILITARY FAMILIES : 2014 13-15)としては、①給与・福利厚生及び退職手当の変更・SMの配偶者の雇用・Deploymentにより子どもが受ける影響・SMと民間人の乖離・Militaryでの生活の不確実性、が示されたとされ、さらに今回の調査から、②家計の余裕・介護・精神保健・移行(Militaryの生活から民間の生活への移行)の影響も少なからず見いだされている、ことが明らかになったとしている。

しかしながら、上記の結果は、回答者の属性(SM・SMの配偶者・VT)や状況(障害または疾患の有無等)によっても異なる面もあり、全てのMilitary関係者が上記のような生活課題に直面しているわけではないことを付記しておく。

そこで、この調査結果（BLUE STAR FAMILIES, THE INSTITUTE FOR VETERANS AND MILITARY FAMILIES 2014:13-15）の中で本研究に関連する事項に関し、以下にその概要を列挙する。

（1）Military と民間の大きな違いの一つである文化（本研究ではMilitary Culture として第5章で詳述）の影響が少なからずあると考えられる、Military から民間生活への移行については、VT の53%と配偶者の55%が、Military からの移行が“難しい”と回答しており、さらに、家族、雇用、医療と教育が、最も大きな移行への懸念であるとされた。

（2）回答者の91%において、家族成員の中に18歳以下の子どもがおり、本研究第5章で着目するDeploymentに関連し、離別の心配や不安が、子どもへのマイナスの影響として報告され、さらに順応性や独立心が増える事がプラスの影響として報告された。

（3）多くのSMとその配偶者はストレスへの対応が可能であるとしているが、39%の配偶者や30%のSMは、継続的に“ストレス”を感じていると回答している。なお、ストレス因子の上位のものは、Deploymentにかかわる配置や別離、財政的ストレス、雇用に関するものであるとしている。また、Deploymentの間、配偶者のストレスには、家庭の責任（42%）、孤立感（38%）、子どもの問題（35%）があることが明らかになっている。また、SM自身も、Deploymentに関連するストレスをあげ、それは孤立や社会的援助の欠如（38%）、家庭の責任（34%）、個人の感情的・精神的保健の問題（28%）と回答している。さらに、回答者の3分の1は、2013年に精神保健のカウンセリングを必要としたとされており、その際には、多くの場合、民間の支援者を選択するとした。なお、PTSやPTSDの治療には、SM・VTの間に差が見られ、SMの回答者は治療を求める際の仕事への影響の懸念をあらわしていることが明らかとなった。

（4）VTとその配偶者が、現役勤務のSMと比較するとうつ傾向が高いことが明らかとなっており、VT退役軍人は、より高い割合（13%）で2013年に自殺の考えを持った事が示され、現役のSM（9%）やその配偶者の回答（8%）よりも高いことが明らかとなった。

（5）VTの介護者は、表1のようなサービスが役に立つと回答し、その概要を整理すると以下ようになる。

- ①包括的な情報源
- ②ソーシャルワーカーによるサービスの調整
- ③福利厚生の情報
- ④“お役所仕事”を最小化するアドボカシー擁護サービス
- ⑤連絡先の情報や資料を整理したリスト

⑥他の介護者とのオンライン・サポート・グループ

表 1 介護者によって必要とされる主要なサービス。

いづらか役に立つ	%	非常に役に立つ	%
すべてのVTのニーズの為に、情報ソースとしての担当のケースワーカーを持つ事	18	介護者の資料として要求されるリスト	72
福利厚生に関する情報	15	ケースワーカーによる調整され、統合された情報ソース	72
あなたに抵抗や“お役所仕事”に遭遇した場合、必要な物の入手に役立つアドボカシーサービス	20	福利厚生の情報 “お役所仕事”を最小化するアドボカシーサービス	71
様々な種類・タイプのリストや必要とするサービス、電話番号やウェブサイト	21	連絡先情報や資料を整理したリスト	63
介護しているVTの状況に近い、VTの介護者へのサポート・グループやオンライン討論グループ	19	他の介護者とのオンライン・サポート・グループ	63

出所 2014 MILITARY FAMILY LIFESTYLE SURVEY(2014) 71 頁をもとに作成。一部改変。

(6) VT の中で、最も多くみられた症状は、TBI（外傷性脳損傷）、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、慢性痛、睡眠障害とされ、彼らは介護に関する正式なトレーニングを受けていないと報告された。

2 MilSWer の活動概要と 9.11

また、上記の調査結果を裏付ける先行研究からの知見としては、MilSWer が SM・MF・VT らへの支援について重要な役割を担っていると、さらに、アフガニスタンとイラクでの戦闘活動の影響により、彼らの役割は大きくなり、また順応していったと指摘している。ソーシャルワーカーは歴史的にみても、薬物乱用、また家族による虐待を阻止したり対応するプログラムを主導しており、加えてメンタルヘルスサービスや医療ソーシャルワークを提供してきた。ソーシャルワーカーは今では、個人、家族、そしてコミュニティへの対応を展開し、提供する上での重要人物であり、戦闘関連のトラウマ、軍事展開、そして軽度外傷性脳損傷によりショックを受けている人々を支援しているとして、その背景の一つ

として、9.11以降のアメリカ軍の活動においては、予備役および州兵軍の軍事展開が著しく増えたことをあげている (Whitworth, Herzog, Scott, 2012 : 112) .

また、MilSWer は、アメリカ国内の基地における活動だけでなく、9.11以前も以降も戦闘地域に配置されることが多くあり、軍人のメンタルヘルスの” “first responders” と表現されることがあるとしている (Whitworth, Herzog, Scott, 2012 : 113) . さらに、Hassan, Flynn (2012 : 274-275) は、イラク・アフガニスタンからの退役軍人について、15%から30%が鬱病と心的外傷後ストレス障害 (PTSD) を発症していると推測されるとし、さらに軍役の解除から徐々にそれらの有病率が著しく上昇すると指摘し、さらにArmy と Navy のSMの自殺率の上昇が憂慮されており、自殺は今や軍隊における主な死因の第2位であり、2006年からすべての部門で継続的に自殺率が高まっていることを指摘している他、イラク・アフガニスタンの戦争に参加した女性兵士については、特に、高いストレスを受けていることや、性的暴行の被害の確率が高いこと、そして多くの女性兵士が妻と母親の2つの役割を担うことから、国内平均2.5倍の離婚率と高い自殺率の複合的なリスク要因を持つことを指摘している。

これらに関連し、SMの子ども達への影響についても多くの報告がなされており、特に、抑鬱、過度の警戒心などのPTSDの症状を抱えたSMの帰還は、家族を混乱に陥らせる可能性が高く、その結果Solomon(1993)が唱えた「第2のPTSD」が懸念される状態が多く見られている。

加えて、Hassan, Flynn (2012 : 277) は、この9.11以降の現在も続いているアメリカ軍が直面している様々な戦争の今後について着目し、MilSWの今後について、次のように述べている。

多くの理由から、今後の戦争は過去の戦争と比べてより多くの個人と社会の痛みをもたらすだろう。そこには「前線」はなく、標的としての従来の敵もほとんどおらず、勝利は限られ、部隊の周りに国中から人が集まることもなく、モラルは疑わしく、任務はあいまいで、リーダーシップも不確かである。従う者と指揮する者の双方が非常に傷つきやすくなるだろう。MilSWで最も大切なのは、肯定的な関係を促進し、社会政策を向上させ、国のために働く人々と軍の存在から影響を受けている人々の幸せを向上させることである。

3 「退役軍人自殺防止のためのクレイ・ハント法」

9.11以降の、イラク・アフガニスタンにかかわる戦争だけでなく、アメリカではこれまでも戦争にかかわったSM・VTの自殺については様々な対応がなされてきたが、近年、特に退役軍人の自殺が問題視されている。

その対応として、「退役軍人自殺防止のためのクレイ・ハント法」(“Clay Hunt Suicide Prevention for American Veterans Act” or the “Clay Hunt SAV Act”)が、2015年2月12日に制定された。

この法律は、VA(退役軍人省)のメンタルヘルス及び自殺防止にかかわる関する全てのプログラムに関して、2018年9月末までに第三者による独立した評価の実施をするとともに、同省の退役軍人のメンタルヘルス治療に関する全ての情報提供を1か所のWebサイトで実施、VT及び前線勤務終了者をメンタルヘルス治療にアクセスしやすくする試行計画の実施等を義務づけたものである。さらに特徴的なものとして、戦闘経験者が従軍に起因する医学的には証明できない疾患の治療を受けられる資格の付与期間も1年間延長された。なお、この法律名の「クレイ・ハント」はイラク及びアフガニスタンで戦功があり負傷した元海兵隊員で、2011年に自殺したことに由来しているとされている(井樋 2015:1)。

この「退役軍人自殺防止のためのクレイ・ハント法」の詳細について割愛するが、Webサイトでの情報公開の概要について、以下に列挙する。

第3条. 精神的健康ケアに関連した情報を提供する為のインターネットWebサイトの公開

- 1) 総則- 合衆国退役軍人長官は、退役軍人に対し、当該長官の提供する精神的健康ケアサービス全てについて、それと関連した情報を提供する為の一元的情報源として機能するインターネットウェブサイトを開示するものとする。
- 2) 細則- 1項にもとづき公開された当該インターネットウェブサイトは、退役軍人に対し、当該長官の管轄する法律に基いて利用可能となる精神的健康ケアサービス全てについて、その情報を提供するものとする。本情報は、退役軍人統合医療サービス・ネットワークにより分別されたもので、医療センター及びコミュニティーベースの外来専用センターの各々につき、-(1) 各々のソーシャルワークオフィスについて、その名称及び連絡先情報、(2) 各々の精神的健康ケアクリニックについて、その名称及び連絡先情報、(3) 本精神的健康ケアサービスの提供と関連した実務を担う全ての職員を記した

リスト，及び（４）当該長官が適当であるとしたその他一切の情報，これらのものを含むものとする。

これらのことから，この法律によりこれまで以上に，VT への Mi1SW の展開・活動が期待されることはもちろんのこと，（２）-（１）において明記されているとおり，ソーシャルワークオフィスが情報管理の一端を担うことから，VT への自殺対策についてソーシャルワーカーの担う役割が確認される。

第3章 先行研究にみる MiISW の概要ならびに定義

第1節 MiISW の定義および概要

我が国では、諸外国における様々なソーシャルワーク実践に関して紹介ならびに導入が行われてきたが、MiISW の概要ならびに実践状況および専門職養成に関する紹介は、十分ではないとされる。ここでは、MiISW の定義について、主としてアメリカにおける各種先行研究ならびに Web サイト上において MiISW にかかわる機関が示している MiISW の定義および概要に着目し整理する。

1 MiISW に関する主要文献における定義

今日、日本語による MiISW の概要ならびに実践状況の詳細についての資料は十分には確認できず、代表的なものとしては、NASW 発行の『What Social Workers Do』（和訳『ソーシャルワーカーの役割と機能－アメリカのソーシャルワーカーの現状－』）における解説（1999：48）があげられる。

1) Gibelman, M(1995). *What Social Workers Do* (仲村優一監訳『ソーシャルワーカーの役割と機能－アメリカのソーシャルワーカーの現状－』) (1999：48).

「軍隊社会は、あたかも全ソーシャルワーク実践分野の縮図であって、軍隊ソーシャルワーカーは軍属家族政策、児童福祉、保健ケア、虐待内容、精神衛生、人質の本国送還、または人道的救援など様々な領域に介入する。軍隊ソーシャルワーカーが対象とする大半の人々は、軍隊任務についている人とその家族、退役軍人とその家族で適格者、あるいは一般人であって軍隊の特別援助に適応する人々である」。

ここでは、「軍隊ソーシャルプログラム」としてあらわしており、我が国においてはこの表現は、受け入れることが困難な面もあるといえよう。なお、定義中に示されている活動内容については、前項で整理した MiISW の歴史的変遷において説明した内容に類似する点が多く見られることが明らかである。

2) *Encyclopedia of Social Work 19th Edition*(1995：1726)。

「DoD の全てのセクションにおいて士官のそして民間の様々な領域についての専門的な知識を有したソーシャルワーカーが、Military の家族政策や児童福祉政策にかかわる仲裁

(調整) 活動, 医療 (に関わる支援), 薬物中毒・乱用 (に関わる支援), 精神衛生 (に関わる支援), ならびに人質の本国送還と人道援助活動に関わる活動である」.

3) *Encyclopedia of Social Work 20th Edition*(2008 : 270).

「MilSWer は, 軍司令部における主要な戦闘部隊, 精神病院, 薬物依存治療プログラム, 病院, 刑務所, および補給施設, コミュニティサービス機関, 研究機関, および指揮官のスタッフを対象とした支援活動を展開する. (中略) また, 特別な条件の下では, 戦争ならびに自然災害の被害者となった民間人もを含めて, 支援の対象になる場合もある」.

4) Glicker, N. D(2006) . *Social Work IN THE 21ST CENTURY* (2006 : 316).

「米国の国防総省 (2004) によれば, 軍におけるソーシャルワークの目的は, 兵士とその家族ならびに部隊およびコミュニティ (基地全体) の士気を高め, 軍の戦闘能力 (即戦力) 準備性を維持することであり, そのために次のことをするとされる.

- (1) 兵士と彼らの家族の相談 (への対応) .
- (2) カウンセラーとケースワーカーへのスーパービジョン.
- (3) 軍人の問題に関する調査を行い, その特定と解決法を考える.
- (4) 問題に直面している兵士の社会復帰のための社会活動に関する計画の立案.
- (5) 機会均等プログラムの立案とその経過観察.
- (6) 社会問題とプログラムの研究.
- (7) 基地内における組織化活動」.

5) CSWE(2010). *Advanced Social Work Practice in Military Social Work*¹⁷ (2010 : 2) .

「MilSW は, SM, VT, その家族および地域社会に予防, 治療およびリハビリ・医療の提供に関する直接的な実践, 政策および行政活動, アドボカシーに関係している. MilSWer は多様なコミュニティでクライアントとその家族の生活の質を向上するためのプログラム, 施策, 手続きを開発し促進してきた. MilSWer は, 現役から退役への移行時も援助とトリートメントを行っている. これには, SM とその家族への連続したケアサービスが含まれる」.

¹⁷ Council on Social Work Education が公開している資料であり, 2014年8月15日時点で, <http://www.cswe.org/File.aspx?id=42466>. より入手可能である.

6) Segal, E. A. (eds) (2015) . *An Introduction to the Profession of Social Work 5th Edition* (2015 : 464).

「MiliSWは、危機やトラウマ、災害などに関してソーシャルワーカーが取り組む役割の端的な場面をあらわしていると言えよう。Militaryへの入隊は、SMや彼らの家族に大きなストレスとなりえることが多く、そのため、MiliSWerは、SMや彼らの家族およびその地域を支援する。Militaryでは難しく危険な任務や自宅から離れる長期のdeploymentなどが課せられることが多く、入隊中、SMはMilitary Cultureに順応しなければならない。これは、それまでに慣れ親しんだ文化とは極めて異なることがある。さらに多くの場合、文化がまったく異なる外国での生活に順応しなければならないこともある。DoDによって採用されたソーシャルワーカーは、戦場を含む領域でSMと一緒に活動する。彼らは、SMがMilitaryや別の文化に順応するために必要な教育や支援を提供する。また、PTSDや薬物乱用、鬱、不安などの戦争のストレスによって悪化したメンタルヘルスの問題を解決するためのカウンセリングサービスをSMに提供する。戦場で働くソーシャルワーカーは、友人や同僚を亡くしたSMを助けたり、士気の評価や改善案を提供することで予防に取り組む活動も必要とされる。また、多くのソーシャルワーカーは、VAによって雇用され、様々な方法でVTを支援する。SMはPTSDを発症して帰還することがよくあり、また、障害を患って帰還し、障害と向き合って生きる方法を学ばなければならない場合もある。多くのSMが任務中に混乱を経験しているので、職探しの助けが必要とされる。VAのソーシャルワーカーは、個人と集団にメンタルヘルスカウンセリングや職業訓練サービスを提供している。また彼らは、権利があるにも関わらず支援をすべて受けていない、または必要な支援を受けていないVTを助ける擁護者の役割も担っている」。

7) Wooten, N. R.(2015). 「Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education. *Journal of Social Work Education Volume 51, Supplement 1* (S8) .

「SMに対するソーシャルワークは、民間人への一般化された実務とは異なる専門化された実務領域である。それにおいては、SM・VTと彼らの家族が、構造化された軍事的な組織内で階層的、社会政治的な環境において生活し、仕事をし、医療的ならびに社会的な便益を受けるという点で専門的である。軍事的な文脈の複雑性は、広汎で変化に富む。(中略) SM, VTおよび彼らの家族が、便益とサービスに関する資格を決定するMilitaryおよびVTの組織に関する異なる所属関係(例えば、現役、警護、予備、退役、除隊による違い)を

有する。例えば、SMは、Militaryの無料の医療行為を受ける資格を有することになり、退役時にはVTの医療便益およびサービスを受けられる」

8) Daley, J. G. (2003). Military Social Work: A multi-country comparison. *International Social Work*, 46(4), 438-439. (「Military Social Workの国際的な主要要件」より)。

- (1) 戦争から帰還し、回復するためのSMの能力を高める。
- (2) 心理社会的なダメージを最小限に抑える軍事政策および手順を展開または協議し同時に軍組織内におけるSMおよびMFの健康を最大限良好な状態にする。
- (3) 家族による虐待、薬物乱用、精神病、または重篤な医学的疾患による適応障害といった心理社会的問題によるダメージが起きる可能性を減らすプログラムを構築、または実施すること。
- (4) サービス機能向上のため、軍事的観点を提示し介入する。
- (5) 最高レベルの専門家として軍事ソーシャルワークサービスを提供すること。
- (6) 蓄積された歴史的に有効な技術を広めること。

また、NASWはそのWebサイトにおいて、MilSWに関する米各軍の見解を次のように紹介している(NASW:2011)¹⁸。

①Air Forceの見解：空軍兵にとってMilitaryでの生活がストレスの多いものであることは明らかである。MFにとっても同様である。空軍に所属するソーシャルワーカーとは、MFが一般的な問題や軍特有の問題に対処するのを支援する。複数のプログラムを計画し実行することになるので、リーダーシップの能力を育てる機会もある。

②Armyの見解：ソーシャルワーカーがArmyで始めて委任されたのは、1945年7月のこととされる。それまでは、第一次、第二次世界大戦中に米国赤十字に所属するソーシャルワーカーが兵士を支援した経過は見られる。Armyに所属するまたは軍隊で活動する民間人のソーシャルワーカーは、そのソーシャルワークの能力が医療、行政、研究分野に広く及ぶこととなり、様々な意味において国に貢献していると言える。

¹⁸原文は、NASWのWebサイト：Social Work and Service Members: Joining Forces to Support Veterans and Military Families (<https://www.socialworkers.org/military.asp>) より閲覧可能である。(2015.8.1時点)

③Navy の見解 : 自国を守っている場合でも、支援を必要とする国や人を助けている場合でも、海兵隊員は家族や友人との長期間の別れや、非常に情緒面に影響する状況に耐えねばならず、これは MF にとっても同じである。ソーシャルワーカーは誰もが安定していられることを助けるために不可欠といえる。海軍のソーシャルワーカーは、SM や MF と、彼らが必要とする介護および支援を結ぶ役割を果たす。Deployment が決定している個人とその家族にカウンセリングを行ったり、トラウマと闘っている者には危機介入を行う。さらに、Deployment から日常生活への移行、といった様々なテーマでワークショップを行う。

以上が、アメリカにおける MilSW の主要な概要及び定義と整理される。

2 Oxford Bbibliographies による MilSW に関する主要文献

これまで使用した文献・資料も含めて MilSW に関する代表的な先行研究として参考になるものとして、様々な専門書を刊行している Oxford University Press の Web サイト・Oxford Bbibliographies では、MilSW に関する理解を深めると共に、SM, VT, MF といった対象者をソーシャルワーカーが効果的に理解し、より適切な支援を展開することにつながることを主旨として複数の文献が紹介されている。(Weiss, Daley, DeBraber : 2015)。ここではその中から 5 つの文献について筆者の見解も交えながらその概要を列挙する。

1) Daley, J. G., ed (1999) . *Social work practice in the military*. New York: Haworth.

MilSW に関わる代表的な先行研究といえ、MilSW における家族アドボカシー, TRICARE, 薬物乱用プログラム, 医療的ソーシャルワーク, 精神的健康プログラム, 戦闘活動そして倫理的ジレンマといった事項についてまとめている。また、各章において、軍人の健康に関する支援, 家族, Deployment, Military Culture 及び MilSW の今後について言及している。

2) Daley, J. G. (2003) . Military social work: A multi-country comparison. *International Social Work* 46. 4: 437-448.

米国, フィンランド, 南アフリカ及び中国を比較した軍におけるソーシャルワークの概要であり, アメリカ以外の MilSW について言及している先行研究の一つとしてあげられる。MilSW のモデルが示され, MilSW のための 6 つの国際的な主要要件が提案されている。

3) Beder, J., ed (2012) . *Advances in social work practice with the military*. New York: Routledge.

大勢の帰還した VT が、質の高いケアを提供するための対応に秀でた民間ソーシャルワーカーを必要としている。この編書は、困難を含む軍隊生活固有の側面をカバーしている。SM に支援を行う際に軍人と仕事を行う際に起こりうる倫理的問題の探求を含む、適切な評価及び介入が提供される。

4) Rubin, A., Weiss, E. L., Coll, J. E., eds(2012). *Handbook of Military Social Work*. Hoboken, NJ: Wiley.

1) とならんで、MilSW に関する代表的な専門書であり、Military Culture や Military の多様性、軍務に関連したストレス因子、SM の家族およびプログラム、自殺防止、死別、PTSD 治療や共鳴障害、薬物乱用への介入、戦闘関連の脳へのトラウマ的障害、ケアシステム、ホームレスとなることなどを含む、軍におけるソーシャルワークの多様な側面について整理されており、MilSW の理解ならびに実践を進める上でも指針となる 1 冊と言える。

5) Van Breda, A. D. (2012) . Military social work thinking in South Africa. *Advances in Social Work* 13.1: 17-33.

南アフリカで軍隊におけるソーシャルワークに影響を与える、四つの要素を説明しており、さらに南アフリカという国家の特徴を考慮した上で、MilSW の実践モデルについても言及している。特に、MilSW の展開上の有効なコンセプトとして、「Binocular Vision (焦点距離)」をあげ、クライアント及び軍の両方のクライアントシステムを見ることが出来る位置について提言している。

3 MilSWer の業務・活動の概要

ここでは、MilSWer の活動について、より臨床的な視点から整理する。その際に、専門書ならびに学術文献に限らず、よりわかりやすく一般向けに公開されている資料ならびに Web サイトの記事を参考にする。これは、本研究の過程において、MilSW に関する様々な資料を収集・整理する中で、アメリカでは MilSW にかかわる様々な民間の支援機関・団体ならびに NASW・CSWE をはじめとする多くのソーシャルワークにかかわる団体および公的な機関である DoD ならびにアメリカ各軍も MilSW に関する情報を発信しており、それは SM・MF

・VT ならびに支援者は当然のことながら、一般の人々が簡単にアクセスでき、資料の閲覧及び知識の吸収及び MilSW に関する理解を深めることが可能な側面があることが明らかになったためである。

「Military and Veterans Affairs Social Workers and How to Become One」(Social Work Licensure.org) では、MilSWer が男性・女性の SM が Deployment の対象となった時、そしてそれから帰還するときに必要に応じ支援を展開するとし、その際に特に子どもへの影響を強調している。つまり、家族が戻ってこないことのおそれや家族機能・役割の調整は、先に挙げた Deployment にかかわる全ての期間 (Deployment の前・最中・後の全て) で生じる可能性があるとしている。なお、Deployment については第 5 章で詳述する。

また、Deployment の対象とならなくても、SM の業務に伴い異動が生じることもあり、それにより子ども達は友人関係で支障が出る可能性もあり、また配偶者は自身のキャリアを積み上げる機会を奪われる可能性があるとしており、その際に MilSWer は、家族に対し全員にセラピーとカウンセリングを提供するとしている。さらに、MilSWer の活動においては、戦争自体が人生で最も大きな心的外傷の一つであるとし、部隊と共に配属され、SM が直面する喪失や PTSD ならびに薬物乱用などへの対応を行うことがあるとしている。特に、薬物乱用については、SM が直面するような状況にない人々も薬物乱用を行うことがあるとしながらも、軍隊では援助を求めることがより難しいことを示している。

さらに、VT への支援についてもふれており、SM がその任務から退き VT となり、一般市民としての生活に戻る場合、軍務中の負傷により心身への障害が生じている場合は、彼らを支援し、VA (在郷軍人局) やその他の機関からの福利を申請する際のサポートを行うとともに、必要に応じケースマネージャーとして、長期的なサポートをする場合もあるとしている。加えて、他の領域のソーシャルワーカーと同様にクライアントへの直接的な支援だけでなく、マクロレベルでの活動も行うことを示唆している。

別のソーシャルワークにかかわる Web サイトの一つである Social Work License Map (Military Social Work) では、SM・MF・VT が軍務または市民としての生活を続けられるようにサポートすることが MilSWer の主題であるとしている。中でも SM とその家族が直面する可能性のある課題として、特に戦闘にかかわる場面で活動していた場合に、鬱病、不安、PTSD を含む精神障害に直面する可能性があることを示し、さらに VT とその家族についても、家庭内暴力、児童虐待、薬物乱用、自殺などの課題を抱える可能性があるとしている。その上で、MilSWer は、SM と「軍隊の一部である一般市民のクライアント」の複雑な状況

に対処出来るように準備をすすめておくことが必要としている。また、これらに関連し、MilSWerは、これまでも述べたような直接的な支援活動だけでなく、軍務における重要な活動の後の説明・フォローならびに疾患予防や健康促進プログラムを計画・リサーチ・各種コンサルテーションにもかかわる。

さらに、MilSWerはその活動に際し（Social Work License Map）「軍隊および退役軍人の文化の中での個人の役割を理解し、軍事関係者が担う複雑な責任を考慮する必要がある。Uniform Code of Military Justice（統一軍事裁判法）とMilSWとソーシャルワークの歴史を知ると同時に、社会福祉事業分野で現在何が起きているかを知ることも重要である」と指摘している。

March is Social Work Month（THE OFFICAL HOMEPAGE OF THE UNITED STATES ARMY：2014）では、MilSWerが軍の中で重要な役割を果たしているとしながらも、全ての人々がその役割や支援活動の概要について理解しているわけではないとして、ソーシャルワーカー¹⁹へのインタビューを行っているため、Q and A形式で一部抜粋し提示する。

Q ソーシャルワーカー月間のテーマ“All People Matter,”ということですが、フォートシルでソーシャルワーカーが兵士とその家族に対して行う仕事に、どのようにそれが反映されていますか？

Bell “cultural competency,”というものがありますが、これは文化を学び、その中で行動するという意味です。軍隊は文化です。Uniformを着て、Deploymentにつく人々は同じ言葉話しています。私たちが支援をする人達に関わる上で、独自の強みがあるということを理解することができます。

Aleman これを理解するためには、ソーシャルワークという仕事の独自性を必要とします。
（後略）

Bell 例えば、WTUの兵士が言うことの一つには、’私があなたに話せるのは、あなたが軍にいたからです’ということ。どういった文化かということを理解する必要があります。現状の兵士と通じることができれば、目標とする状態に彼らを導くチャンスは広がります。（中略）

¹⁹ インタビューに応じているMilSWerは、Mr Kevin Bell(Licensed Clinical Social Worker: Warrior Transition Unit)所属（本文中では、Bell）と、Mr Lucia Aleman(Licensed Clinical Social Worker: Reynolds Army Community Hospital)のMedical Social Worker（本文中では、Aleman）である。詳細は、http://www.army.mil/article/120951/March_is_Social_Work_Month/ を参照。

Q フォートシル（地名）には何人ぐらいのソーシャルワーカーがいて、どういった分野の仕事をしているのですか？

Aleman ソーシャルワーカーが活動しているのは、T B I（外傷性脳損傷）診療所、Behavioral Health（行動医療）、Army 薬物乱用プログラム、家族支援プログラム、Army 奉仕活動、WTU(Warrior Transition Unit)、Reynolds Army Community Hospital（以下、RACH）、その他多くの場所です。RACH だけで、28 人以上のソーシャルワーカーがいます。

Q 兵士が直面した数十年という戦争経験に対処するのに、どのようにしてソーシャルワーカーは兵士とその家族を手助けするのですか？

Bell 我々が目にする最も大きな課題の一つに、依然として駐屯地環境でも Deployment 状態の考え方をを持った兵士がいることがあります。彼らはくつろぐことができません。アドレナリンが高い状態だと、ドラッグのようにそれを求めるのです。彼らは自らを疲れさせるのです。真の課題は、彼らに駐屯地ではリラックスして楽しむことができる、そしてあえて自傷することがないように話をすることです。

Q 兵士たち、特に傷ついた者達は、Deployment 後、帰還するとどう反応しますか？

Bell 多くの兵士は、「Deployment 中の方がずっと幸せだった。物事はもっとシンプルだった。私は価値のある（貴重な）兵士だった。ただこれと、これとこれ、そしてこれをすれば良かった。ここへ帰ってきて、だらだら過ごし、予約した診療に行くだけだ。こういうのは好きではない」ということです。多くの場合彼らは、目の前にあることに何が正しいかということに集中するだけで、他のことには目を向けられないのです。

Q では、兵士が帰還したとき家族はどうなるのですか？

Aleman 我々は、兵士が戻ってきたときに家族に表れる感情的、心理的な障害を確認しています。そのような集団を関わりの無いまま放っておくことはできません。（後略）

Q 兵士の子どもたちは配置された両親にどのように対処しているのですか？

Aleman 我々は、子どもが問題を抱えている兵士の家族の非常に多くのケースを観察してきました。私は彼らを” children of war(戦争の子供たち)”と呼びます。それは、

彼らが暮らしている場所で戦闘を経験することはないにしろ、戦闘で兵役を務める一人親もしくは両親のストレスに直面するからです。母親か父親が Deployment されている間、こういった子どもたちの面倒を見るには、コミュニティ全体の協力が必要です。（後略）

以上、様々な視点から、Mi1SW の定義ならびに Mi1SWer の活動概要をまとめたが、次節では、Mi1SW に関するより幅広い見識を深めるために、他の国における Mi1SW または軍隊に関わる Social Work について、若干の整理を行う。

第2節 諸外国における Mi1SW の概要

これまで、アメリカにおける Mi1SW を紹介してきたが、ここではアメリカ以外のカナダ・イギリス・オーストラリア・フィンランド・南アフリカにおける、Mi1SW の概要について、主として Mi1SW にかかわるシステムや機関について紹介する。

これは、本研究では主たる研究の素材をアメリカにおける Mi1SW に求めているが、Military は世界各国に存在しており、Mi1SW の対象となるアメリカの兵士・家族・退役者と同様の生活課題に直面している人々の存在も考えられることと、決して Mi1SW がアメリカのみにおいて展開されているわけではないことを論証するために、以下においては、カナダ・イギリス・南アメリカ・フィンランドでの Military における Social Work についてまとめてみよう。

1 カナダにおける Mi1SW

カナダ軍（National Defence and the Canadian Armed Forces）における、ソーシャルワーカーの活動の概要については、以下のように整理される。カナダ軍のソーシャルワーカーは、兵士及びその家族の士気、能力、精神衛生をサポートするために、軍事的状況において専門的なソーシャルワークサービスを提供するとされる。ソーシャルワーカーは、地域のメンタルヘルス及びソーシャルワーク機関と同様の臨床ソーシャルワークを提供している。カナダ社会において一般的な多種多様な問題と同様、軍所属者及びその家族は、頻繁な移動と別離に関連するさらなるストレスに対処している。これらのストレスは、複雑なソーシャルワーク介入を必要とする社会的及び家族的状況を生じさせることもある。

ソーシャルワーカーの第一次的な活動としては、①臨床的介入サービスの提供、②特に配慮すべき状況の解決のための援助、③兵士が部隊で遭遇する社会的状況に関する指導者との協議及び助言、④特に配慮すべき状況の調査及び報告、⑤Deployment 前後のストレス・自殺防止・家庭内暴力（への対応）にかかわる予防及びリハビリプログラムの提供、と整理される。

また、カナダ軍のソーシャルワーカーは、基地、航空団、駐屯地、海外展開地及び作戦任務地のオフィスで勤務しており、適切な（社会資源の）紹介先の確保及び最新の社会法制や専門職としての向上に後れを取らないために、民間のソーシャルワーカーとの協力をを行うこともある。カナダ軍のソーシャルワーカーは、入隊後、ケベック州サン・ジャン・サー・リシュリューにあるカナダ軍幹部養成学校において15週間、武官としての基礎的訓練が行われるとしている。軍に関する全般的な知識、リーダーシップの原則、軍の規則及び慣習、基本的な武器の扱い方及び救急救命などが習得できるようにされている。また、実地訓練、航海法及びリーダーシップを含む、演習訓練における武官としての新たなスキルを身に着けるための機会も設定されており、さらに厳格な体力プログラムもまた、基礎訓練において必要不可欠な部分でとされている。

武官としての基礎訓練は英語及びフランス語で提供され、それを修了することが次の訓練に進むための必要条件としている。武官としての基礎訓練に続き、第二公用語の訓練が提供されることもある。第二外国語の能力によって、訓練には2か月から9か月の期間を要するものとされおり、その後、上級のソーシャルワーク従事者の監督の下で臨床のソーシャルワーク実務及びアプローチを拡大する目的で12か月の研修を受けるため、基地に配属される。

2 イギリスにおける MiISW

イギリスの Ministry of Defence²⁰では、SM・VT およびその家族の支援にかかわる様々な機関が紹介されており、その一例として、Royal Navy Royal Marines Welfare, Army Welfare Service, HIVE Information Centres 等が紹介されているが、ここではその中でも、先ず、SSAFA (Soldiers, Sailors, Airmen and Families Association) に注目する。

²⁰ 詳細は、イギリスの Ministry of Defence の Web サイト <https://www.gov.uk/government/organisations/ministry-of-defence> を参照。

SSAFA は英国防省との契約の下、イギリス国内ならびにドイツ、キプロス、ブルネイ、ジブラルタルやフォークアイランド等といったイギリス国外に派遣されている兵士とその家族そして退役者に対する支援活動を行っている機関である。SSAFA の支援対象ならびに課題等についての概念図は図 1 のとおりであり、英国陸・海・空軍に所属する兵士とその家族ならびに退役者が直面するであろう生活課題について対応を行っていると考えられる。



図 1 SSAFA の支援対象および課題等に関する概念図。

出所 SSAFA Web サイトより

- ・ 家族，恋人関係及び個人的な困難への対応
- ・ ストレス，不安及び鬱への対応
- ・ 借金，経済的問題及び給付金のアドバイス
- ・ 病気，障害及びそれにかかわるニーズへの対応
- ・ 住居，再定住及び隊員
- ・ 死別，喪失及び悲嘆
- ・ 雇用上の機会均等，差別及びハラスメント
- ・ サポートグループ及び他機関への紹介
- ・ 子どもに関する問題
- ・ 養子及び里親
- ・ 経済的問題

- ・ Deployment (期間中の諸問題)

また、SSAFA は上記のような課題への対応のために、児童保護委員会や家庭内虐待委員会等の地域フォーラムに参加し、必要に応じて SSAFA のチームは、地方自治体を代表して問題に取り組む事もあるとされる。

3 オーストラリアにおける MiISW

オーストラリア政府の国防省²¹は、軍務に付随する規制、要求及びリスクが、非常に多くの場合軍人のみならずその家族にも影響を与えることを認識しているとしており、そのため、軍は、軍務と家族へのコミットメントとのバランスを取るために軍人及びその家族支援として、様々なサービスを提供しているとされている。オーストラリア軍のソーシャルワーカーは、オーストラリア国防軍 (ADF) 及び軍所属者のライフスタイルに関する知識を持った、資格を有する専門家であり、ソーシャルワーカーは、軍所属者、家族及び職務に関する問題を理解し対処するためにサービスを提供している。

提供サービスの例の要点としては、以下のように整理される。(Australian Government Department of Defense)

- ・ 情報提供、アドバイス及びコミュニティサービスへの紹介
- ・ グループセッションによるセラピー、訓練及び情報提供
- ・ 配慮すべき理由、家族の状態に基づいた軍のメンバーからの要求に対する、指揮官への評価及び提案
- ・ 軍のメンバーとその家族の健康増進のための、指揮官あるいは軍のより広範囲な部署及び民間コミュニティとの協働

とされ、提供されているサービスの概要としては以下のように整理される (Australian Government Department of Defense Defense Community Organisation) .

1) 24 時間サポート

支援、援助及びアドバイスが必要な時はいつでも、軍家族ヘルプラインが 24 時間年中無休運営されており、ソーシャルワーカーや心理学者を含む、資格を持った福祉専門家が配置されている。

²¹ オーストラリア政府の国防省 (Australian Government Department of Defense) については、Web サイト (<http://www.defence.gov.au/>) を参照。

2) Deployment 期間及び離れて暮らしている間の支援

Deployment 期間中ならびに訓練及びその他軍務による家族からの別離期間は、軍生活における欠くことのできない面であり、これらの期間の情報提供及び準備、そしてこの経験を家族にとってポジティブで強いものとするための支援を行っている。

3) 配置転換時の支援

MF が移動の多いライフスタイルに対処し、配置転換が家族の健康に与える影響を軽減するための支援、实际的援助及びリソースを提供している。

4) パートナーの雇用及び教育

SM のキャリアにおける選択肢を拡大するため、そしてパートナーと共に配置された場合の雇用の保証を助けるための教育及び雇用サービス基金を活用可能としている。また、ストレス・マネジメント戦略を進め、ストレングスとレジリエンスを構築するためにパートナーを支援する。

5) 子どもの教育

配置転換によって引き起こされた、子どもの教育における中断を最小限にするサポートをするため、情報及びプログラムを提供している。学校における援助やメンターが MF の子どもを、転校や両親の不在といった問題に関しサポートする。

6) チャイルドケア

転勤する MF の子ども達は、オーストラリア全土の軍チャイルドケアセンターに優先的にアクセスすることができるとしており、チャイルドケア・サービスを提供するコミュニティ組織及び家族向けデイケア事業を始める場合も基金が利用できる。

7) 特別なニーズのある配偶者

特別なニーズを持つ配偶者のいる家族は、配置転換における影響を軽減するための実務的援助を受けることができる。

8) 緊急事態及び危機におけるサポート

オーストラリア軍所属者が軍務による理由で家庭に不在となった際、危機に直面した家族は実務的援助が利用できるとされている。その他必要に応じて、家族は 24 時間サポート、ソーシャルワーク及び評価、Defence Family Helpline からの紹介をいつでも受けることができ、病気、負傷、死別の場合の支援プログラムを提供している。

9) コミュニティとのつながり

地域コミュニティに参加したいあるいは貢献したいと考えている家族は、個別アドバイス及び軍住所録、地元コミュニティによって開催されている組織、グループ及びイベントにアクセスすることが可能なように支援を行っている。

10) 市民生活への転換

退役を予定するオーストラリア軍所属者へ、市民生活へのスムーズな転換を支援し、様々な実践的ガイダンスを提供している。

11) 司令部への支援

オーストラリア軍所属者及びその家族の福祉をサポートするため、司令部に対して幅広い支援を行っている。

4 フィンランドにおける MiISW

北欧のフィンランドは徴兵制度を採用しており、そこでの MiISW の活動については Daley (2003 : 440-441) が整理を行っており、その概要は以下の通りとなる。

フィンランドは軍事予算は控えめだとしながらも、その大部分が徴兵による兵役であることを前提とし、1942 年から軍人やその家族における多岐にわたる問題（税に関する質問や戦債、遺言など）に対して調整を行うための、軍人情報事務局 (Soldiers' Information Office) を設立したことがその始まりとしている。

さらに、1965 年、軍内部の状態を改善する道を探るため、防衛省内部に社会調整システムが設立された他、1973 年には、防衛職員の社会活動を調整するため、福祉事務局が設立され、4 つの事務官の役職が作られて、そこで初めての最初の social welfare officer が任命された。

主な活動内容としては、徴兵に対する調整、死亡や重大な傷害に対する支援グループにおける特別職員の指導、防衛社会活動政策及び、軍の保持力及び満足度を高めるためのサービスの調整等とされている。

さらに、フィンランドの Military における社会福祉の取り組みは、フィンランド国内における、社会制度の策定にかかる国家的な文脈で検討されるべきとし、国民年金制度 (1950 年)、雇用保険 (1960 年)、強制国民健康保険 (1963 年) 国民健康増進法 (1972 年) の設立についても言及している。

5 南アフリカにおける MiISW

南アフリカにおいては、MiISWに関する研究としては、特に Van Breda (2012) が、南アフリカのアパルトヘイトなど特有の歴史的経過を考慮しながら、Military Social Work Practice Model を提唱していることが代表的な例としてあげられる。

南アフリカにおける MiISW について Daley (2003 : 441-442) は、人口と比較すると軍事予算は控えめだとし、やはり南アフリカにおける MiISW を理解するためには、1994 年以前のアパルトヘイト時代から、1994 年以降のアパルトヘイト以降の時代への移行を理解することが重要とし、2003 年時点で、社会福祉部門の中には、130 人の MiISWer が在籍し、95 パーセントが各部隊に分散している。その内訳としては、15 人の MiISWer は軍病院にて医療ソーシャルワークに従事し、ごく数名が海上医療協会にて、研究を行っている。

また、15 名の下士官としての役割をもつソーシャルワーカー補が存在し、主に教育プログラムで任務を行っている。また、南アフリカ国家防衛軍には、南アフリカが 4 つの民族グループを有し、11 の公用語を持つことから、複数の文化が混在していることが特徴であり、1997 年に社会福祉管理部門 (DSW) は、この部門での理念と 5 つの終局的な目標 (運営サポート、生産的な組織、軍人の家族の社会的な健康、従業員の教育、連帯・助言・援助) を含む行動計画 (3 つの軍のシステム : 人としての軍人、軍人としての人、組織、両眼視能 (顕微鏡的・望遠鏡的視点))、そして、4 つの実践的な役割 (回復、促進、軍人、軍隊) に焦点を当てた実践的モデルを確立し、運用しているとされる。

この「4 つの実践的な役割」の中でも特に、「回復」に関わる介入では、対象者の対処能力及び彼もしくは彼女の強さを高めることに焦点を当てるとともに、怒りへの対処法に焦点を置いた介入や、危機への介入、家族間コミュニケーションの訓練や薬物乱用への治療を行っているとしている。

また、「促進」にかかわる介入は、軍のシステムにおける福祉や健康を促進するための、予防措置に焦点を当て、例えば、薬物乱用への知識を深める講座や、婚姻前の相談、自己評価を確立させる講座、財政計画や性感染症の防止等をあげている。

また、兵士への介入は、兵士やその家族が軍の組織に適合することにその焦点を当てることであるとし、軍からの福利を最大限に享受するための新兵へのオリエンテーションやその家族への教育、軍の組織へ適合できない兵士への助言指導、軍からの任務を受け配属される前のストレスの報告等があるとしている。

そして、Military への介入について、Daley (2003 : 442) は、軍の機構そのものに対するものであり、より生産性を上げ、兵士やその家族に対する配慮を高めるために、どのようしたら、軍の環境や政策を効率的にできるかということに焦点を当てる。家族支援センターを設立したり、軍人の家族への経済的利益を高めたり、兵士の度重なる配置換えが、残された家族へ与える影響について評価を行ったりする政策の策定は全て軍隊への介入となるものである、としている。

以上、カナダ・イギリス・オーストラリア・フィンランド・南アフリカにおける MilSW ならびに Defence Social Work の概観を整理してきたが、これらのことから分かるように、Military における Social Work は、決して一部の国家のみにおいて成立するものではなく、ある意味、Military を保有する全ての国家において展開の可能性があることが示唆されたと言えよう。また、本研究では一義的に MilSW という用語を使用しているが、例えばオーストラリアでは「Deffence Social Work」という用語が使われている場合もある。

そのため、諸外国の Military におけるソーシャルワーク実践を全て「MilSW」としてあらかわすことは適切とは言えないが、その活動内容については、これまで整理したものと一致することが多いことが明らかになったといえよう。

第4章 MiISW の活動の全体像

第1節 MiISW の対象者に関する整理

1 対象者に関する定義

NASW が発刊している *Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*²² では、いわゆる MiISW に関わる支援活動に関わるガイドラインと言え、ソーシャルワーカーが提供するべきであるサービスに関する基準ならびに利用者から期待されなかつソーシャルワーカーを雇用する雇用主も支持すべき内容が解説されている。この基準は、現在のそして今後の新しい実践傾向をあらわした、専門職としてのソーシャルワーカーの「ツールキット」とも言える。

MiISW の領域に関しては、2012 年に『Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families』が発刊されており、その他に複数の領域について、同様の資料が公開されている（なお、『Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families』については、第6章において詳述する）。その中では、以下のように MiISW の実践に関連した幾つかの用語が定義づけられており、対象者に関しては次のように示されている（NASW 2012:7-10）。

例えば、クライアント（Client）については、「特定の個人、カップル、または機能している家族のことを指し、軍人、退役軍人、家族メンバー、または愛している人を含む」とあらわしており、さらに、家族（Family）については、「SM または VT と亡くなった SM または VT の遺族の、血のつながった家族、拡大家族、ドメスティックパートナー、養子になったか育てた家族メンバー、友人、重要なその他の人を指す」としている。

また、兵士・軍人については、Service Members とあらわしており、詳細としては「アメリカ軍の任意のメンバーのことを言う。米国には、Army, Navy, Air Force, Marine Corp, 沿岸警備隊を含む、7つの武官組織がある。公衆衛生局士官部隊とアメリカ海洋大気庁士官部隊は武官組織だが、Military ではない。この用語には現役、動員されている人々、任務中、または配置された人々が含まれる。現役の軍隊メンバーはフルタイムの被雇用者であり、1年365日24時間待機する、軍の終身雇用スタッフである。また、予備兵は毎月少なくとも1つの週末と、毎年2週間は訓練し、そして動員される（招集され現役となる）ことになる。米軍の8つの予備軍構成部隊は、Army の予備軍、Navy の予備軍、Marine Corp

²² 詳細は、NASW が 2012 年に発刊した *Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families* を参照。なお、本資料は、(<https://www.socialworkers.org/practice/military/documents/MilitaryStandards2012.pdf>) にて入手可能。

の予備軍, Air Force の予備軍, 沿岸警備隊予備軍, 国家陸上警備隊, 空軍州兵, 米国衛生局予備部隊である。州兵軍のメンバーは二重の任務を果たしている。訓練と教育を受けた部隊を米国に提供して生命財産を守る一方, 訓練と教育を受け, アメリカ合衆国と地球上のその利権を守る準備を整えた部隊を国家に提供する。州兵軍は大統領によって連邦政府の任務に招集される場合を除き, 州政府によって指揮される」としている。

さらに, 退役軍人 (Veteran) については, 「アメリカ軍に任意の長さの時間勤務した, 任意の個人のことを言う。退役軍人が受けた除隊の種類は, 彼または彼女のための VA 給付金とサービスの適格性にかなり影響する」と, 整理している,

以上のように, MiISW というソーシャルワーク実践の領域における対象者についての確認事項が整理されており, これにより Military という組織に関わる人々への支援を展開するソーシャルワーカーならびに支援機関が共通の理解を持って, 支援に関わることができる。これは MiISW の対象については, 他のソーシャルワーク実践の領域とは異なる文化が存在していることを認識する必要性も示唆していると言えよう。

2 MiISW の対象者のニーズ調査から

次に, 前項で示したような対象者がどのような生活課題に直面する可能性が高いか, ここでは, Frey, eds (2014 : 712-729) が行った調査²³を元に考察を進めることとする。

この調査は, メリーランド州, ペンシルバニア州, バージニア州, ウェスト・バージニア州, そして, コロンビア特別区 (ワシントン D. C.) に居住し, 各州のソーシャルワーク審査機関から免許を得ていて, 実際に就労中のすべてのソーシャルワーカーの名簿を取得したのち, 研究者のグループは, それぞれの州から 1,000 人ずつのソーシャルワーカーをランダムにサンプルグループ (N=5,000) として抽出されている。最終的な回答率は, 21.9%であったとされている。

全ての回答者の属性は免許を持ったソーシャルワーカーであり, 公認免許の資格を持ったソーシャルワーカーが 36.8%, その次が, 公認免許を持つ医療ソーシャルワーカーが 25.5%, そして, 残りのグループは, 免許を持ちかつ修士号を持つソーシャルワーカーのグループと, 免許だけを持つソーシャルワーカーのグループであったとされている。しかしながら, 回答者の中で Military に勤めたことのあるものは少なく 6.6 パーセント出会っ

²³本研究で参照した調査は, Frey, eds (2014) Social Workera' Observations of the Needs of the Total Military Community :Journal of Social Work Education,50 719-729 によるものである。

たことが明らかとなっている。そのうち大多数は、Army に勤めたとの報告があり (45.3%)、その次が、Navy で、23.4%、Air Force が 21.9%、Marine Corp が 6.3%、そして、公衆衛生局が 3.1%であったとしている。

調査は、University of Maryland School of Social Work の学部の教員や学生の活動的なグループや、それに現役の兵隊や家族、そしてさらに、退役した軍人や包括的な軍関連コミュニティの代表者らが加わってできた帰還兵サポート・イニシアチブの協力をもとに、研究者のグループによって積み重ねられており、調査中は、研究者たちは、調査の間は、包括的な Military に関連するコミュニティへの支援活動中のソーシャルワーカーや、将来そこで働くことを目指すワーカーのニーズを査定するように作られた調査に手を触れることはできないようになっていた。

調査は、3つのおもなセクションに分けられており、

1) 統計的数値と専門的医療実践の特徴

2) 過去 12 ヶ月の間に、精神的あるいは情緒的な障害や、身体的健康上の問題、社会的、環境的な問題、対人（家族間も含む）的な問題、そして SM 独特の問題等の分野において、包括的な軍関連コミュニティのメンバーの中で確認されたニーズ

3) ソーシャルワーカーの側の教育と研修の必要性。OEF あるいは、OIF の紛争に派兵された兵士と関連のある、包括的な軍関連コミュニティの構成員と関わってきたソーシャルワーカーのみが Military に関連するコミュニティのニーズ

に関する事項についての回答を求めたとしている。

ここでは、特に (2) に着目し、MilSW に関わるクライアントの生活課題について論究を進める。

3 調査結果から明らかとなった SM のニーズ

Frey, eds (2014) の調査により明らかになった、SM が感じているニーズとしては、①精神・情緒的健康に対するニーズ、②身体的健康に関するニーズ、③社会的あるいは生活環境に関するニーズ、④対人関係に関するもの、⑤軍特有のニーズ (Frey, eds 2014 : 712-729) の5つとしている。

なお、本項での論考において参考にした調査結果は表2のとおりである。

表 2 Service Members と彼らの家族に関する社会心理学的懸念.

<i>Psychosocial Concerns</i>	<i>Service Members</i>			<i>Family Members</i>		
	N	M	SD	N	M	SD
<i>Mental health concerns</i>						
Access to mental health services	308	2.96	1.29	291	2.79	1.31
Anger	305	2.30	1.39	295	2.76	1.09
Anxiety	323	3.58	1.04	302	3.24	1.09
Depression	328	3.66	1.01	301	3.25	1.10
Dual diagnosis	302	3.24	1.29	268	2.15	1.10
Emotional attachment or detachment	304	3.18	1.19	283	2.66	1.23
Grief/bereavement	302	2.99	1.38	289	2.96	1.24
Homicidal ideation/risk	287	2.11	1.42	258	1.69	1.06
Posttraumatic stress	322	3.80	1.19	277	2.31	1.28
Substance abuse	314	3.50	1.24	276	2.36	1.14
Suicide and suicidal ideation	302	3.01	1.28	272	2.04	1.18
<i>Physical health concerns</i>						
Access to physical health services	298	2.18	1.22	287	2.07	1.15
Chronic health conditions	303	2.80	1.29	283	2.13	1.06
Physical injury	295	2.73	1.26	273	1.68	0.90
Sexual trauma	275	2.19	1.26	268	1.72	1.01
Sleep disturbances	308	3.62	1.21	284	2.63	1.16
Traumatic brain injury	286	2.76	1.46	266	1.41	0.90
<i>Social and environmental concerns</i>						
Career assistance on return	285	3.09	1.31	258	2.35	1.32
Economic effect (e.g., financial planning, budgeting)	293	3.32	1.17	247	3.23	1.24
Emergency financial needs	281	2.96	1.34	265	2.83	1.32
Immigration services	243	1.50	0.93	229	1.49	0.96
Housing: assistance with home maintenance, repairs	271	2.41	1.28	252	2.56	1.35
Housing: relocation assistance	271	2.26	1.26	242	2.27	1.32
Job security	284	2.93	1.32	257	2.54	1.34
Legal concerns	268	2.43	1.28	247	2.18	1.25
Sexual harassment	263	1.97	1.16	239	1.62	1.02
Spiritual support or resources	265	2.02	1.18	246	1.95	1.16
<i>Interpersonal and family concerns</i>						
Access to family services	284	2.56	1.24	275	2.58	1.32
Caretaker needs for injured service members	275	2.92	1.41	268	2.93	1.44
Child abuse or neglect services	269	2.30	1.21	266	2.36	1.30
Communication	290	3.33	1.22	285	3.28	1.32
Intimacy concerns (including sexual functioning)	286	3.13	1.30	275	3.09	1.29
Isolation or loneliness of family members	289	3.39	1.24	288	3.41	1.22
Parenting skills	282	2.92	1.22	280	2.79	1.25
Relationship stress: marital/significant other, parenting, etc.	309	3.80	1.11	296	3.69	1.18

(Continued)

(前ページからの続き) .

(Continued)

<i>Psychosocial Concerns</i>	<i>Service Members</i>			<i>Family Members</i>		
	N	M	SD	N	M	SD
Social support/peer network	288	3.11	1.20	280	3.06	1.26
Spirituality or religious beliefs	274	2.24	1.19	262	2.16	1.19
Violence (domestic violence/intimate partner abuse)	279	2.84	1.37	272	2.77	1.45
<i>Military-specific concerns</i>						
Access to military or veteran services	285	2.62	1.25	270	2.59	1.28
Anger or protest concerning military	274	2.51	1.26	259	2.55	1.26
AWOL (absent without leave) concerns	255	1.67	0.93	242	1.42	0.83
Difficulty disengaging from combat mission orientation	270	2.97	1.38	251	2.23	1.31
Military culture: lack of knowledge/ understanding within community	274	2.66	1.34	258	2.51	1.27
Multiple deployments	278	3.26	1.46	270	3.21	1.41
POW (prisoner of war) or MIA (missing in action) concerns	250	1.84	1.19	239	1.77	1.19
Problem transitioning back home	292	3.51	1.35	275	3.18	1.43
Unexpected deployment of national guard or reserve service member	265	1.59	0.49	257	2.79	0.48

出所 Frey,eds (2014) 719-720 頁.

その結果から、上記の5つのニーズについて深刻さの段階が2.5以上とされた問題について数値の高いものから順に、以下のように整理している（以下、1）・2）・3）の各項目については、①から順に高い数値を示したものとする）。

1) 精神・情緒的健康に対するニーズ

①PTSD, ②うつ症状, ③不安症状, ④薬物乱用, ⑤重複診断, ⑥執拗な愛着心とその逆の感情の乖離, ⑦自殺行為, ⑧死別による深い悲しみ, ⑨精神障害の治療のためのサービスへのアクセスの問題

2) 身体的健康に関するニーズ

①睡眠障害, ②慢性的な体の異常, ③TBI（外傷性脳損傷）, ④身体的な傷害

3) 社会的あるいは生活環境に関するニーズ

①経済的な影響, ②帰還後の就職サポート, ③緊急時の財政支援, ④雇用保障の問題

4) 対人関係に関するニーズ

①対人関係からくるストレス, ②疎外感と孤独感, ③コミュニケーションの問題, ④男女(夫婦)関係に関する不安, ⑤ソーシャル・サポート・ネットワークの問題, ⑥ファミリー・サービスへのアクセスの方法, ⑦ケア・テイカーの必要性, ⑧子育ての悩み, ⑨暴力の問題

5) Military に特有のニーズ

①家庭に戻る移行期の問題, ②複数回にわたる Deployment の問題, ③戦闘モードからの切り替えの難しさ, ④州兵や予備兵からの予想外の派兵, ⑤Military Culture (軍独特の慣習, 土壌)すなわち, 外部コミュニティに対する知識と理解の欠如, ⑥SMのための, あるいはVTのためのサービスへのアクセスの仕方, ⑦Militaryの仕事に関する怒りや抵抗心

4 調査結果から明らかとなった MF のニーズ

また, 上記と同様のニーズに関する質問が, そのMFに関して行われており, 回答者の合計数は, $n = 493$ であったとしている。

上記と同様に深刻さのレーティング 2.5 以上のニーズは降順に以下の通りとしている。

1) 精神・情緒的健康に対するニーズ

①うつ状態, ②不安症状, ③死別の悲しみ, ④精神障害治療サービスへのアクセスの方法, ⑤怒りの感情, ⑥執拗な愛着と, 感情の乖離

2) 身体的健康に関するニーズ

①睡眠障害 (家族の身体的健康に関するニーズについては, 睡眠障害のみについてレーティング 2.5 以上であった。なお, 回答者の 50 パーセントが, 睡眠障害が最も深刻であったのは派兵後の段階であったと報告されている。)

3) 社会的あるいは生活環境に関するニーズ

①経済的影響, ②緊急時の財政支援, ③住居に対する援助, ④雇用保障の問題 (これらのニーズについては, Deployment 中が最も深刻であったとしている。)

4) 対人関係に関するニーズ

①人間関係からくるストレス・疎外感・孤独感, ②コミュニケーション, ③男女間の問題, ④ソーシャル・サポート・ネットワークあるいは同僚同士のネットワーク, ⑤ケアテ

イカーの必要性, ⑥親としての資質, ⑦暴力の問題, ⑧家族用のサービスへのアクセスの仕方 (回答者のほとんどが, これらの問題について, 派兵後の段階が最も深刻であったと指摘したとされている.)

5) Military に特有のニーズ

①SMやVTのためのサービスへのアクセスの仕方, ②軍役に対する怒りの感情や反抗心, ③Military Culture すなわち外部のコミュニティに対する知識と理解の欠如, ④複数回にわたる Deployment, ⑤家庭に戻るための移行期の問題, ⑥州兵や予備兵からの予想外の派兵 (回答者のほとんどが, これらの問題について, Deployment 後の段階が最も深刻であったと指摘した) .

このFreyら (2014:712-729) の調査により「Total Military Community」におけるニーズが明らかになった。「Total Military Community」とは, すなわちSM・MF・VTのことを指すと考えられ, 本研究における研究対象としてのMilSWの対象者といえよう. また, この調査結果については, 単にMilSWにおける対象者のニーズとして理解するにとどまらず, Military 関連のニーズの項目については「ソーシャルワーク研究の学士(BSW)取得の学部と修士号(MSW)修得のための大学院と, さらに, プロのソーシャルワーカーのための継続的教育部門の学習分野とみなすべきである」(Frey,J.J.eds 2014: 724)と指摘している.

また, 調査結果より得られた考察の概要としては以下のように整理される (Frey,eds 2014 : 717-721).

①・②にかかわる身体的, および精神的健康についてのニーズに関しては, ソーシャルワーカーたちは, SMとMFに見られる主な問題として幾つかの主要な疾病を指摘している. つまり, PTSD, うつ病, 不安神経症, そして, 薬物乱用などである. これらの問題のほとんどは, 派兵後の段階において最も深刻だったとみられている. 睡眠障害は, SMだけでなくその家族にとっても, 最も多く報告のあった問題であった. 軍人にとっては問題であるけれども, MFにとってはそうでない, その他の身体的健康の問題には, 慢性的な病気や, 心的外傷後脳損傷 (TBI) , そして, その他に, 戦場でうけた身体的傷害などがあつた.

また④に関連する対人関係や, 家族との関係の問題については, SMとMFの間には, 共通の問題が報告された. 割合多く報告された問題のいくつかは主に以下のようなことに注意を払っていた. 例えば, 個々人や家族の一人ひとりが対人関係からくるストレスに対処する手助けをしてあげること, コミュニケーション・スキルを高めること, 疎外感や孤独

感に対処する手助けをしてあげること、等であった。1度あるいは複数回にわたる派兵によって悪化することが考えられるその他の問題は、夫婦や男女間の問題、ソーシャル・サポートの問題、ケア・テイカーのサポートの問題、子育てのスキルの問題、暴力の問題、そして、家族用サービスへのアクセスのし方の問題等があった。さらに、この領域における、SMとMFの問題は、Deployment後の段階において最も深刻であると指摘している。

また、SMとMFとを比較して、Deploymentのプロセスのどの段階でニーズが最も深刻であったかという問題に関して、ひとつだけ他と異なる分野があった。それは、③社会的なニーズと生活環境のニーズの分野であった。この分野における家族のニーズは、SMにとっては、派兵後の段階が一番深刻であったのに対して、Deployment中に最も深刻であったということが、ソーシャルワーカーによって指摘された。Deployment中に最も厳しかったと報告のあった家族の側に特有のニーズは、経済的安定性の問題、金銭の運用能力の問題、例えば、家賃やローンの支払い、雇用の安定性、そして、緊急の出費の捻出の問題などであった。資産運用や法律に関する教育の必要性が将来の研修テーマとして浮上した。例えば、緊急時の財政支援、予算立てのし方、そして子どもの保護などに関する法律上の問題等である。

⑤Militaryに特有の問題について尋ねられたとき、ソーシャルワーカーたちは、SMとMFの問題として、再度、同じような問題を報告した。すなわち、Military Cultureの問題、Militaryの任務から離れることと、家庭に帰るための心の準備をすることの難しさ、予想外のDeploymentや、複数回にわたるDeploymentに関する問題、そして、軍事衝突についての怒りの感情と、抵抗感などであった。

以上、Freyら(2014)が行った調査結果の概要の整理を行ってきたが、MilSWの対象者のニーズならびにそれにもない支援に関わるソーシャルワーカーが対応すべき課題とそのために必要とされる知識・視点等が明らかになっていると言えよう。

調査からも分かるように、非常に幅広い課題への対応が必要となっており、その課題を抱える対象者の年齢層は様々であり、まさに我が国における様々なソーシャルワーク実践の領域における対応課題が凝縮されている領域といえよう。

5 Military Social Work の対象者としての MF の特徴について

MF の特徴については、多くの先行研究²⁴ がみられており、いずれも Military の活動内容が SM および MF の生活に与える影響について論究されている。ここで参考とするものは、NATO における Military Social Work に関する研究 (Dashkina : 1996) にも引用されており、MF の特徴を的確に整理していると言えるものであり、Whitworth(1984)が Testimony on military families. Hearings of the Select Committee on Children, Youth and Families, U.S. の中で示した、MIF の特徴に関するものである。

本資料は、今日の MilSW における SM・MF・VT の支援の視点の基盤とも言えるものであるため、以下に MF の特徴に関し整理されている箇所²⁵を提示する

SM²⁶とその家族員は軍人としての経歴の結果、その他のアメリカ人の集団のライフスタイルとは異なったある鮮明なライフスタイルを持つ。基本的に 8 種類の要素が SM とその家庭の生活を個性的なものにしている。これらの要素が明確になるより以前にそれらは「1 セットの要素」としていくらかの注目をえなければならなかった。この 8 要素のそれぞれはそれ以外のアメリカ人口の二次集団の中にも見ることができるだろう (多くの民間人の家庭は引っ越しし、海外で生活する、そして時には家族の離別を経験する)。しかし MF はこれら 8 つの要素を彼等のライフスタイルとして与えられているのである。これはいわばその家族の生活において、Military に関わりのあるかぎり、彼等はおそらくこれら全ての要素を経験するのだろう。多くは繰り返し、またいくつかの要素については同時に経験されるのだろう。8 つの軍人家庭のライフスタイル要素とは以下のようなものである。

「普通の」アメリカ人の MF はそのライフスタイルの要素にどうやってあわせているのか。わたしたちはこの 8 要素を「普通の」家族を思い浮かべながら検証してみよう。

1) Mobility (移動性)

MF は 5 年に 1 度の割合で平均 2.2 回引越しをする (61%の志願兵は自己の軍における人生の最初の 6 年で 1~3 回の引越しをする)。平均的な MF にとっては、移動性に関わる課

²⁴ MF の特徴に関する先行研究に関する主要なものとしては、Blaisure, eds : 2012 , DeCarvalho, Wheelin : 2012 , Everson, Figley (Eds.) : 2011 , Hall : 2008 , Martin, Rosen, Sparacino (Eds.) : 2000, Pavlicin : 2003 等があげられる。

²⁵ なお、ここで提示した MF の状況に関する記述は、この提言がなされた 1980 年代の状況である。

²⁶ 原文では、military という語句で、Military に属する兵士のことを表現しているが、ここでは Military Social Work において頻繁に使用され同様の意味を表す、Service Members=SM と表す。

題とは、車で新しい任務地まで引っ越せるのかどうか、もしくは仮に妻用の2台目の車も持っていたとして、どうやって二人の子どもを連れて二台の車で引越すのだろうか。どのようにして家族は離職する妻による、またアルバイトによる副収入が失われることによる家庭の収入減にあわせるのか。妻は新しい任地で仕事を見つけることができるのか。いかにしてこの家族はこの移動にかかる自費の出費を捻出するのか。緊縮された財務を苦慮し、また夫と妻の合意を鑑み、この引越しの運輸はどうするのか。新居を決め新しい地区へなじむことをこの家族はどのように経験するのか。また、移転にかかる費用の補填についての保険は階級に応じて増加するように設計されていて、家族の事情によってではない。この費用の一部分を税金の還付と相殺について指摘する人もいる。しかしこの案も「普通の」アメリカのMFには用をなさない。なぜなら彼等はほとんど、あるいは全く税金の義務がないためである。

2) Separation (離別)

MFは親類縁者から引き離される。また、新しく築いた友人関係と同じく生まれた頃からの友達からも、新しく築いた友人関係と同じように、なじんだ支援システム(教会、学校、信頼の置けるベビーシッター、整備工等)からも、Militaryはしばしば家族が予定している計画の中断を指令する。また、自分で家族の離別を招く例としては、伴侶が自分の愛する仕事を持っており引越しに乗り気でなく、さらに留まると決めた場合などがあげられる。地理上の家庭の離別は多くのSMの結婚に一つの緊張を与える。

3) Parent Absence (親の不在)

軍服を着た親は様々な理由で家庭に不在になる。よくある例で言えば、訓練演習期間・学校や技術訓練プログラムのための1~3ヶ月間の臨時任務や、遠隔地、海外または海での任務を拜命し、それらは家族の同行を予め含まない(これは事前通知のあった定期的な任命、事前通知があった定期的な任命へ回答するための突然の通知、もしくは国家の緊急事態か戦争へ対応するための突然の通知等)。子ども達はどうやって親の不在を耐えたらいいのか。離別の性質、その頻度とその長さは、どのようにして子ども、若者、そして家族全員が親の不在を持ちこたえるかを考察するにあたり重要な変数である。ししながら、こうした変数に関わらず、一般には「どのような離別であってもそれぞれの家族は役割の移行を経験する、親の不在状態からまた同様に再会の状態へ」と言えよう。

不在状態におけるその他の媒介変数は再会状態のものと同じである。子どもが家庭内の親の不在を耐えるときに影響するその他の媒介変数は以下を含む。

- ・その離別は長期か短期か。
- ・その離別は平時のものか有事のものか。
- ・子どもの年齢はいくつか。
- ・子どもの性別は何か。
- ・親の不在の先行するエピソードをこの子ども達は幾度、体験しているか。
- ・母親の態度、そして親の不在状況での耐える技術はどうか。
- ・どんなタイプの社会的支援がこの子どもの親の不在モデルに対し利用できるのか。

特に入学前の年齢の子どもについて、計画的な中断や短期滞在型の父親の不在の場合にそうなりうる。父親の不在は子どもの中であらわれつつある性同一性、変調する能力と攻撃性の表現、そして彼・彼女のその家族内での子どもとしての役割に影響を与える可能性がある。MFにおける父親不在に関する研究や論文は増加し続けており、それらは子どもにとって父親不在の影響はしばしば状況を考慮する親の行動や態度に反映することを示している。

MFについてのある研究では、Armyのある小児科診療所に訪れる家族（件数=258）について、父親の不在を経験した100家族のサンプル中、66（言い換えれば3分の2の）家族が少なくとも家庭内の1人の子どもが専門家の手助けを必要とするほど深刻な問題を報告していたと伝える。この診療所のいくつかの家族が親の不在に関する困難のために助けをもとめた回数について回答拒絶できたのかについては触れていない。別の研究では（件数=531、全て士官の家庭）父親の不在それ自体が本質的に誤っているということは何もないという見方を報告している。

その他の要素においては子どもの感情的な安定・不安定についてもっとなすべきことがあるようである。これらの研究は相反する複数の見地の一つの例である。MFでの父親の不在に言及する論文は多く見られ、矛盾している点も見られるが、しかしやはり、父親は自分の子どもの発達にとってかけがえのない役割を持つという事実を指摘する。そして親の不在はその発達に否定的に影響する、としている。

しかしながら、なにがまたどのように父親の不在という特別な影響がその子どもに衝撃を与えるのかについては、多くは未だにわからない。

4) Overseas living (海外生活)

どの階級の MF にとっても赴任の興奮と冒険は広く周知されている。「普通のアメリカ軍の MF の言葉で言えば、どれほどの数の年収\$15,000 の若者の家庭がこんな機会を授けられるだろうか。もしこの夫婦の生活技術がよく発達していたなら、(彼等を事前の計画から始めさせるように)、そして海外にいる間は雇用してもらえる見込みがとても薄いことを妻が気にしないでくれたら、それから最も重要なことには、もし彼等が比較的安定的な財政の要求の中だったら、もしある関心高く活動的な一 가족が自分たちのために任命されてこの移転を(軍はこれを支給プログラムと呼んでいるが)手伝ってくれるくらいこの家族が十分幸運だったら、もしこの家族が住むに申し分なく、予算に耐え、軍施設にそれなりの近さに建つ住まいをみつけれたら、そうしたらこの旅は最高なのだが、その都度、これらの条件の一つがその旅の成功の可能性に足りず、満足感が削がれてしまう。

海外から到着する多くの家族は、子どもたちは学校へ通うために相当長い距離を旅しなければならないことを発見し(もしくは寄宿学校へ入るだろう)、言葉の障害が非常にフラストレーションになることを発見し、アメリカに残してきた友人や家族からの孤立感は距離によって倍増し、さらに生活のための経費が想像しなかったほど高い(これがお金の問題に加わる)ことを発見し、そうしてこれらの一つ一つの問題への介入を調整するための入手可能な資源が海外ではほとんどないことを発見する。

海外での経験に加わったストレスとは、国際的な緊急事態の最中で SM はその職責のために呼び出され、その家族は安全をもたらすことを Military のシステムに任せることになるだろうという知識である。このような状況で家族のニーズを取り計らうためのプランは MF にはあまり人気がなく、給付付きの家族にとってのストレスの源であるし、給付なしの家族にとってもそうである。

5) Child Adjustment (子どもの適応)

全ての年齢の子どもまた家族の中のあらゆる位置の子どもが Military の生活様式に等しく適応するわけではない。おなじ一つの家庭の中でも、ある子どもは学校を 2・3 年おきに変えることで強く育つ—その一方で他の子には、これらの変化は苦悶かもしれない。それから、親の不在の項で触れたように、子どもはこれらの不在に影響されるが、正確にどのように彼等が悪影響を受けるのかという証明を欠いている。

6) High-stress / High-risk jobs (高ストレス・高リスクの仕事)

Military 使命は国の防衛である。つまり MF は SM がは家族単位から切り離されることを即座に理解し喜んで同意をしているということを知っている。この家族は彼がこの任務からもう戻らないかもしれないこともまた知っている。このことは無視されるべきではない、なぜなら Military は家族に代理権を持つようにアドバイスをし、遺書が作成され、それから彼等の法的な心配事はその派遣に先立つ形で整うからだ。

メディアがアメリカ合衆国軍の関与を意味する、起こりうる紛争の報道するたびに、MF は緊張を感じる。ベイルートやグラナダでのアメリカ合衆国軍の生命の損失はほとんどのアメリカ人にとって悲しくまた動揺させられる経験であった。しかし MF にとってこれは正に現実の、軍の人生につき物の死のリスクを強調するものであった。軍では確かに平時の仕事があり、これも彼等に高いリスクをもたらす要因でもある。そして装備や人事の見地で要求される定期的な待機状態は Mf の間の一つのストレスのもととなっている。

7) Military Family Needs vs. Military System Needs (家族の要求対 Military システムの要求)

家族のニーズのタイミングはいつも Military のシステムのニーズと一致するとは限らない。MF は軍服を着た SM が誕生日を、記念日を、クリスマス、卒業などその他を逃した回数についての統計を比較する。もし、Military がその SM を訓練や学校に参加させるために要しており、それが家族のニーズと衝突するときには緊張が築かれる。多くの一軍人である一父親は、自分の家庭で子どもの誕生が起きているときに訓練演習のために遠くにいてしまったり海に出ていてしまったりなどする。疑いようもなく Military はもっと家族のニーズについて配慮があるが、この国を守るために待機しておくという任務は基本の関心事なのである。

8) Authoritarian Management Style of the Military (Military の権威者としての管理スタイル)

Military の使命はその性質から高度な権威を全ての SM に対して行われ、MF は彼等の現役の身元引受人として彼等が生命に対する自己管理を失うことを保証する

以上、Whitworth(1984)が提示した MF の特徴について引用を行ったが、これらはい

ずれも現代の MF においても該当するものといえ、またはこの視点が提示された 1980 年代と比較すると、Military の活動の多様性ならびに高リスク化が進んだことにより、MF が受ける影響は、より複雑かつ重複化していると考えられ、同時に MilSWer の支援活動においてもより高度な実践が求められることになると言えよう。

そこで次に、その MilSWer がこれまでに上げたようなニーズに対応し活動をすすめているシステムについて資料を基に整理する。

6 Military Social Work における SM の Well-Being モデル

Mental Health and Advisory Team (以下、MHAT) は、2003 年 7 月に U. S. Army Surgeon General により設立されたものであり、当初は OIF (Operation Iraqi Freedom) に関連するメンタルヘルス上の課題について評価し、その結果を OIF Medical に報告することであった。(The U. S. Army Surgeon General : 2003)

MHAT ではさまざまな調査が行われており、その中では SM の Well-Being に焦点を当てた報告が示され、2013 年 12 月の TEAM9 までの調査・活動報告²⁷が開示されている。特に、*Mental Health Advisory Team (MHAT) V* (Office of the Surgeon Multi-National Corps-Iraq eds:2008) , *VI* (Office of the Surgeon Multi-National Corps-Iraq eds: 2009) では、「ストレスが SM の職業上の行動等に大きな影響を与える」(Kavanagh : 2005) という観点と、「Soldier Adaptation Model」(Bliese,Castro 2003 : 185-207)の枠組みを柱に構成された

「Soldier Combat and Well-Being Model」(図 2)にもとづき報告が行われている。

さらに、*Joint Mental Health Advisory Team 7 (J-MHAT 7)* (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds : 2011), *Joint Mental Health Advisory Team 8 (J-MHAT 8)* (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds : 2013 年) , *Mental Health Advisory Team 9 (MHAT 9) Operation Enduring Freedom (OEF) Afghanistan* (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds : 2013) では、Well-Being Indices に関する報告が行われている。

まず、図 2 「Soldier Combat and Well-Being Model」は、ストレスが、SM の職業生活においてさまざまな影響を与える (Kavanagh : 2005) という観点から、SM が直面するスト

²⁷ Mental Health Advisory Team の各報告書については、Army Medicine の Web サイト (<http://armymedicine.mil/Search/Pages/Results.aspx?k=Mental%20Health%20Advisory%20Team>) より閲覧可(2015.10.1 時点)。

レッサー，ストレスとパフォーマンスなどの関係とそれらを緩和する因子について説明が可能である（Office of the Surgeon Multi-National Force-Iraq eds 2008：20-22）としており，その構成は，①危険因子（Risk Factors：戦闘，派兵経験などの危険因子），

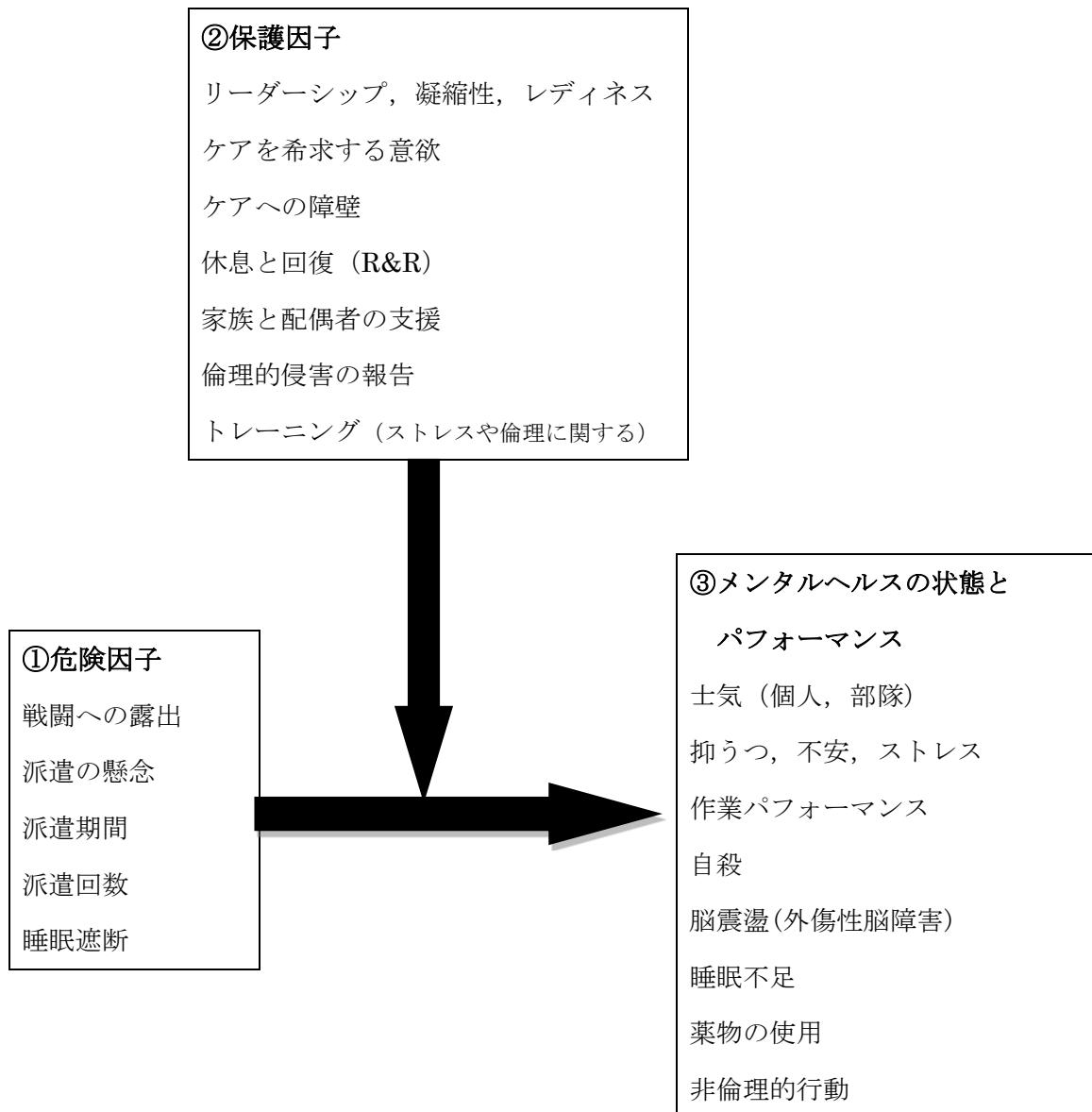


図 2 Soldier Combat and Well-Being Model.

出所 Bliese & Castro(2003)をもとに作成. 一部改変

②保護因子（Protective Factors：訓練やケアを求める意欲などの保護因子）としており，これらが SM の③メンタルヘルスの状態とパフォーマンス（Behavioral Health Status and Performance Indices：メンタルヘルスの状態や士気・夫婦仲など）に影響を与え

と考えられることから、①・②について把握を行い、それにより組織的な危険因子の変化について評価を行うとともに新たな危険因子の出現の確認および判断をすすめ、それが確認された場合は対応をすすめることで、③の SM が直面する可能性のある事態への影響の予防または軽減・改善につながるとしている。

さらに、Soldier well-being indices (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds 2013 : 12-13) は、この①②の両方に影響されるとしており、それらについて SM 自身が測定するための指標としては、「Individual and unit morale (個人および部隊の士気) , Acute stress, depression, and anxiety (極度のストレス, うつ, 不安) , Suicidal ideation (自殺念慮) , Use of medications (薬物の使用) , Sleep (睡眠) , Anger (怒り)」の各項目の状態により判断されるとし、さらに、これらに影響を与える①危険因子については、(1)戦闘に関わる出来事 (SM が直面する戦闘体験(例, 攻撃や不意打ち, 敵を殺す等), (2)人間関係問題, (3)Deployment の長さやその状態等の作戦上の速さに関わる経験, (4)生活状況, 仕事上の不安, 家族の心配等の戦闘に関係のない心配事 (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds : 2013 12-13) があげられると指摘している。

また、②保護因子については、SM のメンタルヘルス状態の向上や任務のパフォーマンスの向上のためには、(a)SM を危険にさらす因子を減らすまたは取り除く、(b)SM が危険な因子にさらされたとき、保護因子を強化し、SM がより適切に対処する能力を与える、事が必要であるとしている。その上で、Military が直面する活動の性質上、多くの場合、危険因子を避けることが困難な場面も多くあるため、SM の Well-Being およびメンタルヘルスに関わる支援に際して「小規模部隊のリーダーシップ、団結、確認された準備状態といった部隊因子、メンタルヘルスに関わる治療を受ける兆候と意欲、メンタルヘルスの治療に対する消極的な感覚、自殺とメンタルヘルストレーニングに対する適切な感覚、マスターレジリエンストレーナー(MRTs)によるレジリエンス・トレーニング、Post-deployment の増大」 (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds : 2013 13) の各事項について調査し、レジリエンス (回復力) を向上させる試みと、SM 自身が既知の危険因子に対処することをサポートするためのプログラムを構築・発展・強化すること重要である (Office of The Surgeon General United States Army Medical Command eds 2013 : 13) としている。

以上のことから、「Soldier Combat and Well-Being Model」はアメリカ軍における Military Social Work のメンタルヘルス領域において活用されていることが明らかであり、SM が直面する課題とそれらの日常生活への影響について、環境的なリスク要因と個人レベルのリスク要因が大きく影響していることが把握された。それは我が国の現在のさまざまなソーシャルワーク実践の領域における利用者理解に関わる視点と同様である。しかしながら、Military Social Work においてはそれらへの対応のために、SM が所属する Military の業務内容ならびに組織体系といった特有の環境要因とその影響を十分に考慮しなければならない。その専門的な視点ならびに固有の実践領域としての活動の指針のモデルとなるものが、この「Soldier Combat and Well-Being Model」といえ、Military Social Work の展開においては、この理解と活用が求められると言えよう。

第2節 MiISW が活動するシステム

1 支援に関わるソーシャルワーカーに関する定義

まず、本節において論究をすすめる MiISW の専門職である MiISWer の定義について、NASW が示しているものを提示する (NASW : 2012 9-10)。

ソーシャルワーカーは、最低でもアメリカソーシャルワーク教育協議会 (CSWE) からの学士号 (BSW) を有する。認可された学校、またはソーシャルワーク・プログラムで学び、ソーシャルワーク実習についての州の要件を満たす。また、そのような法規制がない司法管轄区では、全米ソーシャルワーカー協会からの認定証か証明書を持つ。本職のソーシャルワーカーは個人や団体、あるいは、コミュニティが、その心理社会的能力を取り戻したり高めるのを助ける一方、人々の目的に有利な社会的状況を生み出す。ソーシャルワークの実践には、人間の発達と行動についての知識が必要である。すなわち、社会的、経済的、文化的な慣習と、これらの要因全ての相互作用についての知識である。ソーシャルワーカーは軍隊で軍のメンバーとして勤務したり、あるいは民間人として働くこともできる。BSW を持っているソーシャルワーカーが、SM・VT、あるいはその家族と働く場合、ジェネラリストとしてのサービスを提供し、貧困やホームレス、失業、児童福祉、ドメスティックバイオレンス、薬物乱用、性的なトラウマ、自殺予防といった問題に取り組む組織や機関を含め、幅広く様々な状況で、非臨床的サービスを提供する可能性がある。彼らは数ある任務の中、コミュニティを組織し、クライアントのために擁護し、直接的なソーシャル

ワークサービスを提供するかもしれない。多くの州において、BSW レベルのソーシャルワーカーは公的に認可されている。

ソーシャルワークの修士号 (MSW) を持っているソーシャルワーカーが、SM や VT あるいはその家族と働く場合、大学院レベルの臨床サービスだけでなく、BSW レベルのソーシャルワーカーと同様のサービスも提供するかもしれない。個人やカップル、家族、団体に心理療法サービスを提供するためには、彼らは州の臨床免許証交付要件を満たす必要がある (NASW : 2012 7-10) 。

2 MilSWer が活動を行うシステムに関する先行研究

Wooten(2015:S9-10)は、MilSW が、ミクロシステムからマクロシステムにいたるまでの連続性中での活動を行う、専門職でありそこには高度なソーシャルワークの知識技術が必要とされると指摘している。そして、MilSW にかかわる専門職への教育の必要性や原理・機会・課題について論じる中で、Micro MilSW・Mezo MilSW・Macro MilSW として、それぞれのシステムにおける MilSWer の活動について整理を行っており、以下においてその意識を元に考察する。

1) Micro MilSW

まず、Micro MilSW においては、より効果的な支援を展開するためには、Military Culture およびサブカルチャー（例えば、Military の組織構成や部隊の概要等）、ならびに昇進・基本的なおよび上級の訓練についてのライフステージおよび発達にかかわる影響、軍務および Deployment に関連したリスクおよびレジリエンス、Military に入隊する前の経験が軍務及び Deployment が与える影響、民間人の PTSD と比較した場合の戦闘関連の PTSD に対するエビデンスに基づく支援、ならびにスティグマや Military での経歴に対する否定的な意味を有している場合の支援にかかわる特徴的な障害について理解することを必要としている。また、SM への支援を行うソーシャルワーカーは、SM の身体的・心理的な診断が Military での経歴における昇進、秘密を取り扱う際の人物調査、職務への適合性の評価、障害の査定および補償、ならびに軍務からの離脱等に影響を与えることを理解する必要があるとしてきしている。

2) Mezzo MilSW

Mezzo MilSW においては、SM の家族システムの一員としての、そして Military 組織における軍事的部隊の一員としての個人の役務メンバーを理解すること、それらの諸システムの間との関係、ならびに Military における活動は、家族システムにおけるニーズの上に成り立つものではないことを理解することが必要とされる。

これらのことは、民間人の家族における仕事と家族との衝突の状況とは、著しく異なることがある。MF への支援に際しては、軍事組織および軍の責務が家族システム、サブシステムおよびそれらのシステム内の非軍事的なメンバーに関し与える影響を理解することが望まれる。

また、軍務が MF の児童や青少年の生活ストレスに関し与える影響の評価もまた重要であるといえる。さらに、Deployment および戦闘活動の状況、戦争関連のトラウマの経験、上官と部下との間の個人的および集団的な力学ならびに性別、多様性、スティグマ、同性パートナー、および MF に対する各部隊の持つ文化的な風土についての理解も含まれる。エビデンスに基づく家族および部隊レベルの支援は、家族および部隊の安定、Deployment 後の再統合、ならびに Military そのものの生活におけるストレスに対する回復力において重要である。

3) Macro MilSW

Macro MilSW においては、軍隊という組織において実践活動を行うソーシャルワーカーは、SM を雇用し 訓練する高度に構造化された階層的な組織内において、SM と MF のために効果的に評価し提言し、なおかつ介入しなければならない。Military における地位は、社会経済的な身分および Military における情報への可動性に大きな関連性を持っており、ソーシャルワーカーは、より大きな軍事的、社会政治的な情勢に対して、行政および共同体当局へ、軍事施設に関連して軍事要員とその家族の社会的な地位および行動に影響を与えることによって “rank rules” (階級の支配) を理解しなければならない。

Military 組織におけるカルチャーおよび文化的な風土は、MilSWer など支援者への支援を求める行動に関して心理的および社会的なスティグマを伴う。Military において支援を求める SM および VT の保健システムに影響を与える方法を理解することは、効果的な支援、提言、サービス提供にとって必要不可欠である。そして、支援過程において、支援にかか

わる様々な要因が軍の組織ならびに社会的な政策決定の影響を受けることも理解しなければならぬとしている。

上記の Micro MilSW・Mezzo MilSW・Macro MilSW はソーシャルワークにおけるシステム理論の上に成り立っており、ここでは、Military という場に特化したソーシャルワークにおける Micro・Mezzo・Macro それぞれのシステムにおける専門職が展開する支援の特徴を提示したものといえる。

このことから、MilSW の実践にあたっては、Military という幅広い対象の理解は不可欠であり、上記の内容からも理解されるように、よりグローバルな視点を持った実践ならびにそれを裏付けるための高度な教育・訓練が必要であることが明らかになった。

3 MilSW における実践モデルに関する先行研究

ソーシャルワーク実践においては、これまでも様々な実践にかかわるモデルおよびアプローチが提唱されているが、秋山（2002：163）が指摘するように、「モデルとアプローチ両者の用語の概念が明確に峻別されることなく使用されている」現状がある。

このモデルとアプローチの違いについて中村（2009：127）は、先ずモデルについて「対象や問題・課題をどのような性質のものと認識するのか、ソーシャルワーカーにとって、複雑・多様なクライアントの生活実情への理解を促す目的をもった課題認識への範型」としており、アプローチについては、「クライアントが抱える生活課題に接近し、その解決というゴールに到達するための方法であり、課題やその状況を特定の理論上の視点からとらえ、査定し、あらかじめ用意された方法や技術を一連の過程の中で駆使する課題解決への方法」と整理している。

このような、モデル・アプローチに関連して MilSW に関する先行研究においては、Van Breda（2012：24-28）が、Military Social Work Practice Model を提唱しており、これは図 3 に示されるように、4つの Practice Position からの介入のあり方について提唱しており、前述のモデル・アプローチの用語整理の視点からすると、これは「アプローチ」に類するものと考えられる。

この4つの Practice Position（Van Breda 2012：25）は、

- | | |
|--|----------|
| 1) Position One: Restorative Interventions | 回復のための介入 |
| 2) Position Two: Promotive Interventions | 増進のための介入 |

3) Position Three: Work-person Interventions 仕事と個人への介入

4) Position Four: Workplace Interventions 職場への介入

とされており，MilSWerは，この4つのポジションのいずれからも介入ができるとしており，以下にそれぞれのポジションでの介入の概要について要点を整理する。

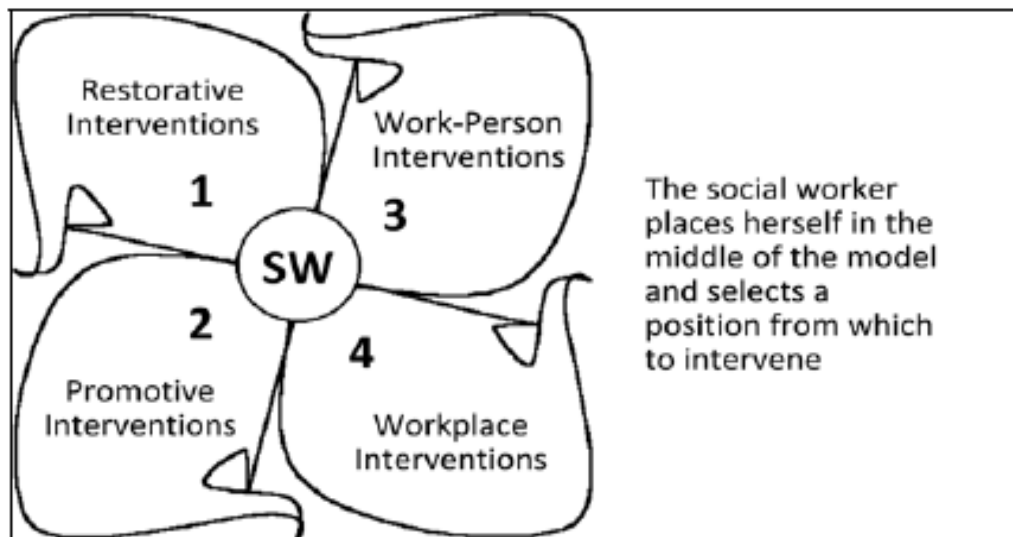


図 3 Military Social Work Practice Model.

出所 Van Breda,A.D (2012) 25 頁.

1) Position One: Restorative Interventions 回復のための介入

MilSWerはこのポジションから身体的・精神的・社会的な課題を抱えているクライアント個人に対してサービスを提供するとしており，その目標は，クライアントの問題解決，問題対処能力の回復にある。

この場合，他のソーシャルワーク実践と同様にクライアントを兵士としてではなく，第一に個人としてとらえ，副次的にのみ兵士と見なすとしている。

このポジション1からの介入については，クライアントから「個人の問題解決を援助してほしいと頼まれた場合」において適切であるとしており，その場合，「問題解決のための介入をポジション1に位置づけるためには，仕事と個人の接点(work-person interface)に直接対処してはならない」ともしている。

結論として，ポジション1からの介入は，個人的な性質を主とした問題に取り組むスタンスであるとしており，具体的な課題としては，「薬物乱用，結婚破綻，適応困難，児童虐

待, 家庭問題, 経済困窮, 衛生問題, 高犯罪率など」としており, ポジション 1 からの介入は, これら「健康な心理的社会的機能を回復するため, 個人レベルで仕事に関連しないレベルで問題解決を援助するために向けられる」と整理できる (Van Breda 2012:25-26).

2) Position Two: Promotive Interventions (増進のための介入)

このポジションにおいて, MilSWer は「予防的, 教育的, 発達的なソーシャルワークサービスを提供する」とし, その目標としては「個人の社会的機能の増進と向上」があげられる. なお, ポジション 1 と 2 の異なる点としては, ポジション 2 では問題解決よりもニーズ実現の増進に重きを置くとし, そのためにもクライアントのレジリエンスの向上を進め, ストレングス視点を取り込むことに力点を置くとしている.

ポジション 2 では, 回復のための介入が必要になる可能性のある社会的問題の拡大防止を目的とすることも一つの方法であるとされ, それにより well-being への人間的欲求が増進されると考えられる. ポジション 2 からはさまざまな介入が可能であり, MilSWer は, ケースワーク, グループワーク, コミュニティワーク, 心理教育的ワークショップ, セミナー, パンフレット, ポスターキャンペーン, 展示会などの手段を活用している. この場合の対象となるクライアントシステムは, ミクロ・マクロの全範囲をカバーし, 介入は個人レベルに向けられ, 結論として, ポジション 2 からの介入では, 個人レベルで仕事に関連しない個人のニーズを円滑化し, 健康な心理的・社会的な機能とレジリエンスを増進することを目標とする (Van Breda 2012 : 26).

3) Position Three: Work-person Interventions (仕事と個人への介入)

MilSWer はこのポジションから充実した仕事の共同体を構築するため, 職場の人間関係システムに取り組むことが必要とされる. このポジションでは職場と他システム(例えば, 家族やコミュニティ)との接点も重要であるとされ, クライアントの仕事条の環境に関係した人々に関わる介入は全てポジション 3 に該当する.

ポジション 1・2 と, ポジション 3・4 の大きな違いは, MilSWer の関心が兵士(労働者)と軍(職場)の間の接点に移ることと考えられる.

つまり, 職場(同僚, 上司, 組織そのものを含む)に順応する個人の能力を円滑にするための活動を展開する場合, MilSWer はポジション 3 での活動となり, その場合の接点は, 従業員間や従業員と職場にあることが多い.

また、軍からの要望に対し、困難を抱えながら対応しようとするための支援を家族が受けている場合、ポジション3からの介入は職場と兵士の家族との接点に焦点を当てることもある。ポジション3ではMilSWerは、「グループワーク、問題解決プロセス、実験演習、コミュニティ育成、チーム作り、コミュニティ作り、交渉、仲介、委員会、ワークグループへの参加など」の活用が可能である。

結論として、ポジション3からの介入では、軍という環境との関連性で兵士に対応し、仕事と個人の間における健全な接点の増進を図ることである。(Van Breda : 2012 26-27)

4) Position Four: Workplace Interventions (職場への介入)

MilSWerのポジション4からの介入では、良い結果を導く労働環境を作り上げるために、組織としての軍に重きを置き、職場そのものに取り組む介入は全てポジション4に該当するとされ、「仕事と個人の接点に介入」という点ではポジション3と4は類似点が多いと言える。つまり、ポジション3では個人に集中して関わるが、ポジション4では職場そのものに集中して対応する。また、ポジション3では、兵士が軍の要求に合わせるようにするが、ポジション4では、軍が兵士の要求に合わせて対応を行う。

また、MilSWerでは、兵士が職務を務める組織的次元への働きかけも必要とされ、その場合、忘れてならないのは、織的次元には、機構または階層、文化、プロセス、手続き、施策、政治、背景、物理的レイアウトなどがあるという点である..

MilSWerの役割は、変革管理(change-management)コンサルタント、社会活動家、ソーシャルエンジニア(social engineer)、ポリシーメーカー、システムアナリスト、研究者、組織開発コンサルタント」などであり、それらの役割を担うことでMilSWerは、「従業員間で最適の生産性、効率、志気、社会のwell-beingを促進する組織構造や働き方を作ることによって職場を援助する」といえ、これらのことからMilSWerは、「組織と人的労働力との間の接点のスペシャリストとして、職場管理で中心的な役割を果たす」ことが期待される。

結論としては、ポジション4からの介入は、軍と兵士(そして、その家族)双方においてメリットを得ることができるよう、職場自体をターゲットにすると考えられる。(Van Breda 2012 : 27)

以上、この4つのポジションからの介入を効果的・効率的に進めるためには、支援の対象となるSM・MFのMilitaryという環境に関する知識ならびにその特性について十分な理解が必要とされるといえ、このMilitary Social Work Practice Modelの展開にあたって

は、本研究の目的の一つである MilSW の独自性を考慮した専門職養成が必要であることが示唆される。

第3節 MilSWer の活動内容

1 MilSWer の活動の概要

DeAngelis (2004)は、MilSWer の活動の主たるものとして、「軍のソーシャルワーカーの最も重要な役割は兵士を家庭に戻らせること」としており、これは、第5章において詳細を述べるが、Deployment をはじめとする Military での特徴的な業務の影響から、長期間にわたる不在等により家族の状況が変化したことなどへの対応であると言えよう。また、これに関し MilSWer の活動について、Glicken (2006 : 317)は、「家族と退役軍人との、それから家族とコミュニティーの間の連絡係であり、援助者」とあらわしている。

Glicken (2006 : 317)によれば、MilSWer の活動の概要については、以下の8点に整理することができる。

- 1) (現代のアメリカ軍の活動においては、) こどもを持つ母親が戦争地域で活動していることもあるため、その母親を心配している家族への支援として、ソーシャルワーカーは、子どもに問題が起きたときに母親と子どもに連絡を取らせるようにし、必要な助けを提供する。
- 2) DV, 児童虐待, 育児放棄の傾向のある者を対象とし、夫婦と家族のカウンセリングとセラピーを行う。また Deployment がせまっている兵士に(特に戦争への心構えができていない場合)については、虐待を行う傾向が高くなるため、その対応を行う。
- 3) 戦争時において任務によるストレスを受けた多くの兵士たちを支援する。
- 4) ドラッグとアルコールの問題へのアセスメントと介入を行う。
- 5) 負傷または障害を負った兵士に対応し、障害に適応した住宅探しを支援する。
- 6) PTSD を発症して長期の治療を必要としている兵士への支援を行う。
- 7) 友人や同僚の死を目撃し、抑鬱や長期の悲しみに苦しむ兵士への支援を行う。
- 8) 法律または軍法に違反した兵士への支援を行う(軍の行動と方針規則を破って営倉に入れられた兵士、または不名誉除隊になる兵士への対応)。

2 Re-Integration の過程における MilSW の支援対象となる要因

上記に示したような活動概要は、現役の兵士ならびに退役軍人の両者に当てはまるものとされるが、より詳細なものとして注目すべきは、SM の帰還ならびに退役に伴う再統合 (Re-Integration) についてである。

再統合の過程において、MilSWer が着目すべき背景としては、帰還兵ならびに VT とその家族が経験する Re-integration において生じる課題は、一般市民においても同様の者は認められる場合もあるが、Military の場合においては、VT とその家族両方に影響を及ぼしかねない特有の困難を抱える事があるということである。

そしてそれらは、Military に固有の業務内容や組織体系等に関連するものであり、さらにはスティグマ、コミュニティでの理解の欠如、コミュニティの資源へのアクセスの欠如、一人での子育て、離婚、無職、子どもに対する支援の欠如等も関連し、これらの要因が VT とその家族の地域社会における再統合を阻害する場合がある。

Hazle, Wilcox, Hassan (2012 : 230-234) は、退役軍人とその家族が再統合の過程で直面する課題について、以下の 1) ~ 7) のように整理している。

なお、以下では、VT への支援に主眼をおいて整理を進めているが、これらは現役の SM にも符合することと言える。なぜならば、以下の VT が直面する次項は、VT が現役であった頃の Military における活動の影響を多く受けているものであり、生活の連続性という観点からも、以下の事項は SM への支援過程においても MilSWer が着目すべき事項であることは言うまでもない。

1) 複数回にわたる異動・転居

多くの場合、Military のキャリアにおいては、SM・MF は 3, 4 年ごとに国内外への異動ならびに転居が生じる場合がある。これらにより、家族は新しい生活への移行を強いられ、ストレスは増大する。また、異動・転居先の Military の施設は必ずしも立地条件が望ましくない場合もあり、これにより子ども達の学校や配偶者の就職を見つけることが困難になることもある。異動・転居は家族の崩壊の一要因を構成したり、疎外感やコミュニティアイデンティティーの欠如にもつながる可能性にあるとされる。²⁸

²⁸ SM の任務に伴う、異動・転居の家族生活への影響については、(Burrell, Adams, Durand, Castro, 2006 , Burrell, Castro, Adler, Britt, 2006 および McKain, 1973 に詳しい。

転居先を基地の内外どちらを選択するかによっても状況は異なるとされる。つまり、基地内に居住先を確保した場合は、MFに特有の必要性を理解している環境が整備されている場合が多くあり、軍隊との関係が円滑であれば基地やそこでのサービスならびに学校とむすびつける可能性が多くなる。しかし、基地外での居住を選択した場合は、その逆の環境に直面する場合もある。

また、VTについては、退役し軍務から解放されたことで、VT自身も家族も社会から取り残されたような感じを受けることもあり、その場合、どのようにサポートを求めればよいか不明なときもある。退役後の居住先が、都市部か地方によってサービスの量ならびにアクセスの簡便さも異なる場合もあり、またサービスにアクセスできたとしても、支援者が必ずしもVTへの支援に関する知識ならびに理解を持っているとは限らないと言えよう。中でも特に、異動・転居等にかかわるメンタルヘルスケアが必要となった場合、スティグマを抱える場合が多く、その場合、支援者がMilitary CultureやRe-integrationに関する知識を保有していないと、治療を中断してしまう可能性もあると指摘している。

2) 一人親家庭での子育てと離婚

結婚生活において存在するストレスは離婚をもたらすこともあり、研究ではMilitaryに入る人はしばしば若くして結婚して、若くして離婚する(Hogan, Seifert:2010, Karney, Crown:2007)とされている。なお、アメリカの研究では、女性兵士の離婚率は、男性軍人と比べて2~3倍高い(Karney, Crown:2007)という結果も明らかになっており、家族内の役割の逆転や子どもたちとの別れなど、多くの不安要素に直面することが指摘されている。

また、一人親家庭ではその多くが母親とされており、さらなるストレスを持つことがある。その一つが、自身がDeploymentの対象となったときに、残される子ども達の世話を誰に依頼すればよいかというものであり、それらはRe-integrationと再度のDeploymentを難しくさせるものでもあるとしている(Kelley, Herzog-Simmer, Harris:1994)。

結論として、DeploymentとMilitaryでの生活は、多くのSMにとってストレスが多く困難なものであるが、女性にとってその困難度はより高いものになると考えられる。

3) 退役軍人の失業

多くの場合、VTが就職先を見つけようとする場合、彼らの受け入れ先が、彼らの能力の活用の仕方や、Militaryから民間への移行に伴い考慮すべき事項を理解していない場合も

多くあり、さらには、VTの多くがPTSD等のメンタルヘルス上の課題を抱えているという誤った認識を持っていることもある。

Hosek, J (2011)によると「2010年においては80%以上の軍人はメンタルヘルス状態に関して報告はされていないとされており、さらに、名誉除隊になったVTは民間の企業等に円滑に移行し十分にMilitaryで培ったリーダーシップ等の能力を発揮することが出来る。この場合、企業側がVTを雇用することの利点を伝えたり、VTも自身の軍での能力を民間で活動に移行するための方法に熟知していくようにすることが重要であろう」ということが明らかになっている。

4) MFの子どもへの支援の欠如

MFの子どもは、民間人の子どもに比べて、様々な生活上の困難や衝撃を受けるような出来事の直面することが多いとされる。

特に、Deploymentに関連しては、喪失への不安・恐怖、親の安全への心配等のストレスに対処せざるを得ず、さらに①に関連し、転居に伴う新しい環境での生活を強いられることがある。それにより、それまでに培った様々な絆やつながりをたたれることもある。

Mansfield, Kaufman, Engel, Gaynes(2011)によると、両親のどちらかがイラクまたはアフガニスタンへ配置された軍人の子どもは、メンタルヘルスに問題を抱えていると診断される傾向が強いとされ、また、親自身がメンタルヘルス上の課題を抱えていたり、Deploymentから負傷し帰還した場合、子ども達は家でより多くのストレスにさらされると言えよう。さらに、Galovski, Lyons (2004) および Herzog (2008)によると、軍人の家族たちは、子どもも含めて、第2の心的外傷性ストレスを受けやすいという指摘も確認される。これらのことから、課題を抱えている親への支援はもちろんのこと、子どもの生活の場の一つである学校での支援も重要とされ、MilSWerには学校及び教員との連携が必要不可欠とされる。

5) 予備兵と州兵の困難

予備兵と州兵は通常は軍にパートタイムで参加しており、近年、その戦闘活動への参加の頻度が高まっているとされている。そのため、これまで以上に、メンタルヘルスの問題に直面するリスクが高く、さらにその性格上、民間-軍-民間という移行を繰り返すことが特徴といえ、サービスへのアクセスも困難になることが多い。

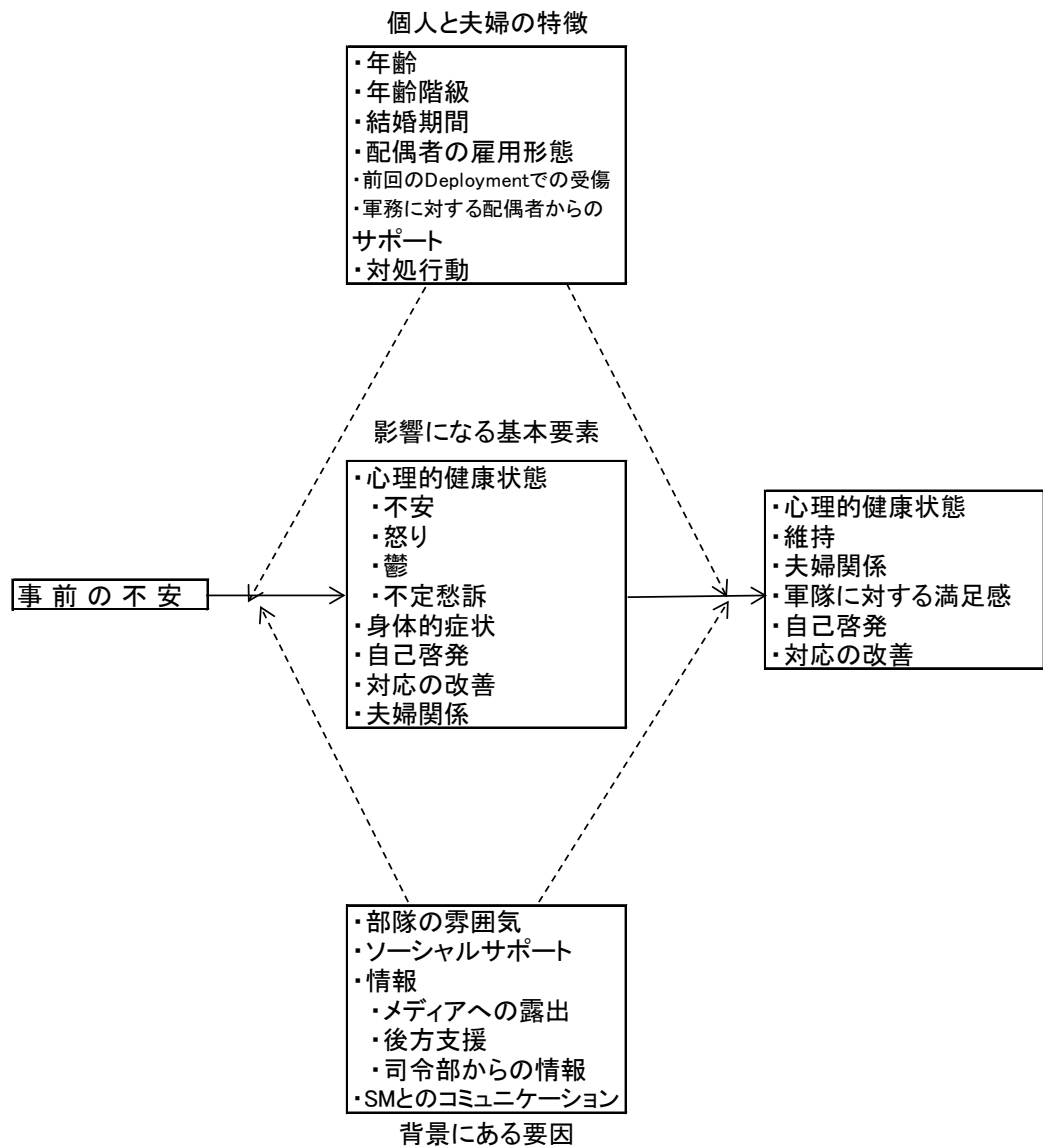


図 4 Deployment 中の Service Member の負傷と死の不安を感じる配偶者の対処モデル。
出所 Wright, K. M et al (2006) 65 頁.

6) 身体的・精神的障害

今日の医療技術の進歩により、多くの負傷兵が帰還するようになったが、その一方で、四肢の切断、重度の火傷、各種感覚器に対する重大なダメージ、外傷性脳損傷等に直面する SM・VT が増加している。またそれに伴い、長期間にわたり繰り返される手術やリハビリおよび配偶者や両親などによる長期のケアが課題となる場合もある。さらにはそれらに伴う自殺及び薬物の乱用等につながる危険性もあり、複合的な問題が生じる可能性が高い。

また、TBI については診断と治療が困難な面もみられ、それは年金・保険の受け取りについて影響ならびに問題が生じる場合もあるとされている(Weinick et al : 2011).

なお、この身体的・精神的障害に関連する事項として、Wright, K. M ら (2006 : 65) は、Deployment にともない、その SM の配偶者が直面する、SM が受傷または死亡することへの事前の不安の緩和につながる夫婦関係の個人的要因と特性等をまとめたものが図 4 である。

7) Military Sexual Trauma.

Department of Defense (2010)によると、現在アメリカ軍では、女性の軍人は全体の約 15%を占めている。(Kelly, Skelton, Patel, Bradley : 2011).

彼女たちは軍役中に Military Sexual Trauma (MST)につながる性暴力にあう確率(20-40%)が高いとされている。なお、MST の影響は男女どちらにも生じる可能性はあることを忘れてはならないと言えよう。このような性的ないやがらせや暴力は、PTSD の発症等につながることもあり、さらには同じ職場で活動している人たちからの裏切りや価値の侵害もそこには存在していると考えられる。

3 MILSWにおける倫理的ジレンマ

これまで、MILSW の概論として、全体像について論究を行ってきたが、他のソーシャルワーク領域とは異なる様々な特徴があることが明らかになったと言えよう。

Military というある意味、閉鎖的な環境ならびに、そこでの生活を営んできた背景を持つ人々の地域における支援においては、配慮すべき事項が多く存在していることも指摘した。

特にここでは、Military の中でソーシャルワーカーが活動する場合、当然のことながら、その所属する組織の様々な規則・観念等に影響を受け、さらには制約を受けることとなる。Military は国家の防衛・安全という重要な役割を担っていることから、倫理的ジレンマに直面する割合は他の組織と比較すると高いと考えられ、そのためソーシャルワーカーの支援活動においても、いわゆる倫理的ジレンマが生じる可能性がある。

そこでここでは、その倫理的ジレンマについて Tallant, S. H. および Ryberg, R. A. の見解を基盤に若干整理する。

Tallant, Ryberg.(1999 : 183-188)は、MILSW における倫理的ジレンマの要因として、

- 1) MilSWer の 2 つの専門性 (①ソーシャルワークの専門家, ②軍の士官) .
- 2) 人的サービスの提供者としてのソーシャルワーカーの役割における多様な目的.
- 3) 軍の法律 (軍事司法統一法典 : Uniform Code of Military Justice) に支配された階級的な組織.
- 4) 2 種類の対象者 (現役軍人と民間人) .
- 5) 地理的, 専門的孤立.

をあげ, さらに Tallant, Ryberg(1999 : 183)は, MilSWer が直面する多くの倫理的ジレンマにおける複雑さと独自性を正確に評価するために, これらの要因を理解することが必要でありとし, さらにそれらの問題はそれぞれが独立しているわけではないことに注意すべきである, としている (Tallant, Ryberg 1999:183).

この倫理的ジレンマについて望ましい対応が出来なければ, MilSWer は多くのストレスを抱えるだけでなくクライアントに対して適切な対応は困難になると言え, さらにクライアント自身の軍隊における不本意な経歴につながる可能性も否定できない.

そこで次に上記の 1) ~ 5) の詳細について整理を試みる.

1) MilSWer の 2 つの専門性

MilSWer はソーシャルワークの専門家であり, 同時に軍の士官でもある, としている. この位置づけは, 他のソーシャルワーク領域と比較しても多くの矛盾が生じる可能性がある. つまり, MilSWer は多くの場合, プロのソーシャルワーカーとして, 民間のソーシャルワーカーと同様の教育課程を経てきており, 倫理的ジレンマを解決するのに, NASW の倫理規定を活用するとしている. しかしながら, 軍における MilSWer は入隊と同時に「士官」として任命される. つまりこれにより, アメリカ合衆国の憲法に従い, 防衛にかかわる活動において, 上官の命令に従うことが必要とされるのである. さらに, 米軍倫理規定 (Code of Military Ethics) との関係性も生じてくる (Tallant, Ryberg 1999:183-185).

2) MilSW の目的の多様性

Tallant, Ryberg(1999 : 185-186)は, Hasenfeld, English (1974)の「人的サービス組織が有する戦略」を取り上げ, そこで示されている, ①人々が社会に対して負うであろう役割を果たすため, 社会化させる, ②個人が, それに従うことが期待されている役割に従えない個人を特定し除外することによって, 社会をコントロールする責任, ③個人が様々

な社会単位に適合するための手段や資源を提供し、社会を統合する役割から、MilSW 以外の領域では、①②③の戦略のうち、いずれか一つに基づいてのみ開発され組織されてきたとし、例えば、民間のソーシャルワーカーでは、①②③の全てに従事しているものはいないとしている。しかしながら、MilSWer は、①②③の全てが固有な役割であるとしている (Tallant, Ryberg 1999:185-186)。

3) 軍の法律に支配された階級的な組織

Military は古来よりいわゆる官僚的組織であり、そこには民間の企業とは比較にならない構造が存在しそれにより組織が運営されているが、その最たるものは厳格な命令系統と階級構造である。Military ではその秩序・規律の維持のために全ての SM が軍事司法統一法典 (UCMJ : Uniform Code of Military Justice) に従うことになっており、Military 独自の司法制度により組織と SM 個人が守られている。なお、UCMJ では、全ての士官は、規律違反を把握した場合にはそれに対応することが必要とされており、その士官が所属する命令系統の中で適切な権限を持つ者に報告しなければならないとされている。

この、命令系統・階級・UCMJ は、MilSWer にとって避けては通れないものであり、民間で活動するソーシャルワーカーとの大きな違いは、MilSWer はソーシャルワーカーでない者や、その命令系統の中で、MilSWer 自身を直接監督するものではない者に、命令されることがあるということである。

また、MilSWer は、軍の法的な命令に従う義務を有し、従わないときには罰せられ、さらに MilSWer は、民間と軍の法、双方の法律の境目で職務を行わなければならない場合が出てくるとしている。さらに、民間のソーシャルワーカーとの大きな違いは、軍に所属する MilSWer は、彼らの直属の上司や、命令系統に賛成できないからと言って、安易に仕事を辞めることはできないことである (Tallant, Ryberg 1999:186-187)。

4) 2種類の対象者 (現役軍人と民間人)

MilSW は多くの場合、現役軍人と、現役ではない軍人 (退役軍人) ならびにその家族にサービスを提供する。SM は、先にあげた軍事司法統一法典 (UCMJ) ならびに所属する部署の命令に従うこととなり、彼らの行動について軍の MilSWer は責任と報告義務を負うが、民間人については、特に MF については、Military のシステムに関連する場合もあり、その分離が困難となる場合もあるとされる (Tallant, Ryberg 1999:187)。

5) 地理的, 専門的孤立

これは, MilSWer のみに特徴的なものではないが, Military という環境と結びついた場合, 倫理的ジレンマが生じることがあるとしている. Garber, McNelis(1995)が「軍におけるキャリアのどこかの点で, ほとんどのソーシャルワーク士官は孤立したもしくは海外での任務にあたることになる」としていることからわかるように, 海外での任務においては, MilSWer が活動する基地のある場所自体が, 防衛上の観点から地理的に都市部から離れている場合も多くあり, さらにアメリカ国内の基地で活動するソーシャルワーカーのように, その地域に存在する資源が活用できるわけではなく, また活用できる資源があったとしても制約を受ける場合が多くある. ソーシャルワーカーの配置人数そのものが少ない場合もあるため, より倫理的ジレンマが生じやすい状況にあるとしている(Tallant, Ryberg 1999:186-187).

以上のような事柄をふまえ, 最後に, 上記の1)のジレンマについて Tallant, Ryberg (1999 : 188-189)が紹介している事例の概要を以下に提示する.

あなたは, 砂漠の嵐作戦を遂行中の部隊における軍のソーシャルワーカーとして戦地で勤務しており, メンタルヘルス部隊に勤務し, 戦地でのストレスを負った負傷者を治療している. あなたは, 患者を部隊に返すか, それともさらに治療を受けさせるため本国に送り返すかを選択しなければならない.

患者の一人は 24 歳の軍曹であり, 多くの戦闘を経験している. 彼は今まで浅い傷を何度か受けており, また, いくつかの戦闘における勲章を受けてきた. 加えて, 彼は, 親しい何人かの友人の死などを含む, 大変恐ろしいことを今まで経験してきた. 彼は, 何度も悪夢を見ることがあり, さらに眠障害を抱え, 生き残ったことに罪悪感があると訴えている. これらの症状は, この 2 週間でひどく悪くなっている. 2 日間休暇をとり休養したところ, 彼は一般的な任務をよくこなすようになり, その症状も緩和した.

彼は, 彼の妻が 2 週間以内に 2 人目の子供を出産予定だと言っている. そして, 彼の妻は, 妊娠について不安を抱えているとしている. さらに, 彼は, 夫婦の最初の子どもを昨年白血病で亡くしたと言っている.

彼の妻は未だ、最初の子どもの死を引きずっており、彼が家に居ることを望んでいる。彼の戦場での活動からして、彼は自身が義務を果たしてきたと信じている。そして、彼はあなたに家に帰してくれるよう頼んだ。

あなたは、彼の上官から電話を受けた。彼の部隊はその朝に起きた銃撃戦を大きな犠牲を出しながら持ちこたえた。この上官は、この下士官（クライアントを指している）ができる限り早く部隊に復帰することを必要としている。あなたは今日、決定を下さなければならない。あなたは一方で、彼が部隊に戻れる状態であることを知っている。また、一方であなたは、訓練を受けたソーシャルワーカーとして、彼の自己決定権を尊重したいと望んでいる。

この事例の持つ意味について Tallant, Ryberg (1999 : 189)は、「互いに矛盾する、2つの競合的、道徳的な選択によって引き起こされる、典型的なジレンマ」としており、本事例について以下のように解説している。

この状況は明らかに、軍とソーシャルワークという2つの競合する任務が衝突する例を描き出している。Military のソーシャルワーカーは軍の任務と、患者との間で決断をしなければならない。軍の専門家としての任務とは、その職務を通じて、人々の安全と健康を促進することである。このことは、全ての患者（サービス対象者）個人に優先する。それゆえに、士官として、あなたは上記の下士官を任務に戻さなければならない。彼の部隊は、彼（クライアント）を必要としているのである。しかしながら、ソーシャルワーカーとしては、あなたは彼にとって一番良いのは家に帰り妻を支えることだと知っている。倫理基準 1.01 (NASW Code of Ethics : 全米ソーシャルワーカー職業倫理規定) でもソーシャルワーカーの主な責任は、患者の幸福であるとされている。一般的に、患者が最重要である。この倫理基準は現在のソーシャルワークの実践において、最も重要なもののひとつである。ソーシャルワーカーは、彼らはまず、患者に責任を負うべきだと考えられている。ソーシャルワーカーとは、患者にとって一番良いことを主張し、支持すべきである。しかしながら、倫理基準 1.0 (NASW Code of Ethics) はまた、ソーシャルワーカーの責任について、限定された状況に置いては、より広い社会や特定の法的な義務が、患者への忠誠に優先すると述べている。加えて、倫理基準 3.09(a) (NASW Code of Ethics)では、ソーシャルワーカーは、一般

的に、雇用主や雇用されている組織に対する誓約を守るべきだとされている (Tallant, Ryberg 1999 : 189) .

以上、本事例に関しては MilSWer が行うべき支援についての明確な答えは提示されていないが、上記で示したような、MilSWer が置かれる 2 つの専門性での判断の困難さを如実にあらわしていると言えよう。

第5章 MSW の支援過程における Deployment および Military Culture

はじめに

本章では、MiLSW の展開過程において、その支援対象となる事象の一つである「Deployment」に焦点をあて、MiLSW の展開において「Deployment」がもつ意味ならびに専門職として保有すべき視点について考察を進めるとともに、その際に MiLSW にとって理解ならびに知識の保有が必須とされている、「Military Culture」について考察する。

第1節 MiLSW における「Deployment」

1 Deployment という用語

本研究では MiLSW を研究対象としているが、長期的な展望としては、MiLSW の知識・技術等について、我が国の情勢に応じた活用の可否を検討する。そのため、Deployment という用語は、MiLSW に関する先行研究においては頻出しており、また実際の支援過程においても理解が必須とされるまた支援対象の課題の一つとなりうる「Deployment」という用語を、我が国の自衛隊と関連し整理してみよう。

さて、ランダムハウス英和辞典によると、Deployment とは、〔軍事〕（戦線に）〈部隊・兵を〉展開〔散開〕させる・（戦略的に）配置する、〈軍隊が〉（戦線に）展開〔散開〕する、布陣を敷く・〈機器などが〉（使用）態勢・体制が整う・（戦略上の）展開；配備，配置，とされている。

この用語が、防衛省・自衛隊において実際にどのように使用されているかについて把握するために、防衛省・自衛隊の web サイト内の検索エンジンを使用し、Deployment の用語検索を行った。

そこで、以下に、この「Deployment」の使用例に関して、上段に『Defense of Japan 2013』からの引用を、下段に『平成 25 年版防衛白書』からの該当箇所の一部を提示する。²⁹

①原文 Q&A concerning the SDF' s Disaster Relief Deployment System.

和訳 自衛隊の災害派遣制度についてお答えします。（防衛省・自衛隊 a : 2013）

②英文 Specific welfare services for deployed SDF members include facilitating direct communication between SDF members on Deployment and their families in Japan

²⁹ 参考とした『Defense of Japan 2013』ならびに『平成 25 年版防衛白書』の該当箇所については、以下の Web サイトを参照(①英文 http://www.mod.go.jp/e/publ/w_paper/pdf/2013/35_Part3_Chapter1_Sec1.pdf ・和文 <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/pdf/25030101.pdf> 2013. 11. 4) (②英文 http://www.mod.go.jp/e/publ/w_paper/pdf/2013/40_Part3_Chapter2_Sec4.pdf ・和文 <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/pdf/25030204.pdf> 2013. 11. 4)

by such means as e-mail and video conference systems, in order to enable them to maintain close bonds with their families in Japan. (防衛省・自衛隊b:2013)

和訳 具体的には、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、メールやテレビ電話など、派遣隊員と家族が直接連絡できる手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている

なお、『DEFENSE OF JAPAN 2013』では「dispatch」という単語も用いられており『平成25年版防衛白書』の該当箇所では「派遣」と訳されている部分もある。

以上のことから、本研究では、Deployment という用語は主として、「派遣」という語意により使用する。

Deployment は、SM ならびに MF に大きな影響を与える可能性があるライフイベントの一つであり、またそれにより様々な生活課題が生じる可能性も否定できない。そのため米国各軍 (ARMY・NAVY・AIR FORCE・MARINE CORP 等) ならびに関係機関においても書籍・Web サイト等の様々な手法により、SM と MF に Deployment に関する理解の促進ならびに各種のソーシャルサービスに関する広報・啓蒙活動を展開しているが、特に今日の情報社会において、最も入手ならびに閲覧が容易な手法としてあげられるものの一つが Web サイトの活用と考えられる。

そこで、ここにおいてはその一つである“*U. S. Army Deployment Cycle Readiness : Soldier’ s and Family Member’ s Handbook*”(Army Community Service:2008)を参考に Deployment に関する整理を行う。

まず、ここで言う Deployment とは、次のように換言できる。

Military において、訓練や実際の任務 (Mission) のために、個人または部隊ごとに本拠地から他の地域 (国内外) に移動し配置されることであり、その任務は戦闘活動または事故・災害への対応が考えられ、それらは通常、永続的なものではなく、原則として本拠地に帰還する活動と言える。

しかしながら、この Deployment に関しては、Military という組織からの視点と、SM・MF からの視点の2通りから考える。まず、Military からの視点に立脚点をおいた場合には、「人員ならびに各種の機材等を本拠地から指定された目的地に移動し配置させる必要がある場合の活動」と表現できよう。SM および MF の視点からすると、この Deployment は「命令」であり、その結果、移動先は国内または国外の様々な地域 (この場合、戦闘地域となる可能性も含まれている) が対象となり、さらにその移動・配置に伴い様々な準備等が課

せられることとなる。この Deployment にともなう移動は単に身体的・物理的な移動だけでなく、職業生活を含むあらゆる生活場面の变化につながることとなり、移動先における任務の内容ならびに環境によっては、家族との長期または短期の別離が必要となる場合もあり、帰還後は家族との生活の再統合を行うこととなるが、その過程において様々な課題に直面する例も見受けられる。

また、この Deployment に関わる任務においては、非常にリスクの高い活動を要求される場面も多く見られ、それにより SM 自身が負傷または死亡する可能性も否定できない。つまり、SM と MF において、Deployment は様々な変化・ストレスに直面する可能性の多いライフイベントと言え、なおかつ、米軍においては近年、Deployment の対象が増加傾向にあり、なおかつ各 Deployment の間隔が短期間かつ複数回におよぶ事例も見受けられる。

以上のようなことから、Deployment とは、単に SM の職業上の移動または配置・配属場所の変化としてのみとらえるのではなく、その影響は SM と MF の生活全体におよび、それによる様々な環境の変化、身体的・心理的側面への負担等により、時には何らかの生活問題が生じ、その対応が長期間にわたる可能性があることを忘れてはならない

さらに、それら生活課題への対応の過程においてソーシャルワーカーによる介入が必要となる場面も多く見られ、その際にソーシャルワーカーには Deployment に関する理解と支援過程において活用可能な知識の保有が必要とされ、通常、Deployment はある一定のサイクルを経ることが明らかとなっており、そのサイクルは通常「Deployment Cycle」と呼ばれている。

2 Deployment Cycle と Deployment サポートの実際

1) Deployment cycle に関する各種の Stage Model

さて、Deployment には、ある一定の cycle いわゆる Deployment cycle があるとされており、その主要な Stage Model としては、

① Three Stage Model

Pre-Deployment ・ Deployment ・ Post-Deployment

② Four Stage Model

Pre-Deployment ・ Deployment ・ Post Deployment ・ Reintegration

③Five Stage Model

Pre-Deployment・Deployment・Sustainment・ReDeployment・Post-Deployment

④Seven Stage Model

Train-up/Preparation・Mobilization・Deployment・Employment・ReDeployment

Post-Deployment・Reconstitution

があげられる。³⁰

このような、サイクルを経るとされる Deployment は、単に Military において活動を行う Service Members のみが、活動内容および活動場所の変更に対応することで完結するものではなく、Service Members と Military Family にも多大な影響を与えることが考えられる。例えば、Deployment による活動の場面は海外となることもあるため、活動内容によっては、家族全体での異動または Service Members のみの異動により家族との分離が生じる場合もある。

また、Deployment に関わる活動内容においては、Service Members の身体的・心理的側面について、ハイリスクの影響を与えるものもあると考えられ、その結果、Service Members 自身が負傷または死亡する可能性も否定できない。この場合、Service Members の家族は、家族成員との「死別」に直面することとなり、このような点からも、Deployment は、Service Members とその家族にとって、様々な変化・ストレスに直面する可能性の多いライフイベント考えられる。

Deployment Cycle については前述のように複数の見解があり、従来は図 5 のように 5 段階で説明されることが多い。MilSW に関する様々な研究のなかでは、従来通り上記の Five Stage にもとづく理論が展開されているものも多くみられるが、2007 年に米国防省が当時のイラクおよびアフガニスタンにおける活動において、それまでに例のないサイクルでの Deployment が生じていたことから、それに対応するために①Train-up/Preparation, ②Mobilization, ③Deployment, ④Employment, ⑤ReDeployment, ⑥Post-Deployment, ⑦Reconstitution, の 7 段階のモデルが開発されている。

³⁰ Deployment cycle のモデルについては、複数の見解がある。ここでは、①・③・④については、Webb, N. B. (Ed.). (2010 : 149) を参考に Deployment cycle の各段階を列挙した。また、②については、Depart of Deffense(2011:3)の Military Deployment Guide—Preparing You and Your Family for the Road Ahead を参照した。

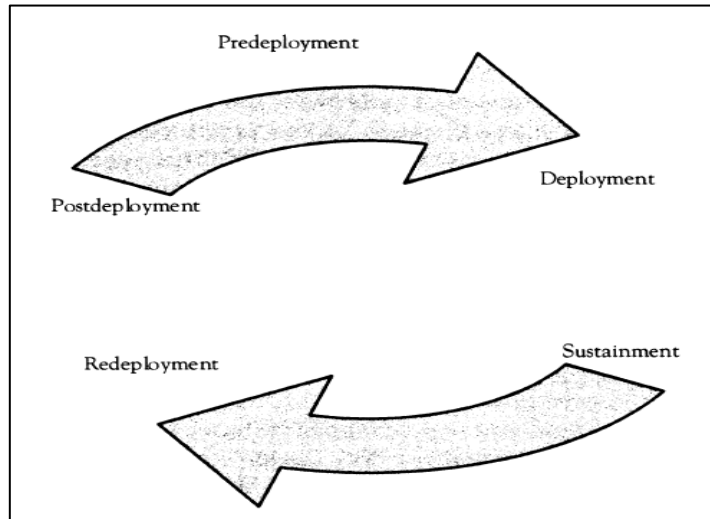


図 5 Deployment Cycle : Five Stages.

出所 Franklin. (2012) 317 頁.

この新しいモデルは、Deployment の各ステージにおける課題をより正確に表しているとされており、この視点の活用により、SM とその具体的かつ安定的なサービスの提供につながると考えられ、その図式化したものが図 6 なる。

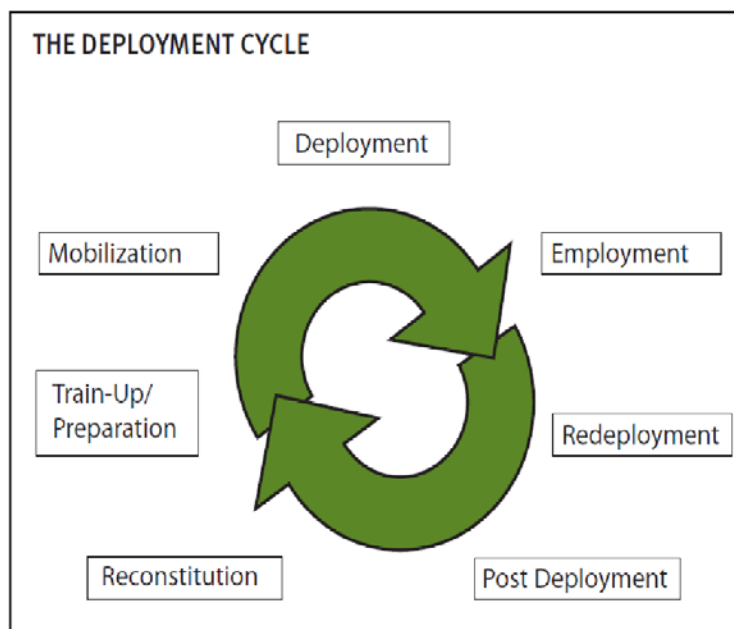


図 6 Deployment Cycle : Seven Stages.

出所 Army Community Services. (2008) 13 頁.

2) Seven Stage Model に関する Department of the Army の通知と見解

この、Seven Stage Model については、Department of the Army(以下、Army)が通知³¹を示し、Seven Stage の各段階について説明を行っている。この通知は、Deployment Cycle Support(以下、DCS)に関わる命令で、主旨としては、Army がこれまでも、兵士 (Army では Soldier) , 陸軍省 (Department of the Army : DA) に勤務する民間人 (Department of the Army (DA) Civilians, 以下、DAC) 及びその家族の安全と福利厚生について取り組んできたとし、Soldier が国家ならびに Army における使命に応えてきたこと、そして彼らの家族も国家からの使命を遂行するという要請に明確に答えてきたことを先ずあげている。

そして、Army はその犠牲は見過ごすことができないとし、全体的な Deployment Cycle の中で、Soldier や DAC および家族らの再配属に重点を置くようにした。以前の Deployment で学んだ教訓に基づき、Army は全ての配属された Soldier や DAC に対し、個人的な再構築、家族の再結合/再統合、再配属 (reunion/reintegration, and reestablishment) のための準備を行う機会と手段を与える 必要性の重大さを認識しているとしている。そして、そのために Army は、基地から離れて 90 日以上経つ者を対象に、DCS を行おうとしている。DCS の目的は、Soldier が家族の元に戻る際に、その家族全員が、復員にかかる配属前の環境に溶け込めるよう補助することとしている。

この DCS は、Soldier や DAC と彼らの家族が、配属期間を通じて、より適合し持ちこたえることを確実にする、総合的な手続であるとし、これにより遠方へ配属された場合に、困難が生じ助けが必要となるであろう Soldier や DAC と彼らの家族を特定する手段を提供するとしている。

また、Soldier に対する個人的な再構成 (reconstitution : Seven Stage の一つ) には、司令官によるものと軍曹によるものの双方があるとしており、その上で Army はこのために、適切な準備を行うとし、この DCS の目的は、Soldier や DAC と彼らの家族が、Deployment Cycle を通じて、快適な状態であることを容易にすることとしている。

なお、この DCS の手続きについては、基地から 90 日以上離れて配属される Soldier について、DCS の手続を完了することが「義務」づけられるとしている。なおかつ、そのすべての段階において、DAC や彼らの家族に対するサービスも組み入れられていることをあきらかにしている。

³¹ 本通知は、Department of the Army が 2007 年に発行したものであり、詳細は、<http://www.dami.army.pentagon.mil/site/stable-shadow-prog/doc/Deployment-cycle.pdf> に詳しい。

そして、Deployment Cycle をサポートする DCS の手続には7つの段階があるとし、その段階を以下のように整理している (Department of the Army 2007 : 1-6).

(1) Train-up/Preparation (訓練・準備と動員)

部隊は以前の任務からのリセットのための行動が終わると、伝統的な訓練サイクルへと入る。この段階では個人及び集団における訓練と配属に対する準備のための行動へと移行する。訓練 / 準備の期間中、軍における個人に対する管理行為と、ブリーフィング、トレーニング、カウンセリング、医療救助から構成される DCS の手続が、全ての Soldier や Army の民間人に確実に行われ、また、彼らの家族に対しては、遠方への配属に対する準備が行われる。

(2) Mobilization (動員)

部隊及び個人は、配属の可能性について連絡を受け、その準備に入る。動員の段階において、管理行為、ブリーフィング、トレーニング、カウンセリング、医療救助から構成される DCS の手続が全ての Soldier に対して確実に行われ、彼らの家族に対しては、遠方への配属に対する準備がなされる。

(3) Deployment (配置)

部隊及び個人は、米本土もしくは本土外の施設から、指定された戦域へと配属される。この配属の段階では、管理行為が繰り返し行われる。

(4) Employment (活動)

従軍中の段階を通じて、部隊及び個人は、定められた期間、戦域において、与えられた任務を遂行する。従軍中の段階の手続には、繰り返し行われる管理行為、ブリーフィング、トレーニングがあり、Soldier に対しては、緊急休暇による戦域からの離脱、休養 (R&R)、医療救助もある。

(5) ReDeployment (再配置)

部隊 / 個人は戦域内で再配属され、他の作戦行動の需要を満たすため、戦力や物資を異動させ、もしくは故郷の駐屯地や、復員駐屯地(DEMOB)へ、人員や設備、物資を返還する。再配属の段階では、引き続き、Soldier や Army の民間人が、配属前の状況に適合できるよう、再適合の手続きが行われる。配属前の段階における手続には、管理行為、ブリーフィング、トレーニングがあり、また、戦地へ出発する Soldier や DAC 及び故郷の基地にいる家族に対して、カウンセリングが行われる。

①Soldier や Army の民間人に対する、DCS の再配属の段階での手続は戦地で行われなければならない。司令官は、これらの手続のうち、再配属の段階において完了されていないものについては、配属後に完了されることについて責任を負う。戦域へと出発するすべての個人は、彼らの携行品の中に DCS のチェックリストを持つ。

②再配属の段階を通じて、佐官 (O-5) の一連の階級に属する司令官の中で、最初の階級に属する者が、部隊もしくは、対象となる個人について、DCS の手続を完了していることにつき、証明する義務を負う。

③戦地における再配属の行為に加えて、DCS は故郷の駐屯地においても手続が完了しているかどうかを確認する。Soldier がうまく家族に再度溶け込めるかは、準備が適切になされることにかかっている。準備の中には、配偶者や家族に対する、ブリーフィング、カウンセリングが含まれる。Soldier や Army の民間人が再配属される時には、歓迎行為（例として、パレードやピクニック）が行われるべきである。家族準備グループ (Family Readiness Groups : FRGs)³²や地域の担当者、雇用者などが参加する。

(6) Post-Deployment (再配置後)

人員や設備、物資が故郷の駐屯地や米本土補充センター (CRC) , 復員駐屯地に到着する段階である。再配属後の段階は、管理行為、ブリーフィング、トレーニング、カウンセリング、医療救助からなり、Soldier や DAC が、家族や地域にうまく再適応することを容易にすることを目的とする。

(7) Reconstitution (再構成)

再配属後の回復と必要な手続が終わり、Soldier や Army の民間人が家族や、地域、民間の仕事に組み入れられると、再構成の段階が始まる。管理行為、ブリーフィング、トレーニング、カウンセリング、医療救助が、再構成の段階を通じて行われる。

以上が、Department of the Army が通知した、Deployment Cycle の Seven Stage に関する概要である。

³² Family Readiness Groups (FRGs) は、SM の配偶者によるボランティアグループであるが、SM が所属しているユニットの指揮官の管理下にあるとされ、SM および MF の相互扶助を目的としたグループとされる。なお、自衛隊の家族支援活動でも参考にしたとされている

3) Seven Stage における SM と MF が直面する事態

ここでは、"U. S. Army Deployment Support Handbook:Children and Youths" (Army Community Service : 2008) ³³に基づき、Seven Stage の各段階における詳細について考察する。まず、Deployment Cycle とは、SM の Deployment 経験に関連して明確な段階に区分されると指摘しており、また、各段階には必ずしも厳密なものではないが費やされる概ねの時間または期間、MF が直面するストレス要因、そして SM と MF が経験する可能性のある情緒反応があると述べている。

そして、Deployment のストレスは、SM の Deployment 期間が延びたり、何度も Deployment の対象になることや、または Deployment が特に危険な場合、深刻になることがあるとしている。反対に、Deployment は SM や MF にとって有用な結果をもたらすこともあるとし、個人や MF の成長時期にもなり得る可能性があることも説明し、Deployment Cycle の Seven Stage の各段階の概要について、以下のように示している (Army Community Service 2008 : 7-14) 。

(1) Train-Up および Preparation and Mobilization (訓練・準備と動員)

Train-Up および Preparation and Mobilization の段階では、長期間の Deployment に MF がしっかり備えるための準備活動に置かれる。この動員段階は、SM が Deployment の可能性を知らされた時点で始まるとし、期間はその状況によって数週間、数ヶ月、または一年続くことがある。MF は、安全を失うことや SM との別れに対処する準備をする上で、不安になったり予測で頭がいっぱいになる。この段階で軍に対する SM の義務は、情緒的に MF から距離を置きだす際に高まる。SM は近づいてくる任務に活気付けられたり、訓練に長い時間を費やしたりと忙しくなるが、これら全ては Deployment を安全かつ円滑に進めるために必要な部分である。家族への注意がおろそかになるように見えるが、残される親と SM である親が、子どもたち一人一人に出発や情緒的に距離を置くことへの準備をさせるために、時間を確保する必要があるのがこの時期である。

現実には、全ての情緒や状況に関する問題を解決して、この「最高の家族との時間」を作ろうとする大きな期待は、しばしばストレスを生むこともある。家族関係や意見の不一致を取り扱ったり、子どもの対処を手助けしたりといった不安は、時に圧倒することもあ

³³ 本資料は https://www.myarmyonesource.com/cmsresources/Army%20oneSource/Media/PDFs/Family%20Programs%20and%20Services/Family%20Programs/Deployment%20Readiness/Operation%20READY/DEPLOY_S PPT_HBOOK_CHILD_YOUTH.pdf において閲覧可能である。

る。やってくる喪失感に傷つくよりは、怒ったほうが楽なことも多い。情緒的懸念が解決しないという結果は、SM が使命から気をそらしたり、残される親が子どもたちのニーズを配慮できなくする可能性もある。こういった動揺しやすい時期でも、情緒的ニーズに注意したり子どもたちの発達についてよく知っておくことが、家族が Deployment への適応に積極的であることの役に立つ。

理解、論理的思考、人間関係、回復力、MF の結末は両親が Deployment について子どもたちを話し合うときに培われる。隠し立てせず正直に話すことが、子どもの理解と思考を高め、信頼と強い関係を築き、そして子どもたちや若者に両親と話しても大丈夫であるとわからせるのに役立つ。しかしながら情報は、子どもの年齢や理解力に適切である必要がある。配置の不確実性のために、確実にわかっていること、SM の仕事に関する未知の局面に備えて、SM と家族のために周到な準備が行われた計画全てに焦点を当てることが有用である。両親は彼らが話すことを聞いて、子どもや青少年が何を理解するかについて、洞察を得る。Deployment について子どもたちがどう考え、どう感じるかを聞いてみる。子どもや青少年が理解するのを助けるために、自分はしばらく遠くへ行くが、もう一方の親（保護者等）が面倒を見るためにいてくれることを、彼らが理解できる言葉で説明する。また両親がしっかりと準備しているということを子どもたちに知らせることも、安心感を与える。さらに、両親や子どもたちが別離について悲しむことは構わないが、SM である親が帰宅したときにはまた共に喜びを分かち合える。

子どもたちや青少年との信頼関係を築くには、たとえ真夜中に出発しなければならなくても別れの挨拶は心がけたい。可能であれば、Deployment の式典や見送りに子どもたちを出席させる。託児所に一日預けるにしろ、配置のために長く困難な別れをするにしろ「こそそといなくなる」ことは避けたい。子どもは両親が言うことを信用できるかを素早く察知する上、子どもの理解度に適した誠実な話し合いは信頼や思考力を育てる。

さらに、この Train-up/Preparation and Mobilization の期間のポイントは、以下のよう整理される。

- ①訓練や動員は、SM や MF にとって準備期間である。
- ②SM の義務は、情緒的に MF から距離を置きだす際に高まる。
- ③両親が協力して、Deployment にたいする子どもたちや青少年の準備をする必要がある。
- ④全ての情緒や状況に関する問題を解決して、この「最高の家族との時間」を作ろうとする大きな期待は、しばしばさらなるストレスを生むこともある。

- ⑤両親は子どもたちの世話ができるように自重すべきである。
- ⑥子どもや青少年のニーズに対処する上で情報に精通し、積極的に対応することが Deployment へのスムーズな適応を確実にする。
- ⑦信頼関係、効果的な対話、論理的思考、そして行き届いた準備は Deployment 中の家族が潤滑に機能する鍵となる。
- ⑧子どもの年齢と理解度に応じて隠し立てせず正直に話すことで、信頼の基盤、信頼関係、理解力、論理的思考が形成される。
- ⑨両親は彼らが話すことを聞いて、子どもや青少年が何を理解するかについて、洞察を得る。Deployment について子どもたちがどう考え、どう感じるかを聞いてみる。
- ⑩確実にわかっていること、SM の仕事に関する未知の局面に備えて、SM と MF のために周知な準備が行われた計画に焦点を当てる。

(2) Deployment (配置)

Deployment の段階は、SM が基地から配置に就き、任命された現場に到着するまで拡張される。SM は任務に気を取られ、別離に対する不安が現実のものとなる。MF は、家族の一員でもある SM が行ってしまい問題に取り組むべく残され、悲しみ、恐怖、喪失感、苦悩などといった、殺到する感情を味わう。子どもや青少年は時にいらついたり、やらずに残された仕事や一人が不在の中二人分の機能を果たすせいで怒りを感じたりすることさえある。

制御の欠如、多くの感情、複合的なストレス要因は、食欲や睡眠への変化、他人とうまくやっけていけない状況、薬物・タバコ・アルコールの乱用といった非効率的な対処法の使用を引き起こすことがある。それでも子ども、青少年、両親は、効果的な対処スキルを実践し、回復力を養うとき、個人として、また MF 関係の中で強く成長することもできる。

この Deployment の期間におけるポイントとしては、以下のように整理される。

- ①Deployment の段階は、SM が基地から配置につき、任命された現場に到着するまで広がる。
- ②両親の別離で予想していたことや心配していたことが現実となる。
- ③子ども、青少年、両親は、悲しみ、恐怖、喪失感、苦悩等の多くの感情を味わう。
- ④子ども、青少年、両親は、効果的な対処スキルを実践し、回復力を養う時、個人として、また家族関係の中で強く成長することもできる。

(3) Employment (活動)

Employment の段階では、SM は所定の期間中与えられた任務を現場で実行する。これは再度の Deployment の通知が届くまで続く。子ども、青少年、両親は、時間をかけて別離に適応し、新しい生活パターン、役割や責務に適応する。SM と MF は Deployment の困難を切り抜ける中で、理解や信頼感を深める。

現代の拡大する通信方法で、連絡を取り合うことは両親、子ども、青少年にとって効果的な対処方法である。家への電話、メールやビデオの通信、SM とのあらゆる形態の通信が安定性を取り戻し、関係維持のために役立つ。SM や MF が逐次連絡するとは重要であるが、同様に噂や不当に気がかりな情報が思慮深く仕切られることも必須である。

問題を協力して解決するプロセスは、信頼関係維持のため、SM と配偶者が特別な気配りと効果的な対話を必要とする。さらには安心感、安定感、回復力を家族の中に育てるためにもなる。支援に関わるものとしては、家族、友人、信仰またはコミュニティのグループ、専門家、FRG (Family Readiness Group) がある。Military の部隊で組織される FRG は、MF のための支援ネットワークとして役割を果たし、正確な情報へのルートを提供している。

Employment に対する子どもや青少年の反応は、その年齢や個人個人で特有である。言動や気分の変化は配置のストレス要因のため、致し方ない。彼らは適応するのに重大な困難さを経験している場合は、両親は主治医、学校の教師、カウンセラー、精神衛生カウンセラーといった専門家からの助言や支援を模索すべきである。MF は配置によってだけでなく、人生のあらゆる困難で変化するが、それによって減らされるべきではない。むしろより強く成長できるのである。

この Employment の期間におけるポイントとしては、以下のように整理される。

- ① SM は所定の期間中与えられた任務を現場で実行する。
- ② 新しい生活パターン、役割、責務への適用は子ども、青少年、両親に特有である。
- ③ 時間をかけて、SM と MF は自信を増すことが多い。
- ④ 不当に気がかりな情報は思慮深く除外しておく一方で、SM と MF が信頼関係を保ち、安全や安定といった感覚を育むために、強い関係を維持し、効果的に交流し、共に問題解決に取り組むことが重要である。
- ⑤ MF、友人、信仰またはコミュニティのグループ、専門家、Family Readiness Group が支援元や対処法となる。

⑥適応に困難がある子ども，ティーンエイジャー，両親は，主治医，学校の教師，カウンセラー，精神衛生カウンセラーといった専門家の手助けを模索すべきである。

(4) ReDeployment (再配置)

ReDeployment には，現場での ReDeployment，他の作戦要求の支援するための部隊や器具の移動，あるいは人員，設備，器具の本拠地への返却などがある。他の変化同様この移行には，多くの感情が伴い，慎重なやりとり，論理的思考，良好にことを運ぶ準備が必要である。その前の Deployment の段階が長くなるほど，通常，家族と SM に起こる変化は大きくなる。

新しい人間関係，生活パターン，役割は確立され，個々は成長している。子どもや青少年にとって，一年の間に体的な見かけだけでなく，社会的，情緒的そして知的にも大きな変化をもたらす。さらに言えば，SM の変化は，Deployment 経験の影響のために大きくなることもある。彼らは任務を完了する準備をし帰宅に幻想を抱くが，同時に彼らがまだ必要とされているか，いかに家族は彼ら無しで切り抜けてきたかを考える。

興奮すると共に，SM の帰宅に期待だけでなく，不安も感じ，それぞれがどのように変化が受け止められるかということに心配する。矛盾と曖昧さという感情が，多くを逃したという感情と結びつく。動員の段階と似て，期待値が高く，配偶者は家族の一員である SM が帰還する前に多くの仕事を終えてしまおうと奮闘し，家族は離れ離れだった両親がまた一緒になることに対して準備しようとする。

この ReDeployment の期間におけるポイントとしては，以下のように整理される。

- ①SM が帰還する前の移動，準備期間で，現場での再度の Deployment，部隊や器具の移動，本拠地への帰還が含まれる。
- ②慎重なやりとり，論理的思考，良好にことを運ぶ準備が必要となる。
- ③一年の間に，子どもやティーンエイジャーは身体的，社会的，情緒的，知的に成長する。
- ④SM の変化は Deployment の経験で大きくなることもある。
- ⑤期待値は高くなる。家にいる親は家族でもある SM が帰還する前に多くの仕事を終えてしまおうと奮闘する。MF は離れ離れだった両親がまた一緒になることに対して準備しようとする。
- ⑥感情は，興奮や期待から不安や心配にまで及ぶ。矛盾と曖昧さという感情が，多くを逃したという感情や変化がどうみんなに受け止められるかという感情と結びつく。

(5) Post Deployment および Reconstitution (配置後と再構成)

Post Deployment の段階は、SM が本距離に到着したときに始まる。これには、SM が MF やコミュニティに適応できるように手助けする、管理業務、状況説明、訓練、カウンセリング、医療評価などが含まれる。再構成は Deployment 後の復帰や管理要件が完了した後で、SM が実際に MF やコミュニティ、民間の仕事に再統合する際に始まる。

司令部の取り組みの焦点は、SM とその MF を首尾よく再会させ、再統合することである。この期間の長さは、MF によってまちまちである。それはハネムーンのような経験から、仕事関連の問題を取り扱うだけでなく、MF の責務も改めて話し合うことの気まずさにまで及ぶ。MF は回復力があるかもしれないが変化や不確実性は試練になり得る。

即時帰還は非常に喜ばしい式典となる。祝賀会は正式な会であることもあり、上級司令官が SM の働きを称賛し、MF も出席して彼らのヒーローと抱き合う。しかし、到着日が変更になったせいで SM が自分たちで帰還し、小規模な「ヒーローのような」歓迎を受けるときや、隊員が別で戻ってきたときには状況はかなり異なる。

帰宅後、MF は対処の必要のある感情を持つことがある。戻ってきた親は、家の中での自分の立場を取り戻したいと思うかもしれない。Deployment 中に家に残り MF を守った親は、自立心と自主性といった新しく身につけた感覚と折り合いをつけるのが難しくなるかもしれない。

Post Deployment における子どもたちの感情は、年齢や発達による。幼児、小児、保育園児は大抵、SM である親を再認識する必要がある、SM が他人であるかののようふるまうかもしれない。学齢期の子どもには、多くの注意が必要で、SM である親を心酔しヒーローとして見ることもある。ティーンエイジャーは、いかに彼らが成長したかを理解している様子のない不在の親について怒りっぽく、イライラしがちで、周りを構わないそぶりをしたり、あるいは成熟したように感じることもある。

家に残った親からの規律に慣れているので、SM である親からの規律は子どもにとってとくに困難であるかもしれない。帰還した親は留守中に起こったこと全てに同意しないかもしれない。失礼な行動を避け、感情を傷つけないために、SM である親は早急な変更を行わないのが通常一番良い。論理的思考法で取り組む時間を持ったり、状況にどう対処すべきか一緒に決定することは、一般的には尊敬や結束の感覚を育成する。

子どもや青少年にプロセスの一部とならせることは、より和やかな関係を促進し、効果的交渉や意思決定で論理的な思考手順を取る上での子どもの良い模範となる。それにより

MF 関係が強まり、共に協力することが不可欠な時に、片親や子どもを脇へおしやったりする危険性を回避できる。

情緒面での適応には、家族を正常感に戻すための対処策と思慮のある行動が必要である。親密さには時間がかかるかもしれない。全員が変化に対応し、情緒的に再び結びつくために効果的なやりとり、論理的思考技術、支援を必要とする。さらに、Post Deployment の適応は、身体的障害、死、複合的な心的外傷といった災害や戦闘の余波によって、悪化することもある。子ども、配偶者、SM は、カウンセラーやコミュニティ支援グループからの個人的・家族的な助けが必要になる可能性がある。

この Post Deployment and Reconstitution の期間におけるポイントとしては、以下のように整理される。

- ①SM が本距離に到着したときに始まり、管理業務、状況説明、訓練、カウンセリング、医療評価などが含まれる。
- ②Reconstitution は、SM が実際に MF やコミュニティ、民間の仕事に再統合する際に始まる。
- ③役割や責務について改めて話し合うことや、配偶者や子どもと再統合する気まずさ、仕事に関する問題は、精神的に疲れさせることがある。
- ④MF に回復力があるとはいえ、変化や不確実性はおそろしくもなる。
- ⑤幼い子どもは、通常 SM である親を再認識するのに時間がかかり、彼らが他人であるかのようにふるまうかもしれない。
- ⑥学齢期の子どもは、多くの注意が必要となったり、心酔したりする。
- ⑦ティーンエイジャーは、彼らの成長を理解していないように見える不在の親に対して、成熟したと感じたりむら気になったり憤慨する。
- ⑧両親同士で、または子どもと論理的思考を共にする時間を持つことで、尊敬や結束の感覚を育成する必要がある。
- ⑨効果的なやりとり、論理的思考技術、支援は全員が変化に対応したり情緒的に再び結びつくのに役に立つ。
- ⑩Post Deployment の適応には、戦闘の余波と関連する葛藤が含まれることがある。
- ⑪子ども、青少年、両親には、カウンセラーやコミュニティ支援グループからの個人的・家族的な助けが必要になる可能性がある。

以上、Deployment Cycle の Seven Stage の詳細について資料を基に整理してきたが、これはあくまでもアメリカにおける Military のシステムにおいて成り立つのであり、すべての Military において必ずしも合致するとは限らないが、基本的な枠組みとしては参考になると言えよう。

なにより、いずれの国の Military においても、それにかかわる人々の支援に関わる際にソーシャルワーカーは、そこでの Deployment Cycle について深い理解と見識を持たなければ、適切な支援を展開することは困難といえよう。

4) Deployment が MF に与える影響

アメリカ軍の SM を対象とした Deployment は、9.11 の事件以降、以前の Deployment の体制と比較するとその回数は増加し、なおかつ複数回にわたり Deployment の対象となる Service Members も増加しているとされる。Deployment により生じる様々な出来事は、Service Members ならびにその MF にとって最も大きいストレスの原因の一つとされており、これまでも様々な先行研究が行われており Service Members と Military Family の生活に多大なる影響を与えるとされる。例えば、Depart of Defense(2010:6)³⁴では、Deployment の子どもを含めた MF に与える影響について

- (1) (SM である) 両親または一人親の Deployment による、子どもとの分離による影響。
- (2) (SM である) 両親または一人親の複数回にわたる Deployment が子どもに与える影響。
- (3) 負傷した (SM である) 両親また一人親が Deployment より帰還することによる子どもへの影響。
- (4) (SM である) 両親または一人親の Deployment による死が、子どもに与える影響
- (5) (SM である) 両親または一人親の Deployment が、不安またはうつ状態にある子どもに与える影響。
- (6) (SM である) 両親または一人親の Deployment が、児童虐待、ネグレクト、DV、子どもによる薬物の乱用等の危険因子にあたえる影響。

³⁴ ここで参照した"Report on the Impact of Deployment of Members of the Armed Forces on Their Dependent Children"は、http://www.militaryonesource.mil/12038/MOS/Reports/Report_to_Congress_on_Impact_of_Deployment_on_Military_Children.pdf より入手可能である。

の6つの項目にわたって報告がされている。

また、Deploymentの期間の長短にかかわらず、MFはそれまでの家族生活において担ってきた役割の変更に直面することが多々あると考えられ、それは、Deploymentによる分離のために家族はある種の「喪失」を体験することになり、新たな役割と責任に適応していかなければならないことを示していると言えよう。

また、このDeployment Cycleにおける感情面の変動についても「Emotional Cycle」として様々な研究がなされているが、その一例を以下に取り上げる。これは、カナダのHalifax & Region Military Family Resource Centreが紹介されているものであるが、SMとMF、特に配偶者の感情の起伏が口語調でわかりやすく説明されている(Halifax & Region Military Family Resource Centre)³⁵。

段階1 喪失感の予期（出発4～6週間前）

MF：また行ってしまうの！屋根はまだ修理されてないのに。

SM：もうすぐ行かなきゃけないのに家でも仕事でもやることは山済みだ。家族は大丈夫だろうか？

段階2 分離と撤退（出発の前週）

MF：腹が立ってしょうがない。早く行って！

SM：の配置がすでに始まってたらいいのに。

段階3 情緒的崩壊（配置後最初の6週間）

MF：おっと！寝る前にドアに鍵をかけるのを忘れたかしら？

SM：一日15時間、9日間連続で働いている。思っていたより暑いな。もう疲れた！

段階4 回復と平常化（可変）

MF：うまくやっているかしら？水漏れしていた水道を自分で直せたわ！

SM：仕事はうまくいってるけど、みんなまだ自分を必要としているかな？

段階5 帰還の予期（配置最後の6週間）

MF：もう共通することがなにも残ってなかったらどうしよう？

10ポンドも太ったのに気づくかしら？

³⁵ 本資料は、Halifax & Region Military Family Resource CentreのWebサイトにおいて閲覧可能であり、URLは次のとおりである (<http://www.halifaxmfr.ca/Deployment/Deployment-services-eng/>)。

SM: まだ相手は愛してくれるかな? 最初の週は愛する MF に会いたただけだ. パーティなんていない.

段階 6 関係の再折衝 (帰宅後最初の 6 週間)

MF: 床に靴下を投げただけじゃないわよね!

SM: 一人で何もしないでリラックスできる時間が欲しい!

段階 7 関係の再折衝 (帰宅後 6~12 週間)

MF: 人生はずっと同じじゃない, , , でも最高!

SM: ハニー, ただいま!

以上のような Deployment Cycle の各ステージでは, SM ならびに MF について, Deployment 前とは異なる職務上ならびに日常生活上の様々な出来事・変化への対応が必要とされることが多くみられ, なおかつそれらが長期間にわたり継続される場合もある. そのため, SM とその MF が, 様々な生活困難に直面する可能性も高く, その場合, 彼らのニーズに対応する専門職 (ソーシャルワーカーだけでなく, 保健・医療・心理専門職等も含む) については, Deployment Cycle について, 少なくとも以下のような理解が求められると言えよう.

- (1) 各ステージ間の関係性と全体のサイクルにおける各ステージの持つ特徴.
- (2) (1) に関する Military Culture との関係.
- (3) 各ステージにおいて考慮すべき SM とその MF の身体的・心理的・社会側面に關わるリスクならびに生じる可能性のある生活課題とその影響.

少なくとも, これらの事項についての理解をすすめる, 関連する支援技術・知識を支援過程において活用することで, より効果的かつ効率的な支援を展開することが可能と考えられ, それは, ソーシャルワーク専門職による Deployment Cycle Support につながると考えられよう.

つまり, Deployment について, その支援に關わる専門職に必要となる支援視点としては, ソーシャルワークにおける「教育者/情報の普及者」(佐藤 2001: 218) としての機能・役割を遂行する必要があると考えられる. MF が直面する Deployment について, 事前にまたはその最中において, 彼ら自身の環境, つまり Deployment が彼らに与える作用ならびに直面する可能性の高い課題とそれらへの対応, さらに活用できるであろう社会資源について, 支援者が正確に把握・理解し, それを必要に応じて MF に伝え, MF が Deployment に関する知識を習得ならびに理解を深める機会を設け, そのための支援を展開することが

必要といえる。

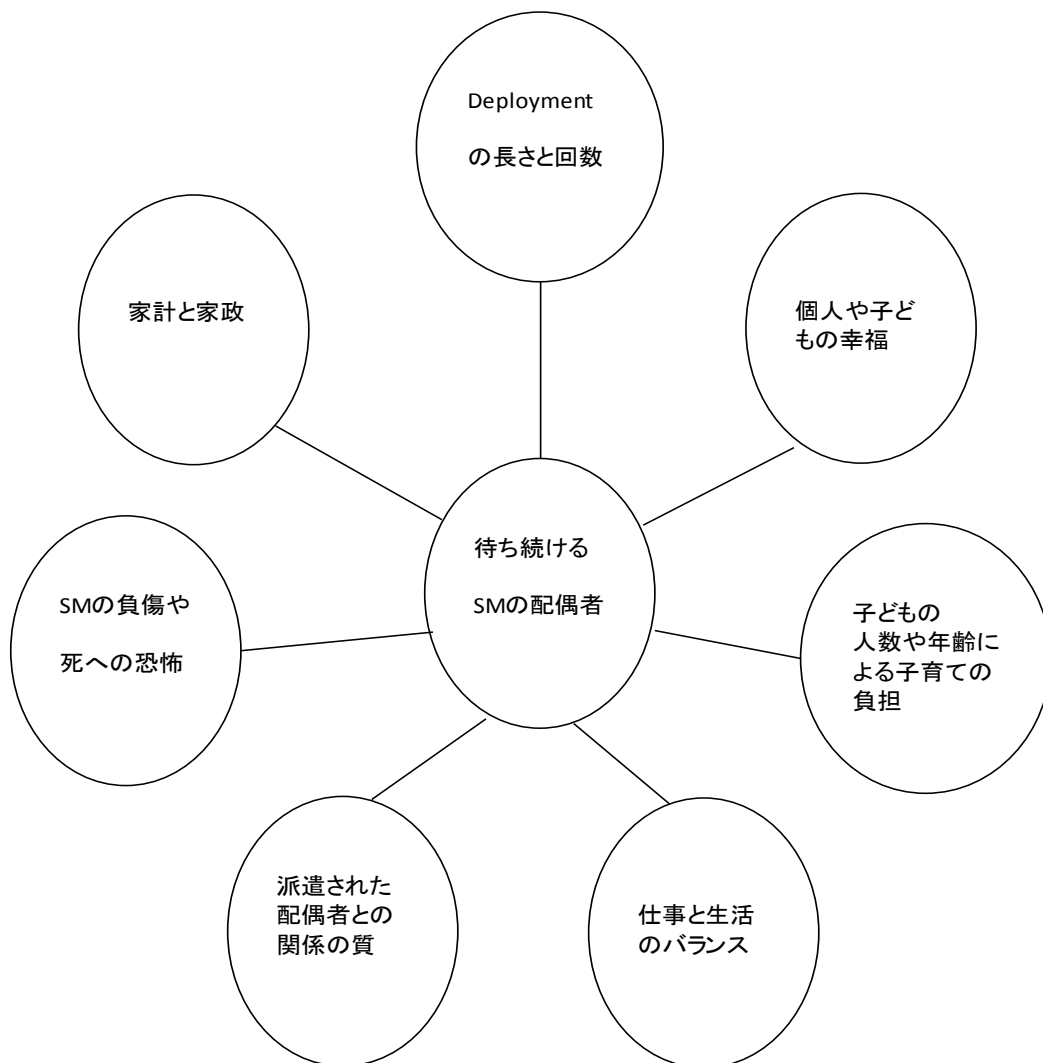


図 7 軍人の配偶者が日常生活で感じること。

出所 Beder, J(ed) (2012) 202 頁。

また、Beder, J(ed) (2012 : 202-206) は、SM の配偶者が Military に関わる日常生活および生活様式において感じるストレスの要因を 7 つに大別し、図 7 のように説明している。その中の一つが Deployment であり、長期または複数回にわたる Deployment が SM と家族にマイナスの影響を与えるストレス要因の最たるものであるとし、MF が直面する問題の多くが、Deployment に起因するものであるとしている。

なお、Deployment の影響については様々な先行研究なされており、Burrell, Adams, Durand, Castro (2006) は、Deployment により子どもの不安が高まるだけでなく、配偶者

と SM との間の感情的な乖離があったことを示しており、さらに Defense Manpower Data Center(2009)の調査では、繰り返される Deployment が SM と MF にマイナスの影響が出ていることを示唆しているほか、Hall (2008)が、Military における業務は一般の人々の仕事と比較するとその危険性は非常に顕著であり、その一つとして Deployment があげられると指摘していることから分かるように、Deployment が SM と MF に与える影響は一般の生活においては想像を遙かにこえるものといえ、支援者はその理解に努めなければならないと言えよう。

5) Deployment Cycle における Emotional Cycle

これまで、Military における Deployment について主として 2007 年に DoD より通知された Seven Stage について論証を行ってきたが、この Deployment Cycle とあわせて MILSW の実践において忘れてならないのは、Deployment の各段階における主として、SM における「Emotional」な側面についてである。

この「Emotional Cycle of Deployment」については、数多くの先行研究が確認されており、これらはいずれも Deployment が SM 本人ならびにその MF に様々な影響を与え、その中には多くの生活上の課題に直面する可能性があることにふれ、そこでの Emotional Cycle を明らかにすることにより、その各段階に即した対応が必要なことを示しており、例えば、Ellen, DeVoe, RandRoss(2012)は、Deployment Cycle と子育てのサイクルの関係についての理解が不十分だとして、Emotional Cycle に着目する必要性を指摘している。

また、Sheppard, Malatras, Israel(2010)は、Deployment が SM ならびに MF のメンタルヘルスに大きな影響を与えていることから、この Emotional Cycle に着目し、そこでの MF の安定化に関するモデルについて論究している。

さらに、McFarlane(2009)は、SM の Deployment の際には、その MF 特に子どもに大きな影響が確認され、その影響は一般の家庭より強いとしている。そのための介入プログラムについて整理を行い、さらなる検証が必要であることを指摘するとともに、Deployment における MF 調整の視点は、SM・MF だけでなく退役後、つまり VT にとっても良好なメンタルヘルスにつながるとしている。また、Riggs, S. A., Riggs, D. S. (2011)は、Deployment にともなう SM と MF の心理的負担にふれ、愛着理論と家族システム理論から Deployment ならびにその後の再統合のネットワークモデルについて論じている。

また、Harnett(2012)は、National Guard Reserve とその MF の Emotional Cycle について、事例も交えながらその支援のあり方について提言を行っている。

その他、DoD をはじめとする SM・MF・VT の支援にかかわる様々な機関では、Deployment Cycle の解説と併せて、この Emotional Cycle についてもふれており、その一例として、Military.com では、「Deployment: Family Checklist」を提示するほか、5 段階の Emotional Cycle の詳細と SM・MF が事前に知っておくべき事項³⁶について整理を行っている。

以上のように、MilSW における Deployment Support において、この Emotional Cycle of Deployment への着目は必要不可欠であると考えられるため、次にその概要を整理する。

まず、Emotional Cycle of Deployment は、下記の 7 段階に分類されるとしている (U.S. ARMY ALASKA:2006)。

(1) Stage 1- Anticipation of Departure (段階 1 - 出発への不安) .

この段階では、配偶者は喪失に対する否定と心配を交互に感じる場合が多い。徐々に現実の受け止めが進むにつれ、夫婦は、MF 間で Deployment 前にすべきことを全てを行おうとするなかで感情が爆発することがある。その一方で、「思い出に残る」時を作ろうと努め、感傷的になる面も確認される。また、Deployment が複数回にわたっており、それが 2 度目以降の配属の場合—MF が前回の配属から自らを再構築し今後のビジョンを分かち合う前に、新しい配属サイクルが始まってしまう場合もあるとされる。

(2) Stage 2 - Detachment and Withdrawal (段階 2 分離と離脱) .

この段階は主に、SM が出発する前の最後の 1 週間とされている。SM は、Deployment にかかわる任務や部隊での活動に集中することにより、より心理的に Deployment に向けて準備をすすめていく。この間に、Deployment で同じ行動を行う仲間の SM との結束を深めることは、部隊を団結させることの要素となるが、逆にこれらのこのことは婚姻関係においては、感情的な距離を作り出すことにもなるとされ MF との距離を深めることにもつながり、夫婦及び恋人同士が離別の痛みから自らを守ろうとするにつれ、悲しみと怒りの感情が起きたり、さらに、喪失に備えようとするあまり、MF は SM が既に行ってしまったかのように振る舞うこともあるとされる。Deployment における、新しい感情のサイクルの中で、この段階は頻繁にしばしばおこるものとされ、婚姻における問題が増大してくると考えられる。夫と妻は、繰り返し感情の「距離」を作らなければなくなってくると、徐々にその感

³⁶ ここで紹介した Military.com における Deployment: Family Checklist 等については、<http://www.military.com/spouse/military-deployment/dealing-with-deployment/deployment-family-checklist.html> を参照。

情を閉じるようになることもあり、その場合、悲しみを感ずるよりは、感覚を麻痺させる方が簡単だと感ずる可能性もある。しかしながら、配偶者との感情的なつながりを欠くことは、婚姻における障害へとつながると言えよう。また、複数回の配属は、繰り返し、距離を作る必要性が生じる結果となる可能性があり、それにより感情が「麻痺」し、感情的なつながりを避けるリスクも認められる。

(3) Stage 3- Emotional Disorganization: (段階3 - 感情の分裂) .

これは主として Deployment 後の最初の1～6週間とされている。Deployment が繰り返されることにより、SM および MF は、新しい任務や一人になることへ適合する段階までは、容易にたどり着くことができる場合もある。その一方で SM の配偶者は、この繰り返しに慣れているにも関わらず、彼らは「バーンアウト」を経験したり、もしくは前回の Deployment の疲れを感じている可能性も指摘される。残された MF の主な状態としては、SM のいない生活への困惑を感じたり、日課の変更とそれに伴う責任の付加を実感するとされる。

また、忘れてならないのは子どもへの影響であり多くの子ども達は、感覚がマヒした様な感覚を感じたり、虚脱感・虚無感を感じたり、集中力の欠如・焦燥感を覚えることがあるとされる。同時に、今の生活が以前の「通常」の状態に戻ることを望むほか、逆に場合によっては、SM がいなくなることで物事が順調に進んでいるように見えることについて驚く場合もある。

(4) Stage 4- Recovery and Stabilization (段階4 - 回復と安定) .

この時期は、概ね Deployment 後3週目から5週目の間とされている。この段階では、時間の経過により配偶者は、自身が基本的なレジリエンスを有していることを自覚しつつあり、この状況に対して適応するようになる。配偶者は自信をつけるようになり、物事を積極的にとらえることが出来るようになる。また、それにより子どもへの良い影響も認められるようになり、新しく自覚した責任を楽しむことや、独立感を味わうと同時に、MF が機能している場合は、それに安心を感じるようになる。しかしその一方で、変化に適合することにより、子どもには困難をもたらす場合もあり、子どもが変化を受け入れるまで困難を感じる期間が生じたり、それに伴い、ストレスや落ち込みを感じ、物事への適切な対応が出来なくなることで、今の生活には救いがないような感覚を覚えることがある。

(5) Stage 5- Anticipation of Return (段階5 : 帰還への不安) .

この時期は概ね SM が帰還する前の約6週間とされている。SM が戻ってくる準備をして過ごすのは、感情のエネルギーの高まりを感じ、幸せを感じる一方で、帰還の準備を完璧

に行おうとして非常に忙しい時間ともされる。また、SM が家に帰ってくるということに救われる感覚があるとともに、彼らが配属前と変わらないでいるかという不安を感じる場合もある。この時期は、SM の配偶者や子ども・両親は、SM が帰還し MF と再結合するにあたって、現実的な計画や予想されることを話し合う必要があると言えよう。

(6) Stage 6 - Return Adjustment and Renegotiation (段階6 - 復帰への調整と再交渉) .

この時期は概ね、SM が帰還後の約6週間とされる。夫婦や MF は彼らの期間前に抱いていた期待をリセットし、この段階を通じて、自身の役割を見直し必要に迫られる場合もある。その際に重視されるのは、夫婦・MF・恋人間のコミュニケーションをすすめることであろう。また、全ての MF に該当するとは言えないが、MF は SM が抱えるであろう戦闘ストレスの影響に対処する準備も行うことが望ましいとされる。帰還した SM が戦闘ストレスを抱えた場合、苛立ちをあらわし、心を開かず、一人であることを望むことが多く認められる。ある者は彼らが経験した感情の痛みを麻痺させるため、アルコールや薬物の使用を増加させるという行動に移る可能性もある。それぞれの家族成員の役割等の見直しをすすめるを得ないことで、場合によっては、夫婦の諍いを増加させることになるかもしれない。

つまり、Deployment により離れていた時期を経験することで、SM も MF も変わっている可能性があることや、変化が生じていた場合それは喜ばしい驚きをもたらす一方で、衝突を生む可能性があることを認める必要がある。

家族関係を再調整するためには、距離と時間を必要とすることもあり、MF 全体が、再度一緒になり何を目指すかということについて、再度、話し合いや交渉を始めなければならないとされる。

(7) Stage 7- Reintegration and Stabilization (段階7-再統合と安定) .

この時期は概ね、SM が復員してから6ヶ月（またはそれ以上）とされ、夫婦や家族が、新たな関係を安定させるには、6ヶ月ほど必要とするとされている。

Stage 6 - Return Adjustment and Renegotiation でも指摘したように、戦闘ストレスの存在は、MF の安定化への過程の大きな障害となる可能性が高く、さらに SM の帰還後、所属部隊の変更 (PCS) がある場合、再統合と安定化はより複雑かつ困難なものになる危険性がある。さらに、Deployment は繰り返される場合も多く、全員が再び段階1から安定化を始めなければならないというストレスを生み出す場合もある。その一方で、MF は SM が家になじむよう調整を続け、徐々に「新しい通常」が確立され、お互いに安全・リラックス・満足を感じ始めるのもこの時期である。

以上のような Emotional Cycle of Deployment は、前項で紹介した Deployment Cycle の理解ならびに SM・MF が置かれている Military という環境ならびにそれらを取り巻く国家・社会的状況についての理解を前提として、支援に活用できるものと考えられよう。また、本研究では詳細についてはふれていないが、「Deployment Psychology」への理解も必要とされよう

6) 我が国における Deployment に関わる支援状況

さて、本節の最後に、これまで述べてきた「Deployment」に関連する我が国の状況について若干の整理を試みる。

陸上自衛隊では「派遣時の家族支援」についての対策が講じられており、そこでは、大規模災害や国際平和協力活動派遣時におけるプログラムは、災害派遣活動や国際平和協力活動に派遣される隊員の家族が隊員の不在の期間においても安心して生活できるような支援を行うという趣旨のもと、

「国内における派遣等」 災害派遣では以下の家族支援を実施している。

- ・派遣間の家族説明会（現地の情勢、派遣部隊の活動状況等の説明・個別相談
- ・共済組合事業に関する説明（相談サービス等を重視）
- ・追送サポート、派遣部隊の情報提供

「国際派遣」 国際派遣時は以下の家族支援を実施している。

- ・派遣前、派遣間の家族説明会（現地の情勢、派遣部隊の活動状況等の説明・個別相談
- ・共済組合事業に関する説明（相談サービス等を重視）
- ・出国・帰国行事の案内、電話・メールによる連絡サポート、追送サポート、派遣部隊の情報提供（防衛省・自衛隊 c）。

の施策が実施されていることが示されている。

さらに、防衛省全体の取り組みに目を向けると、行政事業において、「家族支援経費」がもうけられており、そこでは、「艦艇で海外に派遣される隊員が、全力をもって任務を遂行するために、隊員が強い使命感と誇りを持ち、かつ、安んじて任務に従事し得るよう、通信手段が限定される長期の艦艇での海外派遣隊員に対し、隊員とその家族間の連絡手段を確保することにより相互の不安を軽減する」（防衛省：2012）という趣旨のもと平成 22

年度より「長期の艦艇での海外派遣隊員に対し、隊員とその家族間の連絡手段として、メールによる通信環境を整備する」（防衛省：2012）事業が展開されている。

以上のようなことから、自衛隊においても既に Deployment に関連し、隊員ならびに家族への支援活動が展開されていることが明らかであるが、現時点においてはこれらの支援活動に際し部隊内におけるソーシャルワーク専門職の配置ならびに介入は現時点では確認されていないが、国内の災害派遣活動にとどまらず、国外においても様々な活動に関わる自衛隊員が直面するリスクは高いものといえ、それは隊員の身体的・心理的・社会的側面に対し様々な影響を与えると考え、同時にそれは、そのようなリスクの高い活動に従事する隊員と同じ生活空間において暮らしを営む彼らの家族についても、様々な影響を与える可能性は否定できない。そのため、既に米国において展開されている MilSW における Deployment Cycle Support の理論・視点に理解を深めることは、派遣活動に関わる自衛隊員ならびにその家族への支援の更なる質的向上にもつながるものと考えられる。

以上のことから、本節では限られた資料による考察であり不十分な点も否定できないが、Deployment Cycle の渦中で生活を営む SM ならびに MF については、Deployment cycle の各段階において直面する可能性の高い事柄について、事前に知識を習得し、実際に何らかの課題が発現した場合は、本項において参考にした資料に掲載されているような様々な社会資源を活用し、対応を進めていく必要に迫られる。

そのため、SM ならびに MF の生活支援に関わる機関ならびにそこに属する専門職、そして Military という組織自体も、常に Military という環境が SM ならびに MF に与える影響や、Deployment への対応が突然生じる可能性があることを十分に理解し、常に SM ならびに MF のエンパワメントを支援していくような関わりと、その実施が可能となるためのシステムの構築が必要になると考えられる。そのシステムの一つが、MilSWer の存在であり、また本研究で参考にしたような SM ならびに MF が必要に応じて、速やかに情報にアクセスできるような Web サイトの存在であろう。

当然のことながら、MilSWer は、本研究で参考にした資料に掲載されているような資源・情報を適切に把握・理解した上で、支援活動に従事することが求められるが、同時に SM ならびに MF が主体的に、これらの情報を活用していけるような側面的な支援と、システムの構築およびその改善を進めていくことも、その役割と言えよう。

我が国の防衛省・自衛隊においても、その Web サイトや資料により、隊員およびその家族が活用可能な資源の紹介が進められており、さらに各駐屯地における家族支援活動が展開されている部分もあるが、今後、様々な情勢の変化により、隊員の活動がより複雑化し活動時のリスクが高まる可能性は否めず、今後さらに本研究で参考にしたような資料をさらに精査し、我が国の状況に応じた隊員・家族支援に必要とされる資料ならびにシステム構築について、様々な専門職の連携のもとで検討を進めていく必要がある。

第 2 節 MilSW における「Military Culture」

1 Military Culture の概要と先行研究の動向

1) 我が国における社会福祉専門職養成課程における Culture

まず、Culture という語句そのものに着目する。NASW が発刊している *The Social Work Dictionary, 5th Edition* では、Culture およびそれに関連する語句として、Cultural bias・cultural care・cultural competence など、19 の語句について説明が行われており、その中でも、Culture については、ある人間集団の特定な期間における慣習、習慣、能力、技術、芸術、価値、イデオロギー、科学、そして宗教的、政治的な行動様式 (Barker 2013:105) とされている。

この解説を参考にすると、Military Culture とは Military という人間集団に直接的に所属する Service Members (軍隊に所属する兵士を指す。以下、SM) と、その家族 (Military Family を指す。以下、MF) が、Military という組織・職業集団に関連している期間において影響を受ける様々な慣習・慣習・価値・イデオロギー等を Military Culture ととらえることが可能であろう。

しかしながら、その影響は、Military という集団を離れた後、つまり退役し VT となった人々の生活においても様々な影響をあたえらる。そのため、Military Culture については SM とその MF そして VT の生活理解のために必要と考えられる。つまり、文化とは、ある集団に所属していた特定の期間においてのみ影響を与えるものではなく、その後も、影響の差はあるものの何らかの形で、生活に波及するものと考えられよう。

続いて、我が国の社会福祉士養成課程における「文化」の視点について若干の整理を試みる。社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(〔第 5 次改正〕平成 27 年 3 月 31 日 社援発 0331 第 48 号) (厚生労働省：2015) において示されている、社会福祉士養成にかかわる各科目の「教育内容・ねらい・教育に含むべき内容」

について文化の語句の有無について確認を進めたところ、いずれの項目においても文化という語句は見いだせなかった。

また、社会福祉士国家試験科目の出題基準に目を向けたところ「社会理論と社会システム」の出題基準において、「大項目：現代社会の理解・中項目：社会システム・小項目：社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標」（社会福祉振興・試験センター）において、文化という語句が確認されるのみとなっている。これは、我が国の社会福祉専門職としての社会福祉士養成課程が、ジェネラリストの養成を目指した枠組みに基づいて展開されており、本研究で取り上げているいわゆるスペシャリストとしての MilSWer との養成の相違によるものとも考えられる。しかしながら、実際の社会福祉士養成に関わる各講義科目・演習・実習においては、ソーシャルワーク実践における生活の全体性・継続性ならびにライフサイクルへの視点、そしてそれらにかかわる社会ならびに文化的背景に着目することの重要性と、支援課程におけるそれらの活用については指導されていると考えられるが、社会福祉士養成課程の基本的枠組みにおいては独立した科目設定はなされていないため、今後、社会福祉士養成課程の全体においても、また各実習領域においても、利用者を取り巻く文化：Culture に特化した体系的な指導等については、今後更なる検討の余地があるものと言えよう。

2) Military Culture に関する先行研究の動向

ここでは、MilSW に関連する公的機関等が公開している資料等において Military Culture がどのようにとらえられているかについて、幾つかの資料より整理する。まず、Military Culture について Hassan(2012:279) は「Military Culture とは価値、典礼、習慣的パターン、社会関係、象徴の使用を共有するシステムであり集団の行動様式を導いて強化するものである。社会において最初に確立された制度の一つであることから、Military Culture は伝統や意味の関連性が非常に豊かであり、かつ想像を刺激させる」と説明している。

また、同様に Military Culture と Military との関係については「Military Culture は伝統的に弱さを良しとしないので、心理的なことや結婚生活その他の個人的な問題について相談を求めるのは恥だとするかもしれないことが考えられる。軍はカウンセリングに対する偏見を取り除くための新しい政策や PR キャンペーンを採用しているが、深刻なスティグマはまだ残っている。精神衛生上の理由で除隊させられることは稀にしても、職歴に悪影響を及ぼすと兵役者はまだ考えている。それとは逆に、精神衛生上のニーズに気を使う兵役

者は仕事の実績も昇進の点でも、相談できない者よりも上のことが多い。酒飲み運転、家庭内暴力、子どもの虐待、上司命令違反、といった、業績やキャリアを揺るがせる行動上の問題は、ソーシャルワークの介入を受ける余地があり、何もしないで放っておけば除隊や軍事裁判での処罰に繋がることも多い」(Hassan 2012 : 280) と表している。

また、Wooten(2015 : S8)は、「軍人および退役軍人を担当するソーシャルワーカーは、これらの軍隊の組織的および 文化的な差異、これらの差異が支援および支援の調整へのアクセスおよび順守に影響する様子を意識する必要がある」と指摘し、それは軍隊という組織と民間の企業等の組織の違いが顕著であることと、そこでのハイリスク・ハイストレスな軍務が SM・MF に与える影響を考慮する為にも必要であるとしている。あわせて、MilSWer の養成においても、Military Culture に関する教育は必要であることも指摘している。また、Coll,J.E ら (2013 : 23) は、Military Culture について「**Military** のメンバーがどう考え、交信し、対応するかを統制する価値観、信念、伝統、規範、認識、行儀によって構成されている。この文化観念はまた、軍人や帰還兵が人生での自身の役割をどう見るかを決定づける」としている。さらに、アメリカにおいて SM・VT・MF の支援やそれに関わる研究活動を展開している The Center for Deployment Psychology では、Military Culture の全体を水に浮かぶ氷山に見立てて、その概念を以下のように整理している。(The Center for Deployment Psychology : Why Know About Military Culture)

まず、水に浮かぶ氷山の①「水線より上」(Above the Waterline) については、Military Culture をあらわす氷山の最も明らかな部分であり、それを「水線より上」と表している。これは、いわゆる視覚等により容易に確認できなおかつ他者に簡単に伝えることが可能な文化的外観の事とされる。例としては、Military におけるユニフォームやメダルならびに、Military に所属する男性と女性を区別するものなどがあげられる。さらに、階級および Military における儀式(その際の祝砲等)もこれに含まれるとされる。

つぎに氷山の「水線と一致」(At the Waterline) している部分については、①「水線より上」と比較すると、Military Culture の認識・把握を行う観察者にとってはより注意が必要となる部分であるとしている。この領域では、Military を構成するメンバー間においては、いわば暗黙の了解で話されるまたは理解される部分があるとされ、例えば Military における専門的な用語や略語さらには ARMY・NAVY・AIR FORCE・MARINE CORP におけるそれぞれのモットーや信条・本質的な価値さらには Military に入隊する際の宣誓などが含まれるとされる。

最後に、③「水線より下」(Below the Waterline)については、①「水線より上」・②「水線と一致」と比較すると視覚的な把握が困難なため把握ならびに認識が困難な部分もあることから、Military Cultureに属しているSM・VTについて、他の文化との相違点が容易に判断できる部分ではないとしている。さらにこの部分はMilitary Cultureの隠れた部分であり、直接的に教えられるものではない事柄も含まれるとされ、具体的にはMilitaryならびにSMが所属するまたVTが所属していた部隊における、規律、チームワーク、自己犠牲、闘争心、忠誠、戦士の価値、戦士の信条、戦士の精神などがあげられる。

以上のことから、これらの図からも分かるように、Military Cultureは単にMilitaryにおける表層的な者だけではなくむしろ、見えない部分において、ソーシャルワークの展開にかかわる要素が多く含まれていることが明らかと言えよう。

このことから、本研究において繰り返し提示しているとおり、MilSWの展開においては、Military Cultureの理解は必須であり、これがMilSWがソーシャルワーク実践の領域において固有性の高い確立した領域とされる根拠の一つ考えられる。

2 支援過程における Military Culture の知識・視点

ここでは、これまでのMilitary Cultureに関する事項を基盤に、MilSWにおけるMilitary Cultureの知識の活用の実際について考察する。

1) National Guard のメンバーとその MF を対象とした Military Culture の講習

Center for Innovation and Research on Veterans & Military Families (以下、CIR)は、USC School of Social Workの関連機関の一つであり、ともにUSCのMilSWerの養成課程であるMilSW and Veteran's Serviceにおける専門職養成ならびにカリキュラムの向上等にかかわっている。さらに、MilSWに関わる地域との連携を進めており、例えばロサンゼルスにおけるホームレスとなったVTへの支援活動ならびに地域のソーシャルワーカー等、MilSWに関わる支援者への研修会の開催等、幅広い活動を展開しており、その中の一つに、「Reintegration Partnership Project」がある。

これは、California National Guardのメンバーがその1年間のイラクでの戦闘活動を終え、市民生活への移行に関連した課題の解決のために、エビデンスベースドの問題解決型の支援活動を進めることを目的としている。また同時に、Reintegration Skills Training (RST)を提供するとともに、その経過について継続して調査を行った。

さらにその一環として、2011年8月28・29日に USC School of Social Work および CIR の主催によりイラクでの1年間の活動を終え帰国した California National Guard のメンバーとその MF を対象として行われた。このプロジェクトは、カリフォルニア州のリゾート地のホテルで開催され、メンバーと MF がともにリラックスして過ごす時間を提供するだけでなく、帰国後の生活をより円滑に進めていくために必要な様々な講習会やグループワークが提供され、その一つとして、Military Culture に関する講習が行われた。

2) Military Culture の講習内容の構成

ここでは、前述の Military Culture の講習内容で使用した資料 (Costello, Alenkin : 2011) をもとに、その概要について整理しておこう。

(1) 各組織の特徴ならびに慣習等

先ず、アメリカ合衆国国防総省 (Department of Defense 以下、DoD) の組織体系についての説明である。具体的には、DoD の機能・役割の概要ならびにその歴史と、その組織内にある ARMY・AIR FORCE・MARINES・NAVY・NATIONAL GUARD 等の各組織が、DoD のなかでどのような位置づけにあるのか等について解説している。また、その時点での DoD に関する各種統計 (全体ならびに各組織の構成人数や年齢構成等をはじめ人種・既婚・未婚者の比率等) を紹介している。つづいて、ARMY・AIR FORCE・MARINES・NAVY・NATIONAL GUARD 等の各組織 (以下、各組織) について、以下のような詳細な説明がある。

- ①各組織におけるモットー・信条ならびにそこでのミッションについて
- ②各組織の階級及び制服 (それぞれについてイラスト・写真が添付され、各組織による違いが明らかとなっている)
- ③各組織において多用される特徴的な略語・用語ならびに表現等 (例えば、各組織に所属する SM については、ARMY=Soldier, NAVY=Sailor, AIR FORCE=Air Man, MARINES=Marine 等)。
- ④アメリカ合衆国退役軍人省 (Department of Veteran Affairs) について

(2) 業務に関連し、直面する可能性のある様々な生活課題等について

- ①健康上の課題

外傷性脳損傷・身体の欠損・切断ならびに機能障害・燃え尽き・睡眠障害・鬱・喪失感や悲観・怒りのコントロール・様々な不安・薬物依存・コンバットストレス・PTSD.

②家族の関係上の課題

家族の役割の変化・婚姻関係上の苦悩，コミュニケーションおよび親密さにかかわる課題，子どもの問題行動の増加，子どもの教育的な問題，対人関係における暴力，虐待，サポートネットワークの欠如などがあげられる。

また，これらの内容に関連し，Military Culture と Civilian Culture の差異について表3のように示している。

表 3 Military Culture と Civilian Culture の差異

Military Culture	Civilian Culture
Unit cohesion (部隊の結束)	Individuality (個人)
Mission (使命)	Individual Achievement (個人的達成)
Devotion (忠誠心)	Autonomy (自立性)
Chain of Command (命令系統)	Fluid and equal Social Relationships (流動的で平等な社会的関係)

出所 Costello , Alenkin(2011)より筆者が一部改変.

以上が，Military Culture に関する講習内容の一部である。

3) ソーシャルワーク実践における Military Culture の知識の必要性

また，先にあげた CIR では，この Military Culture に関して，民間のソーシャルワーカーを対象に研修会を開催するとともに，2012年2月には，New York Times との連携のもと，オンラインにより「Military Behavioral Health Continuing Education Course」を開設し，その中で民間の専門職を対象とした「MILITARY CULTURE—A Broad Introduction to Military Culture for Civilian Professionals」の配信を行い，専門職の現任訓練を展開した。

さらに，MilSWer には，「軍や退役軍人の文化についてのバイアス，通念，固定観念を検討，特定し，解決する必要」があるとしており，これに関連し，MilSWer は「軍が社会の縮図であることを認識しなければならない」(CSWE 2010:5)とされており，この「軍

や退役軍人の文化」いわゆる「Military Culture」（正確には、military and veteran cultures）は、MilSWの実践過程においては非常に重要な要素であり、またMilSWerが知識として習得ならびに実践過程における活用が求められるものと言える。実際にMilSWerの養成課程を設置しているアメリカの大学院においては、Military Cultureが講義科目の一つとして位置づけられている。³⁷

なお、Military CultureとSMおよびVTへの支援の一連の過程に関する概念図について、Coll, Weiss, Yarvis(2012:26)は図8のようにしめしており、図左上部にMilitary Cultureの項目があることから分かるように、Military Cultureは大きな影響を与えるものと考えられ、また、それ以外にも民族・人種なども影響を与える要素として示している。

現役のSMにとっては「いつでもMissionに参加できるか」というMilitary中心の観点の主となり、負傷したSMとしては「リハビリをして職務復帰をするか、軍隊を離れるか」になるとされ、その根底にはMilitary Cultureの影響もあると考えられる。このMilitary Cultureに関し、MilSWerにのぞまれる態度としては(CSWE 2010:20)「①軍人や退役軍人の文化に対する敬意を反映した専門家としての態度を示す、②軍人や退役軍人の文化と社会福祉の価値・倫理の間の境界と統括の問題を認識する」の2点が強調された。

また、我が国のソーシャルワーク実践領域ではあまりなじみのないこのMilitary Cultureの概要としては、「Military Cultureとは、価値、典礼、習慣的パターン、社会関係、象徴の使用を共有するシステムであり集団の行動様式を導いて強化するものである。社会において最初に確立された制度の一つであることから、Military Cultureは伝統や意味の関連性が非常に豊かであり、かつ想像を刺激させる」（Hassan 2012:279）と説明している。同様にMilitary CultureとMilitaryとの関係については(Hassan 2012:280)、

Military Cultureは伝統的に弱さを良しとしないので、心理的なことや結婚生活その他の個人的な問題について相談を求めるのは恥だとするかもしれないことが考えられる。軍はカウンセリングに対する偏見を取り除くための新しい政策やPRキャンペーンを採用しているが、深刻なスティグマはまだ残っている。精神衛生上の理由で除隊させられることは稀にしても、職歴に悪影響を及ぼすと兵役者はまだ考えている。それ

³⁷ USC・School of Social WorkのMaster of Social Workでは、Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Interveningの科目の目的として、Military Familyへの支援において理解が必要とされるMilitary Cultureへの視点ならびに知識の習得があげられている
<http://sowkweb.usc.edu/master-social-work/mswusc/sub-concentrations/military-social-work>
2014年8月5日検索)

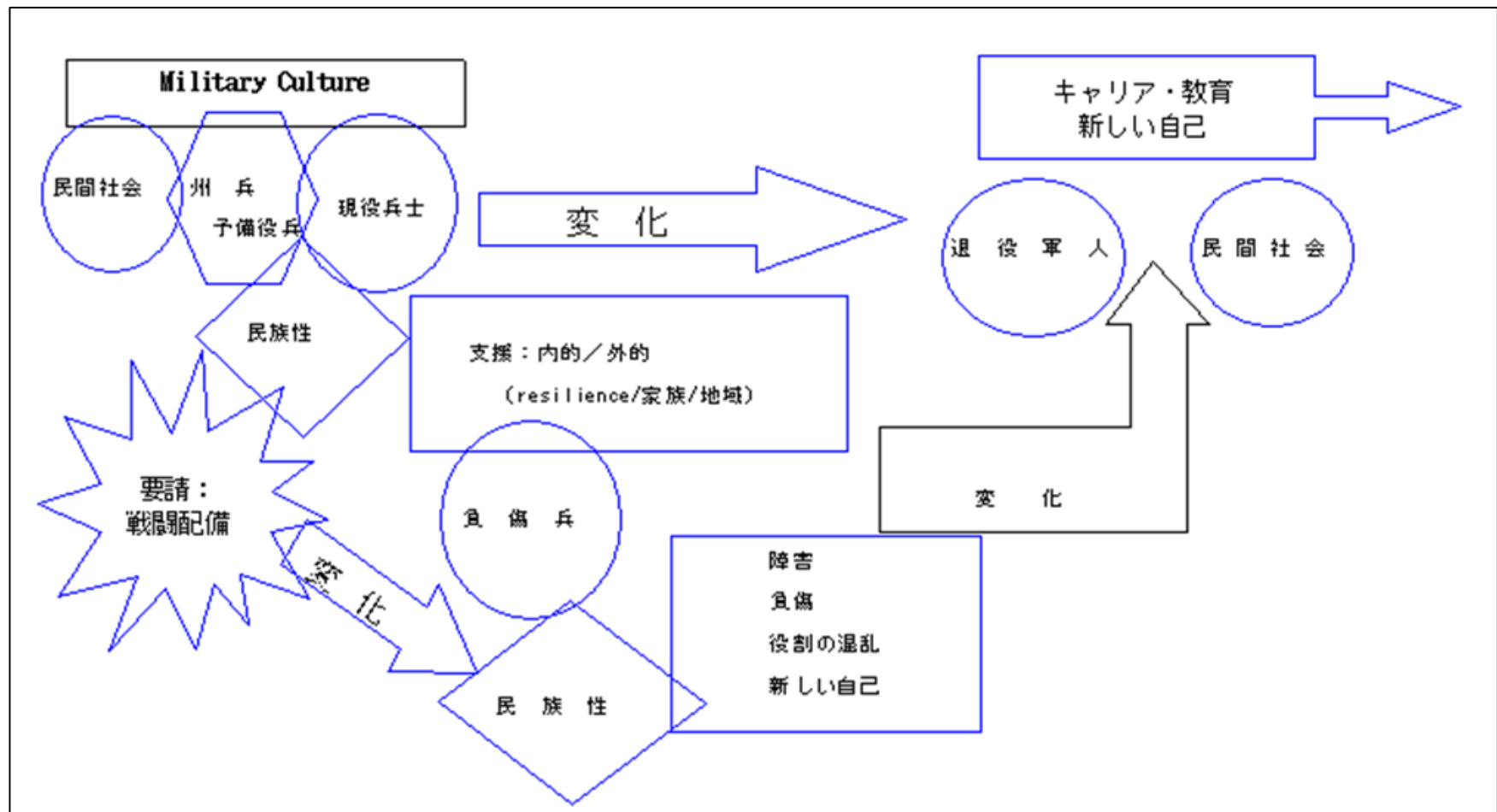


図 8 軍隊内部における立場の変化と支援の継続に関する概念図.

出所 Coll, Weiss, Yarvis(2012) 26 頁.

は逆に、精神衛生上のニーズに気を使う兵役者は仕事の実績も昇進の点でも、相談できない者よりも上のことが多い。飲酒運転、DV、子どもの虐待、上司命令違反といった業績やキャリアを揺るがせる行動上の問題は、ソーシャルワークの介入を受ける余地があり、何の支援もなければ除隊や軍事裁判での処罰に繋がることも多い。

とし、基地ならびに地域において生活を営む軍人・退役軍人及びそのMFに関わる機会の多いソーシャルワーカーに対して様々な機関がwebサイト上で、このMilitary Cultureに関する知識が習得可能なコース³⁸の設置も確認される。また、アメリカ軍との連携のもとSM・VT・MFへの支援とそれに関わる様々な調査研究を行っているRAND³⁹は、支援者がMilitaryやVTの文化に配慮している程度を理解するために、Military Cultureに対する知識と認識ならびにそれに対する態度を評価するための調査を行った(Tanielian, T et al:2014)。

この調査に関連し、支援者の知識・態度・行動とMilitary Cultureの関係について概念化したものを、以下の図9～11のように提示している。

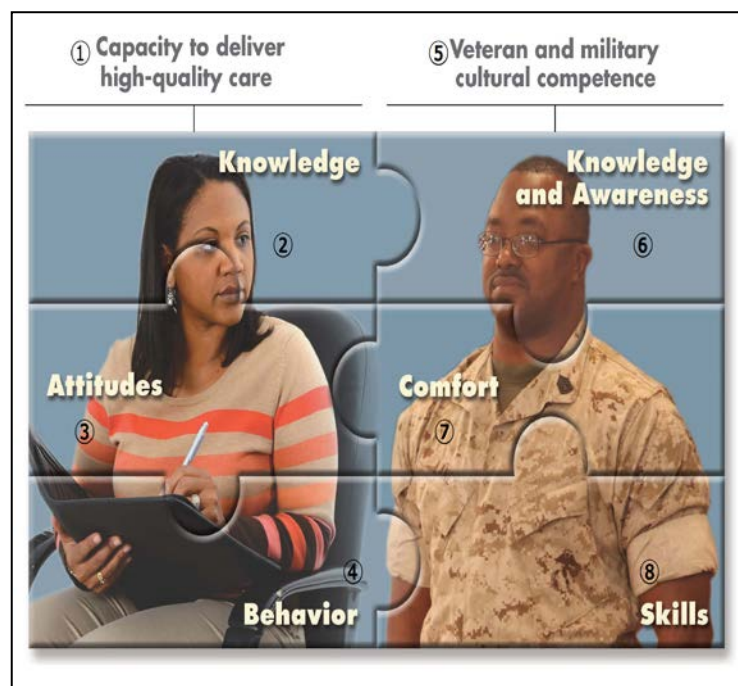


図9 退役軍人に適切な品質の高いメンタルヘルスケアを提供するための準備。

出所 Tanielian, T et al 2014:3頁.

³⁸ 一例として、Center for Deployment Psychology (<http://www.deploymentpsych.org/online-courses/military-culture>) , NASW (<https://www.socialworkers.org/practice/military/militaryculture.asp>) 等があげられる。

³⁹ RAND (Research ANd Development) アメリカ・カリフォルニア州にあるシンクタンクであり非営利組織である。1946年にアメリカ陸軍航空軍が設立し、現在はアメリカ軍医にかかわる研究だけでなく、様々な領域での研究活動をすすめている。

まず、図9は、退役軍人に対して、効果的かつ高品質のメンタルヘルスケアを提供するために支援者に求められる準備の全体像について概念化したものであり、その詳細としては、先ず「①質の高いメンタルヘルス治療を提供する能力」は②知識・③態度・④行動により構成されているとし、さらに、「⑤退役軍人と軍に関する文化のコンピテンシー」には⑥知識と認識・⑦適合性・⑧技術が含まれるとしている。

また、図10は図9に関連し、支援者のMilitary Cultureの能力を定義した概念図である。

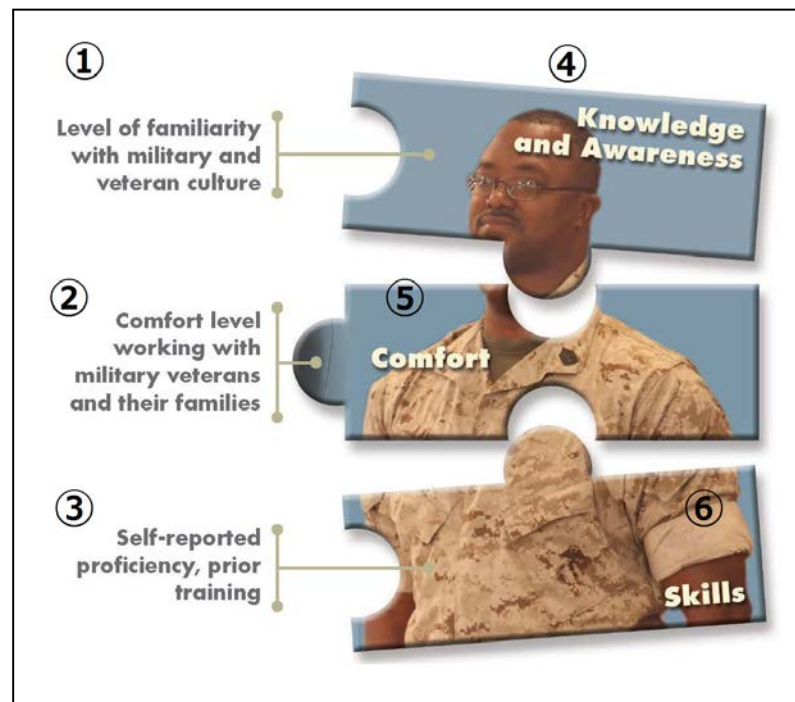


図10 支援者のMilitary Cultureの能力に関する概念.

出所 Tanielian, T et al 2014:6頁.

なお、図10の①～⑥の詳細は、以下の通りである。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ①軍や退役軍人の文化に対する精通性のレベル | ④知識と認識 |
| ②退役軍人やそのMFに対してサービスを行いうる基準の適合性 | ⑤適合性 |
| ③トレーニング前の自身の専門度の熟練度 | ⑥技術 |

さらに、図11は「支援者のエビデンスに基づいた支援を行う能力に関する概念」であり、支援者に求められる「①技術」の詳細は「④根拠に基づく技術におけるトレーニングとスーパービジョン」であり、また、支援者に望まれる「②態度」を構築するためには、

「⑤臨床実践のためのガイドラインの優先」と考えられ、そして最後に支援者に期待される「③行動」は「⑥PTSD やうつに対する、エビデンスに基づく支援の実施」としている。

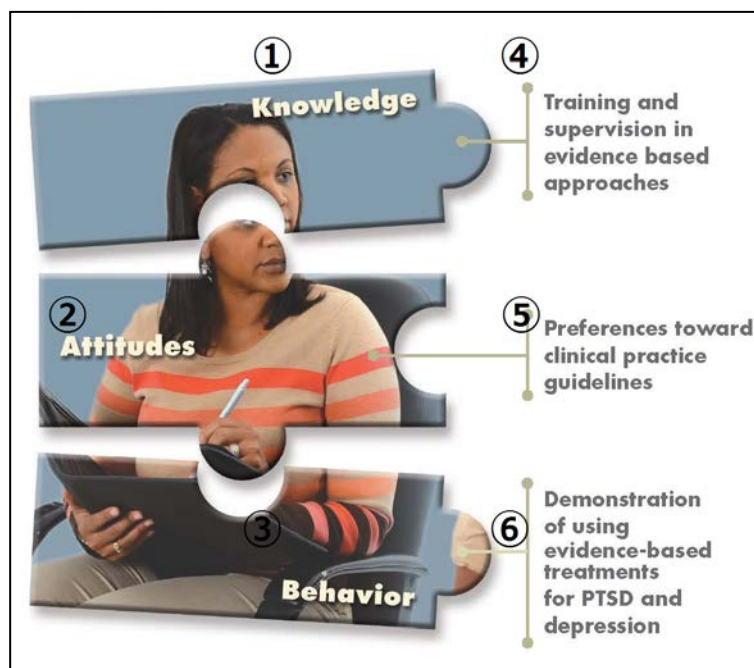


図 1 1 支援者のエビデンスに基づいた支援を行う能力に関する概念。

出所 Tanielian, T et al 2014 : 8 頁.

また、調査から明らかとなった、各専門職の Military Culture の能力の詳細については「表 4 : 支援者により報告された軍と退役軍人の文化における知識」のように示されており、さらに「表 5 専門性の自己申告」では、①～⑩のような支援に関わる Military Culture の能力について、各支援者が自己の能力を評価した結果が示されている。

なお、表 4 の各項目の詳細は、以下の通りである。

- ①軍の階級構造
- ②軍種 (ARMY・NAVY 等) におけるサブカルチャー
- ③軍における現役部門と予備役部門の相違と類似点
- ④一般的及び配属に関連した軍のスラングと用語
- ⑤一般的及び配属に関連した軍人や退役軍人にかかるストレス要因
- ⑥一般的及び配属に関連した軍関係者の MF にかかるストレス要因
- ⑦軍に関連したクライアントに対する健康維持を助ける利用可能なプログラムとサービス

⑧戦争において学んだ行為がどのようにして家庭での不適合を引き起こすか。

表 4 支援者により報告された軍と退役軍人の文化における知識。

Reported Being Very Familiar or Extremely Familiar With	All	Psychiatrists	Psychologists	Social Workers	Licensed Counselors
① Military rank structure	21.6	25.0	25.2	15.9	20.7
② Subculture of military branches	16.5	16.4	17.3	13.6	18.5
③ Differences and similarities between active and reserve components of the military	23.6	30.5	14.4	18.9	20.7
④ General and deployment-related military slang and terms	14.6	14.8	15.7	12.9	14.8
⑤ General and deployment-related stressors for service members and veterans	25.1	21.9	32.3	23.5	23.0
⑥ General and deployment-related stressors for military families	27.2	23.4	32.3	27.3	25.9
⑦ Programs and services available to support healthy adjustment for military-affiliated clients	17.8	13.3	19.7	19.7	18.5
⑧ How behaviors learned in war can be maladaptive at home	37.5	29.7	48.0	37.9	34.8

出所 Tanielian, T et al 2014:15 頁.

表 5 専門性の自己申告。

Reported Agree or Strongly Agree	All	Psychiatrists	Psychologists	Social Workers	Licensed Counselors
① I can list methods or ways of collecting a military history and related mental health information (e.g., military and veteran benefits, options or eligibility for care)	40.4	39.1	43.3	42.4	37.0
② I can explain how the perceptions of mental health beliefs are influenced by military and veteran culture	54.6	46.9	61.4	56.1	54.1
③ I usually actively strive to understand each military and veteran client's values and beliefs	74.5	75.8	77.2	77.3	68.1
④ I can teach and guide colleagues on the important features of military culture	25.1	22.7	26.0	25.0	26.7
⑤ I can teach and guide colleagues on planning mental health care for military and veteran clients	28.7	26.6	30.7	27.3	30.4
⑥ I can teach and guide colleagues on effective communication skills with military and veteran clients	39.5	31.3	44.1	40.2	42.2
⑦ Collecting information on a military or veteran client's mental health is easy for me	47.3	46.9	50.4	45.5	46.7
⑧ When implementing care, I can fulfill the mental health needs of military and veteran clients	54.2	56.3	57.5	48.5	54.8
⑨ I have the skills to communicate effectively with military and veteran clients	69.3	74.2	71.7	65.2	66.7
⑩ Diagnosing and treating military personnel and veterans with mental health problems is no different than diagnosing and treating civilians with mental health problems	18.4	21.9	16.5	12.1	23.0

出所 Tanielian, T et al 2014:15 頁.

なお、表 5 の項目の詳細は以下の通りである。

①軍歴やメンタルヘルスに関連する情報（例として、軍や退役軍人に対する手当や選択

肢、治療のための資格付与など) を取り寄せる方法や方策をリストアップすることができる。

②どのようにメンタルヘルスにおける考えが、軍や退役軍人の文化に影響を受けるかを説明することができる。

③常に、軍人や退役軍人である患者の価値観や信念を理解するよう、努力している。

④同僚に、軍の文化における重要な特性を教え、指導することができる。

⑤同僚に、軍人や退役軍人である患者のメンタルヘルス治療計画の立て方を教え、指導することができる。

⑥同僚に、軍人や退役軍人である患者との効果的なコミュニケーション技術について教え、指導することができる。

⑦軍人や退役軍人のメンタルヘルスにかかる情報を集めることができる。

⑧治療を始めた場合、軍人や退役軍人である患者のメンタルヘルスにかかるニーズを満たすことができる。

⑨軍人や退役軍人である患者と効果的にコミュニケーションをとる技術を持っている。

⑩メンタルヘルスの問題を抱える軍人や退役軍人を診断し治療することは、メンタルヘルスの問題を抱える民間人を診断し治療することと変わらない。

以上のことから、MilSWの展開においてMilitary Cultureの知識・視点ならびにそれを展開過程の各段階において活用する技術が、MilSWerにとっては必要であることが明らかとなった。なお、このMilitary Cultureはいわゆる軍隊経験が無いものはその理解が難しいということではなく、それは他のソーシャルワーク実践と同様に、専門知識を保有した上で、適切なコミュニケーションならびに受容・共感をすすめていくことと、何よりクライアント及びそのMFより学ぶことが重要であると考え。

第6章 アメリカにおける MiISW に関わる専門職養成の現状と実践のガイド ライン

はじめに

アメリカにおけるソーシャルワークに関わる職能団体である、全米ソーシャルワーク教育協議会 (Council on Social Work Education 以下, CSWE)ならびに全米ソーシャルワーカー協会 (National Association of Social Workers 以下, NASW) は、専門職の養成にかかわる方針ならびにサービスの基準を提起している。これらの中には、MiISW の養成にかかわる過程の開発と、さらに実践者に対する MiISW に関する継続した教育・トレーニングにかかわるプログラムのための指針が確認される。

この点について、Wooten(2015 : S11)は、「MiISW に関するソーシャルワークにおける基礎知識とは、軍人とその家族が生活し仕事をしサービスを受ける社会的な環境において、ソーシャルワーカーが、理解し介入する必要がある文化的、組織的、および連続的な知識を指す。また、支援を求める行動、治療へのアクセスと障害、軍人・退役軍人の治療のシステムが提供する便益とサービスに影響を与える社会政治的な文化風土および指令を指す」、としており、ここでいう知識とは本研究においてこれまで述べたような、エビデンスに基づく知識、Military に固有の問題、Deployment・PTSD・レジリエンス・re-integrationにかかわるものなど多岐にわたるが、いずれも実践に結びつくものといえよう。なにより、Military Culture への理解とそれに対する適切な対応等が必要とされることは言うまでもない。

第1節 CSWE による MiISW に関わる教育機関における専門職養成の概要

1 アメリカにおける MiISW の養成にかかわる機関

1) ソーシャルワーク専門職の養成を行う教育機関

アメリカにおけるソーシャルワーク専門職の養成（学生および現任訓練も含む）については、CSWE ならびに NASW が大きな関わりを持っているとされ、特に 1952 年に創設された CSWE は、ソーシャルワーク専門教育に関わる「教育方針と認可基準」を設定し、ソーシャルワークの教育を認可する組織として周知されている。

なお、2015 年 8 月 31 日の時点で、アメリカにおいて CSWE が認可した、Military Social Work に関わる専門課程のある大学は、以下のとおりである (CSWE, Seeking Institutions With MiISW Curricula) .

- ① Boston College
- ② Boston University
- ③ Bryn Mawr College
- ④ Daemen College
- ⑤ Dominican University
- ⑥ Fayetteville State University
- ⑦ Fordham University
- ⑧ George Mason University
- ⑨ Indiana University
- ⑩ Monmouth University
- ⑪ Norfolk State University
- ⑫ Saint Louis University
- ⑬ Savannah State University
- ⑭ Smith College
- ⑮ Texas State University–San Marcos
- ⑯ Tulane University
- ⑰ St. Catherine University/University of St. Thomas
- ⑱ University of Alabama
- ⑲ University of Connecticut
- ⑳ University of Illinois–Chicago
- ㉑ University of Illinois at Urbana–Champaign
- ㉒ University of Maryland
- ㉓ University of Missouri
- ㉔ University of North Carolina–Chapel Hill
- ㉕ University of North Carolina–Wilmington
- ㉖ University of Southern California
- ㉗ University of South Carolina
- ㉘ University of Texas at Arlington
- ㉙ Virginia Commonwealth University
- ㉚ Washington University

2) 『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』の背景

『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』は、CSWEが2008年に設定した「教育制度およびプログラム認可基準」(Educational Policy and Accreditation Standards 以下、EPAS)に明記された10のコアコンピテンシーに基づいてそれぞれの実践活動について明らかにしたものであり、これは、より専門的にMilitaryならびにそれにかかわる領域・場面において実践活動を展開する新たな実践者を養成し送り出すものの一つといえる。

CSWEは、その活動の一つとして、先に挙げたEPASというソーシャルワーク専門職養成に関わるプログラムの認可基準を設定しており、それはプログラ認可委員会(Commission of Accreditation)において、認可の基準が定められるとしている。CSWEでは2008年に、Available Guides⁴⁰として、5つの領域(Trauma・Clinical Social Work・Gerontology・MilSW・Prevention of Substance Use Disorders)について示しており(CSWE:2008)、それぞれの領域について「Educational Policy」(以下、EPとする)の解説と、さらに専門職養成において必要とされる視点・知識・技術等について整理してみる。

具体的には、Military Culture認識やMilitaryにおける実践を展開する上で障害となる事柄に対処するソーシャルワークプログラムの専門化、(本プログラムを実施することにかかわる)認可、その他の養成にかかわるカリキュラムを提供している。

同指針は、アメリカが直面してきたアフガニスタン・およびイラクにおける戦争が、近年の歴史においても長期間にわたる継続と、多くのService MembersおよびそのMilitary Familiesが関与している実態を先ず指摘している。さらにそれに伴い、退役軍人も増加しているとしており、同資料が作成された2010年の時点で「100万人以上がすでに退役し、退役軍人省(VA)での勤務資格を有している」(CSWE 2010:1)としている。

また、IOM(Institute of Medicine)は、これらの戦争が過去の戦争と異なる点を認め、多くのService Membersが複数のDeploymentに直面するとともに、それにより何らかの身

⁴⁰ 各領域の Available Guide は以下の通りである、Trauma : Advanced Social Work Practice in Trauma , Clinical Social Work : Practice in Clinical Social Work , Gerontology : Advanced Gero Social Work Practice Guide, Military Social Work : Advanced Social Work Practice in Military Social Work, Prevention of Substance Use Disorders : Advanced Practice in the Prevention of Substance Use Disorders. なお、CSWEのWebサイト <http://www.cswe.org/Accreditation/EPAImplementation.aspx> より入手可能。(2015年3月21日現在)。

体的・精神的な障害を抱えて帰国・帰宅することが多くみられ、それによりその Service Members だけでなくその配偶者・子ども・親族が特徴的な課題に直面する (Institute of Medicine : 2010) としている。

これらの戦争では、州兵(National Guard and Reserve troops)が、かつてない規模、頻度で派遣されていることがあげられる。これは、戦地への派遣後に軍の基地に復帰するし現役 SM とは違い、州兵達の多くが彼らが体験したこと、そしてなおかつ彼らの派遣期間中にその MF が耐えてきた苦悩に十分な理解を示すための知識のないコミュニティに戻る事が問題を悪化させていると言える。さらに、彼らの中には複数回の派遣ならびに派遣期間の延長に遭遇する者もあり、それにより、帰国すると民間の仕事を失うこともあるとされている。

このような背景の中で CSWE は、SM・VT・MF の支援にかかわるネットワーク内で活動する各専門領域と専門職においては、適切な教育、認可、および免許交付の基準を作成して、SM・VT・MF に対する職務の実践の範囲のガイドラインを確立するとともに、高度な実践能力を育成する必要があるとして、これらの戦争犠牲者を支援するソーシャルワーカーやソーシャルワークを学ぶ学生に対する専門教育の内容が明確に示されている。具体的には、コース学習、現場での経験、臨床指導を通じて、高度な実践を伴うソーシャルワーカーは、MilSW における専門的な実践の範囲を習得していけるようにされている。

また、MilSW とそれにかかわる専門職について Flynn, Hassan (2010 : 171) は「MilSW は、ソーシャルワーカーとしての意義、新たなキャリア・オプションの促進、そしてソーシャルワーク専門職におけるリーダーシップにおいて、実践と研究のフィールドとしてきわめて重要である」としている。

また、この MilSW を推進することについて Flynn, Hassan (2010 : 171) は「**戦争や侵略を支持することではなく、戦争の影響を被る人々への意味のある支援**」とし、ソーシャルワークの原理原則に基づいた指摘もしている。

しかしながら、このプログラムの開発までにおいてはアメリカにおいても、Flynn ,Hassan (2010 : 169) が、「ソーシャルワーク・プログラムは精神保健、戦闘ストレスや VT の家族のニーズの問題に取り組む事に関し、奇妙なほど押し黙っている。米国防総省と退役軍人健康庁は、適切な訓練を受けた社会福祉指導員の雇用に奮闘しているものの、人員の供給を増加させる為の社会福祉教育プログラムはあまり多くのことを行っていない」、と指摘

しているように、必ずしもアメリカでも当初からこの、MilSW に関するソーシャルワークにおける関心は高いものではなかった面があったことも付記しておく。

以上のような背景の中で作成された同資料においては、EP として次項において示す(1)～(10) a-d の項目が提示されており、さらにそれぞれについて Selected Practice Behaviors と MilSW Knowledge and Practice Behaviors に関し、解説が行われている。

なお、この『*Advanced Social Work Practice in Military Social Work*』の全体像について CSWE は、この指針は、SM・MF・VT の健康と幸せを増進する事を目的として構成されたものであり、そのための教育的な要素が含まれているとしている。さらに、この指針を実践することによりクライアントが生活を営む場である職場（軍隊）や地域において、クライアントが必要としていることを明確にするとともに、クライアント自身、自律とエンパワーメントの方法を習得することが可能としている。そのためにも、本研究でも繰り返し述べている Military Culture に関連する SM・MF・VT の特有の役割に関する理解は重要であると指摘している。

また、MilSW においては、Military における様々な役職の人々との関わりが必要とされるため、その関わりを円滑にすすめるための方法や、Military については避けて通れない、戦争に関連した障害・負傷の診断にかかわる幅広い臨床的、予防的介入アプローチをすすめるための方法が示されている。

2 CSWE の Education Policy の概要と考察—『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』にもとづいて—

ここでは、①～⑩ a-d により構成される EP の各項目を提示するとともに、特に①、②、③、⑦、⑨、⑩ a-d については、EP の概要（一部抜粋・意識）および Military Social Work にかかわる Selected Practice Behaviors ならびに Military Social Work Knowledge and Practice Behaviors の概要を整理し考察を行う。

①専門職としてのソーシャルワーカーの自覚とそれに応じた行動

高度な MilSW を実践する者は、自己覚知、専門職としての自己制御、支援関係上の関係性の重要性を深く理解しており、なおかつ実践活動を通じて、ソーシャルワーカーとしての自覚を身につけるとしている。また、MilSWer は、軍や退役軍人の文化 (Culture) についてのバイアス、固定観念を検討、特定し、解決する必要があるとし、MilSW にかかわる者は、軍が社会の縮図であることを認識しなければならないとしている。

また、習熟が必要とされる Military Social Work Knowledge and Practice Behaviors (以下、「知識と実践行動」とする)については、以下のように整理している。

SM や VT と MF とコミュニティへのサービスに必要となる知識とスキルを高めるため、生涯に渡って学習を継続し、スーパービジョン・コンサルテーションを求めることが必要であり、さらに SM や VT と MF とコミュニティに関する通念を払拭し、知識を構築するために、個人のバイアスや固定観念に対処しながら、自己分析を行うものとする。

また、SM や VT の文化に対する敬意のある専門家としての態度を示すとともに、SM や VT の文化とソーシャルワークの価値・倫理の間の境界と統括の問題を認識することが必要である。なお、この①は、MilSWer だけでなく全てのソーシャルワークの領域での実践において共通して習得が必要とされる知識・技術でもあり、専門職として期待される行動といえよう。

②ソーシャルワークの倫理・原則を適用した専門職としての実践。

ソーシャルワーカーは、倫理的に行動し、また、倫理的な意思決定を行う義務を負うことは自明の理である。さらにソーシャルワーカーは、専門職としての価値基盤、倫理基準、および関連する法律を熟知する必要がある。関連する認可や認証の基準を遵守するとともに、実践のガイドとなる専門職としての価値を許容しうる個人的な価値を認めるとともに、それを適切に管理する必要がある。

また、これに関連し、NASW の倫理綱領(1999 年)、IFSW・IASSW による「ソーシャルワークにおける倫理—原理に関する声明」を適用して倫理的な意志決定を行うことが望ましいとしている。なお、当然ながら、MilSWer も、倫理的に行動し、また、倫理的な意思決定を行う義務を負うとし、その際には、SM、VT、その MF やコミュニティへの社会福祉サービスの実施と支援に影響しうる倫理的な問題、法律による制限、政策を知る必要があることを指摘する。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」については、社会福祉サービスの実施において、個人の価値観、職業倫理が対立する場面においては、倫理的な対応を行うことが必要とされる。また、Military Culture における作戦の準備、軍務の支援、誇り、結束の重要性を理解し、これらの要因が支援の展開におけるミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルにおいて社会福祉サービスに影響する度合いを明らかにするとともに、それに考慮

した支援を行う。さらに、SM や VT の置かれた環境での適切な専門領域を認識し、これを適切に管理する、としている。

③専門的な判断を伝えるための批判的思考。

ソーシャルワーカーは、論理・原則、科学的な調査および合理的な洞察に精通していることが必要であり、また、批判的思考は関連情報の統合とコミュニケーションを必要とするため、ソーシャルワーカーは、研究および実践に基づく知識など、複数の情報源を分類、評価、統合することが望まれる。

また、個人、MF、グループ、組織、コミュニティおよび同僚に対するサービスにおいては、効果的な口頭および書面による伝達を行うこととしている。なお、MilSW の専門職は、軍や退役者の文化的背景に属する個人の特殊な役割を理解する必要があるとし、Military Culture では、集団の結束、チームワーク、義務、名誉、完全性、忠誠心、尊敬、個人の勇気と自己犠牲が重視されることへの理解が必須とされる。さらには、彼らが直面する、Military の職務に関連する課題や問題、そして Military という組織上の問題の複雑さを理解するとともに、Military という組織と個人 (SM および MF) の期待の違いについて熟知する必要がある。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」としては、まず、SM や VT と MF と関連する機関の特殊な関係性を分析し、理解を深めることが求められるとともに、そこで関係するすべてのクライアントのニーズを満たすために、専門的な判断を下す。また、他の実践領域における支援の展開と同様に、SM や VT と MF とコミュニティに適切な実践モデルの適用を行う。さらに、DoD・VA の確立された基準と慣行を使用して、効果的な口頭および書面による通知を行うことが求められる、としている。

④(ソーシャルワーク)実践における多様性と差異の尊重。

⑤人権と社会的・経済的正義の促進が行える実践。

⑥研究に基づく実践と実践に基づく研究の実施。

⑦人間の行動と社会環境についての知識の適用。

ソーシャルワーカーは、ライフコース全体における人間の行動、社会システムが、身体的・精神的健康の維持ならびに獲得において、人々を支援または阻害する様態を熟知しなければならず、そのためにソーシャルワーカーは、生物学的、社会的、文化的、心理的、精神発達を理解するためにリベラルアーツの理論や知識を適用するとともに、当然ながら、ソーシャルワークの専門的知識としての、アセスメント、介入、評価のプロセスを導くための概念的なフレームワークの使用や、人と環境を理解するための知識を適用するとしている。また、MilSWの高度な専門職は、SM、VTとそのMFやコミュニティに影響を与える組織の世界観ならびに文化を理解しなければならない。また、支援の過程においては、SM、VT、そのMF、およびコミュニティの適応をはかるために、ソーシャルワークに活用可能な、関連する社会的・心理的な理論および実践モデルの適用について理解および検討を進めることが求められる。また、専門職として、利用者のライフコース全体で利用可能な社会資源を理解する必要がある。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」として、SMやVTとMFとコミュニティに特有の社会支援システムと社会・経済的資源の把握確認ならびに評価を行うとしている。また、Militaryにおいて特徴的な異動やMFのライフコース全体に発生するストレスの強いライフイベントの影響を認識するとともに、それらについての介入を計画する際には、ライフサイクル全体における損失、ストレス要因、変化、異動に関連する問題を明らかにする。また、SMやVTとMFとそのMF、コミュニティ全体の福祉に対する社会環境の影響を批判的に評価する能力を保有する、と整理している。

⑧社会的・経済的福祉を向上させ、効果的なソーシャルワークを提供するための政策の実践への参加。

⑨（ソーシャルワーク）実践を形成する（社会的）背景への対応。

ソーシャルワーカーは、すべてのレベルでの実践において、組織、コミュニティ、そして社会的背景への対応に精通し、積極的に取り組むことが必要とされる。ソーシャルワーカーは、ソーシャルワーク実践の場が動的であることを認識し、積極的に対応するための知識と技術を適用する。さらに、ソーシャルワークの専門職として、サービス実施における持続可能な改善を推進する上でリーダーシップを発揮し、社会サービスの質を向上させることも期待されるとともに、特にMilSWにおける高度な専門職はSM、VTとそのMF、地域

社会のニーズを満たすために、サービス実施システムの歴史、伝統、そして軍人の任務と現在の傾向に精通している必要があると指摘している。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」については、SM や VT と MF およびコミュニティに対するソーシャルワークの実践におけるサービスシステムの歴史、傾向等を評価するとともに、サービスの実践のために、複数年にわたる予測をはかり、アウトリーチのための情報技術と組織の分析技術を使用する、としている。

⑩ a - d 個人, MF, グループ, 組織, コミュニティとともに参加, アセスメント, 介入, 評価を行うこと.

専門職としての実践においては、さまざまなレベルでの参加、アセスメント、介入、評価の動的かつ相互作用的なプロセスが関係していることを理解する必要がある。ソーシャルワーカーは、個人、MF、グループ、組織、コミュニティとともに職務を実践するための知識とスキルを持っている必要があり、実践の知識には、クライアントの目標を達成するための、研究（成果）に照らした介入（方法）の特定、分析、実施が含まれる。

⑩a-参加.

MilSW における高度な専門職は、Military Culture の独自性と SM、VT、その MF やコミュニティに関わる個人や MF の生活サイクルの特殊な側面を理解する必要があり、彼らの、ソーシャルワークの介入の意味および応答に影響を与える社会・文化的要因を認識し、軍にかかわる利用者への対応が、軍の指令構造との接触を伴う可能性があることを認識しなければならない。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」については、SM や VT と MF が示す意見や思考様式の特徴さを認めるとともに、癒しの関係を確立し、軍の中で守秘義務や報告義務を伴う独特な問題を明らかにすることが必要とさえる。また、サービスを求めるクライアントに限界、権利、責任等について説明するだけでなく、サービスを求めるか、求めないかによって受ける不名誉、リスク、利益についても説明を行う。

リーダーシップをもって部隊、退役軍人支援組織、または MF と協働する。SM や VT に、配属、軍務、その他人生や退役に関するリスクや保護要因に関する知識・情報を提供するさらに、健康と精神的な健康、疾病、傷痕、その結果について、SM、VT、その MF や地域社会に知識を伝える、としている。

⑩b-アセスメント.

ソ

ソーシャルワーカーは、クライアントにかかわる情報を収集、整理、解釈するとともに、クライアントのストレングスおよび弱さを評価する。また、介入の目標と目的を設定し、それに伴う適切な介入の方法を選択することが必要である。MilSWにおける高度な専門職は必要に応じて適切なツールおよび概念的なフレームワークを使用して、複雑な生物学的・心理・社会・精神的なアセスメントを展開する。彼らは、クライアントの強み、柔軟性および脆弱性を理解し、変化に対するクライアントの適応性を把握する必要がある。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」については、SMやVTの直面している課題に対する継続的なアセスメントに基づいて、適切なマルチシステムによる介入方法を選択かつ必要に応じ修正することが必要とされる。またその過程においては、戦争による損傷その他の軍務に関連する病気やけがを考慮した多軸的なアセスメントを行うことが求められよう。なお、アセスメントの実施において共感、文化に配慮した応答およびその他の対人スキルを駆使することが求められる。また、軍から市民生活への再調整に対処する方法を重視しながら、生活状況や異動への適応を改善するための対処についても評価を行う、としている。

⑩c-介入.

ソーシャルワーカーは、クライアントおよび組織の目標を達成し、問題を解決するための支援を展開するとともに、クライアントの能力を強化する予防的な介入も行うとともに、交渉、仲介も、その過程に含まれる。MilSWの専門職は、経験に基づく最適な実践、およびエビデンスに基づく介入、身体的健康、精神的健康および心理社会的問題に関連するプログラムを理解し、支援において活用する実践モデルの選択については、その長所と短所を評価することが求められる。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」について、MilSWerは、アセスメントで特定された各種の疾病・障害、心理・社会的問題に対して、適切な臨床的および予防的介入を展開する。また、その過程においては必要に応じて、危機介入が含まれる場合もある。なお、支援の展開過程においては、継続的なモニタリングと評価を行うことが必要である、としている。

⑩ d - 評価.

ソーシャルワーカーは、利用者にかかわる介入を批判的に分析、監視、評価することが必要とされる。MilSWにおける高度な専門職は、支援を展開する際に、エビデンスに基づく実践のプロセスを理解するとともに、軍人、退役軍人、そのMFとコミュニティに関連する、あらゆる段階における実践に関する研究を理解する必要がある。

また、習熟が期待される「知識と実践行動」として、MilSWerは、支援のプロセスおよび支援の結果に関するプログラム評価を使用して、生物学的・心理的・社会的・精神的なさまざまな条件において最善と考えられる介入やプログラムを策定するとともに、SMやVTの問題に適用された介入の有効性を判断するための独自の実践を評価する、としている。

以上のことから、アメリカにおけるMilSWの専門職養成において習得が必要とされる事項は、基本的な事項に関しては、我が国における社会福祉士養成課程においてこれまで教授してきた事項と類似する点が多く認められることが理解されるとともに、その一方でMilSWという領域に特化した視点・知識の習得が必要とされることが明らかとなった。

また、MilSWに特化したKnowledge and Practice Behaviorsの概要について整理を進めたが、この『*Advanced Social Work Practice in Military Social Work*』は、CSWEより2010年に公表されたものであり、それまではMilSWerの養成については、上記で整理を進めたような体系的な教育方針は十分には設定されておらず、いわば臨床の中でソーシャルワーカーはMilSWの適切な実践のための知識・技術の習得を進めていたと言えよう。しかしながら、今日のアメリカにおける、多くのSMやVTならびにMFが直面する生活課題への支援においては、MilSWに特化した知識と技術を有した専門職による継続的な支援が必要とされていることから、より高度な養成体系の構築がなされたものと考えられる。

第2節 NASWによるMilSWに関わる専門職の実践ガイドラインの概要

1 ガイドラインの意義と全体像

1) NASWのガイドライン

このガイドラインは、NASWが公表しているものであり、以下に示すような各領域について、Webサイト上で公開している(NASW:Practice & Professional Development Practice)。

NASW Standards for Social Work Practice in Child Welfare.

NASW Standards for Social Work Practice with Clients with Substance Use Disorders.

NASW Standards for Social Work Case Management.

Best Practice Standards in Social Work Supervision.

Guidelines for Social Worker Safety in the Workplace.

NASW Standards for School Social Work Services.

NASW Standards for Social Work with Service Members, Veterans, & Their Families.

NASW Standards for Social Work Practice with Family Caregivers of Older Adults.

NASW Indicators for the Achievement of the NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice.

NASW Standards for Clinical Social Work in Social Work Practice.

NASW and ASWB Standards in Technology and Social Work Practice.

NASW Standards for Social Work Practice in Health Care Settings.

NASW Standards for Social Work Practice in Palliative and End of Life Care.

NASW Standards for the Practice of Social Work with Adolescents.

NASW Standards for Continuing Education and the Social Work Profession.

NASW Standards for Social Work Services in Long-Term Care Facilities.

NASW Standards for Integrating Genetics into Social Work Practice.

NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice.

また、この「Standards」についてNASWは、ソーシャルワーカーが提供すべきサービスを示すベンチマークを提供しているとしており、それに津邸はソーシャルワーカーを雇用する雇用主も協力すべきものでありとし、さらにクライアントがこのガイドラインに示されているようなサービスを期待することができるものとしている。そしてこのガイドラインはソーシャルワーカーにとっては、「ツールキットの役割も担う」(NASW: Practice & Professional Development Practice) ことのできるものであるとし、それは熟練したソーシャルワーカーならびに新人のソーシャルワーカーの両者にとって有効であるとしている。

2) 『NASW Standards for Social Work Practice with Services, Veterans, & Their Families』の全体像

本ガイドラインの全体構成は以下のとおりとなる。

- (1) Introduction・Definitions・Guiding Principles・Goals.
- (2) Standards for Professional Practice.
 - ①Standard 1. Ethics and Values.
 - ②Standard 2. Qualifications.
 - ③Standard 3. Knowledge.
 - ④Standard 4. Assessment.
 - ⑤Standard 5. Intervention and Treatment Planning.
 - ⑥Standard 6. Practice and Program Evaluation and Improvement.
 - ⑦Standard 7. Professional Development.
 - ⑧Standard 8. Supervision, Leadership, Education, and Training.
 - ⑨Standard 9. Documentation.
 - ⑩Standard 10. Interdisciplinary Leadership and Collaboration.
 - ⑪Standard 11. Cultural Competence.
 - ⑫Standard 12. Advocacy.
- (3) References・Resources (NASW 2012:4).

上記からも判明するように、ソーシャルワークの展開過程に沿って、MiISWの実践に必要とされる視点・知識・技術が解説されている。

3) ガイドラインの各項目の概要

(1) 「Introduction・Definitions・Guiding Principles・Goals」

ここでは、MiISWの全体像と第二次世界大戦以降のこれまでの経緯を解説している。その中では昨今の状況からMiISWの必要性が高まっていることを示すとともに、MiISW以外の領域では、徐々にソーシャルワーカーが不足しつつあることにもふれている。

また、定義(Definitions)では、MiISWにおいて頻繁に用いられる特徴的な用語として、Client, DoD(U.S. Department of Defense), Family, Service Member, Social Work Services, Social Worker, VA(U.S. Department of VT Affairs), Veteran (NASW 2012:7-10)について解説を加えている。さらに、BSW・MSW・DSWそれぞれのソーシャルワーカーに求められる役割等についても示されている。さらに、基本理念(Guiding Principles)では、このガイドラインが意図するMiISWの全体像ならびに対象について整理されている。

そして、Goals では、本ガイドラインが MilSW においてソーシャルワーカーが提供することが望ましいとされるサービスの範囲について示していることから、その基準を以下のように示している (NASW 2012 : 12-13) .

- ①Military Culture および提供されるサービスの影響についての理解を通じ、ソーシャルワーカーが SM と VT, その MF に提供するサービスの質を維持し高めること.
- ②重大な障害・負傷を受けた SM, VT に固有な課題と、主要な介護者に固有な課題についての理解を通じ、ソーシャルワーカーが彼らに提供するサービスの質を、維持し高めること.
- ③SM・VT・MF と働く専門のソーシャルワーカーに期待されることを定義すること.
- ④SM・VT・MF に提供されるソーシャルワーク・サービス最高の質を更に推進すること.
- ⑤SM と VT, その MF とのソーシャルワークに関する、現在進行中の継続教育の教材とプログラム制作のための基盤を提供する.
- ⑥この集団に提供されるソーシャルワーク・サービスが、NASW(2008) の倫理規定に従っていることを保証すること.
- ⑦SM と VT, その MF の機会と課題に関連した公共政策 (州と連邦のレベル) の提案と改良へのソーシャルワーカーの参加を奨励すること.
- ⑧業務分野または力点にかかわらず、この集団のニーズに対して専門の範囲で応える重要性を、全てのソーシャルワーカーに知らせ、指導する.
- ⑨専門家たちと外部の出資者に、SM と VT, その MF のための生涯にわたる、精神と行動の健康、保健、ソーシャルワーク・サービスと擁護の主要な提供者として、ソーシャルワークを広めるだけでなく、専門内でのソーシャルワークを促進する.

(2) Standards for Professional Practice (専門業務のための基準) .

ここでは、Standard for Professional practice の各項目の概要を提示するが、特に MilSW の展開において重要と考えられる、Standard 1. Ethics and Values, Standard 3. Knowledge, Standard 4. Assessment, Standard 5. Intervention and Treatment Planning, Standard 11. Cultural Competence, については、その解説を提示し論証を行うこととする。なお、これらの項目はあくまでも基準であり、個々のソーシャルワーカーの活動状況等に応じて判断することが望ましく、項目の順番は重要度の順位を反映していないとされている。

①Standard 1. Ethics and Values (基準1. 倫理観と価値観) .

SM, VT, そのMFとなんらかの仕事をする場合、ソーシャルワーカーは全米ソーシャルワーカー協会(2008)「倫理規定」に記されているように、職業的倫理原則と基準に従って働くものとする(NASW 2012:13) .

本項目に関する解説としては、まず、Military という環境において実践活動を行うソーシャルワーカーはその複雑性を認識し、特に「倫理的ジレンマと価値観の衝突の発生」に留意することとその準備を進めておく必要があるとしている。また、ソーシャルワーカーは、SM・MF・VTの全ての人々が、最適なサービスを受ける権利を有していること、そして基本的人権の認識を明らかに示すことが必要であるとしている。同時に、我が国と同様に、NASWの倫理規定を参照することも示している。

②Standard 2. Qualifications (基準2. 資格) .

SMとVT, そのMFと働くソーシャルワーカーは、全米ソーシャルワーカー協会が定めた専門業務のための規定と、個々のソーシャルワーカーの状況、権限の範囲、あるいは社会制度についての規定を満たすこと。雇用者についてだけでなく、ソーシャルワーク業務についても基本的な知識と理解を有すること(NASW 2012:15) .

③Standard 3. Knowledge (基準3. 知識) .

SMやVT, そのMFと働くソーシャルワーカーは関係する理論や本質的な業務行動についての仕事上の知識を明らかに示すこと。全ての職業的ソーシャルワーカーは、業務の力点やレベルにかかわらず、この集団が直面している機会や課題、そして専門家としていかに効果的かつ有意義な方法でこの集団を支え応えることができるのかについて、基本的理解を持つこと(NASW 2012:17) .

なお、本項目については、必要とされる知識について解説が行われておりその概要は以下のように整理される(NASW 2012:17-20) .

- a SM・MF・VTが利用可能な諸手当、サービス、資源とそれらへのアクセス方法.
- b 生物・心理・社会的な問題に関する知識。特に注目すべきは、Behavioral Healthに関する知識。具体的には、「別離、死、悲しみ、薬物乱用、PTSD、その他不安障害、鬱、自殺または殺人念慮、怒り、攻撃行動、DV、そして監禁」をあげている。また、これらに関するカウンセリングの提供も必要としており、さらにMilSWの支援過程において特徴的

な、外傷性脳損傷（TBI）、軍の性的な精神的外傷、急性ストレス反応、慢性心的外傷後ストレス障害（PTSD）といった医療関係の課題への認識を深める必要もあることと、それに付随するスティグマへの理解も示している。

c コミュニケーション:ここでは、より円滑なコミュニケーションを図るために Military に特有の言葉への理解をあげている。

d 文化いわゆる Military Culture であり、ここではこの Military Culture もアメリカの文化の一部であることの認識や、併せてその複雑さも理解することが必要とされる。特にアメリカ軍では、様々な民族、宗教、文化的背景があることから指摘している。

e 差別:クライアントの兵役に基づき、クライアントを差別する、もしくは偏見を持つ可能性を認識すること。

f 除隊: Military に固有の様々な種類の除隊の形式がありシステムが存在することや、除隊が VT に与える影響とその後利用できるサービスについて理解すること。

g 格差: SM, VT とその MF が、兵役中と兵役後に彼らに提供される機会とサービスに関連し、経験し得る格差を認識すること、としている。

h 根拠に基づく実践:上記のような社会的背景において、根拠に基づきかつ研究情報に裏付けされた実践モデルについて学び理解すること。

i MF システムと個人間の力動関係:総合的なアセスメントを行い、ストレングスに基づくアプローチの適用をすすめるとともに、特に、繰り返される Deployment が家族機能と軍の MF のライフサイクルに及ぼす影響を認識することとしている。

j 金融資源:金融・経済状況に関する課題を理解すること。

k 法的規制問題:統一軍事裁判法典（UCMJ）など、適用可能な法律と規則を理解し遵守すること。

l 役割と機能: SM, VT とその MF との業務を行う専門のソーシャルワーカーの多面的な役割と責任、および機会を述べること。

m 環境:SM・MF・VT にサービスを提供する環境の範囲を理解しその範囲内で働くこと。

④Standard 4. Assessment（基準 4. アセスメント）。

SM, VT, その MF と働くソーシャルワーカーは、この集団の機会と課題への理解を反映した、適切な理論的、根拠に基づいた実践モデル、技術、介入を用いること。評価の奥行きと幅はソーシャルワーク提供者の経験に依存する（NASW 2012:20）。

本項目に関する解説としては、アセスメントのスキルはソーシャルワークにおける基本的なスキルでアルトしそれは、SM・MF・VT への支援においても用いるものとし、アセスメントの基本的な視点等について示されている (NASW 2012: 21-23) .

a Military での経歴.

クライアントがこれまでに兵役に服していたかどうか、クライアントの MF メンバーが兵役に服していたかどうか、兵役の場所と時期 (どの時代か)、配置された場所、配置の数、復帰履歴、徴兵されたかどうか、またはなぜ入隊を選んだのか、自ら進んで入隊したのかそれとも依頼されたのかどうか、現在配置されているかどうか、復帰の進展状況、戦闘と非戦闘状況の両方において精神的外傷にさらされたこと、傷や負傷あるいは兵役と関連した病気、除隊の種類、捕虜だったかどうかを含める。

b 関連する過去と現在の健康、メンタルヘルス、行動上の健康状況.

頻繁に生じる精神的、行動上の健康問題 (PTSD, その他不安障害, 物質乱用, 自殺または殺人念慮, うつ病), 身体的な負傷 (全身被曝, やけど, 有毒化学物質にさらされること, 切断), 心理社会的な問題 (親密なパートナーへの暴力, DV, 軍の性的トラウマ, 教育, 失業, 監禁, ホームレス)を含む。

c メンタルヘルス機能 (病歴, 対処スタイル, 危機管理能力, 自殺のリスク) .

d 身体的, 精神的, 行動上の健康と心理社会的問題についての過去の治療.

e MF 構造と役割, 配置と復帰が MF 関係, 子どもの発育, 育児に及ぼす影響.

f MF 内コミュニケーションと意思決定のパターンとスタイル.

g 信仰, 宗教, そして/または信念.

h クライアントと/または MF の目標.

i 社会的サポート. サポートシステム, 利用可能な資源, アクセス障害を含む.

j ソーシャルワーク・サービス, 精神と行動上の医療処置についてのクライアントの認識. 過去の経験, DoD と VA を通じた諸手当とサービスでのクライアントの経験を含む.

k DoD と VA を通じた諸手当とサービスに関するクライアントの経験.

l 女性やレズビアン, ゲイ, 両性愛者, トランスジェンダー, あるいは障害を持つ SM, VT といった, 特定の集団と関連した固有のニーズと問題.

m クライアントと Military あるいは VT システムとの間に見られ, 現在機能している関係.

⑤Standard 5. Intervention and Treatment Planning (基準5. 介入と支援計画) .

ソーシャルワーカーは、個人と組織の基準に基づき、クライアントまたはMFのニーズに最も役に立つ介入と治療計画を作成し実行する際に、アセスメントを組み入れること (NASW 2012 : 23) .

本項目に関する解説としては、他の領域における介入と支援計画同様、クライアント中心のケアモデルの確立のためにクライアントならびに関係者の参加ならびに他の専門職との連携・協働およびマルチシステム・アプローチの適用についてふれている。また、介入と支援計画においては、以下の点に留意するよう指摘している (NASW 2012 : 23-25) .

a SM あるいは VT と共に、実現可能な目標と望ましい結果を明確にするサービス(あるいは支援) 計画を作るため、徹底してバイオサイコソーシャルならびにスピリチュアな視点に基づくアセスメントを用いること。

b クライアントを文化的に反応しやすい方法で引きつけることで目標への注意を促すとともに、SM, VT とその MF メンバーに文化的理解のあるサービスを提供すること。

c 目標達成を促すことができる場合は、根拠に基づき、研究情報に裏付けされた実践モデルを参考にすること。

d 各クライアントに適した実践モデルを選ぶこと。

e ストレングスに基づいたアプローチや、レジリエンスのある行動の確認、適切な介入を通じ、可能な場合は、クライアントのさらなるストレス要因を防止すること。

f SM, VT と軍の MF メンバーが直面している問題に取り組む、協力的で段階指向の多様なアプローチを提供すること。

g クライアントにコミュニティ資源の目的と有用性を伝えること。

h ソーシャルワーカーが適切と判断した場合は、その事例に可能な範囲で守秘義務と匿名性を保ちつつ、事例、技術、アセスメント、知識についての相談を求めること。

i 可能な限り、クライアント情報のプライバシーと守秘を保護すること。

j 注意深く、十分な情報に基づいて職務を遂行し、クライアントを守るため、信頼できる手段をとること。

k クライアントの利益を最大化するため、多くの学問領域にわたるチーム・アプローチで働くこと。

l 金融、住宅供給、医療、メンタルヘルス、教育、地域社会といった、様々な資源へのアクセスを促進する、効果的な臨床症例管理サービスを提供すること。

m 特定した支援ゴール達成のため、可能な場合はクライアントの擁護に従事すること。

n 介入についての現在進行中のプロセスと結果を評価すること。

⑥Standard 6. Practice and Program Evaluation and Improvement (基準6. 業務およびプログラムの評価と改善) .

SM, VT, そのMF と働くソーシャルワーカーは、サービスの質と妥当性を評価し、業務を改善し、かつ能力を保証するため、その業務の進行中の公式評価の一部となる必要がある (NASW 2012 : 25) .

⑦Standard 7. Professional Development (基準7. 専門を深める) .

SM, VT, そのMF と働くソーシャルワーカーは、NASW Standards for Continuing Professional Education (NASW, 2002) と州の必要要件に従い、継続的に専門を深める個人的義務を当然のこととする。ソーシャルワーカーがこの集団と働くシステムは複雑であり、変化する場合がある。そのため、ソーシャルワーカーが、この集団と自らが働くシステムについての理論と研究および実践的知識、そして心理社会的、医療的、精神と行動についての医療サービスに関する一般的ネットワークの両方に精通していることが必要不可欠である (NASW 2012 : 26) .

⑧Standard 8. Supervision, Leadership, Education, and Training (基準8. 監督, リーダーシップ, 教育, 研修) .

SM, VT, そのMF と働く、専門知識を備えたソーシャルワーカーには、この集団に直接的、間接的に影響する個人、集団、組織と共に、教育、監督、管理、研究努力に向けたリーダーシップを発揮する義務がある (NASW 2012:28) .

⑨Standard 9. Documentation (基準9. 記録) .

ソーシャルワーカーは、SM, VT, そのMF とのソーシャルワーク・サービスの記録あるいは文書を管理すること。これらには、ケアの目標に応じ、クライアントとクライアント・システムのアセスメントや治療に適切な情報、クライアントとのクライアントのためのソーシャルワークの関わりと結果、立法に関する管理上の規則と方針が反映される (NASW 2012 : 29) .

⑩Standard 10. Interdisciplinary Leadership and Collaboration (基準 10. 多くの学問分野にまたがるリーダーシップと協力) .

ソーシャルワーカーは、SM, VT, その MF に対するサービスの包括的提供に向けた多くの学問分野にまたがる努力の一部となる必要があり、多くの学問分野にまたがる組織間の協力を強めるよう努めるべきである。ソーシャルワーカーはそのクライアントと関連した、地方、州、連邦の組織と提携して働くこと。こうした提携は、適切かつ可能であれば、相互の尊敬、情報の共有、効果的なコミュニケーションを特徴とする (NASW 2012 : 31) .

⑪Standard 11. Cultural Competence (基準 11. 文化的能力) .

ソーシャルワーカーは、SM, VT, その MF と関係すると思われる歴史、伝統、価値観、システムについての専門化した知識と理解を持ち、これを深め続けること。ソーシャルワーカーは、NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice (NASW: 2001) に精通し、これに従って行動すること (NASW 2012 : 32) .

本項目における解説としては、まず、SM, VT とその MF の多様化が進んで着る井ことを示し、そのため、ソーシャルワーカーは、いわゆる Military Culture については一生をかけて学んでいく必要があるとしている。また、SM などが兵役に関連し差別や偏見の対象となる可能性があることも認識し、これは他の偏見や差別と同様の影響や結果をもたらす可能性があることを熟知しておく必要があるとしている。

⑫Standard 12. Advocacy (基準 12. アドボカシー) .

ソーシャルワーカーには SM, VT, 軍の MF クライアントのニーズと利益を擁護する責任がある (NASW 2012 : 35) .

以上のことから、MilSW がソーシャルワークの一領域である以上、そこで活動する支援者については、いわゆるジェネラリストとしての基本的な知識・技術の習得の上で、上記で整理したような Military にかかわるスペシャリストとしての知識・技術の習得が必要とされることが明らかになったと言えよう。

第3節 USCにおけるMilSWに関わる専門職養成体系

1 USCにおけるMilSW専門職の養成課程

ここでは、アメリカにおけるMilSWの概要に関する文献・資料研究を基盤に、大学院においてMilSWerの養成を先進的に進めている南カリフォルニア大学(University of Southern California School of Social Work 以下、USC School of Social Work)のMilSWerの養成に関わる課程(Military Social Work and Veterans Services Program)について考察するとともに、実際にUSC School of Social Workにおける講義等に参加しその体系と内容を整理した。また、USC School of Social Work Cの関連機関の一つであるCenter for Innovation and Research on Veterans and Military Families(以下、CIR)における各種研修等に参加し、関係者よりソーシャルワーカーへの現任訓練の内容及びMilSWerの養成におけるUSCとの連携等について資料・情報収集を行った。⁴¹

そこで、アメリカにおけるMilSWerの養成に関わる課程を有する複数の大学院の中でもUSC School of Social WorkにおけるMilSWerの養成課程⁴²の全体像に着目し、どのような体系により講義または演習等が進められているかについて概略を整理する。

USC School of Social WorkとCIRはCSWEとともに、前述した『*Advanced Social Work Practice in Military Social Work*』の作成に大きな役割を果たした教育機関である。1920年に設立されており、大別するとMaster of Social Work(大学院修士課程 以下、M.S.W)とDoctor of Philosophy(大学院博士課程 Ph.D.)により構成されており、2011年当時においては以下のようなコース体系が設定されていた。

M.S.Wは主専攻(Concentrations)としての、1) Community Organization, Planning and Administration (COPA), 2) Families and Children, 3) Health, 4) Mental Health, 5) Social Work and Business in a Global Society, が、そして副専攻(Sub concentrations)として、(1) Military Social Work and Veteran Services, (2) Older Adults, (3) Public Child Welfare, (4) School Settings, (5) Systems of Recovery from Mental Illness が設置されていた(USC Social Work, MSW@USC>Academic>Concentrations:2012)。

⁴¹ なお、本項の内容については、筆者が留学を行った2011年8月～2012年9月までの内容であり、その後、2015年6月時点で、USC School of Social Workにおけるコース名称の変更等が確認されたが、科目内容等については大幅な変更は認められなかったため、2012年8月時点で筆者が把握した情報ならびに受講した科目の内容を元に論究を行った。

⁴² なお、Military Social Work and Veteran Servicesの全体像については、USC Social Work Virtual Academic Center: *Military Social Work* (<http://msw.usc.edu/academic/sub-concentration/military-social-work/>) に詳しい。

本研究においては、Sub Concentrations の一つである Military Social Work and Veterans' s Services (以下、MSWVS) に着目するが、この MSWVS は Sub Concentrations であるため、MSWVS に所属する学生は先ず上記の Concentrations のうちのいずれを専攻するかを決定し、その後 Sub Concentrations を選択することとなる。MSWVS を選択した学生の多くは、MilSW の性質上、Concentrations としては、Mental Health を選択することが多いとされる。この MSWVS では、基本的に『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』の内容に準拠し構成されており、具体的には、a. The Military as a Workplace Culture, b. Managing Trauma and Post Traumatic Stress in Military Social Work and Veterans Services, c. Clinical Practice with the Military Family, d. Field Practicum, e. Elective options, の Courses Offered が設定されている。いずれも、Military を対象とするソーシャルワークに特化した内容となっているが、その中でも特に注目すべきは、Military という場に焦点を当てた The Military as a Workplace Culture と考えられる。なお、全科目の科目名と概要については、章末の資料を参照(University of Southern California:2011)。

2 MiISW の実践に関わる特徴的な科目の概要

さて、ここでは USC School of Social Work の科目構成⁴³の中でも、他のソーシャルワーク領域における知識と比較した際に特徴的な複数の科目の概要について整理する。

1) Military Culture and the Workplace Environment

本科目では、近年の Military の活動に関わる動向として、戦闘行動への参加だけでなく様々な活動への参加が多くなっていることから、ソーシャルワーカーの対応が必要とされる新たな問題やニーズを生み出しているとし、一方で軍隊で働く資格のある臨床者の不足、サービスを必要としている対象者層の増加が確認されている。また、その活動に際し、軍隊に特有の知識と技術なしでは、ソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの専門家の意見を妨げるかもしれない部外者、潜在的脅威、十分に準備がなされていない初心者とみなされる可能性があるとしている。そのため、これを避けるためにソーシャルワーカーは、Military の事や、関連した文化的な側面や水準を理解するためのはっきりとした基準体系

⁴³ 2011-2012 年における科目構成については、USC School of Social Work Schedule of Classes Archive Fall 2011, USC School of Social Work Schedule of Classes Archive Spring 2012, USC School of Social Work Schedule of Classes Archive Summer 2012 を参照。

を有し、今日の軍隊に適用するために軍隊のソーシャルワークに関する歴史的な枠組みを持つことが必須とし、文化の重要な中心として伝統的な考えと、さらに彼らが付加した価値から成り立っていることを指摘している。本科目では、Army・Air Force・NAVY・Marine Corp・National Guard とその予備軍から構成される国軍、国防総省(DoD)の部門に関する背景、構造、役割や使命の理解と深い認識をうながす。そのため、ソーシャルワーカーが軍隊の事情、関連した文化的な側面等を理解するための明確な基準となる体系を有し、今日の Military に適用するために軍隊のソーシャルワークに関する歴史的な枠組みを持つことが必須としている。また、文化の特徴について学びそれを活用することで、軍隊の背景、組織、社会制度、中心的な価値と伝統(個人やMFの標準、社会的行動、社会化のパターン、性別の役割)、人工物、言語、社会的に許容可能な慣例を含む視点を有することが可能である。なお、本科目における Military Culture については、Army・Air Force・NAVY・Marine Corp・National Guard とその予備軍から構成される国軍、DoDの部門に関する背景、構造、役割や使命の理解とそれらに対する認識を促すことが目的とされている(USC School of Social Work:2011)。

2) Human Behavior and the Social Environment I

本科目は、個人、グループ、組織、コミュニティ、機構、より大きなシステム間の相互作用と同様に、個人の成長と行動に焦点を当てた理論と知識の理解を目的としている。

また、人々が社会システム(個人、MF、グループ、組織、コミュニティ)の中で成長することや、同時にそれらのシステムが健康、幸福、回復力を促進または妨げる可能性があることについて、ケーススタディーを用いて学ぶ。ソーシャルワークには使命と目的があり、それらは複数のシステムにまたがる人間の行動と成長に関連するので、このコースでは職業上の価値と倫理に関する内容について学習する。具体的には、年齢、性別、階級、人種、民族、文化、性的指向、身体障害、宗教によって特徴付けられる(ただし、これらに限らない)多様性の影響に対して特別な注意を向けることである(USC School of Social Work:2011)。

3) Social Work Practice with Individuals

ソーシャルワーカーが活動をすすめる、複雑かつ多様な都市や地方の環境について彼らが置かれる状況・情報が与えられると、ジェネラリストにかかわるソーシャルワーク教育

は、効果的なソーシャルワーク活動のための基礎となる。ここでは、「環境における人間」の配置を評価し、どのシステム(個人, MF, グループ, コミュニティー, 組織)が仕事とサービスを供給する焦点として最も適切かを決定するのに必要な知識と技術を有するジェネラリスト・ソーシャルワーカーを教育し心構えもつことを目的としており、そこでは、主にジェネラリスト・ソーシャルワークの原則について学ぶ。加えて、ソーシャルワークの価値と職業倫理について学び、そこで生じる倫理的ジレンマへの対応についても学ぶ(USC School of Social Work:2011)。

4) Social Work Practice with Families, Groups and Complex Cases

MF, グループ, 複合的な課題を抱える事例に対するソーシャルワーク活動。本科目は、MF とグループに重点が置かれており、複数の段階にて支援を必要とする課題に対応できるような理論と原則について学ぶ(本科目は、Social Work Practice with Individuals の学習内容を基礎とする)。複合的な課題を抱えているケースシナリオを通して⁴⁴、エビデンスに基づく活動の原則を習得できるように、学生は各ケースに特有のニーズを把握し、さらにそこで必要とされる学習資源を把握・理解し、評価と支援計画の立案を目的としグループ学習をすすめ、最終的には、Problem based learning (PBL) approach について学ぶ(USC School of Social Work:2011)。

5) Crisis Intervention and Brief Therapy

本科目は、2年生を対象としており危機介入と短期介入に関する理論と技術を教学するためのより専門的な科目となる。短期介入にかかわるため、倫理的ならびに移転と逆移転に関する問題も扱うこととなる。具体的には、(1) Crisis Intervention, (2) Short Term Treatment, (3) Interpersonal Psychotherapy, (4) Solution Focused Therapy を中心に学習を進める。本科目終了後の到達目標としては、ア. 関連した危機干渉と簡潔な治療についての知識を示すこと、イ. 個人, MF, カップル, グループ, 組織に対して、危機干渉と簡潔な治療モデルと技術を遂行すること、となっている。また、支援対象としては、①民族的、文化的、性的に多様なクライアント、②うつ・不安、③トラウマ被害者、④状

⁴⁴ ここでは、グループ学習により複合的な課題を抱えるケースについて事例研究を行った。特に、アメリカにおいては特徴的な、多世代にわたる移民家族の事例については、Ebidence Vaced の観点から、様々な事例の解説や統計資料をアセスメントにおいて参考にし、課題分析・計画立案が行われ、それに対する指導が行われていた。

況的危機，⑤退職，老化，出産等，⑥組織的危機，⑦医学的危機，のような課題を抱える人々(ただし，それらに限定されない)への支援にかかわることとしている(USC School of Social Work:2011) .

6) Substance Abuse with Consideration of Other Addictive Disorders

本科目は，個人，グループ，MF の薬物乱用と他の中毒性疾患の性質と治療および関連した治療モデルについて学ぶ．薬物依存と乱用は全ての文化において広範囲にかかわる問題であり，特にアメリカでは顕著であり，ここでの関心は，依存における民族文化的な影響，依存の社会文化的側面，依存の定義，依存のプロフィール，依存物質，治療モデル，MF の取り組み，グループ支援，依存の自己治療理論となる．また，再発防止を含む依存治療に必要な理解と技術の両方について理解を深めるための，理論的，臨床的題材を提供し，統合的な治療モデルを紹介する(USC School of Social Work:2011) .

7) Clinical Practice with SM and VT

本科目は PTSD の治療に使用される，トラウマに対する理論的かつ実際的なアプローチについて，PTSD に関する最善の実践について，エビデンスに基づく支援モデルについての知識を高める．特に，MILS にかかわる学生については，クライアントの身体的健康，精神衛生，心理社会的問題の範囲に対処する方法を手助けする準備となる．学生は，Deployment へ向かうことと戦闘のストレス要因に関係するリスクと保護要因について理解を深めることと，それらの不安を特定するために学習をすすめる．Deployment の対象となった SM は，円滑に帰還する者だけでなく，しばしば非常に強い戦闘経験にさらされていることがある．そして複数回にわたる Deployment は彼らの身体的健康，精神衛生，社会心理的対処の傷を広げる可能性がある．このコースでは特にイラクの自由作戦(OIF)と不朽の自由作戦(OEF)の戦闘経験者に関する精神衛生と社会心理的ニーズが強調されるが，第二次世界大戦，韓国，ベトナム戦争，ペルシャ湾戦争，ソマリア紛争の戦闘経験者に関する治療のニーズについても取り扱う．さらに移転・逆移転現象を管理し2次的トラウマに対応することも学ぶとともに，文化的に多様なクライアント・グループとの仕事に関連した特定の問題を含む，多様性の問題に注意が払われるような視点の習得もすすめる．また，スティグマに対処することは，学生が効果的にクライアントとの関係を確立するための基礎となる．

主な学習目的としては，以下のように整理される．

(1) 精神的な反応にかかわる社会歴史的な背景と、Deployment Cycle を通して SM, 兵役経験者, 彼らの MF のために必要な支援の手段を学ぶ.

(2) 役割の多様性を理解し, SM と退役者の文化的な反応を学ぶ.

(3) Deployment に伴うストレスに対応する際のリスク等の判別について学ぶ.

(4) SM と退役者と共に計画する支援計画に密接な関係がある複雑な生物・心理・社会的な精神要因を学ぶ.

(5) 支援者としての活動に影響する自身の影響, 考え, 世界観, バイアスを検討するための能力を促進し, 支援過程における「専門家としての自己」の使用について学ぶ(USC School of Social Work:2011) .

8) Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening

本科目は, 軍隊関係者の MF の支援に関する理論的かつ実践的なアプローチについて習得するために, 軍隊関係者の MF が機能する Military Culture, Deployment に関連するストレス要因, 軍隊関係者の MF の構造の多様性等を理解することをねらいとし, その際に, 軍隊という場で支援にかかわる上での倫理問題についても考慮し, 最終的には, Military 関係者の MF への支援に必要なより深い理解と能力を獲得するために構成されている.

本科目の目的としては, 以下のように整理される.

(1) Military Culture と軍隊関係者の MF が, 軍隊の中で適応し健康に生活するための方法について学ぶ.

(2) 軍隊関係者の MF 間への支援に際し, 倫理的ジレンマ, 多様性の問題, 軍隊に固有の多くのストレス要因について習熟する.

(3) 理論と研究に基づく情報から, 学生にケーススタディーにより支援におけるアセスメント・ゴールについて学ぶ(USC School of Social Work:2011) .

9) Domestic Violence

本科目では, 支援の観点から DV に焦点を当て, 学生が DV を認識できるようにし, 効果的な介入の段だけでなく防止方法についても検討することができるよう学際的な視点で構築されている. また, 被害者・被害を逃れた人そして加害者のそれぞれにとって最大の利益になるような意思決定を支援するために必要とされるツールと知識の習得を目指す.

本科目の目的としては, 以下のように整理される.

- (1) DVのダイナミクスと、MFに対するその影響を把握できるようになる。
- (2) DVの被害者の安全を評価し、安全計画を立案する能力を身につける。
- (3) DVの被害が発生する背景への理解を促進する。(文化、子ども、宗教、また、PTSD、ストックホルム症候群等)。
- (4) DVの加害者が虐待する理由の理解。
- (5) 被害者・被害を逃れた人、加害者や子どもとDVのあるMFへ支援を展開する際に適切な機関と連携する方法を学ぶ⁴⁵ (USC School of Social Work:2011)。

第4節 「Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening」の構成とMilSWの展開

ここでは、USC School of Social Workの全体像ならびに科目構成から、MilSWの実践にかかわる複数の科目の中でも、特に総合的にSM・MF・VTへの支援について理解を深めることが可能な「Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening」の構成に目を向け論究することにより、第7章における我が国におけるMilSWの導入に向けた試論の展開の基礎とする。

1 「Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening」の受講状況より

ここで、この第6章の全体にかかわる事柄として、筆者が2011年・Fall Semesterから2012年・Spring Semesterにおいて、USC School of Social Work・MilSW & Veteran's Servicesに聴講生として複数の科目を聴講した状況について整理を行う。

USC School of Social Work・MilSW & Veteran's Servicesは、基本的にMasterコースであるため、基本的に2年間のコースであるが、図12にあるように学生の状況に応じて、2年以上の在籍を前提とした履修も可能となっている。

また、このMilitary Social Work & Veteran's Servicesには社会人の在籍学生も多く、中には、現役のU.S. Armyの学生だけでなく、U.S. Army・Marine Corp等を退役しソーシャルワーカーとして活動している学生もみられた。その中には過去にイラク・アフガニ

⁴⁵ MilSWの活動に際してDVへの対応が多いことから、筆者の留学時に、まず最初に受講の必要性を説明されたのが、このDVの講義であった。

スタンに派遣されていた学生もおり、本科目の中でも実際イラクでの活動中に IED (Improved Explosive Device : 即席型爆発装置) に遭遇した場面や同僚が戦死した場面の話などがディスカッションの最中に出された。

USC School of Social Work		
MSW Curriculum		
<p>Full-time (2 year)</p> <p>Year 1 Foundation Fall Semester: 14 Units Human Behavior & Social Environment I (503) 3 Policy & Practice in Social Service Orgs. (534) 3 Social Work Practice: Individuals & Families (543) 3 Field Practicum (586a) 3 Integrative Learning Seminar (587a) 2</p> <p>Spring Semester: 17 Units Human Behavior & Social Environment II (505) 3 Social Policy (535) 3 Social Work Practice: Groups & Complex Cases (545) 3 Social Work Research (542) 3 Field Practicum (586b) 3 Integrative Learning Seminar (587b) 2</p> <p>Year 2 Concentration Fall Semester: 16 Units 2 Concentration Courses 6 1-2 Elective(s) 3-6 Field Practicum 4</p> <p>Spring Semester: 13 Units Concentration Course 3 Leadership in the Social Work Profession & Orgs. 3 1 Elective 3 Field Practicum 4</p> <p>Total units needed to graduate 60</p>	<p>Part-time (3 year)</p> <p>Year 1 Foundation Fall Semester: 6 Units Human Behavior & Social Environment I 3 Policy & Practice in Social Service Orgs. 3</p> <p>Spring Semester: 6 Units Human Behavior & Social Environment II 3 Social Policy 3</p> <p>Year 2 Foundation Fall Semester: 8 Units Social Work Practice: Individuals & Families 3 Field Practicum 3 Integrative Learning Seminar 2</p> <p>Spring Semester: 11 Units Social Work Practice: Groups & Complex Cases 3 Social Work Research 3 Field Practicum 3 Integrative Learning Seminar 2</p> <p>Year 3 Concentration Fall Semester: 16 Units 2 Concentration Courses 6 1-2 Elective(s) 3-6 Field Practicum 4</p> <p>Spring Semester: 13 Units 2 Concentration Courses 6 Leadership in the Social Work Profession & Orgs. 3 1 Elective 3 Field Practicum 4</p> <p>Total units needed to graduate 60</p>	<p>Part-time (4 year)</p> <p>Year 1 Foundation Fall Semester: 6 Units Human Behavior & Social Environment I 3 Policy & Practice in Social Service Orgs. 3</p> <p>Spring Semester: 6 Units Human Behavior & Social Environment II 3 Social Policy 3</p> <p>Year 2 Foundation Fall Semester: 8 Units Social Work Practice: Individuals & Families 3 Field Practicum 3 Integrative Learning Seminar 2</p> <p>Spring Semester: 11 Units Social Work Practice: Groups & Complex Cases 3 Social Work Research 3 Field Practicum 3 Integrative Learning Seminar 2</p> <p>Year 3 Concentration Fall Semester: 10 Units 2 Concentration Courses 6 Field Practicum 4</p> <p>Spring Semester: 7 Units Concentration Courses 3 Field Practicum 4</p> <p>Year 4 Concentration Fall Semester: 6 Units 1-2 Elective(s) 3-6</p> <p>Spring Semester: 6 Units Leadership in the Social Work Profession & Orgs. 3 Elective 3</p> <p>Total units needed to graduate 60</p>
Some courses can be taken during the summer, allowing students to do a variation of this model. Curriculum subject to change.		
<p>MSW Concentrations</p> <p>Community Organization, Planning and Administration (COPA) Families and Children Health Mental Health Work & Life</p>	<p>MSW Sub-Concentrations</p> <p>Older Adults Military Social Work and Veteran Services Public Child Welfare School Settings Systems of Mental Illness Recovery</p>	<p>Sample Electives</p> <p>Controversial Issues in Public Child Welfare Crisis Intervention & Brief Therapy International Social Work, Social Welfare & Social Development Loss, Grief & Bereavement Media in Social Work: Documentary Filmmaking for Social Justice Program Development & Grant Writing Social Work & the Law Spirituality & Social Work Practice</p>

図 1 2 USC School of Social Work MSW Culliculum(2011-2012).

出所 USC Social Work Virtual Academic Center (2011)Web サイトより。

また、本科目の講義担当者は、自身もロサンゼルスで開業しているソーシャルワーカーであり、実際に MilSWer としての活動の実績を持っており、事例を交えながらの講義が行われた。⁴⁶ なお、本科目は図 1 3 のように同一科目を複数の教員が学生の状況を考慮し様々な時間帯に開講されていた。

⁴⁶ 筆者が受講した講義の多くでは、事前にメールの添付ファイルで PPT の資料が送信され、なおかつ講義内では、その資料にもとづく講義だけでなく、特に Military に関する知識については、様々な映像・動画を用い、いわゆる軍隊経験のない受講生にとっても分かりやすく、講義が展開されていた。

SOWK 640: Clinical Practice with the Military Family (3.0 units) Theoretical and practical approaches to clinical practice with military families. Overview of common social issues in the military system and demands on the family dynamic. <i>Prerequisite:</i> SOWK-505 and SOWK-535								
Section	Type	Time	Days	Registered	Instructor	Location	Syllabus	Info
67217D	Lecture	8:00-9:15am	Thursday	7 of 1	Susan Lindau	VAC		
67218D	Lecture	9:45-11:00am	Thursday	7 of 7	Susan Lindau	VAC		
67263D	Lecture	2:30-3:45pm	Thursday	10 of 1	Michael Rank	VAC		
67264D	Lecture	12:45-2:00pm	Tuesday	10 of 1	Latonya Moore	VAC		

図 1 3 University of Southern California Schedule of Classes Archive(2012).

出所 USC School of Social Work Schedule of Classes Archive Summer 2012 Web サイトより.

2 Clinical Practice with the Military Family の全 15 回の講義概要

本科目の全 15 回の構成は以下の通りである.

Unit1 Introduction to Course & the Culture of Military Family Life.

Unit2 Systemic Approach to MF.

Unit3 Military Deployment.

Unit4 Understanding Combat Stress/PTSD and theMilitary Couple.

Unit5 Child and Adolescent Approaches to Trauma.

Unit6 Family Violence in MF.

Unit7 Geographic Relocation & Diversity of Military Family Structure.

Unit8 Substance Abuse in MF.

Unit9 Attachment in the Military Family.

unit10 Grief, Loss, and Suicide in the Military Family.

Unit11 Retirement and Women in the Military.

Unit12 Family Caregiving.

Unit13 Support for MF.

Unit14 Intimate Relationships After Wartime With Military Couples.

Unit15 Self-Care for Trauma Psychotherapists.

(上記の各講義概要は、筆者が受講した 2012 年 Spring Semester にて配付された資料を基に作成した.)

本科科目名は、Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening であるが、いわゆる MF への支援のためには、当然のことながら SM の状況についての理解が必要であり、各講義において SM が直面する生活課題第二関する内容も含まれ

ている。そこで次に上記の 15 回の講義の中から、特に、Unit2 Systemic Approach to MF

- ・ Unit3 Military Deployment, の各講義概要を整理し、以下に提示する。

1) Unit2 Systemic Approach to MF の講義内容

本講義のねらいは、家庭におけるストレスに関する理論について学び、どのようなリスクとレジリエンスの要因があるかを探るためである。

- ①家庭システムに対して必要な視点:家庭生活のサイクル・MF療法の概要とその手法
- ②MFに対する評価の方法と関わり方
- ③SM特有のジェノグラムを用いた、VT家庭のケーススタディ

(1) SMの家庭におけるリスクとレジリエンスを伸ばす要因①

①様々なストレスの型への理解

参考となる理論＝ルーベン・ヒルの第2次世界大戦後（1949）の家庭におけるストレスのABC-Xモデル・マッキューベンとパターソン（1982）のダブルABC-Xモデル。

②SMの家庭生活における圧力

複数階にわたる Deployment, 長い訓練期間, 長い勤務日。

(2) SMの家庭におけるリスクと回復力を伸ばす要因②

①様々なレジリエンス⁴⁷の型（1）

- a 逆境を乗り越える＝高いリスクがある状況にも関わらず良い結果を生み出す。
- b ストレスの中でも良い働きを持続する＝困難な状況が継続している中でも、その状況に適応する力。
- c トラウマからの回復＝大きなストレスのかかる出来事の後にも、適切な行動を取ることができる。

②様々なレジリエンスの型（2）

必ずしも生まれつき、また個人的な傾向であるとは言えず、訓練により得られるもの。具体的には、トラウマから回復する力、トラウマの中に意味を見出す力、回復力を高めることのできる要因がある。

⁴⁷ このレジリエンスという視点は、我が国のソーシャルワーク教育の中でも、特に精神保健福祉領域で用いられることが多いが、筆者が受講した講義の中では、エンパワメント・ストレングスとならんで、ソーシャルワーカーが特に着目すべき視点の一つとして、講義が行われていた。

(3) リスク要因とそれに対する防御的要因ならびに支援者が行うべき支援

①リスク要因

児童虐待、両親の喧嘩、残された配偶者が精神疾患等を発症している、戦争から帰還してきた親に何らかの疾患がある。

②レジリエンスを高めることができる防御的要因

- a 子どもに対して積極的で、発育を促すような家庭環境。
- b 良好な親子関係・効果的な子育て。
- c ストレスの適切な管理。⁴⁸

③レジリエンスを高めるための支援者が行うべき支援。

- a 家庭の持つストレスを伸ばす支援。
- b MF が新しい適応力を身につけられるような支援。
- c MF が Deployment 期間を通じてより強力、強固なものになっていくような支援。
- d Deployment 後の期間における MF の適応を支援。
- e 心理的な教育を行い、通常どういったことが起こるのかを説明する。

(4) レジリエンスを高めるには

①包括的括括的な SM の健康に関するプログラム。

- a 配偶者や夫婦に対する Pre-Deployment resilience training.
- b 計画に基づいた長期的評価と development program の活用により、レジリエンスを備える、SM、MF、DA、市民それぞれの能力を高める。⁴⁹

②良好な結婚関係の構築。

- a 配偶者が派遣される前に夫婦関係を改善し、回復力を高める。
- b 良好な結婚関係の構築。
- c 愛のある友情を作り出す。

⁴⁸ なお、(3)②レジリエンスを高めることができる防御的要因の関連するものとして、派遣中の児童虐待は高い割合で増加するとされている、残された配偶者は子育てを一人で担いきれないことが多い、若くて子育ての経験が浅かったり、利用できる資源や家族支援が少ない環境で起こることが多い、等の事項があげられる。

⁴⁹ なお、関連する事項として、「Comprehensive Soldier Fitness Program」があげられ、これは SM が認知と行動の両面において前向きに適応して生活することができるように準備するための長期的なプログラムで、そこで行われるトレーニングの目的としては、①個人や家庭が派遣に対して用いることのできる強みを定義する、②Deployment Cycle の各段階で自身やその配偶者が経験する出来事がどのような影響を及ぼすのか理解する、③起こりえる反応を予測する、とされる。

- d 問題への適切な対処方法を学ぶ.
- e 積極的な考えをする傾向を高める.

③必要となる視点及び知識.

a 家庭システムにおける視点の定義.

個々人や彼らの持つ人間関係で構成される, 背景を持ったシステムといえる. 内部でのつながりがあり, 共依存性を持ち, 相互に作用する. また, ある情報がどのように理解されるのかを決定する構造がある.

b 家庭システムにおける視点

個人はその家庭の中で発生する関わりによって理解される. すなわち, 個人の機能は家庭がどのように機能しているのかを示す. また, 症状は家庭内でうまく行っていないことが外に現れてきているものであると考えられる(個人が家庭全体の問題を背負い込んでいる可能性). さらに, 個人の問題行動も, 家庭内で何らかの意義を持っている可能性がある. システムを変えると個人も変わるが, この場合, 家庭生活がもつサイクルへの理解と支援過程における活用が必要とされる.

④MF への支援において活用可能な手法に関する知識

- a ナラティブセラピー
- b 認知行動療法
- c エモーション・フォーカスセラピー
- d 家族療法等

2) Unit3 Military Deployment の講義内容

本講義は, SM の Deployment 期間において, その MF が経験する諸問題やストレス要因を探るとともに, Deployment 中に起こる感情のサイクルに着目し, 家庭内での役割の変化と適応, SM が帰還する際に経験する MF の再統合に関する諸課題について知識を深めることを目的としている.

(1) Deployment Cycle の各 Stage における SM および MF の状況

①Pre-Deployment Stag.

a 概要

Deployment が近づくと, 混乱・いらいら・緊張が見られることが多いとされる. Deployment 前には, 例えば車の問題を解決しておくこと, 残された配偶者に対する委任状

などについての、十分な準備が必要とされる。子どもを持っている家庭や片親の家庭については、誰がMFの面倒を見るのかという計画を立てておくことが必要とされる。この時期は、SMに対する派遣前訓練が始まり、MFとSMの間に別離の感情が生まれ始めるとされる。

b Pre-Deployment Stageにおける Emotional Cycle.

a) Stage 1: Anticipation of Departure (段階 1: 出発が迫るにつれて) .

否定と喪失の予期を交互に経験し、感情的になる可能性があるとともに、Deployment前の家庭でのチェックリスト(SMの今後の不在に伴う準備項目)を全てこなそうとし、「思い出」作りをしようとする。この段階は、前回のDeploymentからMFが十分に再統合する時間を経過する以前に訪れる場合もある。

b) Stage 2: Detachment and Withdrawal (段階 2: 別離と喪失) .

SMはDeploymentに対して心構えがすすみ、自分の使命と部隊への忠誠心が高まってくる。また、配偶者との間に心理的な距離感が生まれる可能性もあり、夫婦が別離の痛みから自分たちを守ろうとするに際して、悲しみと怒りが生まれてきたり、婚姻関係における問題が悪化する可能性もある。心理的な距離が繰り返し生み出され、時には、悲しい気持ちになるよりも「何も感じない」状態になる方が簡単だ、と感じる場合もある。配偶者との心理的なつながりが減少することで、結婚関係に問題が生じてくる可能性もある

②Deployment Stage.

a 概要.

混乱した気持ちになることが多く、無感情、鬱、責任を背負い込みすぎるなどの症状が発生したり、配偶者に対する怒りを感じる場合もある。一人で生活している場合や、特に基地の外で生活している場合には、不安や恐れを感じる可能性もある。

MFの家族関係がうまく適応していくためには、派遣前にMFがどのような関係を持っていたのか、より安定した強固な関係性・長い婚姻期間・互いにより成熟した夫婦であるか、などがあげられる。

また、MFの子どもたちが適応していくためには、子どもの年齢(低いほど適応しやすい傾向があるとされる)・男女に特徴的な行動への理解(男子は外部的な行動(例:学校での変わった行動)、女子は内部的な行動(例:不安、鬱)に現れることが多い等)、体調の

変化への視点 (Deployment 期間中は医師の診察にかかる割合が 20%増加するとされている), Deployment のリスク度 (Deployment 先が戦地か否か等) があげられる。⁵⁰

さらに、他のストレス要因としては、これまでの軍の任務と Deployment にまつわる経験・軍が特別な配慮をしてくれるだろうという期待・所属部署からの家庭への支援 (部隊の統合, MF を Deployment に備えるためのグループ員)・親戚への支援の欠如・配偶者の年齢等が考えられる。概して、若いほどストレスが高く、より成熟しているか、正社員で働いている場合は、ストレスは軽減される可能性が高い。

b Deployment Stage における Emotional Cycle.

a) Stage3: Emotional Disorganization (段階 3: 感情の崩壊) .

SM の配偶者は Deployment に慣れているかもしれないが、以前の Deployment から「燃え尽き症候群」になっている場合や身体的・精神的な疲労が蓄積している場合もある。また、Deployment のプロセスを繰り返すことに対して、背負いきれないという気持ちになる可能性がある。

b) Stage4: Recovery and Stabilization (段階 4: 回復と安定) .

Deployment に適応するための重要な回復力と能力を見い出したり、自信をつけ、前向きな姿勢が醸成される。一方、以前の Deployment からまもなく今回の派遣になった場合には、上記に必要とされる精神的な強さを持ち合わせていない場合もある。

③Sustainment Stage.

a 概要.

回復と安定の段階とも呼ばれ、SM はすでに Deployment 先で活動しており、MF は長期不在の中で家庭を維持していく段階とされている。MF (配偶者や子ども) は長期にわたる別離や不在という事実を受け入れていることが多く、新しい家庭内の役割や支援システムを見出している。配偶者は順調に適応していけることが多く、長期に渡る Deployment の中で、自分でできることが以前よりも増え、そのように感じるようになる。この段階での問題や課題は、SM との意思疎通や、つながりの保持とされるが、それは Deployment 先の場所や形式に左右されるといえる。

⁵⁰ 参考になる事項として、湾岸戦争の VT の経験に見られる、配偶者ストレス要因としては、①感情的ストレス要因 (孤独感・一人で子育てをしなければならない・海外にいる配偶者への心配 (特に戦地派遣の場合)・配偶者からの助けを得られないこと)、②物理的ストレス要因 (家庭の管理・金銭的問題・家や車の修繕・子どもの世話・利用可能なサービスに関する混乱・法的問題 (委任状)) 等とされる。

④ReDeployment and Post-Deployment Stages.

a 概要.

SMは帰還の準備をしており、MFはSMが家庭に戻ってくるという期待、そして興奮、不安、どうしていいかわからないという感情が入り混じることが多い。戦地から帰還する場合、帰還してくる配偶者の状態に関する不安や、家庭内での役割や決まりごとを再構築する必要があるとされる。

b ReDeployment and Post-Deployment Stagesにおける Emotional Cycle.

a) Stage5: Anticipation of Return (段階5: 帰還の予測)

概ね精神状態は安定しており、SMの帰還に備えて忙しく過ごす。この時期は、帰還と再統合に関して、現実的な計画と予期される問題について話し合う必要がある。

b) Stage6: Return Adjustment and Renegotiation (段階6: 帰還に伴う適応と再統合) .

MFの中での役割や期待されていることを再設定する機会とされる。この場合、よく話し合うことが重要であり、戦地でSMが経験したストレスについて、MFはよく理解し対処する準備をしておくことが必要とされるが、対処が難しい場合（いらいらしやすい、心を開かない、一人になりたがる、飲酒の増加や麻薬の使用など）もある。また、再統合しようとすることで、夫婦の間で口論が増える場合もある。

c) Stage 7 : Reintegration and Stabilization (段階7: 再統合と安定) .

夫婦とMFが新しい関係を構築し安定するまで最高6ヶ月かかるとされており、中には、戦地でのストレスが、著しく安定を阻害する場合もある。もう一つの阻害要因としては、MFが派遣終了後、即座に長期にわたる配置転換を迫られる場合があげられる。この場合、Deployment終了直後に別のDeploymentに応じなければならないことで、Deploymentの苦しみをもう一度、最初からやり直さなければならないというストレスが生まれる場合もある。

(2) Post-Deployment Stages において婚姻関係を充実させるには.

SMが帰還した際に、配偶者は親しさを取り戻すためにSMの注意を引こうとしたり、SMがMFと時間を過ごすように要求したりする場合がある。同時に、戦地から戻ってきたSMは家庭生活に適応しようとしており、そのため、普通よりも無関心だったり、孤独を好んだり、ただ戦地での経験を自分なりに理解し処理しようとしている場合も考えられる。これが原因となり、夫婦の緊張や争いにつながる可能性もある。また、トラウ

マ症状（戦地ストレスや帰還退役兵に見られる PTSD）がある場合、これが夫婦の間に余計なストレスを生み出す可能性（※PTSD にかかわるストレス要因の結果（例：睡眠障害、極度の緊張、興奮状態）も考えられる。

（3）子どもに見られる別離のストレスへの反応について.

①個人的な要素.

子どもと親の関係性の質・兄弟姉妹との関係性の質・ストレスや変化に対応するための個人的な性質.

②発育年齢への視点.

子どもが通常の発育段階に対してどのように反応するか・発育の諸段階でどのようなことが起こるか.

③「しつけの変化」への視点.

Deployment 前に、明確な日々の予定・しつけ・規則や、やっていいことと悪いことの区別を持っていた子どもたちは、母親が一人で全てをこなすようになったことでこれらの決まりに変化を感じる場合があり、母親は以前よりも簡単に子どもたちの要求に屈するとも考えられる。残された配偶者は、一人で対応できないという気持ちになって、いらいらしやすくなる場合がある。Deployment により別離の状況におかれた母親が子どもに対して、よりいらいらしやすくなるのと同様に、離婚に関する複数の研究では、離婚の初期段階で両親の言うことが変わりやすくなったり、子どもにかかわろうとしなくなったり、子どもの躾をしなくなったりすることが報告されており、全体的に、親としての能力が低下すると考えられる。また、離婚により生じた自分たちの感情や生活面での困難に対処しようとする中で、子どもたちに対して愛情を注げなくなる場合もある。

（4）ソーシャルワーカーの役割.

- a 心理的教育.
- b 高いリスクの状況に対する判断.
- c 児童虐待、家庭内暴力、鬱や自殺への対応.
- d MF を（軍または地域の）支援機関に紹介する.
- e 相談に応じ、必要な介入をする.

(5) 家庭に対する支援計画

Deployment 期間にわたって SM の MF 構成員がそれぞれ十分な支援を受けられるように、金銭面での将来計画、金銭的援助、生活スキルを身につける、個人また家庭レベルでの準備、基地の内外で利用可能な機関に関する情報と紹介、雇用、移住と次の段階への移行、のような内容を含めた計画を立てることが必要とされる。

以上、アメリカにおいて、2010 年より本格的に始動している大学院における MilSWer の養成体系について、MilSWer の教育指針が整理された『Advanced Social Work Practice in MilSW』ならびに 2011-2012 年の USC School of Social Work・MilSW & Veteran's Service における開講科目について考察をすすめてきたが、MilSWer というスペシャリストの養成においては、ソーシャルワークの基本的な知識・技術の習得は当然のことながら、その活動する「場」および「対象者」への理解を促進するための枠組みが必要不可欠であることが明らかとなった。この点について本研究で取り上げた『Advanced Social Work Practice in Military Social Work』では、Military とそれに関わる人々への理解をすすめるための一つとして「Military Culture」への着目が、多くの教育方針の中で取り上げられていることが判明した。また、アメリカにおける Military の社会的な位置づけや MilSW に対するニーズも関連していると考えられるが、「Military Culture」の理解を促進するための教材または学習の場 (MilSW に関連する機関の Web サイト等) も、充実しており、Military という「場」「環境」に対する理解の促進がはかられていることも明らかとなった。

アメリカでは MilSWer の活動そのものについては歴史的な視点からも十分な蓄積がすすめられてきたが、本研究で取り上げたような大学院教育での場を主としたスペシャリストとしての養成は始まったばかりである。今後の課題としては、この養成課程の効果ならびに実際にその養成課程を経たソーシャルワーカーの活動実態について、社会福祉の価値を基本に考察をすすめる予定である。

第7章 「MilSW」⁵¹の実践展開に向けた研修プログラムの構築にむけて はじめに

本章では、これまでの論証をふまえ、序章・第1節・1)で提示した本研究の研究課題の③の「Military」ではない我が国の自衛隊におけるソーシャルワークの活用可能性と展望について考察を試みる。その際に、国防に関わる組織において展開されるハイリスクな業務に従事する人々への生活支援という観点から論究を進める。

また第1節・1)で提示したように、現時点において防衛省・自衛隊では、ソーシャルワーク専門職による介入は十分ではないものの、組織全体として医療・心理専門職ならびに内部での研修を終了した担当者ならびに外部の機関の活用により、隊員及びその家族へのサポートが進められている。

しかしながら、アメリカ軍のように自衛隊の内部でソーシャルワーカーの活動について論じることはいささか拙速であると考えられるため、本章では、まず、これまでの研究成果を踏まえ、自衛隊員とその家族への支援に関わる可能性のある社会福祉士が、より効果的に適切な支援を展開するために、アメリカにおけるMilSWの知識・技術を基盤とした研修プログラムについて提言を行うものである。

第1節 我が国における「MilSW」の展開の検討を要する背景

1 防衛省・自衛隊における隊員・家族支援の概要

1) 隊員支援の概要

自衛隊の歴史は、1950年の警察予備隊発足から始まるが、今日までの60年以上にわたる経過において、大きな転機の一つとしてあげられるものが、1992年の「国際平和協力法施行」以降の国際貢献活動であり、その活動対象となる地域の状況によっては、隊員自身は非常にハイリスクな活動への従事を余儀なくされ、そしてその家族は家族成員との別離に直面するなど、活動に携わる隊員とそれを支える家族の両者が、その生活場面において様々な影響を受け変化への直面とそれへの対応が迫られていると考えられる。

例えば、隊員本人に目を向けた場合、気候・生活習慣・文化・言語等が異なる海外での活動とそれに伴う生命の危険、そしてMFにおいては、それまで生活を共にしていた家族成

⁵¹ 我が国ではMilSWという言葉はなじまないため、本章においては、自衛隊ならびに社会福祉士・精神保健福祉士および研修プログラムに関連する論考においてMilitaryという言葉を用いる場合は、「MilSW」および「MilSWer」のように「 」として使用する。

員が突然に海外に派遣されるという家族システムの変化とそれにもなう不安，そして帰国後の社会・家庭への復帰における諸課題等が考えられる。

ここで提示したものは国際貢献活動にのみ焦点をあて、その生活への影響の一場面を切り取ったものにすぎないが、海外での活動だけでなく、国内の様々な活動においても、隊員とその家族は生活上、様々なリスクにさらされる危険性がある。

また、上記にあげたような様々な任務に伴うリスクだけでなく、隊員の日常生活での状況に目を向けてみると、例えば、2005年7月に防衛庁人事教育局より提示された「人事教育施策等緊急検討委員会における検討結果」の中では、昨今の自衛官による重大服事故（犯罪）の続発等が懸念されている状況にある。さらに、自衛隊員の自殺問題に関しては、2000年に自殺者の増加への対応として、「自衛隊員のメンタルヘルスに関する検討会」が立ち上げられ、計5回にわたる論議の中で、メンタルヘルス活動に関するシステムの整備が掲げられた他⁵²、陸・海・空各自衛隊における臨床心理士の配置が進められた。

さらに、『平成26年版 防衛白書』では、自衛隊員の自殺防止への取組として、

- ・カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など）。
 - ・指揮官への教育、一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化。
 - ・メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化をとともなう部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布（防衛省 2014：354）。
- などが示されている。

その他、隊員の子育て支援に関わる取り組み、「防衛省におけるいじめ等の防止に関する検討委員会」を設置するなど、各種の取り組みを行っている。

また、上記のメンタルヘルス対策については緒方(2007：585-586)ならびに重村・野村(2007：587-589)が防衛医学という観点から報告を行っており、同様に、メンタルヘルス対策の活動の実際については、中部方面隊におけるメンタルヘルス活動（松村 2007: 624-626），航空自衛隊入間基地におけるメンタルヘルス活動（岩田 2007: 626-628），航空事故におけるメンタルヘルス活動（澤村 2007:628-630），自衛隊阪神病院におけるメンタルヘルス活動（松村 2007: 630-632），自衛隊岐阜病院精神保健福祉部のメンタルヘルス

⁵² 詳細は、防衛省ホームページの「自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言の要旨」<http://www.mod.go.jp/j/delibe/mental/hokoku01.htm> 2009.5.1を参照）要旨の主な内容としては 1. 自衛隊のメンタルヘルスの問題点，2. 自衛隊におけるメンタルヘルス活動のあり方，があげられており，具体的な対応としては，（1）メンタルヘルス活動の統制システムの形成，（2）メンタルヘルスに対する意識改革，（3）包括的なメンタルヘルス活動の推進，とされている。

活動（柴田，安藤，柳瀬，川嶋 2007:632-648）の実践活動報告ならびに先行研究がみられる。

2) 家族支援の概要

家族支援に関わる活動（家族支援センター・家族相談室の設置）等も進められており，陸・海・空自衛隊それぞれにおいて特徴ある対策が進められていると共に，各駐屯地・基地においても，それぞれが持つ機能役割ならびに地域性に即した対策が展開されており，Web サイトにおいてその実施状況が確認される．その中でも特に，最も多くの隊員を抱えている陸上自衛隊においては，細やかな支援施策が展開されており，以下においてその概要を整理する．

陸上自衛隊では，その期待されている多様な機能役割を遂行するためにも，隊員の努力だけでなく，それを支える家族の理解と協力があってこそ遂行できるという視点の元，様々な家族支援施策が展開されている．その目的としては，「家族支援とは，任務遂行のため隊員が急きょ又は長期間不在にする場合においても，家族が安心して生活できるように日頃から準備しておくことに加え，隊員が後顧の憂いなく任務遂行できること」（陸上自衛隊 a）．としており，平素ならびに派遣時のそれぞれにおいて，家族支援の施策が設定されている．

平素の家族支援としては，先ず，「部隊家族間コミュニティ」があげられ，各部隊毎に隊員家族への部隊長の講話や専門家によるメンタルヘルスに関する講話などを実施し，部隊に対する理解を深めると共に，家族間の連携を深めるための交流の場の設定を行っている．また，転入・新婚家族向けオリエンテーションとして，異動および結婚直後の隊員とその家族に地域及び部隊の概況，自衛隊に関する説明を行い，新しい生活環境への変化に伴う不安を取り除く活動も行われている⁵³（陸上自衛隊 b）．

また，航空自衛隊では，航空幕僚監部に留守家族支援本部が設置され，派遣時に多い手は所属部隊や所属基地の厚生班が派遣隊員の家族に対する支援業務を行うこととなっており，さらに，海上自衛隊においては，通常業務において長期出港や遠洋航海もあるため，隊員が任務に集中できるよう，留守家族が災害・病気等の判断に迷う事態に直面した場合はそのサポートとして，電話相談窓口を設けているとしている．（MAMOR 2010:22-23）

⁵³ なお，自衛隊における家族支援の概要については，第5章 6）我が国における Deployment に関わる支援状況 にて詳述している．

2 「MiISWer」という新たなスペシャリスト養成に関わる課題

1) 衆議院質問趣意書からみる隊員の自殺の現状から

上記のように自衛隊員の自殺に関する対策が進めれている一方、2015年度の第186回国会では、今回の安保法制関連の審議の中で衆議院において複数回にわたり質問が行われており、直近の状況としては、2015年5月28日に阿部知子議員が提出した「質問第二四六号自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問主意書」に対し、「平成十五年度から平成二十六年までの各年度における自衛隊員の自殺者の状況について答弁」（衆議院：2015）がなされ、自衛隊員の自殺に関する統計資料が提示されているため、その一部を抜粋し表6および表7として提示する。

表 6 2003～2014年度までの各年度における自衛隊員の自殺者数。

年度	陸上自衛官	海上自衛官	航空自衛官	事務官等
2003年度	48	17	10	6
2004年度	64	16	14	6
2005年度	64	15	14	8
2006年度	65	19	9	8
2007年度	48	23	12	6
2008年度	51	16	9	7
2009年度	53	15	12	6
2010年度	55	10	12	6
2011年度	49	14	15	8
2012年度	52	7	20	4
2013年度	47	16	13	6
2014年度	43	12	11	3
合計	639	180	151	74

(※④事務官等は、防衛省の事務次官、防衛審議官、書記官、部員、事務官、技官及び教官を指す)。

出所 衆議院：2015（表6は、内閣衆質一八九第二四六号衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対する答弁書を元に筆者が作成）。

この答弁から、いずれの年度においても陸上自衛隊員の自殺が高い値を示していることが明らかであるが、これは防衛省（防衛省・自衛隊：2015）によると、各自衛隊の現員が、2015年3月31日現在で、陸上自衛隊＝138,168人・海上自衛隊＝42,209人・航空自衛隊＝3,266人、となっていることから分かるように、陸上自衛隊の現員が最も多数を示していることも影響していると考えられる。

また、2003年度から2014年度までの各年度における自衛隊員の自殺者数の原因について、①病苦、②借財、③家庭、④職務、⑤精神疾患等、⑥その他及び⑦不明に分類すると、表7のように整理され、いずれの年度においても、⑤精神疾患等が高い値を占めていることが明らかである。

表 7 2003～2014年度までの各年度における自衛隊員の自殺者数とその原因。

年度	病苦	借財	家庭	職務	精神疾患等	その他	不明
2003年度	6	19	4	6	17	6	23
2004年度	3	24	11	10	26	7	19
2005年度	4	17	14	9	32	3	22
2006年度	0	23	11	4	26	14	23
2007年度	1	19	9	12	27	8	13
2008年度	2	15	6	22	25	4	9
2009年度	0	16	12	18	16	13	11
2010年度	9	6	12	9	14	8	25
2011年度	2	3	17	17	16	12	19
2012年度	4	8	14	5	32	8	12
2013年度	1	5	5	8	36	7	20
2014年度	0	4	3	3	22	5	32
合計	32	159	118	123	289	95	228

出所 衆議院：2015（表7は、内閣衆質一八九第二四六号衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対する答弁書を元に筆者が作成）。

さらに、海外派遣活動に関連する自殺者数については、まず、テロ対策特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、海上自衛隊員＝25人・航空自衛隊員＝0人とされる。また、イラク特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、陸上自衛隊員＝21人・海上自衛隊員＝0人・航空自衛隊員＝8人であり、補給支援特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した自衛隊員数は、海上自衛隊員＝4人（この4人の中にはテロ対策特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した海上自衛隊員2人が含む）とされる。

なお、上記の結果に関連し、テロ対策特措法に基づく活動に従事した自衛隊員、イラク特措法に基づく活動に従事した自衛隊員又は補給支援特措法に基づく活動に従事した自衛隊員のうち、在職中に自殺した隊員の人数とその原因については、病苦＝0人・借財＝6人・家庭＝7人・職務＝3人・精神疾患等＝14人・その他＝5人・不明＝21人として（いずれも、内閣衆質一八九第二四六号衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問に対する答弁書より作成）。

以上は一部抜粋であるが、上記表7に関する答弁の中で防衛省は、「一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合って発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多く、海外派遣との因果関係を特定することは困難な場合が多いと考えているが、防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、このような観点を含め自殺防止対策については、今後とも強力で推進してまいりたい」としている。

一方、上記のような国会における答弁内容に対し、元防衛大臣政務官・元自衛隊イラク先遣隊長であった佐藤正久参議院議員は、防衛省が作成した資料として自身のブログで図14のような資料⁵⁴を提示している。

この資料において佐藤(2015)は、「イラク特措法に基づき派遣された自衛官の「平均自殺死亡率」は、図14のように一般成人男性（20歳から59歳）のそれに比べて「低いことが明らか」としており、「自衛官の自殺死亡率」（概数）として、
一般成人男性（40.8人） > 男性自衛官（35.8人） > イラク派遣自衛官（33.0人）
と指摘している。

⁵⁴ 本資料は、本項第7章2・1)で参照した2015年第189回国会の質疑応答の経過の中に関連し、佐藤議員が自身のWebサイトで公開したものである。

自衛官の自殺について

一般成人男性 > 男性自衛官 > イラク派遣自衛官

■ 平成17年度から26年度末までの10年間における平均自殺死亡率（10万人あたり）

- 一般成人男性（20歳から59歳）：約40.8人
- 男性自衛官（自衛官の約95%）：約35.9人
- イラク特措法に基づき派遣された自衛官：約33.0人

$$\text{自殺死亡率} = \frac{\text{自殺死亡者数}}{\text{対象となる母集団の構成数}} \times 10万$$

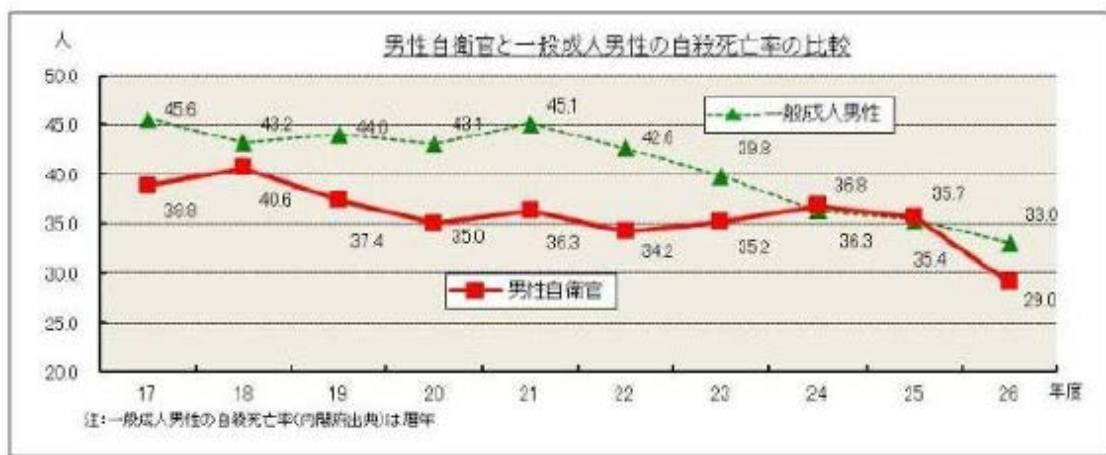


図14 自衛官の自殺死亡率（概数）。

出所 佐藤正久オフィシャルブログより。

以上の2つの資料から判明することは、いずれにしても自衛隊において自殺者が確認されているということである。

さらに、自衛隊員と家族を取り巻く環境が少なからず変化する可能性がある要因として、2015年9月19日に平和安全法制関連2法として、「平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」ならびに「国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」が成立し、9月同30日に公布されたことがあげられる。

この法案による自衛隊の活動の変化とそれによる自衛隊員ならびにその家族への影響は現時点では不透明であり、業務棟に関わるリスクの増大の可能性についても言及は困難であるが、少なくとも自衛隊の活動範囲は拡大される可能性が高いとされている。

そのため、職務内容の変化ならびにそれに伴う生活環境への影響は無視できないと考えられ、その上で上記に示したような自殺者の発生の経過を考慮した際に、これまで自衛隊

が実施してきた医療・心理職による支援に加えて、環境の変化に伴う影響を考慮したソーシャルワーク専門職によるサポートの可能性について検討する余地ならびに必要性は、ソーシャルワークの予防的機能の観点からも十分に認められると考えられる。

2) 第1次イラク復興支援活動における派遣前中後の隊員への支援概要より

ここで、上記の内容に関連し、2015年7月に防衛省が公開した『イラク復興支援活動行動史』⁵⁵（防衛省：2008）を参考に、イラク人道復興支援活動における陸上自衛隊の隊員及び家族支援の概要に着目する。⁵⁶

本資料は、第1・2編に分かれており、構成としては、第1章 総説・第2章 派遣準備・第3章 復興支援活動・第4章 撤収・まとめにより構成されており、第2章 派遣準備・第3章 復興支援活動第では、「人事」「警務」「衛生・メンタルヘルス」「会計」「広報」「民事」「法務」「情報」「情報通信」「兵站（兵站支援、装備）」「運用」「教育訓練」「監察」「教訓業務」について、第4章 撤収では、「人事」「警務」「衛生」「広報」「民事」「情報通信」「兵站（兵站支援、装備）」について報告されている。

その中で注目すべきは、章名にある「派遣準備」「復興支援活動」「撤収」の各段階に即して上記事項が整理されており、これは、本研究第5章で論証した Deployment Cycle にも関わるものといえ、そこでの隊員へのメンタルヘルスクエアならびに家族支援活動に関わる活動内容が整理されている。

家族支援活動については、留守業務（家族支援）として取り上げられており、特に、派遣準備においては、米軍の Family Support Program を参考に留守業務・家族支援（防衛省 2008：37）を展開したとしている。また、今回の留守業務（家族支援）に関わる教訓の中では、「業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復を含め有効かつ必要な施策である」としており、さらに提言として、「派遣地域の環境を考慮し、長期派遣時の必須事業として標準化が必要」としている（防衛省 2008:91）。

さらに隊員へのメンタルヘルスクエアについては、教訓として、「隊員の精神状況の全体傾向を把握するための派遣前・中・後におけるメンタルヘルスクエアは有効。問題を抱えた

⁵⁵ 本資料は、防衛省が2008年に作成したものであり、これまでは一部が黒塗りされ公開されていたが、2015年7月に辻元清美 Official Website (<http://www.kiyomi.gr.jp/blog/5969/>) にて入手が可能となった。

⁵⁶ これまで本項では、MF・Deployment という用語を使用してきたが、この2)では、自衛隊に関する資料を参照しているため、上記の用語は使用せず原文の「家族・派遣」という語句を使用する。

隊員個々に対する、適時、適切なカウンセリングを実施するためには、カウンセラーの現場への随行派遣は有効である。」としている（防衛省 2008:106）。

さらに、メンタルヘルスケアに関わる提言の中にはカウンセラーの複数配置ならびにクールダウンの適切な実施等について触れられているほか、

派遣隊員の家族に対してもメンタルヘルスケアが重要であり、今後検討することが必要としている（防衛省 2008:107）。

これらはいずれも、本研究で論証を進めてきた MiISW におけるソーシャルワーカーが対応している業務と類似する部分も多くみられ、さらに派遣段階に応じた施策を展開している点を考慮すると、本研究第5章で論究した MiISW における Deployment Cycle に関連するサポートの視点・知識・技術の活用について、現在の医療・心理専門職による精神・心理的側面へのサポートに加えて、生活全体に関わるソーシャルワークの視点からのサポートについても検討の余地が認められるのではないかと考える。

3) 我が国における「MiISW」の導入に関する試論

まず、本研究でこれまで論証してきたように、アメリカ軍のように国防に関わる集団において、その業務の影響により、本人の死亡による家族への影響、さらには負傷による長期にわたり身体的・精神的なサポートが必要となった人々に対し、ソーシャルワーク専門職による支援を展開することは当然のことである。

アメリカ軍の活動とは様々な点で異なるものの、我が国の職業の中ではハイリスクと判断される業務に従事する自衛隊員とその影響を受ける家族に対してソーシャルワーク専門職によるサポートの必要性を検討することにより、他のハイリスクな職業(一例としては、警察・消防・海上保安庁等)に従事する人々への職場におけるソーシャルワークの展開についても検討の起点になるのではないかと考える。またその結果、最終的には様々な職業の場において、人々のより身近な存在としてソーシャルワーカーが活動し、生活支援を展開できるような社会が構築されることが期待される。

そのためにも、自衛隊におけるソーシャルワークの導入のために、自衛隊が職業の場の一つであるという認識を再確認することと、職業として自衛隊の業務に従事している人々への支援においては、Hazle, Wilcox, Hassan, (2012:229)が提起するように「軍隊に入った理由、または争いの背後にあるポリシーが何であれ、これは助けを必要としているハイリ

スクな集団であり、私たちには彼らを支援しケアする道徳的義務がある」という視点について、考えていく必要があるといえよう。

ソーシャルワークならびにそれに関連する調査・研究活動に従事する専門職においては、ソーシャルワークが全ての人々に対し平等に展開されるべきであるという原理・原則を再度確認し、時代によって変化するであろうその対象に対するイメージや過去の影響を受けた思想等にとらわれることなく、人間という存在とそこで生活を営んでいる人々への支援の必要性の有無から、客観的に判断していくことが求められると考える。

しかしながら我が国において自衛隊におけるソーシャルワークの導入を阻害する可能性がある要因として、本研究で使用している MiISW の Military という言葉に対して、我が国で根付いている様々なイメージや言葉から受ける印象の影響も否定できない。

これらのイメージや印象は一朝一夕に変化するものではなく、本研究では先進的な活動を行っているアメリカの MiISW を参考にしこれまで論証を進めてきたが、同様の活動を行っているオーストラリアにおいては、第2章で言及したように「Defence Social Work」という名称が使用されていることを考慮し、さらに自衛隊が「Self Defence Force」とあらわされていることから、自衛隊におけるソーシャルワークの展開に際しては、この「Defence Social Work」という言葉を用い、自衛隊におけるソーシャルワークについて議論を展開していくことも、検討の余地があるといえよう。

第2節 社会福祉士・精神保健福祉士を対象とした「MiISW」研修プログラムの試案

1 「MiISW」研修プログラムの目的と全体像

1) 現任者に対する研修の必要性と目的

ここではこれまでの第1～6章までの論究を基盤に、社会福祉士を対象とした「MiISW」研修プログラムについて試論を展開する。

まず、本プログラムの必要性については、これまでも論究を行ってきたように、MiISW はソーシャルワーク実践の対象領域における固有の専門性を保有した実践領域の一つであり、MiISW の実践に特化した知識・技術とくに後述する Military Culture 等に関する知識に熟知する必要性が認められるためである。

なにより、既に多くのソーシャルワーカーが既に自衛隊員とその家族に対する支援について各所属機関において直接的・間接的に関わっており、今後の我が国における自衛隊の活動の変化とそれに伴う生活への影響を考慮した際に、より専門的な支援知識・技術の習得の必要性が明らかとなっている。

その意味では、現在我が国で進められている、認定社会福祉士制度におけると同様に、Mi1SW という領域における専門的な支援方法ならびにそこで活用可能な制度を熟知し、他職種との連携のもと「Military Life」における多様な生活課題を抱える利用者及びその家族ならびに他専門職との連携の元で適切な支援を展開すると共に、将来的には保健・医療・心理領域の専門職に対するコンサルテーションを展開できるようなシステムを構築するための布石となることを目的とする。

2) 研修プログラムの全体像

本研修プログラムは、アメリカにおいて基本的に大学院の2年間で習得すべき Mi1SW に関する専門的知識・技術について、限られた期間の中で必要最低限と考えられる知識について習得を図ることを目的としたものであり、その概要は以下のように整理される。

①期 間＝土曜日の午後（90分2コマ）と日曜日の午前・午後（合計90分4コマ）

（理由＝研修対象者を臨床に従事している社会福祉士・精神保健福祉士を対象としているため、比較的、業務外の日程で受講できる曜日・時間を設定した）。

②対 象＝社会福祉士・精神保健福祉士を取得しており、現時点でソーシャルワーク実践領域で活動を行っている者（経験年数は問わない）。

（理由＝自衛隊員ならびにその家族を対象としたソーシャルワーク実践については、その社会福祉専門職の経験年数に関係なく担当になる可能性があるため、経験年数は不問とした。また、次項において示す研修内容は、大学等においてソーシャルワークの基本的な知識・技術等を習得している上でのより高度な知識となるため、社会福祉士または精神保健福祉士を取得していることを想定した）。

③スケジュール＝土曜日1コマ目：オリエンテーション・自衛隊概論。

土曜日2コマ目：「Mi1SW」概論（定義・CSWE・NASW）。

日曜日1コマ目：Mi1SWerの活動の全体像について。

日曜日 2 コマ目 : Military Culture とは.

日曜日 3 コマ目 : Deployment Cycle とは.

日曜日 4 コマ目 : まとめ (事例紹介・倫理的ジレンマについて) .

以上が全体像である.

2 「MiISW」研修プログラム試案⁵⁷

1) オリエンテーション・自衛隊概論

目的 : ソーシャルワークの支援対象としての自衛隊の概要について外観を整理ならびに紹介する. 可能であれば, 自衛隊関係者による講義が望ましいと考える.

(1) 本研修の目的.

(2) 自衛隊の組織図による説明 (防衛省ならびに陸・海・空自衛隊の関係と全体像 : 参考となる Web サイトの紹介) .

(3) 自衛隊にかかわる法的基盤 (日本国憲法・自衛隊法・自衛隊員倫理法の概要) .

(4) 各駐屯地の概要 (当該研修を行う都道府県に配置されている駐屯地の概要.

例 鹿児島県であれば, 陸上自衛隊 : 川内駐屯地・国分駐屯地, 海上自衛隊 : 鹿屋航空基地について紹介するとともに, 西部方面隊との関係等についても説明を行う. また, 各駐屯地で行われている一般開放の行事等についても説明する) .

(5) 自衛隊をよりよく知るために (一般入手可能な資料等の紹介. 巻末資料参照) .

2) 「MiISW」概論 (定義・CSWE・NASW)

目的 : MiISW の定義について説明を行うことにより, 先ずソーシャルワークの一領域であることを確認し, (1) MiISW の定義 (本研究第 3 章第 1 節において整理を行った各種定義の紹介) , (2) アメリカにおける MiISW の養成体系の概要と習得が望まれる基礎的知識. 以下の研修項目の内容が「MiISW」の展開において最低限必要な知識等であることを確認することを目的とする (主として, 本研究第 6 章第 2 節 2 において紹介した NASW の Standard1~12 の概要ならびに, 本研究第 6 章第 1 節 3 で論究した CSWE の MiISW Knowledge and Practice Behaviors の説明を行う) .

⁵⁷ 以下の, プログラムの作成にあたっては, Flynn,M.S.(2014), Castro,C.A.(2014), Hassan,A.M.(2014)が, 2014 年 4 月 2 日に Fu Hsing Kang College・National Defense University で開催された「Military Social Work Forum」において使用した資料ならびに, Costello, Alenkin(2011) *Military Culture* 講習資料を参照した.

3) 「MiSWer」の活動の全体像について

(1) 「MiSWer」の対象者としてのSM, VT, MFの特徴について(本研究第4章第1~3節の概略を説明)。

(2) 「MiSWer」の活動内容(本研究第4章第1~3節の内容の概略を説明)。

4) Military Culture とは

(1) Military Culture 概論(本研究第5章第1節の内容をもとにMilitary Cultureの定義と概要について説明)。

(2) Military Cultureを理解するためのポイント(Military Cultureとシビリアンカルチャーとの違い等)。

(3) 自衛隊における文化の理解のために。

- 例 a 入隊の方法と経路.
- b 入隊から退官までの経過(若年定年制・任期制について)。
- c 制服(画像を用いて説明)。
- d 階級(図17参照)。

共通呼称		G S D F 陸上自衛隊		M S D F 海上自衛隊		A S D F 航空自衛隊		
幹部	幕僚長	陸上幕僚長	★★★★★	海上幕僚長		航空幕僚長	★★★★★	
	将官	将	陸将	★★★★	海将		空将	★★★★
		将補	陸将補	★★	海将補		空将補	★★
		佐官	1佐	1等陸佐	★★★	1等海佐		1等空佐
	2佐		2等陸佐	★★	2等海佐		2等空佐	★★
	3佐		3等陸佐	★	3等海佐		3等空佐	★
	尉官	1尉	1等陸尉	★★	1等海尉		1等空尉	★★
		2尉	2等陸尉	★	2等海尉		2等空尉	★
		3尉	3等陸尉	—	3等海尉		3等空尉	—
	准尉	准陸尉	—	准海尉		准空尉	—	
曹士	曹長	陸曹長		海曹長		空曹長		
		1曹	1等陸曹		1等海曹		1等空曹	
		2曹	2等陸曹		2等海曹		2等空曹	
	士	3曹	3等陸曹		3等海曹		3等空曹	
		士長	陸士長		海士長		空士長	
		1士	1等陸士		1等海士		1等空士	
		2士	2等陸士		2等海士		2等空士	

図15 自衛隊の階級表図.

出所 自衛隊岡山地方協力本部 Web サイトより.

e 自衛隊法および自衛隊員倫理法のポイントについて.

自衛隊法については、第一章 総則（第一条—第六条）、第五章 隊員（第四節 服務（第五十二条—第六十五条））、第六章 自衛隊の行動（第七十六条—第八十六条）、第九章 罰則（第一百八条—第二百二十五条）、を中心に解説を行う。

また、自衛隊員倫理法については、第一章 総則（第一条—第四条）、第二章 自衛隊員倫理規程（第五条）、を中心に解説を行う。

（４）陸海空自衛隊の業務の特徴と概要.

MilSW における Military Culture の知識の活用例について.

5) Deployment Cycle とは

（１）Deployment Cycle ならびに Emotional Cycle of Deployment の概要（本研究第 5 章第 1 節 1 を元に解説）.

a Deployment が MF に与える影響.

b Deployment Cycle における MilSWer の活動例の紹介.

6) 事例紹介・倫理的ジレンマ

（１）MilSW における倫理的ジレンマに関する視点（本研究第 4 章第 4 節をもとに説明）.

a 倫理的ジレンマに関する事例紹介とディスカッション（事例は、本項第 4 章第 4 節で提示したものを使用予定）.

b 総括.

なお、上記の各項目において使用予定の資料の一部は巻末に提示する。

以上、これまでの研究成果を基盤に、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得者を対象とした基本的事項のみに特化した MilSWer の研修プログラムを提示したが、上記はあくまでも試案であり、今後、より詳細なプログラムの構築の必要性があると考えます。

特に、「オリエンテーション・自衛隊概論」ならびに「Military Culture」の講義内容の一部については、自衛隊関係者による講義・指導が必須とされる項目もあるため、まずは自衛隊関係者との連携も必要となろう。

さらに、本プログラムは終了にともないスペシャリストとしての MilSWer としての活動が担保されるものではなく、正確には MilSW に関する「啓蒙」的な要素が強いと言えよう。

しかしながら、我が国においてはMiISWにかかわるこのような研修プログラムは十分に構築されているとは言えないため、今後さらにアメリカにおけるMiISWの養成体系について精査をすすめるとともに、さまざまな教育機関ならびに支援機関等において行われている現任者向けのプログラムについても把握をすすめる予定である。

終章—おわりに—

1. 本研究の立ち位置

繰り返すようだが、戦争が非人間的・反人権的な行為であることは自明の理である。

ソーシャルワーク実践が人々の権利を擁護することに使命があるとすれば、戦争行為はソーシャルワーク実践の対局にある残虐な行為である。しかし、この戦争によって発生する犠牲者や難民の救済は、ソーシャルワーク実践が向き合うべき課題であり、そこでは人権や生命に例外を設けるべきではない。本研究では、そうした観点からアメリカの軍人、退役軍人、その家族を支援する **Military Social Worker** 養成の現状についてみてきた。その際、過去ならびに現時点において、世界の各地で活動しているアメリカ軍に関わる **Military Social Work** に着目した。しかし、それはアメリカ軍の活動の是非の判断を前提に進めるものではなく、むしろ、様々な背景を持つ人々の思想・観念等が要因となり、ともすると、**Military** に関係する人々の周縁化・排除が生じる可能性を考慮し、ソーシャルワークの原理である「人権と人間の尊厳」「社会正義」をすすめるためにも、**Military Social Work** について論じたのである。

既述のように、アメリカにおいては、**Military Social Work** の実践活動の特徴に即し、専門職としての **Military Social Worker** の養成に関し指針が設定されている。これは米国ソーシャルワーク教育協議会（**Council on Social Work Education**）が作成・公表しているものであり、全てのソーシャルワーク実践領域に関わる専門職の養成において必要とされる指針を基盤として、**Military Social Work** に従事する専門職に応じて設定されている。その中では、**Military Social Work** の定義が提示されているだけでなく、教育方針及び習得が必要とされている知識・技術が10項目にわたって整理されている。また、各項目について、**Selected Practice Behaviors・Military Social Work Knowledge and Practice Behaviors** が設定されている。その資料に基づき考察をすすめることにより、**Military Social Worker** の養成においては、**Military Social Work** の特性に応じた知識ならびに技術等の習熟が必要とされることが明らかとなった。

本研究では、我が国においては、実践経過ならびにそれに基づく先行研究の実績が十分には確認されない **MilSW** に関し、アメリカにおける先行研究を基盤に、その理論体系及び実践概要さらには **MilSW** における専門職としての **MilSWer** の養成体系について論究してきたが、これがそのまま我が国に移植できるわけではない。しかし、我が国では、昨今の「平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等

の一部を改正する法律」ならびに「国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」の審議の経過に伴い、自衛隊員ならびに自衛隊の今後の活動について注目が集まり、第7章において論究したように、自衛隊員の自殺についても、衆議院ならびに各種メディア等により報道され、様々な意見が見られた。これにより、医療・心理専門職ならびに自衛隊関係者を中心に展開されてきた、自衛隊員の自殺にかかわる支援についても、今後はその家族ならびに除隊者に対する支援に拡大されることも期待される。

これらのことから、本研究においてこれまで論考を重ねてきた事項を基盤に、MiISWの知識・技術等を基盤とした、我が国での自衛隊におけるソーシャルワークについて現時点での広義の定義を提示するとすれば、以下のように整理されると考えられる。

「現在または過去に、その生活基盤において自衛隊と密接な関連を有しているまたは有していた人々（隊員本人と除隊者ならびにその家族）に対し、その職業ならびに生活環境上の特性から派生する様々な生活上の課題について、ソーシャルワーク専門職が保有すべき専門的知識・技術を用い、関係機関および各種専門職（保健・医療・福祉・教育・司法・労働等）ならびに自衛隊の各部署・関係者と密接な連携をとりながら、様々な年齢・ライフサイクルの段階にある彼らの「生老病死」にかかわる生活上の課題について、国内外の様々な状況により左右される、自衛隊と社会との関係性ならびに自衛隊に特有の文化に着目しながら、直接的・間接的な支援を展開する」

2. MiISW への視座と研究の意義

ここで、再度、我が国における MiISW について目を向けてみたい。本研究ではこれまで、「我が国では MiISW の実践および研究経過が十分に見られない」としてきた。確かに、ソーシャルワークに関する先行研究ならびに学会発表等において MiISW という文言を使用しているものは限られており、第7章で紹介したように自衛隊における隊員支援についての研究はその多くが、医療・心理専門職によるものである。しかしながら、本研究では、我が国において「MiISW」の経過が見られないとはしていない。これは、我が国には「Military」は存在せず、そのために名称としての「MiISW」は存在しないからと言えよう。

しかしながら、第7章第2節で述べたように、既に多くのソーシャルワーカーがその実践過程の中で、直接的・間接的に Military とは異なるが、類似する機能・役割を現実には有している自衛隊において、そこで職業生活を営む人々と、その MF ならびにその環境を経た人々への支援を展開している。とりわけ、昨今の「平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」ならびに「国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」の改正に伴い、今後、自衛隊を取り巻く環境は激変する可能性が高く、その結果、自衛隊員とその家族ならびにその環境の変化を通過し、除隊した人々が抱える生活課題も複雑化・多様化する可能性は否定できない。そうした事態が発生すれば、アメリカにおける MiLSW の知識・技術等の活用を本研究では提案してきたが、これに対しては様々な意見も見られよう。

例えば、MiLSW が Military 内部での活動を行っていることにより、戦争そのものを肯定しているのはという考え、そして MiLSW を展開し SM へのサポートを行うことで間接的に戦争を維持・長期化させることにつながるという意見、さらにアメリカにおける MiLSW の先行研究ならびに各種支援機関においても明らかにしているように、MiLSW の展開による士気の向上という要素が、ソーシャルワークの倫理原則に反しているのではないかという考え等、様々な立場からの意見等、である。しかし、本研究の立場は、先に冒頭でも述べているように、戦争そのものを肯定しているのではなく、社会福祉研究であれば、他のソーシャルワーク実践と同様に、MiLSW も支援対象者の所属・背景を支援対象の条件とするのではなく、支援を展開することが不可欠であるとするものである。

元来、ソーシャルワーク専門職が先ず確認しなければならないのは、その人々のソーシャルワーク専門職による支援の必要性の有無のみと言えるのではないか。もちろん、我が国においては、職業の場においてその職業の従事者を対象とした支援については、産業医・心理職による活動ならびに EAP (Employee Assistance Program: 従業員支援プログラム) の立場からのものは見られる。しかし、職業の場におけるソーシャルワーカーによる活動については、丸目 (2010) が産業ソーシャルワークについて論究しているが、現時点でもその体系は確立されたものとは言えない。他方、福岡市にある「ソシアルプラン」が「EAP サービス」および「企業内ソーシャルワーカーによる復職支援」等の活動を行い、企業内ソーシャルワーカーの普及を掲げ活動している例が見られるが、特定の職業種別を対象としたソーシャルワークについては、MiLSW も含め議論自体の展開も見られない。

その一方で、2015年12月から実施される労働安全衛生法の一部を改正する法律にともなう「ストレスチェックと面接指導の実施」等の義務づけにおいては、面接指導は医師による行われることになっているが、今後の我が国における職場におけるソーシャルワークの展開に一石を投じる可能性もある。

しかしながら、本研究で論究をすすめたのは、メンタルヘルスクアを含めたソーシャルワークであり、なおかつその対象となる場・環境の固有性・独自性を考慮した、まさにソーシャルワークの専門性に基づく活動の必要性である。現代社会において生活を営む上で人々が直面する生活課題は、多様化を極め、さらに複雑化・重複化していることは、言うまでもない。

それらに対して、より柔軟かつ即応的に対応できる専門性を有しているものが、ソーシャルワークであると筆者は考える。実践者も研究者もソーシャルワークの対象の可能性のある場・環境の背景にとらわれることなく、よりいっそう、ソーシャルワークの活動領域を拡大化していくことが必要と考えられ、そこでの専門的な活動の蓄積をすすめ、活動実態を適切な形で明らかにし、そこで得られた知見を社会全体に伝えていくことが、我が国におけるソーシャルワークの専門性の向上を図る事につながると言えよう。その意味では、本研究においてMiISWという新たな分野について言及し、その可能性を提示する意義は小さくないであろう。

3. 本研究の今後の課題と展望

本研究では、主としてアメリカのMiISWにかかわる先行研究ならびにUSC School of Social Work・MiISW & Veteran's Serviceにおける養成体系を主に論証してきたが、以下のような課題が残っている。

- (1) より正確な、アメリカ各軍に関する基礎的知識を基盤とした、Military Social Workへの理解。
- (2) MiISWの実践状況の確認とMiISWerへのインタビュー・調査等に基づく、活動内容の分析。
- (3) 自衛隊へのMiISWへの活用を論じる上での、自衛隊の各駐屯地等で行われている隊員・家族支援の実態ならびに各地の自衛隊病院のソーシャルワーカーの活動実態の未把握。
- (4) より詳細なMiISWerの活動内容の分析。
- (5) MiISWの展開の場の未確認。

いずれも、筆者の能力が不十分であったことならびに自衛隊関係者との連携をすすめるための諸条件の整備が困難であったことが要因としてあげられるが、今後も継続して研究を進めていきたいと考える。

それにしても、第7章でもふれたが、本研究で研究対象のMi1SWについて、我が国でMi1SWの関心が深まり、その必要性に関する議論の土壌の醸成が進むためにも、まずは、Mi1SWがソーシャルワークの一領域であり、固有の専門性を必要とする実践領域であることを、エビデンス、特に実践事例に基づき整理を行い、その周知をすすめることが必要と考えられる。また、何よりこれまでソーシャルワーク実践の対象としては十分に認識されていなかった自衛隊そのものについて、ソーシャルワークの対象論に関する論究をすすめるとともに、実態把握を行う必要がある。そのためにも、今後のアメリカにおけるMi1SWの研究に継続して着目し、その進展について継続的に把握することが不可欠と考える。

同時に、現在、自衛隊にかかわる支援活動を展開している医療・心理専門職が明らかにしているその活動内容ならびに成果のソーシャルワーク実践への活用を導き出すことも必要といえよう。

最後に、我が国では、Military という文言そのものに対するイメージについては必ずしも好意的なイメージでとらえられることばかりではないことから、本研究第2章で紹介したようなオーストラリアにおける「Defense Social Work」という呼称について、「Defense Social Work」の実態を明らかにすると同時に、その利用についても検討を進めることも一考の余地があるといえよう。

謝辞

本論文を執筆するにあたって、多くの方から温かいご指導とご支援をいただきました。

特に、鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科の高山忠雄教授、田畑洋一教授、佐野正彦教授より懇切丁寧なご指導をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

そして博士論文を執筆する機会を与えてくださった鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科の諸先生方に、この場を借りてお礼を申し上げます。

また、2011年8月から1年間の留学を受け入れていただきご指導いただきました Center for Innovation and Research on Veterans and Military Families Director (当時) の Dr Anthony M. Hassan ならびにスタッフの皆様、そして USC School of Social Work の Dr Marilyn Sheldon Flynn そして受講を許可いただきました全ての先生方、さらに滞米中の生活を支えていただきました全ての方々に感謝申し上げます。

最後に、今まで支えていただいた父母・妻・2人の子ども達、そして弟とその家族、祖母そして友人達にこの場を借りて心より感謝申し上げます。

資料

1. 第6章・第3節 2 MilSW abd Veteran Services の特徴と各科目の概要：科目一覧資料

Children and Families in Urban America (アメリカ都市部の子ども達とMF) .
子ども達・家族・地域と人的サービス専門家のパートナーシップ, アメリカ都市部における職種を超えた活動の状態に関する原理の基礎を学ぶ.
Adolescent Gang Intervention (青年ギャングへの介入) .
ギャング問題 (特にロサンゼルス地区), ギャングへの介入, 増加するギャング問題に対処を学ぶ.
Human Behavior and the Social Environment I (人間の行動と社会環境 I) .
生態系のパラダイム関連し, 人格, 家族, グループ, 組織, 地域, 文化およびこれらのシステム間での相互作用の理論を探求する.
Human Behavior and the Social Environment II (人間の行動と社会環境 II) .
通常ならびに病的な状態における, 発達の連続性に影響する要因について学ぶ.
Policy and Practice in Social Service Organizations (社会サービス機関の方策と活動) .
政策内容, 組織論および実施制度の開発に重点を置いた社会福祉法人についての研究.
Social Welfare (社会福祉) .
現在の米国の社会福祉プログラムの構造と運営 (社会政策分析).
Social Work Practice with Individuals (個人のための社会福祉実践) .
個人へのソーシャルワーク実践に重点を置いたソーシャルワークの基礎となる理論と原理について学ぶ.
Social Work Practice with Families, Groups and Complex Cases. (MF, 団体, 複雑なケースのためのソーシャルワーク実践) .
複数の対象への介入を必要とする問題に適用される家族やグループに重点を置いた, ソーシャルワーク実践の理論と原理について学ぶ.
Social Work Research (ソーシャルワークリサーチ) .
研究課題の概念化, 研究デザイン, 見本抽出, 計測, データ収集, データ分析を含む研究方法入門.
Field Practicum (実習) .
個人, 家族, 団体, 地域, 組織との活動におけるジェネラリストとしての実践技能を修得するためのスーパービジョンを伴う実習.
Integrative Learning for Social Work Practice (ソーシャルワーク実践の統合学習) .
政策, 研究, 人間の行動, 社会福祉事業, 実地研修の統合的内容. .
Directed Research (研究指導) .
修士号取得につながる研究. .
Special Topics (特別課題) .
社会福祉事業における現在の問題, 傾向, 開発.
Advanced Theories and Interventions with Children and Adolescents (子ども達や青年に関する高度な理論と介入) .
子ども達や青年達と活動する際の学生の知識と臨床技能を高める. 発達障害や知的障害を含む子ども達に影響する問題に重点を置く.
Human Development and Mental Health (人間発達と精神保健) .
精神保健領域環境でクライアントとなる個人, 家族, 団体の行動とそれによる予期しない結果を生む問題について理解する.
Leadership in the Social Work Profession and Organizations: Theory and Practice (ソーシャルワーク関連職種および機関でのリーダーシップ: 理論と実践) .
リーダーシップ理論および研究結果の解釈および適用ならびに組織の全レベルでの効果的な技能を学ぶ.

Psychopathology and Diagnosis of Mental Disorder (精神疾患の精神病理学と診断) .
精神病理学の評価, 精神疾患の診断制度の論理根拠とその形成について学ぶ.
Social Work Practice in School Settings (学校環境におけるソーシャルワーク実践) .
生態系視点を基に, 学校環境でのソーシャルワーク実践の政策, 理論, 原理を探究する.
Brief Therapy and Crisis Intervention (短期療法と危機介入) .
様々な精神保健および保健環境での多様なクライアントのための短期療法と危機介入の理論と多様なアプローチについて学ぶ.
Substance Abuse with Consideration of Other Addictive Disorders (薬物乱用とその他の依存障害) .
薬物乱用とその他の依存障害の性質および治療と同時に個人, 団体, 家族のための関連治療モデルの探求.
Social Work with Individuals with Severe and Persistent Mental Illness (重度で継続的な精神疾患患者のためのソーシャルワーク実践) .
精神疾患が成人や家族に及ぼす複数のレベルでの影響ならびに, エビデンスに基づく介入により生活の質を高め, 安定させることに重点を置く.
Social Work in Public Child Welfare Settings (公共児童福祉環境におけるソーシャルワーク実践) .
特別な問題 (薬物乱用, HIV/AIDS, 家庭内暴力) に対する医師の対応を高めるツールについて.
Evaluation of Research: Community Organization, Planning and Administration (研究の評価: 地域組織, 計画, 管理) .
質的手法, 参加型活動研究, プログラム評価, ニーズ評価を強調したマクロ活動の研究.
Advanced Theories and Clinical Interventions in Health Care (ヘルスケアにおける高度理論と臨床介入) .
保健環境における理論, 現在の問題, 技能開発の評価および文化, 社会経済, 組織要因の相互作用について学ぶ.
Policy in the Health Care Sector (ヘルスケア部門における政策) .
様々な健康問題や政策作成過程を指摘する行動, 演習, 研究方法の分析.
Treating Trauma and Post Traumatic Stress (心的外傷および心的外傷後ストレスの治療) .
PTSD の治療において使用する理論的および実践的アプローチ. PTSD に対する最善策および現在の証拠に基づいたモデルに対する学生の知識を高める.
Military Culture as a Workplace Environment (職場環境における Military Culture) .
性別, 階級構造の役割, 基礎訓練の心理的発達, カウンセリング倫理を含む職場としての軍隊の複雑な問題の研究.
Clinical Practice in Mental Health Settings (精神保健福祉領域における臨床実習) .
インテークから終結までのソーシャルワーク実践の展開過程. 広い範囲の精神保健環境における社会福祉事業に必要な臨床技能に重点を置く.
Management for Community and Social Services (地域および社会サービスの管理) .
戦略管理, 財務分析, 革新的プロジェクト開発に主に重点を置いた都市環境での管理方法と原理.
Social Work Practice with Severely and Persistently Mentally Ill (重度で継続的な精神疾患患者に対するソーシャルワーク実践 III) .
重度で継続的な精神病患者に実践できる基礎と高度な知識と技能の統合を目指す.
Consultation, Coaching and Social Entrepreneurship (相談, 指導, 社会福祉事業の起業) .
ソーシャルワーカーが非営利および営利企業において果たす役割を探究する.
Program Development and Grant Writing for Social Workers (ソーシャルワーカー社会福祉士のためのプログラム開発と補助金申請) .
直接的ならびにマクロソーシャルワークの専門知識に関連する計画とプログラム開発.
Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) .
DV の認識と効果的な介入方法および防止方法の探求.

Social Work and Law (ソーシャルワークと法律) .
法律の構造および手続きにおけるソーシャルワークの役割, 機会, 懸念点の探求.
Managing Change and Organization Development (変更および組織開発の管理) .
組織の効果的な改善および組織開発プログラムを計画, 導入, 評価するために必要な概念的な骨組と実践技能.
Clinical Intervention and Advanced Theories in Work Settings (職場環境での臨床的介入と高度な理論) .
職場環境で効果的な個人, 家族, ソーシャルネットワークでの危機介入や課題中心で短期的な介入に重点を置いた臨床介入戦略と理論.
Improving Work Life through Social Policy and Managing Organizational Development and Change (社会政策を通じた労働生活の改善と組織開発と変更の管理) .
学生たちが職場での問題に関する社会政策を作成し, 職場問題の概念を理解する能力を高める.
Play Therapy in Social Work with Children and Adolescents (子ども達や青年達のためのソーシャルワークにおける遊戯療法) .
子ども達や青年たち, またその家族との活動において, 学生たちの理論的知識と臨床実践技能を高め, 児童の心理療法の過程について学ぶ.
Mental Health Practice with Children and Adolescents (子ども達や青年達との精神保健実習) .
サービス提供モデルやサービス提供に影響する政策を含む重度な情緒障害を持つ子ども達の評価と支援について学ぶ.
Loss, Grief and Bereavement (喪失, 悲しみ, 死別) .
個人, MF, 愛する者たちが経験する喪失, 死, 死別の体験に焦点を置く.
Group Psychotherapy in Mental Health Settings (精神保健福祉領域における団体心理療法) .
様々な精神保健福祉領域での活動を行うソーシャルワーカーとしてのグループサイコセラピーを学ぶ.
Research Project I (研究プロジェクト I) .
専門研究プロジェクトの提案書の受理に対して単位が与えられる.
LGBT Psycho/Social/Political Issues 性的少数者の心理/社会/政治的問題.
レズビアン, ゲイ, 両性愛者, 性転換者のクライアントと作業する際に, 社会福祉士が知っておくべき臨床, 社会, 政治問題の概要.
Research Project II (研究プロジェクト II) .
専門研究プロジェクトの提案書の受理に対して単位が与えられる.
Theories of Human Behavior in the Contexts of Social Environments (社会環境の中での人間行動の理論) .
社会環境に統合された人間行動に焦点を置く. 一般制度理論, 自我心理学, 役割理論を含む主要なパラダイムを探求.
Explanatory Theories for Larger Social Systems (広範囲な社会制度のための説明的理論) .
組織および地域の行動理論と, その社会サービスの発展に対する影響に関連付けて探求.
Policy Analysis and Advocacy in a Comparative Social Policy Context (比較社会政策の中での政策分析およびアドボカシー) .
米国及びその他の福祉国家の進化ならびに国際福祉機関の分析と比較による政策分析の実施.
Introductory Social Work Statistics (ソーシャルワーク統計学入門) .
一変量と二変量の記述および推測統計学の基礎コース. 基礎的なコンピューター技能と統計学ソフトウェアの使用を学ぶ.
Social Work Research Methods I (ソーシャルワークリサーチ I) .
問題形成, 計測, 設計, 見本抽出, データ源を含む研究モデル, 疑問の性質, 研究過程. 博士課程の学生のみ.
Advanced Multivariate Statistics (高度多変量統計学) .
限られた従属変数 を使用する単一方程式統計学モデリングの入門.

Guided Teaching Experience (指導教員体験) .
教職員による指導, カリキュラム作成の議論, 観察, 準備と特定コースセッションの実施.
Guided Research Internship (指導研究実習) .
現在進行中の教職員の研究プロジェクトにおいて, 現場での実習体験を提供するようにデザインされた研究実習.
Research (研究) .
博士号取得につながる研究
Doctoral Dissertation (博士論文) .
論文の受理に対して単位が与えられる.
Children and Families in Urban America Integrative Seminar (米国都市部の子ども達と家族に関する統合セミナー) .
ロサンゼルス郡在住の子ども達とその家族のためのヒューマンサービスの専門家・機関について学ぶ.
Advanced Theories and Clinical Interventions with Families (MF に関する高度な理論と臨床的介入) .
様々なストレス要因を体験している多様な都会の家族と活動するための, 学生たちの知識と臨床技能を高める.
Merging Policy, Planning and Research for Change in Families and Children's Settings (家族と子ども達の環境の変更のための政策, 計画, 研究の統合) .
社会福祉政策, マクロ活動, 研究技能を組み入れた子ども達と家族のためのサービス・プログラムの開発および評価.
Clinical Practice with Older Adults (高齢者領域での臨床実習) .
成人期とそれ以降の人生の開発タスクと同時に, 老化に関する問題や障害の評価と介入.
Systems of Recovery from Mental Illness in Adults (成人の精神疾患からの回復のシステム) .
精神疾患の成人とその家族に対する様々なレベルの影響に焦点をあて, エビデンスに基づいた介入による質の高い人生と安定性に重点を置く.
Evaluation of Research: Mental Health (研究の評価: 精神保健福祉領域) .
精神保健福祉領域に関して実施された様々な研究, 特定研究報告書と社会福祉事業への適用に対する評価.
Program Planning and Evaluation in Health Care (ヘルスケアにおけるプログラム計画および評価) .
保健環境におけるプログラムと介入開発と評価研究. プログラム作成における問題と技能開発と評価方法.
Social Policy for Managers, Planners and Community Organizers (マネージャー, プランナー, 地域オーガナイザーのための社会政策) .
政治, 社会, 人口統計学, 組織を考慮した, 地元の人的サービス機関や役所を改善について学ぶ.
Clinical Practice with the Military Family (Military Family への臨床実践) .
Military Family との臨床実習に対する理論的かつ実践的なアプローチ. 軍事制度における共通する社会問題と家族の機能について学ぶ.
Case Management as a Service Model (サービスモデルとしてのケースマネジメント) .
移行計画, 使用管理, 資源の使用を含む多様な人口に対する増加する費用有効性とケアの質のためのサービスモデルとしてのケースマネジメント.
Clinical Practice with Couples (カップルとの臨床実習) .
カップルに多く共通する問題を改善するための主要モデルと多様な介入方法の探求.
Human Sexuality in Clinical Social Work Practice (ソーシャルワーク実践における人間の性) .
人間の性行動に対する学生の理解と感謝を深めるために, 性アイデンティティ, 性的志向, 性行動に関連する生理学, 心理学, 社会文化的な要因を探求.

Child Abuse and Neglect: Intervention and Treatment (児童虐待と育児放棄への介入と治療) .
児童虐待の影響が問題を呈している複雑な家族制度への介入と治療に焦点を置いた高度な実習.
Managing Diversity in a Global Context (国際環境における多様性の管理) .
職場での協調性と生産性を高めるための革新的活動に対する学際的なアプローチ.
Spirituality, Religion, and Faith in Clinical Practice (臨床活動におけるスピリチュアル, 宗教, 信仰) .
多様なスピリチュアルおよび宗教的伝統の探求. 個人, カップル, 家族の心理的およびスピリチュアル的臨床問題に適用されるアプローチについて学ぶ.
Community Practice for Social Change (ソーシャルチェンジのための地域活動) .
学生たちが複雑で多様な地域環境の中で効果的に働けるように準備する.
Media in Social Work (ソーシャルワークにおけるメディア) .
社会変化に関する短編ドキュメンタリー映画の作成. メディアのメッセージを分析するためのメディア制作のテクニック, メディアアウトリーチの戦略, メディアに精通した技能の開発.
Diagnosing Psychopathology: Introduction to DSM IV-TR (診断精神病理学: DSMIV-TR 入門) .
成人精神病理学分野と診断における幾つかの問題を詳しく探求する.
Theories for Practice with Small Systems (小規模な制度における実践理論) .
初期の実践理論とその歴史的背景を探求するとともに, 個人, 家族, 集団のための現在の実践理論を進化させるための方法について学ぶ.
Social Work Research Methods II: Issues in Research for Social Work Practice (ソーシャルワークリサーチの法 II: ソーシャルワークの研究における課題) .
学生たちにソーシャルワークに関する2分野における高度な方法論の知識を提供するための研究方法: 精神療法結果研究とプログラム研究.
Introduction to Qualitative and Mixed Research Methods (質的研究および複合研究方法入門) .
社会, 臨床, 保健サービス研究における質的および複合研究方法の概要.
Assessment in Social Work Practice (ソーシャルワーク実践における評価) .
心理社会評価に主に重点を置いたジェネラリストソーシャルワークに基づく理論と原理.
The Role of Evidence-Based Practice in Social Work (ソーシャルワークにおけるエビデンスに基づく業務の役割) .
エビデンスに基づく業務方法の開発における重要な役割研究の学習.
Neuropsychological Development (神経心理学) .
ソーシャルワークの中で人間の神経心理学発達の学習.
Feminist Theory, Social Action, & Social Work: Philippines (男女同権主義者理論, 社会活動&社会福祉事業: フィリピン) .
フィリピンをケーススタディーとして使用し, 男女同権主義者の視点を通じた政治, 経済, 社会, 文化の理解と意識を学ぶ.
Social Conflict, Empowerment and Creative Practice in Israel (イスラエルでの社会葛藤, エンパワーメント, 創造的実践) .
イスラエルでの夏期国際浸透プログラムは, 社会問題を理解し, エンパワーメント・アプローチと感情表現により, それらを緩和することに焦点を置く.

2. 第7章 第2節 社会福祉士・精神保健福祉士を対象とした「Mi1SW」研修プログラムの試案

【「Mi1SW」研修プログラム試案使用予定資料】

1) オリエンテーション・自衛隊概論 ⑤自衛隊をよりよく知るために

自衛隊をよりよく知るために

No	執筆者名	書名	出版社	出版年等
新聞				
1	朝雲新聞社	朝雲	朝雲新聞社	毎週木曜日
2	防衛ホーム新聞社	防衛ホーム	防衛ホーム新聞社	毎月1・15日
書籍（専門書）				
1	サビーネ・フリー シュト・トゥック（花 田知恵訳）	不安な兵士たちーニッポン自 衛隊研究ー	原書房	2008年
2	防衛医学編集委員会	防衛医学（Textbook of Defen se Medicine）	財団法人防衛医学 振興会	2007年
書籍（一般書籍）※執筆者50音順				
1	自衛官になる本 編集部	自衛官になる本	イカロス出版	各年
2	杉山隆男	兵士に聞け	新潮社	1995年
3	杉山隆男	兵士を見よ	新潮社	1998年
4	杉山隆男	兵士を追い	新潮社	2005年
5	杉山隆男	兵士に告ぐ	新潮社	2007年
6	杉山隆男	兵士は起つ	新潮社	2013年
7	防衛省	防衛白書	ぎょうせい	各年
8	山下吏良	女子アナ・吏良の海上自衛隊 メンタルヘルス奮闘記	講談社	2010年
9	三島正	ニッポンの「兵士」たち	時事画報社	2007年
10	三宅勝久	悩める自衛官	花伝社	2004年
11	三宅勝久	自衛隊員が死んでいく	花伝社	2008年
12	三宅勝久	自衛隊という密室	高文研	2009年

13	三宅勝久	自衛隊員が泣いている	花伝社	2013年
書籍（漫画等等）				
1	日辻彩	突撃！自衛官妻(2015年10月時点で5巻まで刊行。以下続刊)	ぶんか社	
2	藤原さとし	ライジングサン(2015年9月時点で9巻まで刊行。以下続刊)	双葉社	
書籍（雑誌等）				
1	防衛医学学会	防衛医学		2007年
2		MAMOR	扶桑社	月刊
3	Welfare Magazine 編集部	Welfare Magazine 総集編 2012-2013 自衛隊の仕事全ガイド	原書房	2012年
Web サイト				
No	サイト名（50音順）	URL		
1	朝雲新聞社	http://www.asagumo-news.com/		
2	海上自衛隊	http://www.mod.go.jp/msdf/		
3	航空自衛隊	http://www.mod.go.jp/asdf/		
4	防衛ホーム新聞社	http://www.boueinews.com/		
5	防衛省・自衛隊	http://www.mod.go.jp/		
6	防衛省統合幕僚監部	http://www.mod.go.jp/js/		
7	陸上自衛隊	http://www.mod.go.jp/gsdf/		

2) 「MilSW」概論 (定義・CSWE・NASW)

②アメリカにおける MilSWer の養成体系の概要と習得が望まれる基礎的知識と MilSW における基本ならびに高度な実践に伴う知識.

基本的な知識	高度な実践知識
<p>軍隊組織間の類似点と相違(陸軍, 海軍, 空軍, 海兵隊, 沿岸警備隊), 軍務(つまり, 現役, 州兵, 予備役), 軍隊の文化, 退役軍人サービス組織の役割(たとえば海外戦争復員兵, 米国在郷軍人会, 米国傷痍軍人会等)</p>	<p>SM, VT, MF の心的外傷後ストレス障害(PTSD), 抑うつ症状, 大うつ病性障害, 外傷性脳障害(TBI), 物質使用障害(substance use disorders), 睡眠障害, 自殺, 家庭内暴力, 育児ストレス及び児童虐待などのリスクに対するインタビューや自己報告措置の適切な利用</p>
<p>DoD や VA のケアシステム及び SM, VT 及びその MF に奉仕する地域組織内部でのソーシャルワーカーの役割. 戦争のトラウマ, 軍関係の精神的葛藤(moral conflicts), サバイバーズ・ギルト(survivor's guilt), 悲しみに取り組む軍隊と在郷軍人局の従軍牧師(chaplains)の役割</p>	<p>DSM-V 診断基準と心的外傷後ストレス障害(PTSD), 大うつ病性障害, 物質使用障害, 全般性不安障害, パニック障害, 強迫性障害, 適応障害(その他, 該当する特定項目)の分別診断</p>
<p>特定集団群(Special populations)(特殊部隊, パイロット, 夫婦で兵士の家族(dual military families))と軍隊での社会的弱者(vulnerable groups in military service); 人種/民族性, 階級, ジェンダー格差(gender disparities), 性的指向(sexual orientation)及び軍役中の在留資格(immigration status); 軍人および家族内の障害. リハビリテーションや特別なニーズ</p>	<p>心的外傷後ストレス障害(PTSD), 大うつ病性障害病, 物質使用障害, その他の不安障害, 自殺念慮, 家庭内暴力, 児童虐待及び社会心理上(軍隊, 家族, 職業)の問題などが併存する場合に対する, 実証的に支持された連続・併用または統合治療</p>
<p>軍事配備サイクルを記述する能力; 兵役, 配備, 戦闘ストレス因子, 配備前/配備後健康評価, 配備後社会復帰(reintegration)</p>	<p>戦闘に関連する障害に対する実証的に支持された治療の差異がある有効性, 及び兵役, 配備, Military Sexual Trauma に関連した状況に関する熟知</p>

戦争トラウマ, 戦闘ストレス, 外傷後ストレス反応(p osttraumatic stress reactions), 外傷後ストレス 障害 (posttraumatic stress disorder) の診断に関 する, 歴史観の知識	社会心理リハビリテーション, 職業リ ハビリテーション, 認知行動療法, 認 知処理療法, 持続エクスポージャー法 に関する専門的なトレーニング
兵役と配備に関連した脆弱性因子, 危険因子, 回復 力因子, 保護因子	国防総省及び在郷軍人局の医療制度, 薬物乱用防止と家族支援プログラムに おける SBIRT(スクリーニング, 介入, 専門医療機関紹介)
配備ストレス因子と Combat Exposure に関連した身 体的精神的健康状況と機能障害	配備と戦闘に関連する障害のための神 経心理学及び精神薬理学(の熟知
州兵, 予備役及びその家族に対する軍と配備経験と 危険因子; 州兵/予備役と家族支援, 犠牲者支援, 新しい親の支援プログラムにおける心理的健康局長 (Directors of Psychological Health) の役割	SM, VT 及びその MF における自殺のスク リーニングと早期診断とリスクアセ スメント, 処方薬乱用, アルコール乱 用, 児童虐待, 家庭内暴力, 危険行動 の熟知
国防総省の軍人保険制度, 退役軍人病院, 退役軍人 傷病年金, 退役軍人センター, 地域外来患者クリニ ック間の類似点と相違点の知識	国防総省と在郷軍人局のプライマリ ーケアクリニック, 学際的ケア連携, 疾病管理および回復の中に, 行動保健 学モデルを統合するソーシャルワーカー の役割に対する熟知
ケアへの障壁とアクセス, ケアの連続性, ケアの連 携, シームレスな移行などに関する, 国防総省と在 郷軍人局のケア制度間の連携成果	国防総省組織と在郷軍人局のケア制度 内での, 物質乱用防止, スクリーニング 及び治療プログラムについての熟知
国防総省と在郷軍人局の救済プログラムについての 熟知; Veterans Courts, イエローリボンプログラ ム, 物質乱用防止, 自殺防止, 家族支援プログラム ; 国防総省と地元・地域サービス提供エリアでの軍 関連学校.	在郷軍人局多発外傷リハビリテーショ ンセンター, 統合障害評価システム(t he Integrated Disability Evaluatio n System), 戦闘員ケア政策局 (Offic e of Warrior Care Policy) における 多発外傷, 四肢切断, PTSD, 火傷及び その他爆発関連損傷の分野横断的治療 に関する熟知

<p>特徴的な配備後診断法 (PTSD, TBI, SA) の普及, 性質, 経過と, 軍隊の文脈の中でかかる現象を理解するための理論的概念的モデルの応用</p>	<p>実証的に支持された行動性薬および睡眠薬, 遠隔医療, 補完医療, 代替医療のイノベーション, SM 向けバイオフィードバックの知識ならびに専門的トレーニング</p>
<p>国防総省健康監視プログラムおよび配備, 戦闘トラウマ, 環境暴露 (たとえば, オレンジ剤, 汚水, 殺虫剤, バーンピット(burn pit))に関する国防総省と在郷SM局の共同プログラムとポリシーに関する熟知</p>	<p>PTSD, 物質使用障害, 自殺, タバコ使用, 大うつ病性障害, 慢性痛管理のための国防総省/在郷SM局の臨床診療ガイドライン, 国防総省, 会計監査委員 (GAO), 議会調査局 (CRS), RAND および軍の戦争, 退役軍人のニーズに関するレポートに関する熟知</p>
<p>現代戦のコホート間の類似点と相違点; 軍内性的トラウマを経験した男女</p>	<p>国防総省と軍関係学校での軍人の子弟と家族に対する学校ベースの介入についての熟知</p>

出典 Wooten, N. R (2015) S12-13 を基に作成. 一部改変.

Wooten, N. R (2015). Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education. *Journal of Social Work Education* 51(Suppl 1).

4) Military Culture とは ②自衛隊における Military Culture の理解のために必要な基礎知識（平成 19 年度版 防衛白書）（防衛省：2007）

自衛官の心がまえ（昭和 36 年 6 月 28 日制定）

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみるとき、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りを持ち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

(1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。

(2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

(1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。

(2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

(1) 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。

(2) 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

(1) 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。

(2) 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

(1) 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。

(2) 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

防衛省(2007).『平成 19 年度版 防衛白書』(http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2008/2008/html/ks348000.html, 2013.6.8).

4) Military Culture とは, 5) Deployment Cycle とは PowerPoint 使用資料.

自衛隊員と家族のWell-beingの向上のために

－Military Social Workを参考にした
自衛隊員と家族へのソーシャルワークについて－

1

4 Military Culture概論

2

1) Military Cultureの全体像

1) – (1) Military Cultureとは？

・ Military Cultureとは価値、典礼、習慣的パターン、社会関係、象徴の使用を共有するシステムであり集団の行動様式を導いて強化するものである。社会において最初に確立された制度の一つであることから、Military Cultureは伝統や意味の関連性が非常に豊かであり、かつ想像を刺激させる。 Hassan.A.(2012:279)

・ Military Cultureは伝統的に弱さを良しとしないので、心理的なことや結婚生活その他の個人的な問題について相談を求めるのは恥だとするかもしれないことが考えられる。軍はカウンセリングに対する偏見を取り除くための新しい政策やPR キャンペーンを採用しているが、深刻なスティグマはまだ残っている。精神衛生上の理由で除隊させられることは稀にしても、職歴に悪影響を及ぼすと兵役者はまだ考えている。それとは逆に、精神衛生上のニーズに気を使う兵役者は仕事の実績も昇進の点でも、相談できない者よりも上のことが多い。酒飲み運転、家庭内暴力、子どもの虐待、上司命令違反、といった、業績やキャリアを揺るがせる行動上の問題は、ソーシャルワークの介入を受け余りがあり、何もしないで放っておけば除隊や軍事裁判での処罰に繋がることも多い。 Hassan.A.(2012:279)

引用 Hassan.A.(2012) *Social Work Practice With Military Family*. Dulmus,C&Sowers,S(e d) *Social Work Fields of Practice —Historical Trends, Professional Issues, and Future Opportunities—*; WILEY , 279-80.

1) – (2) Military Cultureとソーシャルワーク

・ 軍人および退役軍人を担当するソーシャルワーカーは、これらの軍隊の組織的および文化的な差異、これらの差異が治療および治療調整へのアクセスおよび順守に影響する様子を意識する必要がある。

引用 Wooten,N.R(2015)*Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education**Journal of Social Work Education Volume 51, Supplement 1* 2015; 51(Suppl 1): 58.

ポイント

軍隊という組織と民間の企業等の組織・文化の違いは顕著。
ハイリスク・ハイストレスな軍務が兵士およびその家族に与える影響を考慮する必要がある。

アメリカではMilitary Social Workerの養成ならびに現任のソーシャルワーカーもMilitary Cultureに関する教育・トレーニングを受けることがあり、また複数の機関のWebサイトで無料・有料でMilitary Cultureを学ぶことができる。

・軍隊の隊員がどう考え、交信し、対応するかを統制する価値観、信念、伝統、規範、認識、行儀によって構成されている。この文化観念はまた、軍人や帰還兵が人生での自身の役割をどう見るかを決定づける。

引用 Coll,J.E , Euugenia.L , Metal,M (2013) *Military Culture and Diversity*: Rubin, A., Weiss, E. L., & Coll, J. E. (in press). *Handbook of Military Social Work* Hoboken, NJ: John Wiley & Sons 23-24.

2) Military Cultureを理解するためのポイント

2) – (1) Military Cultureの概念 (The Center for Deployment Psychologyより)

ここでは、Military Cultureを、水に浮かぶ氷山に例えて理解を深めることとする。

①水に浮かぶ氷山の「水線より上」の部分について

「水線より上」(Above the Waterline)については、Military Cultureをあらわす氷山の最も明らかな部分であり、それを「水線より上」と表している。これは、いわゆる視覚等により容易に確認できなおかつ他者に簡単に伝えることが可能な文化的・外観の事とされる。例としては、Militaryにおけるユニフォームやメダルならびに、Militaryに所属する男性と女性を区別するものなどがあげられる。さらに、階級およびMilitaryにおける儀式(その際の祝砲等)もこれに含まれるとされる。

②水に浮かぶ氷山の「水線と一致」する部分について

「水線と一致」(At the Waterline)している部分については、①「水線より上」と比較すると、Military Cultureの認識・把握を行う観察者にとってはより注意が必要となる部分であるとしている。この領域では、Militaryを構成するメンバー間においては、いわば暗黙の了解で話されるまたは理解される部分があるとされ、例えば Militaryにおける専門的な用語や略語さらには ARMY・NAVY・AIR FORCE・MARINE CORPSにおけるそれぞれのモットーや信条・本質的な価値さらには Militaryに入隊する際の宣誓などが含まれるとされる。

3

③水に浮かぶ氷山の「水線より下」の部分について

「水線より下」(Below the Waterline)については、①「水線より上」・②「水線と一致」と比較すると視覚的な把握が困難なため把握ならびに認識が困難な部分もあることから、Military Cultureに属しているSM・VTについて、他の文化との相違点が容易に判断できる部分ではないとしている。さらにこの部分は Military Cultureの隠れた部分であり、直接的に教えられるものではない事柄も含まれるとされ、具体的には MilitaryならびにSMが所属するまたVTが所属していた部隊における、規律、チームワーク、自己犠牲、闘争心、忠誠、戦士の価値、戦士の信条、戦士の精神などがあげられる。

出所 The Center for Deployment Psychology (<http://Deploymentpsych.org/why-know-about-military-culture> 2015.7.28)

Military Cultureは単にMilitaryにおける表層的なものだけではなくむしろ、見えない部分において、ソーシャルワークの展開にかかわる要素が多く含まれているといえる。

そのため、Military Social Workの展開においては、Military Cultureの理解は必須であり、これがMilitary Social Workがソーシャルワーク実践の領域において固有性の高い確立した領域とされる根拠の一つ考えられる。

5

2) – (2) Military CultureとCivilian Cultureの違い

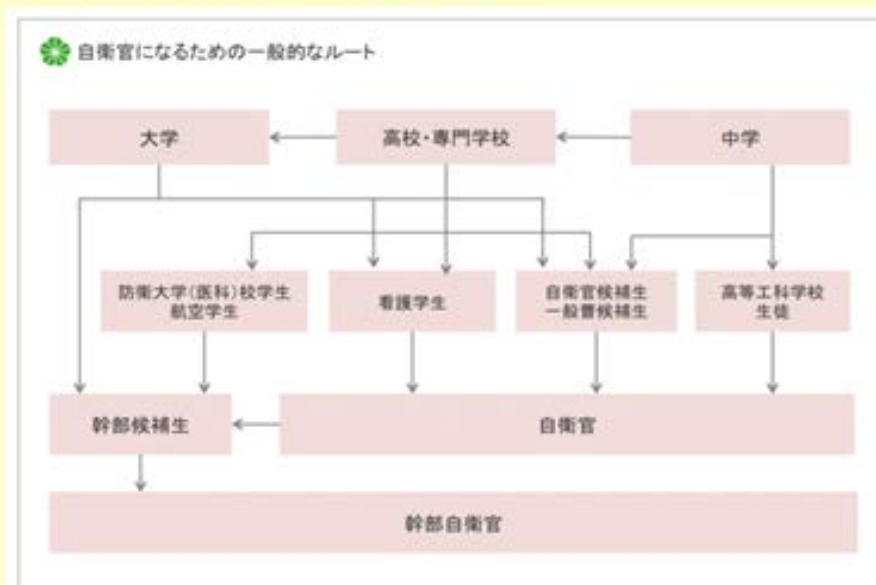
Military Culture	Civilian Culture
Unit cohesion (部隊の結束)	Individuality (個人)
Mission (使命)	Individual Achievement (個人的達成)
Devotion (忠誠心)	Autonomy (自立性)
Chain of Command 命令系統	Fluid and equal Social Relationships (流動的で平等な社会的関係)

出所 Costello, Alenkin(2011)より筆者が一部改変.

7

3) 自衛隊における文化の理解のために

2) – (1) 自衛隊員になるためには……



出所 Career Garden(<http://careergarden.jp/jieitai/naruniha/> 2015.10.1)

2) - (2) 階級と階級章

区分	曹				士			自衛官 候補生	3士
階級章	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士	2士		
甲階級章									
乙階級章									
礼服用	無	無	無	無	無	無	無	無	無
略章								〈甲と共有〉	
備考				 シブチ 派遣 部隊				平成23年度 より使用	平成22年度 廃止

出所 自衛隊神奈川地方協力本部(<http://www.mod.go.jp/pc0/kanagawa/Grade/grade.html> 2015.11.5) ⁹

2) - (3) 制服



出所 Defense of Japan http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2004/2004/pdf/16541000.pdf 2015.12.1)

2) - (4) 任期・定年

■ 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強さを保つため、若年定年制および任期制という制度を採用しており、多くの自衛官が50歳代半ばおよび20歳代半ばで退職することになっています。

このような状況の中、勤務する自衛官が退職後の生活に不安を抱くことなく厳しい任務を遂行するため、また、優れた資質を有する人材を確保するためにも、退職後の生活基盤の安定確保が不可欠です。

こうしたことから防衛省は、退職予定自衛官の再就職に関する施策を、人事施策における最重要事項の一つとしてとらえ、再就職に有効な職業訓練や雇用情報の有効活用などの就職援護施策を行っています。

■ 隊員の退職と再就職のための取組

自衛官の退職年齢は、幹部・准尉・曹で大部分が54歳～56歳、士で大部分が20歳代とバラバラです。

若年定年制自衛官の定年退職年齢

幹部			准尉	曹	
1位	2位	3位		曹長・1曹	2・3曹
56歳	55歳		54歳	53歳	

※ 科・科長は60歳で定年退職

出所 陸上自衛隊退職自衛官雇用ガイド (<http://www.mod.go.jp/gsdf/retire/mokuteki/> 2015.11.15)

2) - (5) 自衛隊員と関係法規(別途、pdfファイルにて説明)

①自衛隊法

自衛隊法施行規則

②陸上自衛隊服務規則

陸上自衛隊服務細則

③隊員の分限、服務等に関する訓令

海外渡航承認申請

④自衛隊員倫理法

⑤自衛官の心がまえ

- | | |
|---------|---------|
| 1 使命の自覚 | 2 個人の充実 |
| 3 責任の遂行 | 4 規律の厳守 |
| 5 団結の強化 | |

3) 自衛隊の基地・駐屯地等について (支援者の活動対象となる地域を中心に)

例：①駐屯地名

〇〇〇駐屯地(〇〇〇ちゅうとんち)

②所在地等

住所 〒

電話番号

③部隊・機関

第〇施設大隊(陸上自衛隊)

主な役割:

④特徴

例 駐屯地のある地域の教育機関 (小中高)

駐屯地の行事・これまでの主な活動 (海外・災害派遣等) ・臨床心理士の配置の有無等

13

5 Deployment Cycleとは？

14

1) Deployment Cycleならびに

Emotional Cycle of Deploymentの概要

1) - (1) Deploymentとは

Deployment＝〔軍事〕(戦線に)〈部隊・兵を〉展開〔散開〕させる・(戦略的に)配置する、
〈軍隊が〉(戦線に)展開〔散開〕する、布陣を敷く・〈機器などが〉(使用)態勢・
体制が整う・(戦略上の)展開; 配備、配置 (ランダム英和辞典より)

『平成25年版防衛白書』(日本語版・英語版を参照)より

①原文 Q&A concerning the SDF's Disaster Relief **Deployment** System

和訳 自衛隊の災害**派遣**制度についてお答えします

②英文 Specific welfare services for deployed SDF members include facilitating direct communication between SDF **members on Deployment** and their families in Japan by such means as e-mail and video conference systems, in order to enable them to maintain close bonds with their families in Japan.

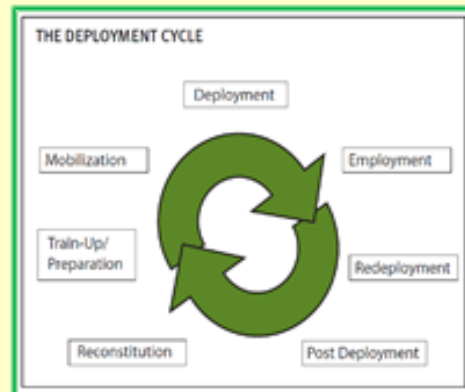
和訳 具体的には、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、メールやテレビ電話など、**派遣隊員**と家族が直接連絡できる手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている。

13

1) - (2) Deployment Cycleとは？

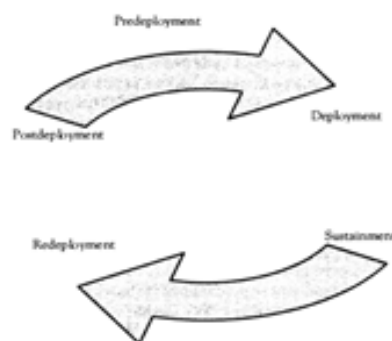


Three Stages Model



Seven Stages Model

出所 Army Community Services(2008) 13頁.



Five Stages Model

出所 Franklin,K.(2012) 317頁.

1) – (3) Emotional Cycle of Deploymentの概要

① Stage 1- Anticipation of Departure (段階1-出発への不安)

この段階では、配偶者は喪失に対する否定と心配を互互に感じる場合が多いとされる。徐々に現実の受け止めが進むにつれ、夫婦は、家族間でDeployment前にすべきことを全てを行おうとするなかで感情が爆発することがある。

② Stage 2- Detachment and Withdrawal (段階2-分離と離脱)

この段階は主に、兵士が出発する前の最後の4週間とされている。兵士は、Deploymentにかかわる任務や部隊での活動に集中することにより、より心理的にDeploymentに向けて準備をすすめている。

③ Stage 3- Emotional Disorganization (段階3-感情の分裂)

これは主としてDeployment後の最初の1～6週間とされている。Deploymentが繰り返されることにより、兵士と家族は、新しい任務や一人になることへ適合するための段階までは、より容易にたどり着くことができる場合もある。その一方で、兵士の配偶者は、この繰り返しの慣れている場合でも、「フーンアウト」を経験したり、もしくは前回のDeploymentの疲れを感じている可能性もある。

④ Stage 4- Recovery and Stabilization (段階4-回復と安定)

この時期は、概ねDeployment後3週目から5週目の間とされている。この段階では、時間の経過により配偶者は、自身が基本的なレジリエンスを有していることを自覚しつつあり、この状況に対して適応するようになる。配偶者は自信をつけるようになり、物事を積極的にとらえることができるようになる。

⑤ Stage 5- Anticipation of Return (段階5-帰還への不安)

この時期は概ねEMが帰還する前の約6週間とされている。兵士が戻ってくる準備をして過ごすのは、感情のエネルギーの高まりを感じ、幸せを感じる一方で、帰還の準備を完璧に行おうとして非常に忙しい時間ともされる。

⑥ Stage 6- Return Adjustment and Renegotiation (段階6-復帰への調整と再交渉)

この時期は概ね、兵士が帰還後の約6週間とされる。夫婦や家族は彼らの帰還前に抱いていた期待をリセットし、この段階を通じて、自身の役割を見直し必要に迫られる場合もある。その際に重視されるのは、兵士と家族間のコミュニケーションをすすめることである。

⑦ Stage 7- Reintegration and Stabilization (段階7-再統合と安定)

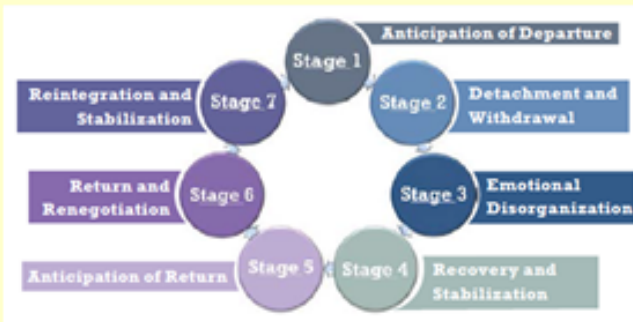
この時期は概ね、兵士が復帰してから6ヶ月(またはそれ以上)とされ、夫婦やMFが、新たな関係を安定させるには、6ヶ月ほど必要とするとされている。Stage 6- Return Adjustment and Renegotiation (段階6-復帰への調整と再交渉)でも指摘したように、戦闘ストレスの存在は、家族の安定化への過程の大きな障害となる可能性が高く、さらに兵士の帰還後、所属部隊の変更がある場合、再統合と安定化はより複雑かつ困難なものになる危険性がある。

17

1) – (4) Deployment CycleとEmotional Cycle of Deploymentとの関係②



出所 Rozner,L(2014) Military Family Therapy(http://www.slideshare.net/dvpsych220/therapy-military-family?qid=53c76485-0c8a-4f98-adcb-c57b61097ffe&v=qf1&b=&from_search=)



出所 The Fleet & Family Support Center(http://www.public.navy.mil/necc/Documents/DeploymentSupportHandbook_2015.pdf, p3)

18

1) - (4) Deployment CycleとEmotional Cycle of Deploymentとの関係①

Three-Stage Model	Five-Stage Model	Seven-Stage Model	Emotional Cycle of Deployment	
Pr deployment	Pr deployment	Train-up/ Preparation Mobilization	Anticipation of departure	Deploymentが現実になりつつあるが、Deploymentから帰還した時のための思い出となるような行事の計画はない。SMが、準備のために仕事に費やす時間は更に長くなっており、食事・睡眠以外は、彼らは家庭にいないことが多い。夫婦喧嘩が激化する場合がある。配偶者は、長引く別離から喪失感を味わわないように感情を抑える。親たちは子どもたちの要求に対する気配りに欠ける場合もあり、また、子どもたちが親の不在についてどのように切り放していかかについて気にかけることが難しい場合もある。彼らは、SMが不在でも家事や個人的な問題を対処できるように準備に追われる。準備のためには、数週間から1年に至るまでの時間を要する場合もある。
			Detachment and withdrawal	
Deployment	Deployment	Deployment Employment	Emotional disorganization	Deploymentが行われSMは家庭にいない。怒られた配偶者は、父親及び母親の両方の役割を果たすよう気持の整理が必要となり、また怒りや悲しみが多くなったり、精神的な圧倒感・疎外感を感じたり、またはSMがいなくなった事に対して安堵したり、感情的に混乱する場合もある。SMが繰り返しDeploymentになる場合は、配偶者は居阻する。この状態は通常、一ヶ月程度続きます。
	Sustainment	Redeployment	Recovery and stabilization	家庭でのルーティンワークが決定される。雇用と義務が学習され、危機が克服される。配偶者は支援体系を確立し、自己の能力に自信を持つようになる。Deploymentが繰り返されるにつれ、配偶者は自身の強さと柔軟性を見出す。
	Redeployment		Anticipation of return	SMの帰還についての興奮と計画、予定または予定日の変更にもともたず不満、帰還と家族との再統合に現実的に期待を寄せる。
Postdeployment	Postdeployment	Postdeployment Reconstitution	Return adjustment and renegotiation	最初のハネムーンの間中は、望みが幸福である。SMは家族と再統合を行い、再び課せられた責任を果たさなければならない。配偶者は、それまで自身が請け負っていた責任を放棄するかもしれないし、または放棄することに対して憤慨するかもしれない。子どもたちは、SMである親ができることについて非現実的な期待を寄せているかもしれない。十分に寛容の経過を図ることが最も重要である。
			Reintegration and stabilization	(今後の)役割と責任についての再び交渉(打ち合わせ)を継続する。(家庭等の)設備のメンテナンスや修理のような機械的な仕事がある。SMは、再配備と戦闘関連の問題に取り組むための準備を整えることができる。いずれにしても、寛容の経過を十分に図ることが最も重要なことであることに変わりはない。

N. S. Webb (Ed.) (2010). *Helping Bereaved Children: A Handbook for Practitioners* p149 FIGURE 8.1 をもとに筆者が作成

2) Deploymentが隊員の家族(特に子ども)に与える影響

- ①(隊員である)両親または一人親のDeploymentによる、子どもとの分離による影響
- ②(隊員である)両親または一人親の複数回にわたるDeploymentが子どもに与える影響
- ③負傷した(隊員である)両親また一人親がDeploymentより帰還することによる子どもへの影響
- ④(隊員である)両親または一人親のDeploymentによる死が子どもに与える影響
- ⑤(隊員である)両親または一人親のDeploymentが、不安またはうつ状態にある子どもに与える影響
- ⑥(隊員である)両親または一人親のDeploymentが、児童虐待、ネグレクト、DV、子どもによる薬物の乱用等の危険因子にあたえる影響

引用 Depart of Defense(2010:6)をもとに筆者が一部改変

3) Deployment Cycleにおける兵士とかがくが直面する事態とMilitary Social Workの活動において参考となる視点(※Seven Stages Modelを参考に)

“U.S. Army Deployment Support Handbook: Children and Youths” (Army Community Service: 2008) 参照

① Train-Upおよび② Preparation and Mobilization(訓練・準備と動員)

訓練・準備と動員の段階では、長期間の配置に家族がしっかり備えるための準備活動となる。この段階で軍に対する兵士の義務は、家族から情緒的に距離を置きだす際に高まる。兵士は近づいてくる任務に活気付けられたり、訓練に長い時間を費やしたりと忙しくなるが、これら全ては安全でうまく配置の必要な部分である。

家族への注意がおろそかになるように見えるが、残される家族・子どもたち一人一人に出発や情緒的に距離を置くことへの準備をさせるために、時間を確保する必要があるのが、この時期である。

③ Deployment(配置)

この段階は、兵士が基地から配置に就き、任命された現場に到着するまで拡張される。兵士は任務に気を取られ、別離に対する不安が現実のものとなる。家族は、家族の一員でもある兵士が行ってしまい、家族はさまざまな問題に取り組むべく残され、悲しみ、恐怖、喪失感、苦悩などといった、殺到する感情を味わう。子どもや青少年は時こいついたり、それまで取りかかれなかった残された仕事や一人が不在の中二人分の機能を果たすせいで怒りを感じたりすることさえある。感情のコントロールの欠如、多くの感情、複合的なストレス要因は、食欲や睡眠への変化、他人とうまくやれない状況、薬物・タバコ・アルコールの乱用といった非効率的な対処法の使用を引き起こすことがある。それでも子ども、青少年、両親は、効果的な対処スキルを実践し、回復力を養うとき、個人として、また家族関係の中で強く成長することもできる。

④ Employment(活動)

この段階では、兵士はあらかじめ設定された期間において与えられた任務を現場で実行する。これは Re-Deployment の通知が届くまで続く。

子ども、青少年、両親は、時間をかけて別離に適應し、新しい生活パターン、役割や責務に適應する。兵士と家族 Deploymentの困難を切り抜ける中で、理解や信頼感を深める。

現代の拡大する通信方法で、連絡を取り合うことは両親、子ども、青少年にとって効果的な対処方法である。家への電話、メールやビデオの通信、兵士とのあらゆる形態の通信が安定性を取り戻し、関係維持のために役立つ。

兵士と家族が逐次連絡するとは重要であるが、同様に噂や不当に気がかりな情報が思慮深く仕切られることも必須である。問題を協力して解決するプロセスは、信頼関係維持のため、兵士とその配偶者が特別な気配りと効果的な対話を必要とする。なおそれは、安心感、安定感、回復力を家族の中に育てることにもつながる。

支援の視点としては、家族、友人、信仰またはコミュニティのグループ、専門家、Family Readiness Group(FRG)が支援元や対処法となることや、適應に困難がある子ども、ティーンエイジャー、両親は、主治医、学校の教師、カウンセラー、精神衛生カウンセラーといった専門家の手助けを模索すべきである。

⑤ ReDeployment(再配置)

ReDeploymentには、現場での再配置、他の作戦要求の支援するための部隊や器具の移動、あるいは人員、設備、器具の本拠地への返却などがある。他の変化同様、この移行には、多くの感情が伴い、慎重なやりとり、論理的思考、良好にことを運ぶ準備が必要である。

その前の段階であるDeploymentの期間が長くなるほど、通常、兵士と家族に起こる変化は大きくなる。

この ReDeploymentの期間におけるポイントは、次のように整理される。

- ・ Deploymentの期間中に、子どもやティーンエイジャーは身体的、社会的、情緒的、知的に成長する。
- ・ 兵士の変化は Deploymentの経験により大きくなることがある。
- ・ 様々な期待が高くなり、家にいる家族は兵士が帰還する前に多くの仕事を終えてしまおうと奮闘する。家族は離れ離れだった両親がまた一緒になることに対して準備しようとする。
- ・ 直面する感情は、興奮や期待から不安や心配にまで及ぶ。

23

⑥ Post DeploymentおよびReconstitution(配置後と再構成)

この段階は、兵士がDeployment前の本拠地に到着したときが始まる。ここでは、兵士や家族がコミュニティに適切に再統合できるように手助けするための、管理業務、状況説明、訓練、カウンセリング、医療的な評価などが含まれる。Reconstitutionは、Deployment後の復帰や管理要件が完了した後で、兵士が実際に家族やコミュニティ、民間の仕事に再統合する時から始まる。

この Post Deployment and Reconstitutionの期間におけるポイントは、以下のように整理される。

- ・ 役割や責務について改めて話し合うことや、配偶者や子どもと再統合する気まずさ、仕事に関する問題は、精神的に疲れさせることがある。
- ・ 家族には回復力があるとはいえ、変化や不確実性は恐ろしく感じることもある。
- ・ 幼い子どもは、通常、兵士である親を再認識するのに時間がかかり、彼らが他人であるかのようにふるまうかもしれない。
- ・ 学齢期の子どもは、多くの注意が必要となったり、兵士である親に心酔したりする。
- ・ ティーンエイジャーは、彼らの成長を理解していないように見える不在の親に対して、複雑な感情や苛立ちを感じたり、憤慨したりする。
- ・ 両親は、お互い、または子どもと論理的思考を共にする時間を持つことで、尊敬や結束の感覚を育成する必要がある。
- ・ Deployment後の適応には、戦闘の余波と関連する葛藤が含まれることがある。
- ・ 子ども、青少年、両親には、カウンセラーやコミュニティ支援グループからの個人的・家族的な助けが必要になる可能性がある。

以上の視点・ポイントはあくまでもアメリカにおけるMilitaryのシステムにおいて成り立っているものであり、自衛隊において必ずしも合致するとは限らないが、基本的な枠組みとしては参考になると言えよう。なにより、自衛隊においても、それにかかわる人々の支援に関わる際にソーシャルワーカーは、そこでこのDeployment Cycleについて深い理解と見識を持たなければ、適切な支援を展開することは困難といえよう。

(本資料はhttps://www.myarmyonesource.com/cmsresources/Army%20OneSource/Media/PDFs/Family%20Programs%20and%20Services/Family%20Programs/Deployment%20Readiness/Operation%20READY/DEPLOY_SPPT_HBOOK_CHILD_YOUTH.pdfにおいて閲覧可能である。)

文献一覧

序章.

- S Stevenson, A (ed) (2010) *Oxford Dictionary of English*. New York. OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2014). 「スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業の実施について」 (<http://www.jascsw.jp/ssw.html>, 2015. 12. 21) .
- e-Gov (電子政府の総合窓口: 総務省行政管理局) 自衛隊法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29H0165.html>, 2015. 8. 19) .
- 岩間伸之 (2011). 「序論」 岩田正美監修『リーディングス 日本の社会福祉4 ソーシャルワーク とは何か』 東京: 日本図書センター.
- 大崎広行 (2008). 「日本における学校ソーシャルワークの萌芽」 日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』 東京: 中央法規.
- 岡本民夫 (2010). 「ソーシャルワークの新しい展開」: 岡本民夫・平塚良子編著『新しいソーシャルワークの展開』 京都: ミネルヴァ書房.
- 門田光司 (2010). 『学校ソーシャルワーク実践—国際動向とわが国での展開』 京都: ミネルヴァ書房.
- 佐藤豊道 (2001). 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』 東京: 川島書店.
- 佐野信也 (2003). 「自衛隊におけるメンタルヘルスと自殺予防「組織内カウンセリング」の治療構造に焦点を当てて」 『防衛衛生』 50 巻第 10 号 日本防衛衛生学会 279-283.
- 高橋祥友 (2003). 「わが国の自殺の現状と自衛隊のメンタルヘルス」 『防衛衛生』 50 巻第 10 号, 285-290.
- 中 典子 (2007). 『アメリカにおける学校ソーシャルワークの成立過程』 岐阜: みらい.
- 成清美治・加納光子・久保美紀編 (2005 年). 『新版社会福祉援助技術』 東京: 学文社.
- 日本学校ソーシャルワーク学会編 (2008). 『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』 東京: 中央法規.
- 半場利美佳 (2008). 「アメリカの学校ソーシャルワークの誕生から現在」 日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』 東京: 中央法規.
- 福浦厚子 (2012). 「コンバット・ストレスと軍隊: トランスナショナルな視点とローカルな視点からみた自衛隊」 『滋賀大学経済学部研究年報』 第 19 巻.
- 防衛省 (2014). 『平成 26 年度版 日本の防衛 防衛白書』 東京: 日経印刷.
- 文部科学省 (2006). 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」 (報告書) > 第 3 章第 1 節 5 スクールソーシャルワーカーの活用 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm, 2015. 4. 20) .

- 山崎道子(1996).「社会変動と家族の変化ー人口動態の変化からみた日米の比較ー」『ソーシャルワーク研究』Vol.22 No.2 .東京：相川書.
- 日本スクールソーシャルワーク協会編(2008).『スクールソーシャルワーク論ー歴史・理論・実践』東京：学苑社.
- 松田徳一郎編 (1999) 『リーダーズ英和辞典 第2版』東京：研究社
- 山下吏良(2010).『女子アナ・吏良の海上自衛隊メンタルヘルス奮闘記』東京：講談社.

第1章.

- Applewhite, L. W., Hamlin, E. R., BrintzenhofeSzoc, K., Timberlake, E. M. (1995). Clinical social work practice in the U.S. Army: An update. *Military Medicine*, 160(6), 283-288.
- Du Plessis, A. (2001). Occupational social work in South Africa: *Employee Assistance Quarterly*, 17(1/2). 97-118.
- Garber, D. L, & McNelis, P. J. (1995). Military Social Work. In Edwards, R. L. (Ed.) . *Encyclopedia of social work* 19th Vol. 2. Washington D. C: National Association of Social Workers.
- Googins, B., & Godfrey, J. (1987). *Occupational social work*. Englewood Cliffs, NJ:Peentice Hall.
- Hassan, A. M., & Flynn, M. S. (2012). Social Work Practice With Military, In Dulmus, C. N., & Sowers. K. M., *Social Work Fields of Practice: Historical Trends, Professional Issues, and Future Opportunities*. NewYork: John Wiley & Sons.
- Hazle, M., Wilcox, S. L., Hassan, A. M. (2012). Helping Veterans and Their Families Fight On!: *ADVANCES IN SOCIAL WORK*. Spring 2012, 13(1), Indiana, Indiana University School of Social Work, 229-242.
- Kruger, A., & Van Breda, A. D. (2001). Military Social Work in the South African National Defence Force. *Military Medicine*, 166(11), 947-951.
- Maiden, P. R. (2001). *Global Perspectives of Occupational Social Work*, NewYork:Haworth Press.

- Prentice-Hall. & Ozawa, M. N. (1980). Development of social services in industry: Why and how? *Social Work*, 25(6), 464-470.
- Sstevenson, A(ed) (2010) *Oxford Dictionary of English*. NewYork. OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- The International Federation of Social Workers(2012). JAPANESE GLOBAL AGENDA (http://www.icsw.org/images/docs/GlobalAgenda/GA_J_8Mar.pdf, 2015. 11. 15).
- Van Breda, A. D. (2012). Military Social Work Thinking in South Africa : *ADVANCES IN SOCIAL WORK*, Spring 2012, 13(1) , Indiana, Indiana University School of Social Work, 17-33.
- 一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟. 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(<http://www.jassw.jp/topics/pdf/15021801.pdf>, 2015. 9. 2) .
- 大嶋 巖(2014). 厚生労働省・福祉人材確保対策検討会資料 「資質の高いソーシャルワーカー養成と任用の拡大への期待」 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/4.kouseiin_1.pdf) .
- 外務省 (2015) . 「日本の安全保障政策」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000407.html, 2015. 11. 15) .
- 木村真理子(2015). 「ソーシャルワークのグローバル定義と社会福祉実践—いかに社会正義の具現化を目指すのか—」 『社会福祉研究』 第 124 号, 13-20.
- 公益社団法人日本社会福祉士会. 「国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義」 (https://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryu/teigi.html, 2012. 2. 6) .
- 国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) ・国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) ・社団法人日本社会福祉教育学校連盟 (2009) . 『ソーシャルワークの定義 ソーシャルワークの倫理：原理についての表明 ソーシャルワーク教育・養成に関する世界基準』 東京：相川書房.
- 添田正揮 (2012 : 8) . 「ソーシャルワーク教育における文化的コンピテンスと多様性」 『川崎医療福祉学会誌』 22 (1) , 1-13.
- 内閣官房 (2013) . 「国家安全保障戦略 (概要) 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題」 (<http://www.cas.go.jp/jp/siryu/131217anzenhoshou/gaiyou.html>, 2015. 11. 15) .

- 日本学術会議 社会学委員会社会福祉学分科会(2008).『提言 近未来の社会福祉教育のあり方について ―ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて―』(<http://www.sj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t59-1.pdf>, 2012.01.25).
- 福島喜代子(2014). ソーシャルワークのグローバル定義の改訂『ソーシャルワーク研究 Vol.40 No,3』, 1.
- 三島亜紀子(2015).「ソーシャルワークのグローバル定義における多様性(ダイバーシティ)の尊重―日本の社会福祉教育への「隠れたカリキュラム」視点導入の意義―」『ソーシャルワーク学会誌』第30号,1-12.
- 松友了(2015).「福祉分野における福祉支援とは何か」(http://mie-teichaku.jp/_src/sc600/20150305rejume.pdf, 2015.7.5).
- 松田徳一郎編(1999)『リーダーズ英和辞典 第2版』東京:研究社

第2章.

- Bevilacqua, J. J. & Darnauer, P. F. (1977). Military Social work In Turner, J. B. et. al. *Encyclopedia of Social Work 17th Edition Vol. 2*. Washington, DC, NASW Press.
- BLUE STAR FAMILIES&THE INSTITUTE FOR VETERANS AND MILITARY FAMILIES (2014). *2014 MILITARY LIFESTYLE SURVEY COMPREHENSIVE REPORT* (https://bluestarfam.org/sites/default/files/media/stuff/bsf_report_comprehensive_reportfinal_single_pages.pdf, 2015.7.10).
- Daley, J. G. (Ed). *Social work practice in the military*. New York: Haworth Press.
- Dashkina, A (1996). *The System of Social Support and Help to ex-officers and their families in Great Britain, the United States of America and Russia* (<http://www.nato.int/acad/fellow/94-96/dashkina/01.htm>, 2015.1.10).
- Flynn, M. S. & Hassan, A. M. (2010). UNIQUE CHALLENGES OF WAR IN IRAQ AND AFGHANISTAN *Journal of Social Work Education*, Vol. 46, No. 2, 169-173.
- Garber, D. L & McNelis, P. J. (1995). Military Social work. In Edwards, R. L. (Ed). *Encyclopedia of Social Work 19th Edition Vol. 2*, Washington, DC, NASW Press.
- Harris, J. J. & Pehrson, K. L. (2008). Military Social work In Mizrahi, T & Davis, L. E. (eds). *Encyclopedia of Social Work 20th Edition Vol. 3*, New York: OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- Harris, J. (1999). History of Army social work. In Daley, J. G. (Ed). *Social work practice in the military*. New York: Haworth Press.

- Hassan, A. M., & Flynn, M. S. (2012), *Social Work Practice With Military*, In Dulmus, C. N., & Sowers, K. M., *Social Work Fields of Practice: Historical Trends, Professional Issues, and Future Opportunities*. New York: John Wiley & Sons.
- Jenkins, J.L. (1999). History of Air Force social work. In J. G. Daley (Ed.), *Social work practice in the military*. New York: Haworth Press.
- Solomon, Z. (1993). *Combat stress reaction: The enduring toll of war*. New York, NY: Plenum Press.
- Tanielian, T., & Jaycox, L. H. (Eds.). (2008). *Invisible wounds of war: Psychological and cognitive injuries, their consequences, and services to assist recovery*. CA, RAND Corporation.
- Whitworth, J. D., Herzog, J. R., Scott, D. L. (2012) Problem-based Learning Strategies for Teaching MILSW Practice Behaviors: Review and Evaluation *ADVANCES IN SOCIAL WORK, Spring 2012, 13(1)*, Indiana, Indiana University School of Social Work, 112-131.
- 井樋三枝子 (2015). 「【アメリカ】退役軍人の自殺防止のための法律」外国の立法 (2015. 4) 24 国立国会図書館調査及び立法考査局 (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_92_1_8624_po_02630112.pdf?contentNo=1, 2015. 7. 1) .
- 新村出編 (2008) 『広辞苑』東京：岩波書店

第3章.

- Australian Government Department of Defense. (http://www.defence.gov.au/dco/partners/chapter_2.html, 2015. 7. 20) .
- Australian Government Department of Defense. *Defense Community Organisation*. (http://www.defence.gov.au/dco/What_we_do.htm, 2015. 7. 20) .
- Beder, J. ed. (2012) . *Advances in social work practice with the military*. New York: Routledge.
- Bevilacqua, J. J. & Darnauer, P. F. (1977) . *Military Social work* In Turner, J. B. et. al. *Encyclopedia of Social Work 17th Edition Vol. 2*, Washington, DC, NASW Press.
- Bliese, P. D. & Castro, C. A. (2003). The soldier adaptation model (SAM): Applications to peacekeeping research. In Britt, T. W. & Adler, A. B. (Eds.), *The psychology of the peacekeeper*. Westport, CT: Praeger.

- Council on Social Work Education (2010). *Advanced Social Work Practice in Military Social Work* (<http://www.cswse.org/File.aspx?id=42466>, 2010.12.1) .
- Daley, J. G., ed (1999) . *Social work practice in the military*. New York: Haworth.
- Daley, J. G. (2003). Military Social Work: A multi-country comparison. *International Social Work*, 46(4), 437-448.
- Garber, D.L & McNelis, P.J (1995). Military Social work. In Edwards, R. L. et al (Eds.). *Encyclopedia of Social Work 19th Edition Vol. 2*, Washington, DC, NASW Press.
- Glickman, N.D(2006) . *Social Work IN THE 21ST CENTURY*, CA, SAGE Publications.
- Gibelman, M. (1995). ‘*What Social Workers Do*’ Washington, DC, NASW, INC. 日本ソーシャルワーカー協会訳 ・仲村優一監訳 (1999) 『ソーシャルワーカーの役割と機能—アメリカのソーシャルワーカーの現状—』 東京：相川書房.
- Harris, J. J. & Pehrson, K.L. (2008). Military Social work. In Mizrahi, T. & Davis, L. E. (eds). *Encyclopedia of Social Work 20th Edition. Vol. 3*, New York: OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- National Association of Social Workers (2011) . *Social Work and Service Members: Joining Forces to Support Veterans and Military Families* (<https://www.socialworkers.org/military.asp>, 2012.1.5) .
- National Defence and the Canadian Armed Forces: *Social Work Officer*. (<http://www.forces.ca/en/job/socialworkofficer-54>, 2015.5.3) .
- Rubin, A., Weiss, E. L., Coll, J. E. (eds.), (2012). *Handbook of Military Social Work*. Hoboken, NJ: Wiley.
- Segal, E. A., Gerdes, K. E., Steiner, S., (eds.) (2015) . *An Introduction to the Profession of Social Work 5th Edition*, CA: Brooks Cole.
- Social Work Licensure.org. *Military and Veterans Affairs Social Workers and How to Become One*. (<http://www.socialworklicensure.org/types-of-social-workers/military-social-work.html>, 2015.2.22) .
- Soldiers, Sailors, Airmen and Families Association (SSAFA) (<https://www.ssafa.org.uk/about-us/ssafa-today>, 2015.4.11) .
- Social Work License Map : Military Social Work (<http://socialworklicensemap.com/become-a-social-worker/social-worker-careers/military-social-work/>, 2015.4.15) .
- THE OFFICIAL HOMEPAGE OF THE UNITED STATES ARMY. *March is Social Work Month*. (http://www.army.mil/article/120951/March_is_Social_Work_Month/, 2014.8.30) .

- Van Breda, A. D. (2012). Military Social Work Thinking in South Africa : *ADVANCES IN SOCIAL WORK*, Spring 2012, 13(1), Indiana, Indiana University School of Social Work, 17-33.
- Weiss, E. , Daley, J. G. , DeBraber, T (2015). Oxford Bibliographies, *Military Social Work* (<http://www.oxfordbibliographies.com/view/document/obo-9780195389678/obo-9780195389678-0186.xml>, 2015. 6. 22) .
- Whitworth, J. D. , Herzog, J. R. , Scott, D. L. (2012). Problem-based Learning Strategies for Teaching MILSW Practice Behaviors: Review and Evaluation. *ADVANCES IN SOCIAL WORK, Spring 2012, 13(1)*, Indiana, Indiana University School of Social Work, 112-131.
- Wooten, N. R. (2015). Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education : *Journal of Social Work Education Volume 51, Supplement 1* , S6-S25.

第 4 章.

- Blaisure, K. R. , Saathoff-Wells, T. , Pereira, A. , MacDermid-Wadsworth, S. , Dombro, A. L. (2012). *Serving Military Family in the 21st century*. New York: Routledge.
- Bliese, P. D. & Castro, C. A. (2003). The soldier adaptation model (SAM) : Applications to peacekeeping research. In Britt, T. W. & Adler, A. B. (Eds.), *The psychology of the peacekeeper*. Westport, CT: Praeger.
- Burrell, L. M. , Adams, G. A. , Durand, D. B. , Castro, C. (2006). The Impact of military lifestyle demands on well-being, Army, and family outcomes. *Armed Forces & Society 33(1)*, 43-58.
- Burrell, L. M. , Castro, C. , Adler, A. , Britt, T. (2006). Moving military families: The impact of relocation on family well-being, employment, and commitment to the military. In C. Castro, A. Adler, & T. Britt (Eds.), *Military life* Vol. 3, 39-63.
- Dashkina, A . (1996) . *The System of Social Support and Help to ex-officers and their families in Great Britain, the United States of America and Russia* (<http://www.nato.int/acad/fellow/94-96/dashkina/01.htm>, 2015. 1. 10) .
- DeAngeles, T. (2004). Social Workers help Military Family (<https://www.socialworkers.org/pressroom/events/peace/helpFamilies.asp>, 2014. 11. 2) .
- DeCarvalho, L. T. , Whealin, J. M. (2012). *Healing stress in Military Family: Eight steps to wellness*. Hoboken, NJ: John Wiley & Sons.

- Department of Defense. (2010). *Demographics 2010: Profile of the military community*. (http://download.militaryonesource.mil/12038/MOS/Reports/2010_Demographics_Report.pdf, 2015. 2. 5).
- Everson, R. B., & Figley, C. R. (Eds.). (2011). *Families under fire: Systemic therapy with Military Family*. New York: Routledge.
- Frey, J. J., Collins, K. S., Pastoor, J., Linde, L. (2014). Social Workers' Observations of the Needs of the Total Military Community : *Journal of Social Work Education*, 50, Issue4, 712-729.
- Garber, D. L. & McNelis, P. J. (1995). Military Social work. In Edwards, R. L. (Ed.). *Encyclopedia of Social Work 19th Edition Vol. 2*, Washington, DC, NASW Press.
- Galovski, T., & Lyons, J. A. (2004). Psychological sequelae of combat violence: A review of the impact of PTSD on the veteran's family and possible interventions. *Aggression and Violent Behavior*, 9(5), 477-501.
- Glicken, N. D. (2006) *Social Work IN THE 21ST CENTURY*, CA, SAGE Publications.
- Hasenfeld, Y. & English, R. A. (1974). Human service organizations: A conceptual overview. In Hasenfeld, Y. & English, R. A. (Eds), *Human service organizations*. Ann Arbor, MI: The University of Michigan Press.
- Hazle, M., Wilcox, S. L., Hassan, A. M. (2012). Helping Veterans and Their Families Fight On!: *ADVANCES IN SOCIAL WORK*. Spring 2012, 13(1), Indiana, Indiana University School of Social Work, 229-242.
- Herzog, J. R. (2008). *Secondary trauma in family members of combat Veterans*. University of South Carolina, US.
- Hogan, P. F., & Seifert, R. F. (2010). Marriage and the military: Evidence that those who serve marry earlier and divorce earlier. *Armed Forces & Society*, 36(3), 420-438.
- Hosek, J. (2011). *How is Deployment to Iraq and Afghanistan affecting U.S. service members and their families?* Santa Monica, CA: RAND Corporation. (http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/occasional_papers/2011/RAND_OP316.pdf. 2015. 6. 10).
- Hall, L. K. (2008). *Counseling Military Families: What mental health professionals need to know*. New York: Routledge.

- Karney, B. R., & Crown, J. S. (2007). *Families under stress: An assessment of data, theory, and research on marriage and divorce in the military*. CA:RAND Corporation.
- Kavanagh, J.(2005). *Stress And Performance: A Review of the Literature and Its Applicability to the Military*: RAND Corporation.
- Kelley, M. L., Herzog-Simmer, P. A., Harris, M. A. (1994). Effects of military induced Separation on the parenting stress and family functioning of deploying Mothers. *Military Psychology*, 6, 125-138.
- Kelly, U. A., Skelton, K., Patel, M., Bradley, B. (2011). More than military sexual trauma: Interpersonal violence, PTSD, and mental health in women veterans. *Research in Nursing & Health*, 34(6), 457-467.
- Mansfield, A. J., Kaufman, J. S., Engel, C. C., & Gaynes, B. N. (2011). Deployment and mental health diagnoses among children of US Army personnel. *Archives of Pediatrics & Adolescent Medicine*, 165(11), 999-1005.
- Martin, J. A., Rosen, L. N., Sparacino, L. R. (Eds.). (2000). *The military family: A Practice guide for human service providers*. Westport, CT: Praeger.
- McKain, J. L. (1973). Relocation in the military: Alienation and family problems. *Journal of Marriage and Family*, 35(2), 205-209.
- National Association of Social Workers(2012). *NASW Standards for Social Work Practice with Service Members, Veteran , &The ir Families* (<https://www.socialworkers.org/practice/military/documents/MilitaryStandards2012.pdf>, 2013. 1. 5).
- Office of the Surgeon Multi-National Force-Iraq and Office of The Surgeon General United States Army Medical Command(2008). *Mental Health Advisory Team (MHAT) V Operation Iraqi Freedom 06-08*. (<http://armymedicine.mil/Documents/Redacted1-MHATV-OIF-4-FEB-2008Report.pdf>, 2015. 7. 2).
- Office of the Surgeon Multi-National Corps-Iraq and Office of The Surgeon General United States Army Medical Command(2009). *Mental Health Advisory Team (MHAT) VI Operation Iraqi Freedom 07-09* . (http://armymedicine.mil/Documents/MHAT-VI-OIF_EXSUM.pdf, 2015. 7. 5).
- Office of The Surgeon General United States Army Medical Command and Office of the Command Surgeon HQ, USCENTCOM and Office of the Command Surgeon US Forces Afghanistan (USFOR-A) (2011). *Joint Mental Health Advisory Team 7 (J-MHAT 7)*

- Operation Enduring Freedom 2010 Afghanistan.* (http://armymedicine.mil/Documents/J_MHAT_7.pdf, 2015. 7. 3).
- Office of The Surgeon General United States Army Medical Command and Office of the Command Surgeon Headquarters, US Army Central Command (USCENTCOM) and Office of the Surgeon General US Forces Afghanistan (USFOR-A) (2013) . *Joint Mental Health Advisory Team 8 (J-MHAT 8) Operation Enduring Freedom 2012 Afghanistan.* (http://armymedicine.mil/Documents/J_MHAT_8_OEF_Report.pdf, 2015. 7. 1) .
- Office of The Surgeon General United States Army Medical Command and Office of the Command Surgeon Headquarters, US Army Central Command (USCENTCOM) and Office of the Command Surgeon US Forces Afghanistan (USFOR-A) (2013). *Mental Health Advisory Team 9 (MHAT 9) Operation Enduring Freedom (OEF) 2013 Afghanistan .* (http://armymedicine.mil/Documents/MHAT_9_OEF_Report.pdf, 2015. 7. 5).
- Pavlicin, K. M. (2003). *Surviving Deployment: A guide for Military Families.* St. Paul, MN: Elva Resa Publishing.
- Tallant, S. H. & Ryberg, R. A. (1999). Common and Unique Ethical Dilemmas Encountered by Military Social Workers : *Social work practice in the military.* New York: Haworth Press.
- The U. S. Army Surgeon General (2003). *Operation Iraqi Freedom (OIF) Mental Health Advisory Team (MHAT) REPORT* (http://permanent.access.gpo.gov/lps67256/mhat_report.pdf, 2015. 11. 01) .
- Van Breda, A. D. (2012). Military Social Work Thinking in South Africa : *ADVANCES IN SOCIAL WORK*, Spring 2012, 13(1), Indiana, Indiana University School of Social Work, 17-33.
- Weinick, R. M., Beckjord, E. B., Farmer, C. M., Martin, L. T. et al (2011). *Programs addressing psychological health and traumatic brain injury among U.S. military servicemembers and their families.* Santa Monica, CA: RAND Corporation. (http://www.rand.org/pubs/technical_reports/TR950, 2014. 3. 2) .
- Whitworth, S. (1984). *Testimony on Military Families. Hearings of the Select Committee on Children, Youth and Families, U.S. House of Representatives, 98th Congress, Second Sess.* Washington, D.C. : U.S. Government Printing Office.
- Wooten, N. R (2015). Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education , *Journal of Social Work Education* 51(Suppl 1) : S6-S25.

- Wright, K. M., Burrell, L. M., Schroeder, E. D., Thomas, J. L., (2006). MILITARY SPOUSE: COPING WITH THE FEAR AND THE REALITY OF SERVICE MEMBER INJURY AND DEATH, Castro, C. A., Adler, A. B., Britt, T. W. (Ed), *MILITARY LIFE VOL3*, Westport, CT, Praeger Security International.
- 秋山薊二 (2002) . 社会福祉実践モデルとアプローチの変遷『戦後社会福祉の総括と二世紀への展望』東京：ドメス出版.
- 中村和彦 (2009) . 「さまざまな実践モデルとアプローチ I」『相談援助の理論と方法 II』東京：中央法規出版.

第5章

- Army Community Services(2008). *U. S. Army Deployment Cycle Readiness: Soldier's and Family Member's Handbook* (http://wisconsinmilitary.org/wp-content/uploads/2011/12/OPREADY_DCS_Handbook.pdf, 2013. 1. 18).
- Army Community Service (2008) *U. S. Army Deployment Support Handbook: Children and Youths* (https://www.myarmyonesource.com/cmsresources/Army%20OneSource/Media/PDFs/Family%20Programs%20and%20Services/Family%20Programs/Deployment%20Readiness/Operation%20READY/DEPLOY_SPPT_HBOOK_CHILD_YOUTH.pdf, 2014. 10. 12) .
- Barker, R. L. (2003). *The Social Work Dictionary, 5th Edition*, NASW Press.
- Beder, J. (ed). (2012) *Advances in Social Work Practice with the Military*, New York: Routledge.
- Burrell, L. M., Adams, G. A., Durand, D. B., Castro, C. A. (2006). The impact of military lifestyle demands on well-being. Army, and family outcomes. *Armed Forces & Society*, 33, 43-58.
- Coll, J. E., Eugenia. L., Metal, M (2013). Military Culture and Diversity : In Rubin, A., Weiss, E. L., Coll, J. E. (eds). *Handbook of Military Social Work*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, 23-24.
- Coll, J. E Weiss, E. L. Yarvis, J. S. (2012) NO ONE LEAVES UNCHANGED—INSIGHTS FOR CIVILIAN MENTAL HEALTH CARE: Beder, J. (ed) (2012) . *Advances in Social Work Practice with the Military*, New York: Routledge.
- Costello, J., Alenkin, N. (2011) . *Military Culture* (2011年8月28・29日開催「Reintegration Partnership Project」に関わる講習会での Military Culture に関する研修時の配付資料) .

- Council on Social Work Education (2010). *Advanced Social Work Practice in Military Social Work* (<http://www.cswpe.org/File.aspx?id=42466>, 2010.12.1) .
- Department of the Army(2007). *Deployment Cycle Support (DCS) Directive* (<http://www.dami.army.pentagon.mil/site/stable-show-prog/doc/Deployment-cycle.pdf>, 2014.5.6) .
- Department of Defense(2010). *Report on the Impact of Deployment of Members of the Armed Forces on Their Dependent Children* (http://www.militaryonesource.mil/12038/MOS/Reports/Report_to_Congress_on_Impact_of_Deployment_on_Military_Children.pdf, 2015.7.10) .
- Department of Defense(2011). *Military Deployment Guide—Preparing You and Your Family for the Road Ahead*. (<http://www.first.army.mil/divEast/documents/pdf/DeploymentGuide.pdf> .2014.1.20).
- Defense Manpower Data Center(2009). *The 2008 Survey of Military Spouses*. U.S. Department of Defense:Washington, DC.
- Ellen, R., DeVoe, E.R., Ross, A., (2012) .The Parenting Cycle of Deployment: *Military Medicine Volume 177 Issue 2*. 184–190(<http://publications.amsus.org/doi/abs/10.7205/MILMED-D-11-00292>, 2014.10.8).
- Franklin, K. (2012). Cycle of Deployment and Family Well-being, In Rubin, A., Weiss, E. L., Coll, J. E. (eds). *Handbook of Military Social Work*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons. 313–334.
- Halifax & Region Military Family Resource Centre:The Deployment Cycle (<http://www.halifaxmfr.ca/Deployment/Deployment-services-eng/> 2014.12.6).
- Hall, L.K. (2008). *Counseling Military Family*. New York: Routledge.
- Harnett, C(2012). Supporting National Guard and Reserve Members and Their Families, In Rubin, A., Weiss, E. L., & Coll, J. E. (eds). *Handbook of Military Social Work*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons, 335–357.
- Hassan .A(2012) . Social Work Practice With Military Family, In Dulmus, C & Sowers, S(ed) *Social Work Fields of Practice —Historical Trends ,Professional Issues , and Future Opportunities*; NewYork: John Wiley & Sons. 279–80.
- McFarlane, A.C. (2009). Military Deployment: the impact on children and family adjustment and the need for care: *Current Opinion in Psychiatry Volume 22 Issue 4* 369–373.
- Military.com(2011). (<http://www.military.com/spouse/military-deployment/dealing-with-deployment/deployment-family-checklist.html>, 2014.8.10).

- Riggs, S. A., Riggs, D. S. (2011). Risk and resilience in military families experiencing deployment: The role of the family attachment network, *Journal of Family Psychology, Vol 25(5)*, 675-687.
- Sheppard, S. C., Malatras, J. W., Israel, A. C. (2010). The impact of deployment on U.S. military families. *American Psychologist, 65(6)*, 599-609.
- Tanielian, T., Farris, C., Eply, C. (et al.) (2014). *Ready to Serve: Community-Based Provider Capacity to Deliver Culturally Competent, Quality Mental Health Care to Veterans and Their Families*. RAND, (http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR800/RR806/RAND_RR806.pdf, 2015. 2. 19).
- The Center for Deployment Psychology (<http://Deploymentpsych.org/why-know-about-military-culture>, 2015. 7. 28).
- U. S. ARMY ALASKA (2006). New Emotional Cycles of Deployment For SM and their Families (http://www.usarak.army.mil/crisisassistance/Documents/Deployment_emotional_cycles.pdf, 2015. 1. 25).
- Webb, N. B. (Ed.) (2010). *Helping Bereaved Children: A Handbook for Practitioners*, New York: Guilford Press.
- Wooten, N. R (2015). Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education: *Journal of Social Work Education Volume 51(Suppl 1)*: S6-S25.
- 厚生労働省 (2015). 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について (〔第5次改正〕平成27年3月31日 社援発 0331 第48号).
- 佐藤豊道 (2001). 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究』東京: 川島書店.
- 社会福祉振興・試験センター. 「出題基準・合格基準 別添 社会福祉士国家試験 試験科目別出題基準」 (<http://www.sssc.or.jp/shakai/kijun/attachment.html> 2014. 4. 5).
- 防衛省・自衛隊 a. (①英文 http://www.mod.go.jp/e/publ/w_paper/pdf/2013/35_Part3_Chapter1_Sec1.pdf ・和文 <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/pdf/25030101.pdf>, 2014. 11. 4) . (②英文 http://www.mod.go.jp/e/publ/w_paper/pdf/2013/40_Part3_Chapter2_Sec4.pdf ・和文 <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/pdf/25030204.pdf>, 2014. 11. 4) .
- 防衛省・自衛隊 b. (②英文 http://www.mod.go.jp/e/publ/w_paper/pdf/2013/40_Part3_Chapter2_Sec4.pdf ・和文 <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2013/pc/2013/pdf/25030204.pdf>, 2014. 11. 4) .
- 防衛省・陸上自衛隊 c. 隊員家族の方々へ (<http://www.mod.go.jp/gsd/family/pko/index.html> , 2014.11.4).

防衛省(2012). (http://www.mod.go.jp/j/approach/others/service/kanshi_koritsu/h24/pdf/r-sheet/0092.pdf, 2013. 10. 14) .

第6章

Council on Social Work Education(2010) *Advanced Social Work Practice in Military Social Work* (<http://www.cswe.org/File.aspx?id=42466>, 2014. 8. 15).

Council on Social Work Education(2008) EPAS Implementation(<http://www.cswe.org/Accreditation/EPASImplementation.aspx>, 2015. 12. 15).

Council on Social Work Education. *Seeking Institutions With Military Social Work Curricula*. (<http://www.cswe.org/CentersInitiatives/DataStatistics/ProgramData/36310.aspx>, 2015. 8. 1) .

Flynn, M.S& Hassan, A. M. (2010). Unique challenges of war in Iraq and Afghanistan. *Journal of Social Work Education*, 46, 169–173.

Hassan .A(2012). Social Work Practice With Military Family, Dulmus, C., Sowers, S. (ed) *Social Work Fields of Practice —Historical Trends ,Professional Issues, and Future Opportunities*, NewYork: John Wiley & Sons, 279–80.

Institute of Medicine (2010). *Preliminary assessment of readjustment needs of veterans, servicemembers and their families*, Washington:National Academies Press.

National Association of Social Workers(2012). *Standards for Social Work Practice with Service Members, Veterans, & Their Families*. (<https://www.socialworkers.org/practice/military/documents/MilitaryStandards2012.pdf>, 2013. 1. 10) .

National Association of Social Workers. *Practice & Professional Development > Practice*(<http://www.naswdc.org/practice/standards/index.asp>, 2012. 12. 10).

USC School of Social Work. *USC School of Social Work Schedul of Classes Archive Fall 2011*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/20113/sowk.html, 2012. 10. 2).

USC School of Social Work. *USC School of Social Work Schedul of Classes Archive Summer 2012*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/20122/sowk.html, 2012. 10. 2).

USC School of Social Work. *USC School of Social Work Schedul of Classes Archive Spring 2012*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/20121/sowk.html, 2012. 10. 2).

USC School of Social Work. (2011) *CRISIS INTERVENTION AND BRIEF THERAPY*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20121/60626.pdf, 2012. 6. 5).

- USC School of Social Work. (2011) *Clinical Practice with the Military Family: Understanding and Intervening*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20121/67016.pdf, 2012. 6. 2).
- USC School of Social Work. (2011) *Clinical Practice with Service Members and Veterans*. (<http://web-app.usc.edu/soc/syllabus/20142/67697.pdf>, 2012. 7. 2).
- USC School of Social Work. (2011) *Domestic Violence*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20113/60686.doc, 2012. 3. 5).
- USC School of Social Work. (2011) *Human Behavior and the Social Environment I*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20113/60415.pdf, 2012. 2. 2).
- USC School of Social Work. (2011) *Military Culture and the Workplace Environment*. (<http://web-app.usc.edu/soc/syllabus/20103/60675>, 2011. 11. 15).
- USC School of Social Work. (2011) *Social Work Practice with Families, Groups and Complex Cases*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20113/67531.doc, 2012. 2. 8).
- USC School of Social Work. (2011) *Social Work Practice with Individuals*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20113/60810.pdf, 2012. 2. 3).
- USC School of Social Work. (2011) *Substance Abuse with Consideration of Other Addictive Disorders*. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/syllabus/20121/67547.doc, 2012. 2. 9).
- USC Social Work (2012) *MSW@USC > Academic > Concentrations*. (<https://msw.usc.edu/academic/concentrations/>, 2012. 11. 30).
- University of Southern California (2011) Schedule of Classes Archive. (http://web-app.usc.edu/ws/soc_archive/soc/20122/sowk.html, 2012. 4. 5).
- USC Social Work Virtual Academic Center (2011) *MSW@USC Curriculum*. (<http://msw.usc.edu/wp-content/uploads/Curriculum-Snapshot-VAC-2011.pdf>, 2012. 5. 4).
- USC Social Work Virtual Academic Center : *Military Social Work*. (<http://msw.usc.edu/academic/sub-concentration/military-social-work/>, 2014. 4. 20).
- Whitworth, J. D., Herzog, J. R., Scott, D. L. (2012). Problem-based Learning Strategies for Teaching Military Social Work Practice Behaviors: Review and Evaluation *ADVANCES IN SOCIAL WORK, Spring 2012, 13(1)*, Indiana, Indiana University School of Social Work. 112-131.
- Wooten, N. R. (2015). Military Social Work: Opportunities and Challenges for Social Work Education *Journal of Social Work Education* 51(Suppl. 1): S6-S25.

第7章 「MilS」Wの実践展開に向けた研修プログラムの構築にむけて

- Castro, C. A. (2014). Practical Advice for Military Social Work (Military Social Work Forum 於 Fu Hsing Kang College・National Defense University 2014年4月2日開催資料).
- Costello, J., Alenkin, N(2011). *Military Culture* (2011年8月28・29日開催「Reintegration Partnership Project」に関わる講習会でのMilitary Cultureに関する研修時の配付資料).
- Flynn, M. S. (2014). The Social Work Profession and the Military (Military Social Work Forum 於 Fu Hsing Kang College・National Defense University 2014年4月2日開催資料).
- Hassan, A. M. (2014). The Occupation of Military Social Work(Military Social Work Forum 於 Fu Hsing Kang College・National Defense University 2014年4月2日開催資料).
- Hazle, M., Wilcox, S. L., Hassan, A. M. (2012). Helping Veterans and Their Families Fight On! *ADVANCES IN SOCIAL WORK, Spring 2012, 13(1)* Indiana:Indiana University School of Social Work, 229-242
- Wooten, N. R(2015). Military Social WorkW: Opportunities and Challenges for Social Work Education *Journal of Social Work Education* 51(Suppl 1): S6-S25.
- 岩田雅史(2007).「第7節 現場におけるメンタルヘルス活動 2. 航空自衛隊入間基地におけるメンタルヘルス活動」防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.
- 緒方克彦(2007).「第10章 第1節 序論」防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.
- 佐藤正久(2015). 守るべき人がいる 佐藤正久オフィシャルブログ 自衛官の自殺率：一般成人男性 約40.8人 > イラク派遣自衛官 約33.0人. (<http://ameblo.jp/satomasa-hisa/entry-12040252832.html> 2012.9.5).
- 澤村岳人(2007).「第10章 第7節 現場におけるメンタルヘルス活動 3. 航空事故におけるメンタルヘルス活動」防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.
- 自衛隊岡山地方協力本部:自衛官の階級構成. (<http://www.mod.go.jp/pco/okayama/osiete/qa.html>, 2015.9.22).
- 重村淳・野村総一郎(2007).「第10章 第2節 主な精神障害」防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.

柴田ゆみ・安藤祐一・林こずえ・柳瀬恵美子・川嶋千加恵(2007). 「第10章 第7節 現場におけるメンタルヘルス活動 5. 自衛隊岐阜病院精神保健福祉部のメンタルヘルス活動」 防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.

衆議院(2015). 内閣衆質一八九第二四六号衆議院議員阿部知子君提出自衛隊員の自殺, 殉職等に関する質問に対する答弁書(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189246.htm 2015. 8. 5).

防衛省・自衛隊.(2015). ホーム > 防衛省の組織 > わが国の防衛組織・定員 > 防衛省・自衛隊の人員構成(http://www.mod.go.jp/j/profile/mod_sdf/kousei/ 2015. 5. 1) .

防衛省(2014). 『平成26年版 防衛白書』東京：日経印刷.

松村琢也(2007). 「第10章 第7節 現場におけるメンタルヘルス活動 1. 中部方面隊におけるメンタルヘルス活動」 防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.

松村琢也(2007). 「第10章 第7節 現場におけるメンタルヘルス活動 4. 自衛隊阪神病院におけるメンタルヘルス活動」 防衛医学編集委員会編『防衛医学』埼玉：財団法人防衛医学振興会.

陸上自衛隊 a. ホーム 隊員家族の方々へ. (<http://www.mod.go.jp/gsdf/family/index.html>, 2013. 11. 5).

陸上自衛隊 b. ホーム 隊員家族の方々へ. (<http://www.mod.go.jp/gsdf/family/normal/index.html>, 2012. 11. 8) .

防衛省(2008). 『イラク復興支援活動行動史』 (<http://www.kiyomi.gr.jp/blog/5969/> (辻元清美 Official Website, 2015. 8. 25) .

「家族も一緒に国を守っている自衛隊 第4章 自衛隊の家族支援業務」『MAMOR』2010年7月号 Vol. 41. 東京：扶桑社.

終章－おわりに－

ソーシャルプラン. (<http://www.socialplan.biz/index.htm>, 2015. 9. 19) .

丸目満弓(2010). 我が国における産業ソーシャルワークの萌芽, その展望と課題～働く女性の子育て・介護支援を中心とした新たな役割を担う産業ソーシャルワーカーの固有性に着目する～ 近畿医療福祉大学紀要 Vol. 11(1) , 57～68. (2010) .

参考文献

- Adler, A. B., & Castro, C. A. (2013). An occupational mental health model for the military. *Military Behavioral Health*, 1.
- Applewhite, L. W., Hamlin, E. R., BrintzenhofeSzoc, K., & Timberlake, E. M. (1995). Clinical social work practice in the U.S. Army: An update. *Military Medicine*, 160(6).
- Besterman-Dahan, K., Gibbons, S. W., Barnett, S. D., & Hickling, E. J. (2012). The role of military chaplains in mental health care of the deployed service member. *Military Medicine*, 177.
- Coll, J. E., Weiss, E. L., & Yarvis, J. S. (2011). No one leaves unchanged: Insights for civilian mental health care professionals into the military experience and culture. *Social Work in Health Care*, 50.
- Cukor, J., Spitalnick, J., Difede, J., Rizzo, A., & Rothbaum, B. O. (2009). Emerging treatments for PTSD. *Clinical Psychology Review*, 29.
- Daley, J. G. (2013). Ethical decision making in military social work, In Rubin, A., Weiss, E. L., & Coll, J. E. (eds). *Handbook of Military Social Work*, Hoboken, NJ: John Wiley & Sons.
- Daley, J. G. (2003). Military social work: A multi-country comparison. *International Social Work*, 46(4).
- Du Plessis, A. W. (2001). Occupational social work in South Africa. *Employee Assistance Quarterly*, 17(1/2).
- DeVoe, E. R., & Ross, A. (2012). The parenting cycle of deployment. *Military Medicine*, 177, 184–190.
- Googins, B., & Godfrey, J. (1987). *Occupational social work*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Grieger, T. A., Cozza, S. J., Ursano, R. J., Hoge, C., Martinez, P. E., Engel, C. C., & Wain, H. J. (2006). Posttraumatic stress disorder and depression in battle-injured soldiers. *American Journal of Psychiatry*, 163, 1777–1783.
- Harris, J. (2000). History of Army social work. In J. Daley (Ed.), *Social work in the military* (pp. 3–22). Binghamton, NY: Haworth.
- Hartman, R. T., Wolfson, J., & Yevich, S. J. (2004). Military deployment health surveillance policy and its application to Special Operations Forces. *Military Medicine*, 169, 1–6.

- Kruger, A., & Van Breda, A. D. (2001). Military social work in the South African National Defence Force. *Military Medicine*, 166(11), 947-951.
- Larson, M. J., Wooten, N. R., Adams, R. S., & Merrick, E. L. (2012). Military combat deployments and substance use: Review and future directions. *Journal of Social Work Practice in the Addictions*, 12, 6-27.
- McCubbin, H. I., & Lavee, Y. (1986). Strengthening army families: A family life cycle stage perspective. *Evaluation and Program Planning*, 9(3).
- Moore, B. A., & Penk, W. E. (Eds.). (2011). Treating PTSD in military personnel: A clinical handbook. New York, NY: Guilford.
- Newby, J. H., Ursano, R. J., McCarroll, J. E., Liu, X., Fullerton, C. S., & Norwood, A. E. (2005). Postdeployment domestic violence by U.S. Army soldiers. *Military Medicine*, 170, 643-647.
- Ozawa, M. N. (1980). Development of social services in industry: Why and how? *Social Work*, 25(6).
- Paley, B., Lester, P., & Mogil, C. (2013). Family systems and ecological perspectives on the impact of deployment on military families. *Clinical Child and Family Psychology Review*, 16, 245-265.
- Pietrzak, R. H., Johnson, D. C., Goldstein, M. B., Malley, J. C., & Southwick, S. M. (2009). Psychological resilience and postdeployment social support protect against traumatic stress and depressive symptoms in soldiers returning from Operations Enduring Freedom and Iraqi Freedom. *Depression and Anxiety*, 26, 745-751.
- Rubin, A. (2012). Civilian social work with veterans returning from Iraq and Afghanistan: A call to action. *Social Work*, 57, 293-296.
- Savitsky, L., Illingworth, M., & DuLaney, M. (2009). Civilian social work: Serving the military and veteran populations. *Social Work*, 54, 327-339.
- Van Breda, A. D. (2002a, 15-20 September). *Military social work research in South Africa*. Paper presented at the 34th International Congress on Military Medicine, Sun City, South Africa.
- 『朝雲新聞』. 朝雲新聞社. 東京: 朝雲 (毎週木曜日発行).
- 足立叡他共著(1996). 『ソーシャル・ケースワーク』 京都: ミネルヴァ書房.
- 伊藤富士江(2001). 『ソーシャルワーク実践と課題中心モデル』 東京: 川島書店.
- 北島英治(2008). 『ソーシャルワーク論』 京都: ミネルヴァ書房.

- 空閑浩人編著(2012).『ソーシャルワーカー論』京都：ミネルヴァ書房.
- 小西加保留(2007).『ソーシャルワークにおけるアドボカシー』京都：ミネルヴァ書房.
- サビーネ・フリーシュト・トゥック(2008).『不安な兵士たち』東京：原書房.
- 自衛官になる本編集部(2014).『自衛官になる本』イカロス出版.
- 杉山隆男(1995).『兵士に聞け』東京：新潮社.
- 杉山隆男(1998).『兵士を見よ』東京：新潮社.
- 杉山隆男(2005).『兵士を追え』東京：新潮社.
- 杉山隆男(2007).『兵士に告ぐ』東京：新潮社.
- 杉山隆男(2013).『兵士は起つ』東京：新潮社.
- 高森敬久(2008).『転換期におけるソーシャルワーク実践』東京：中央法規.
- 仲村優一他編(2002).『戦後社会福祉の総括と二十一世紀への展望』東京：ドメス出版.
- 防衛医学編集委員会(2007).『防衛医学』東京：財団法人防衛医学振興会.
- 『MAMOR』.東京：扶桑社..
- 三島 正(2007).『ニッポンの「兵士」たち』東京：時事画報社.
- 三宅勝久(2004).『悩める自衛官』東京：花伝社.
- 三宅勝久(2008).『自衛隊員が死んでいく』東京：花伝社.
- 三宅勝久(2009).『自衛隊という密室』東京：高文研.
- 三宅勝久(2013).『自衛隊員が泣いている』東京：花伝社 .
- 宮本義(2004).『アメリカの対人援助専門職』京都：ミネルヴァ書房.